

目 次
第1号（12月12日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	5
欠席議員	6
事務局職員出席者	6
説明のため出席した者の職氏名	6
開 会	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	7
諸般の報告	8
町長提出第143号議案	10
町長提出第144号議案	11
町長提出第145号議案	12
町長提出第146号議案	13
町長提出第147号議案	13
町長提出第148号議案	14
町長提出第149号議案	14
町長提出第150号議案	14
町長提出第151号議案	14
町長提出第152号議案	14
町長提出第153号議案	14
町長提出第154号議案	14
町長提出第155号議案	14
町長提出第156号議案	14
町長提出第157号議案	14
町長提出第158号議案	22
町長提出第159号議案	22
町長提出第160号議案	22
町長提出第161号議案	22
町長提出第162号議案	22
町長提出第163号議案	22
町長提出第164号議案	22

町長提出第165号議案	22
散 会	33
署 名	34

第2号（12月15日）

議事日程	35
本日の会議に付した事件	35
出席議員	35
欠席議員	35
事務局職員出席者	35
説明のため出席した者の職氏名	36
開 議	36
会議録署名議員の指名	36
一般質問	36
7番 寺戸 昌子君	37
5番 草田 吉丸君	53
6番 丁 泰仁君	72
3番 米澤 宏文君	88
11番 板垣 敬司君	101
2番 川田 剛君	118
散 会	136
署 名	137

第3号（12月16日）

議事日程	139
本日の会議に付した事件	139
出席議員	139
欠席議員	139
事務局職員出席者	139
説明のため出席した者の職氏名	140
開 議	140
会議録署名議員の指名	140
一般質問	140
10番 京村まゆみ君	140
4番 岡田 克也君	158
8番 御手洗 剛君	175

1 番 後山 幸次君	1 8 8
散 会	2 0 7
署 名	2 0 8

第 4 号 (1 2 月 1 7 日)

議事日程	2 0 9
本日の会議に付した事件	2 1 1
出席議員	2 1 3
欠席議員	2 1 3
事務局職員出席者	2 1 3
説明のため出席した者の職氏名	2 1 3
開 議	2 1 4
会議録署名議員の指名	2 1 4
町長提出第 1 4 4 号議案	2 1 4
町長提出第 1 4 5 号議案	2 1 5
町長提出第 1 4 6 号議案	2 1 6
町長提出第 1 4 7 号議案	2 2 0
町長提出第 1 4 8 号議案	2 2 1
町長提出第 1 4 9 号議案	2 2 2
町長提出第 1 5 0 号議案	2 2 3
町長提出第 1 5 1 号議案	2 2 4
町長提出第 1 5 2 号議案	2 2 5
町長提出第 1 5 3 号議案	2 2 9
町長提出第 1 5 4 号議案	2 3 0
町長提出第 1 5 5 号議案	2 3 1
町長提出第 1 5 6 号議案	2 3 2
町長提出第 1 5 7 号議案	2 3 2
町長提出第 1 5 8 号議案	2 3 3
町長提出第 1 5 9 号議案	2 4 0
町長提出第 1 6 0 号議案	2 4 1
町長提出第 1 6 1 号議案	2 4 3
町長提出第 1 6 2 号議案	2 4 4
町長提出第 1 6 3 号議案	2 4 4
町長提出第 1 6 4 号議案	2 4 5
町長提出第 1 6 5 号議案	2 4 6
町長提出第 1 6 6 号議案	2 4 6

町長提出第167号議案	249
町長提出第168号議案	255
請願第6号	259
総務経済常任委員会の所管事務調査報告について	259
文教民生常任委員会の所管事務調査報告について	262
総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について	270
文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について	270
議会運営委員会の閉会中の継続調査について	271
閉会	271
署名	272

津和野町告示第104号

平成26年第10回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成26年12月3日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成26年12月12日
- 2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場

○開会日に応招した議員

後山 幸次君	川田 剛君
米澤 宥文君	岡田 克也君
草田 吉丸君	丁 泰仁君
寺戸 昌子君	御手洗 剛君
三浦 英治君	京村まゆみ君
板垣 敬司君	沖田 守君

○12月15日に応招した議員

○12月16日に応招した議員

○12月17日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成 26 年 第 10 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 1 日)

平成 26 年 12 月 12 日 (金曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 26 年 12 月 12 日 午前 9 時 00 分開

会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出第 143 号議案 専決処分の承認を求めることについて
平成 26 年度津和野町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 5 町長提出第 144 号議案 字の区域の廃止について
- 日程第 6 町長提出第 145 号議案 平成 25 年災第 313 号田平線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について
- 日程第 7 町長提出第 146 号議案 つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 8 町長提出第 147 号議案 母子及び寡婦福祉法の改正等に伴う関係条例の整備について
- 日程第 9 町長提出第 148 号議案 津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 10 町長提出第 149 号議案 津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 11 町長提出第 150 号議案 津和野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 12 町長提出第 151 号議案 津和野町保育の必要性の認定基準等を定める条例の制定について
- 日程第 13 町長提出第 152 号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 町長提出第 153 号議案 津和野町長及び副町長の諸給与条例の一部改正

について

- 日程第 15 町長提出第 154 号議案 津和野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 日程第 16 町長提出第 155 号議案 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 17 町長提出第 156 号議案 津和野町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 18 町長提出第 157 号議案 津和野町子ども等医療費助成条例の一部改正について
- 日程第 19 町長提出第 158 号議案 平成 26 年度津和野町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 20 町長提出第 159 号議案 平成 26 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 21 町長提出第 160 号議案 平成 26 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 22 町長提出第 161 号議案 平成 26 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 23 町長提出第 162 号議案 平成 26 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 24 町長提出第 163 号議案 平成 26 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 25 町長提出第 164 号議案 平成 26 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 23 町長提出第 165 号議案 平成 26 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 2 号)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出第 143 号議案 専決処分の承認を求めることについて
平成 26 年度津和野町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 5 町長提出第 144 号議案 字の区域の廃止について
- 日程第 6 町長提出第 145 号議案 平成 25 年災第 3 1 3 号田平線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について
- 日程第 7 町長提出第 146 号議案 つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

- 日程第 8 町長提出第 147 号議案 母子及び寡婦福祉法の改正等に伴う関係条例の整備について
- 日程第 9 町長提出第 148 号議案 津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 10 町長提出第 149 号議案 津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 11 町長提出第 150 号議案 津和野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 12 町長提出第 151 号議案 津和野町保育の必要性の認定基準等を定める条例の制定について
- 日程第 13 町長提出第 152 号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 町長提出第 153 号議案 津和野町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について
- 日程第 15 町長提出第 154 号議案 津和野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 日程第 16 町長提出第 155 号議案 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 17 町長提出第 156 号議案 津和野町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 18 町長提出第 157 号議案 津和野町子ども等医療費助成条例の一部改正について
- 日程第 19 町長提出第 158 号議案 平成 26 年度津和野町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 20 町長提出第 159 号議案 平成 26 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 21 町長提出第 160 号議案 平成 26 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 22 町長提出第 161 号議案 平成 26 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 23 町長提出第 162 号議案 平成 26 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 24 町長提出第 163 号議案 平成 26 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 25 町長提出第 164 号議案 平成 26 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 26 町長提出第 165 号議案 平成 26 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第

2号)

出席議員（12名）

1番	後山 幸次君	2番	川田 剛君
3番	米澤 宥文君	4番	岡田 克也君
5番	草田 吉丸君	6番	丁 泰仁君
7番	寺戸 昌子君	8番	御手洗 剛君
9番	三浦 英治君	10番	京村まゆみ君
11番	板垣 敬司君	12番	沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	本田 史子君	参事	大庭 郁夫君
総務財政課長	福田 浩文君	税務住民課長	楠 勇雄君
つわの暮らし推進課長			内藤 雅義君
農林課長	久保 睦夫君	環境生活課長	竹内 誠君
健康福祉課長	齋藤 等君	医療対策課長	下森 定君
建設課長	田村津与志君	教育次長	世良 清美君
会計管理者	山本 典伸君		

午前9時00分開会

○議長（沖田 守君） おはようございます。12月、師走に入って早くもきょう、12日、本日から平成26年第10回津和野町議会定例会が招集されましたところ、執行部を初め議員各位には、おそろいでお出かけをいただき、ありがとうございます。ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第10回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番、寺戸昌子君、8番、御手洗剛君を指名します。

それでは、先日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期及び議事日程等について協議しておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。1番、後山幸次君。

○議会運営委員長（後山 幸次君） おはようございます。それでは、ただいまから議会運営委員会協議報告書を読み上げます。

議会運営委員会を平成26年12月8日に開催し、今定例会の議会運営について協議しましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

今定例会の会期は、本日12月12日から17日までの6日間としたいと思います。

初日の12日は、議会の諸般の報告後、町長より提出議案の説明を受け、専決処分については、質疑、討論、表決を行い、散会します。

13日、14日は休会とし、15日、16日の2日間は一般質問を行います。今回の質問者は10人、38件であります。

17日は、町長提出議案の審議後、表決を行い、各常任委員会の報告を受けて、全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。津和野町議会議長、沖田守様、議会運営委員長、後山幸次。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月17日までの6日間といたしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月17日までの6日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（沖田 守君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

9月定例会以降における議会行事につきましては、お手元に配付のとおりであります。11月15日及び17日の議員派遣につきましては、緊急を要したため、津和野町議会会議規則第128条の規定により、議長において決定しましたので報告いたします。

諸般の報告書

【9月定例会以降】

- 10月 2日(木) 議会広報編集委員会
6日(月) 鹿足郡一部事務組合議会
8日(水) 島根県町村議会議員研修会(松江市)
9日(木) 議会広報編集委員会
11日(土) 津和野町駅伝競走大会 議長
12日(日) スポーツ少年団つわぶき少年野球大会(津校G)
17日(金) 人権・同和講演会 議長
18日(土) 日原遺族会(丸立寺) 議長
19日(日) スポーツ少年団長石少年剣道大会(津体) 副議長
21日(火) 第8回臨時会、全員協議会、文教民生常任委員会所管事務調査
23日(木) 全国わさび大会(グラントワ) 議長
24日(金) 益田地区広域市町村圏事務組合議会(益田市) 組合議員4名
25日(土) 津和野戦没者遺族追悼式(稻成神社) 副議長
26日(日) スポーツ少年団柔道大会(津高) 議長
31日(金) 文教民生常任委員会所管事務調査
11月 1日(土) 益田市政10周年記念式典(グラントワ) 議長
4日(火) 文教民生常任委員会所管事務調査
鹿足郡町村議会議員研修(吉賀町)
9日(日) 近畿島根県人会(大阪市) 副議長
近県音楽大会(津体) 議長
10日(月) 総務経済常任委員会所管事務調査
11日(火) 島根県選出国會議員との意見交換会(東京) 議長
12日(水) 町村議会議長全国大会(東京) 議長
13日(木) 第9回臨時会、全員協議会、文教民生常任委員会所管事務調査
15日(土) 山陰自動車道整備促進決起大会(萩市) 議長他議員7名
17日(月) ファウンディングベースとの意見交換会
18日(火) 島根県町村議会正副議長正副委員長研修会(松江市)
23日(日) 新嘗祭(稻成神社) 議長
26日(水) 文教民生常任委員会所管事務調査
12月 8日(月) 議会運営委員会、全員協議会
10日(水) 水曜会 議長

【視察】

- 10月 2日(木) 福岡県八女市議会議員(11名) 自伐型林業
10月24日(金) 鹿児島県出水市議会議員(7名) サイン計画
10月27日(月)・28日(火)
東京都文京区議会議員(6名) 防災協定、文化協定
11月 5日(水) 宮城県東松島市議会(7名) 定住施策
11月17日(月) 岡山県笠岡市議会(2名) 学校統廃合、まちづくりについて

益田地区広域市町村圏事務組合、鹿足郡事務組合、鹿足郡不燃物処理組合及び鹿足郡養護老人ホーム組合議会、財政支援団体監査の報告に関する書類は、事務局に保管してありますので、必要の向きはごらんいただきたいと存じます。

日程第4. 議案第143号

○議長(沖田 守君) 日程第4、議案第143号専決処分の承認を求めることについて、平成26年度津和野町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(下森 博之君) 皆様、おはようございます。本日は、12月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいで御出席を賜りまして、まことにありがとうございました。

さて、今定例会に提案をいたします案件は、専決案件1件、字区域廃止案件1件、契約案件1件、条例案件12件、一般会計を初め各会計補正予算案件8件の合計23案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議案第143号専決処分の承認を求めることについてでございますが、衆議院の解散に伴い、専決処分をさせていただいたもので、平成26年度津和野町一般会計補正予算(第6号)の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,332万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を101億4,617万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いをいたします。

○議長(沖田 守君) 総務財政課長。

○総務財政課長(福田 浩文君) それでは、議案第143号を御説明いたします。

このたびの専決補正につきましては、11月21日付の衆議院解散に伴いまして、同日付で専決処分したものでございます。

歳出の主なものから御説明いたしますので、別紙の10ページをお開きください。

総務費の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費でございます。報酬といたしまして、総選挙の実施に伴います選挙管理委員会委員投票管理者及び立会人等の委員報酬220万4,000円を新たに計上しております。

職員手当等といたしまして、期日前及び当日の投票事務と開票事務等に係る職員の時間外勤務手当 621万6,000円を新たに計上しております。

需用費といたしまして、選挙事務に係ります消耗品費 156万8,000円を新たに計上しております。

委託料といたしまして、ポスター掲示場等設置及び撤去委託料 160万円を新たに計上しております。

歳出の主なものは以上でございます。

それでは、歳入のほうを御説明いたしますので、8ページにお戻りください。

県支出金の総務費委託金でございますが、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行委託金 1,332万9,000円を新たに計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第143号を採決いたします。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。よって、本案件は承認することに決定いたしました。

日程第5. 議案第144号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第144号字の区域の廃止についてを議題といたします。

執行部より提案理由説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第144号でございますが、字の区域の廃止について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長(田村津与志君) それでは、議案第144号について御説明をいたします。

字区域の廃止に関しては、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めらるるものでございます。

内容といたしまして、廃止の調書をつけてございます。日原地区で4カ所、津和野地区で18カ所の記載をしております。

日原地区については、大字で申しますと、15カ所中、今、11カ所、廃止をしております。津和野地区においては、23カ所中5カ所、廃止をしております、残りが18カ所というふうになっております。

今回、字の区域廃止を必要とした理由及び経緯ということでございますが、地籍調査事業の実施により、字名の違う筆は合筆できないため、字を廃止し合筆を促進して、土地の筆数の合理化を行うというふうなものでございます。

今、これ以外で、中山間地域総合整備事業で左鐙地区、それから寺田地区で補助整備をしております、字廃止を部分的には行うというふうな必要もございます。今回、字廃止をしてない地区について、一括して町内全ての字を廃止したいというものでございます。(「この後は何か、これ」と呼ぶ者あり)

一番最後のところに参考資料というふうなことで裏につけてございます。登記簿上の記載として、これまで字が記載してございまして、今回、字を廃止した後、どうなるかと申しますと、登記事項の要約書上では出てまいります、下線があるものについては、抹消事項というふうなことになりまして、後になって字の確認をすることができるということでございまして、参考のために資料をつけております。

○議長(沖田 守君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第6. 議案第145号

○議長(沖田 守君) 日程第6、議案第145号平成25年災第313号田平線道路災害復旧工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(下森 博之君) それでは、議案第145号でございますが、平成25年災第313号田平線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めらるるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(沖田 守君) 建設課長。

○建設課長(田村津与志君) それでは、議案第145号について説明をさせていただきます。

契約の目的でございますが、平成25年災第313号田平線道路災害復旧工事、契約の方法、随意契約、契約の金額、変更額5万8,320円、変更後の契約金額5,184

万5,400円、契約の相手方、柿木村木部谷387番地、有限会社柿木土建でございます。

この内容についてでございますが、裏に、工事請負契約の仮契約書をつけてございます。工期はこのままで、金額のみの変更というふうなことでございまして、この変更については、出来高による精算変更というふうなものでございます。

その次のページのところに、当初契約の概要なり変更の概要というふうなことでつけておりまして、変更理由としては、出来高によって、それぞれの3点上げておりますが、残土処理場の場所の変更による減、それから推定岩盤線の変更がございまして、ブロック積み工が深い位置になったというふうなもの、それから、鉄筋構造物の取り壊し工の追加による増、既存のブロック等の取り壊しということで、最終出来高で5万8,320円の増というふうなことになっております。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第7. 議案第146号

日程第8. 議案第147号

日程第9. 議案第148号

日程第10. 議案第149号

日程第11. 議案第150号

日程第12. 議案第151号

日程第13. 議案第152号

日程第14. 議案第153号

日程第15. 議案第154号

日程第16. 議案第155号

日程第17. 議案第156号

日程第18. 議案第157号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第146号つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてから日程第18、議案第157号津和野町子ども等医療費助成条例の一部改正についての12案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第146号でございますが、つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

続いて、議案第147号でございますが、母子及び寡婦福祉法の改正等に伴う関係条例の整備について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第148号でございますが、津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第149号でございますが、津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第150号津和野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第151号でございますが、津和野町保育の必要性の認定基準等を定める条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第152号津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第153号津和野町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第154号津和野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第155号津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第156号津和野町国民健康保険条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第157号津和野町子ども等医療費助成条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしく願いをいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第146号つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、御説明をいたします。

まず、第1条、趣旨でございます。この条例は、若者定住推進対策として、子育て世帯の人口増加及び定住化を図り、地域活性化推進のため整備する、つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条、設置でございます。第2項、推進住宅の名称及び設置場所は、推進住宅一覧表のとおりでございます。

議案、3枚目の裏面をごらんください。

下段のほうに、別表（第2条、第14条関係）として推進住宅一覧表を掲載させていただいております。

まず、名称といたしまして、あわはら宮の下団地1号、2号、3号ということで、これ、設置につきましては、県道側から国道側に向かって1号、2号、3号という配置で設置しております。所在地については、津和野町青原443番地1、建設年度は平成26年度、構造・階数につきましては、木造・平屋建て、戸数については、おのおの1戸ということでございます。

また、左鏡鳥居ケ原団地につきましては、川側、旧国道187号線側から、手前から1号、2号という配置で、所在地につきましては、津和野町左鏡892番地1、それから建設年度につきましては、平成26年度、構造・階数につきましては、木造・平屋建て、1号、2号おのおの1戸で、計2戸でございます。

続きまして、もとに戻りますが、第3条、指定管理者による管理でございます。推進住宅の管理につきましては、指定管理者による管理を規定しておりまして、業務につきましては、第4条に規定しておりますように、推進住宅の家賃の徴収に関する業務、それから、推進住宅の維持管理に関する業務、その他、町長が推進住宅の管理運営上必要と認める業務ということにしております。

続きまして、1枚めくっていただきまして、第6条、入居者の資格でございます。推進住宅に入居できる者は、津和野町に25年以上居住する意思がある者、入居対象年齢は、原則40歳までの夫婦で、同居親族の中に小学生以下の子供がいる者、入居希望者または同居の親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、地方税等を滞納してない者、その他町長が必要と認めた者でございます。

続きまして、入居者の選定についてでございます。入居者の選定につきましては、第7条で、審査委員会の設置について規定をしており、第9条で、町長が審査委員会の審査に基づき、定住する意思の度合いの高さ等による判断基準により、入居者を決定するものとしております。

続きまして、第14条、家賃でございます。推進住宅の家賃の月額、先ほどの推進住宅一覧表（別表）のとおり、3万円としております。

続きまして、第25条、推進住宅の明け渡し請求ということで、町長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該推進住宅の明け渡しを請求することができるとしております。

第1号として、不正の行為によって入居したとき。2号として、家賃を3月以上滞納したとき。3号として、当該推進住宅を故意に損傷したとき。第4号として、第12条、同居の承認、第13条、入居の承継、または第21条、入居者の保管義務等、第22条、迷惑行為の禁止、第23条、禁止事項ということで、それぞれの規定に違反したとき。それから、第5号として、暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む）。第6号として、第1条の趣旨に反すると町長が認めたとき、ということで規定をしております。

続きまして、第26条、推進住宅の処分を規定しております。町長は、推進住宅（敷地を含む。）を入居者に譲渡することができる、ということで規定をしております。

附則といたしまして、施行期日として、この条例は、公布の日から施行する。経過措置といたしまして、この条例の施行前になされた推進住宅の入居者に係る公募、申し込み、選考及び決定については、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす、ということで規定しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 議案第147号を御説明いたします。

この関係条例の整備についてであります。第1条の津和野町福祉医療費助成条例、第2条の津和野町福祉事務所設置条例、第3条の津和野町課設置条例に関する条例の3条例において、「父子及び寡婦福祉法」の題名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されたことにより、条例を一部改正するものであります。

なお、津和野町福祉医療費助成条例につきましては、あわせて、難病の患者に対する医療費等に関する法律が新たに施行されたことに伴いまして、改正されるものであります。

これにつきましては、2枚めくっていただきまして、新旧対照表第2条第3項第6号で、「特定疾患治療研究事業実施要綱」を「難病の患者に対する医療等に関する法律」に改めるものであります。

なお、これらの条例の施行期日は公布の日からであります。難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に伴う、津和野町福祉医療費助成条例第2条第3項第6号の改正規定については、平成27年1月1日施行となります。

続きまして、議案第148号を御説明いたします。

本案は、児童福祉法の改正に伴い、本町における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

その主な内容でございますが、家庭的保育事業及び小規模保育事業等の設備の基準、職員保育時間及び保育の内容等について定めようとするものであります。

この条例の施行期日は、法律の施行日からでございます。

続きまして、議案第149号を御説明いたします。

本案は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、本町における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定しようとするものでございます。

その主な内容でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員・運営に関する基準等について定めようとするものであります。

この条例の施行期日は、法律の施行の日からであります。

続きまして、議案第150号を御説明いたします。

本案は、児童福祉法の改正に伴いまして、本町における放課後児童健全育成の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定しようとするものでございます。

その主な内容でございますが、放課後児童健全育成事業の一般原則、職員の一般的要件、設備の基準及び開所時間等について定めようとするものでございます。

この条例の施行期日につきましては、法律の施行の日からでございます。

次に、議案第151号を御説明いたします。

本案は、子ども・子育て支援法の制定に伴いまして、本町における保育の必要性の認定基準を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

その主な内容でございますが、保育の給付を受ける資格及び保育の認定基準について定めるものでございます。

この条例の施行期日は、法律の施行の日からでございますが、準備行為につきましては、公布の日からでございます。

なお、今、説明申し上げました4案件につきましては、国の基準をもとに制定したものでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、議案第152号を御説明いたします。

今回の一部改正につきましては、人事院勧告を受けまして、職員等に対して支給いたします給料及び諸手当につきましては、所要の条項等の改正を行うものでございます。

また、お手元に、資料を用意いたしております。参考資料といたしまして、津和野町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例資料でございますが、そちらのほうをごらんいただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

お手元の参考資料の2、条例の概要をごらんください。

給料表の改正でございますが、これにつきましては、このたびの人事院勧告を踏まえた一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準拠して改正するものでございます。

給料表の改正につきましては、若年層を重点に平均して0.3%の引き上げを行うこととなります。

施行期日につきましては、平成26年4月1日にさかのぼって適応するものでございます。

それから、(2)番でございますが、管理職員特別勤務手当の改正でございます。

従来は、管理職が週休日等に災害等の緊急時に勤務した場合、手当を支給しておりましたが、このたびの法改正に準拠いたしまして、平日の午前0時から5時まで勤務した場合におきましても、支給対象とするものでございます。

施行期日につきましては、平成27年4月1日より適用するものでございます。

次に、(3)番でございますが、(3)番のア、イでございますが、勤勉手当の支給割合の改正でございます。

年間で0.15月分引き上げるものでございます。期末手当と合わせまして、現行が「3.95月」でございますが、「4.10月」となるものでございます。

また、再任用職員につきましては、年間で0.1月引き上げまして、「2.05月」が「2.15月」となるものでございます。

施行期日につきましては、平成27年12月1日より適用するものでございます。

以上、御説明しました条項等を改正したものでございます。

それでは、引き続きまして、議案第153号を御説明いたします。

今回の改正につきましては、町長及び副町長の期末手当の支給割合の改正でございます。職員に準じまして、年間で0.15月引き上げるものでございます。現行が「2.95月」でございますが、「3.10月」となるものでございます。

施行期日は、平成27年12月1日より適用するものでございます。

資料の2番の(4)番の表でございます。

続きまして、第154号を御説明いたします。

先ほどの町長及び副町長と同じく教育長の期末手当の支給割合の改正でございます。年間で0.15月分引き上げるものでございまして、現行の「2.95月」が、「3.10月」となるものでございます。

施行期日につきましては、同じく平成27年12月1日より適用するものでございます。

続きまして、議案第155号を御説明いたします。

失礼いたしました。第153号、第154号の施行期日でございますが、いずれも平成26年の12月1日でございます。訂正をいたします。

第155号でございます。

今回の一部改正につきましては、国の時代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が、平成26年4月23日に公布をされ、その一部の規定が平成26年12月1日から施行されるのに伴いまして、関連をいたします本条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、1ページ、開いていただきまして、新旧対照表をごらんください。

上位法であります児童扶養手当法の条項等の改正に伴いまして、附則の第5条第7項の下線部分でございますが、こちら側を改正するものでございます。

附則といたしまして、本条例は公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 議案第156号を御説明いたします。

この条例の一部改正につきましては、健康保険法施行令等の一部改正に伴うものでございまして、1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

出産育児一時金の支給額を「36万」から「40万4,000円」に引き上げるものでございます。

なお、この条例の施行期日は、平成27年1月1日からでございます。

大変申しわけありません。支給額「39万」から「40万4,000円」に引き上げるものでございます。

続きまして、議案第157号を御説明いたします。

この条例の一部改正でございますが、児童福祉法の一部改正及び難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に伴うものでございまして、1枚めくっていただきまして、新旧対照表の中の第2条第3項第6号の中で、「疾患研究所事業実施要綱」が「難病の患者に対する医療等に関する法律」というような読みかえになっておりますけども、内容を変更するものでございまして、この条例の施行期日につきましては、27年1月1日からでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第19. 議案第158号

日程第20. 議案第159号

日程第21. 議案第160号

日程第22. 議案第161号

日程第23. 議案第162号

日程第24. 議案第163号

日程第25. 議案第164号

日程第26. 議案第165号

○議長（沖田 守君） 日程第19、議案第158号平成26年度津和野町一般会計補正予算（第7号）より、日程第26、議案第165号平成26年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）まで、以上8案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第158号平成26年度津和野町一般会計補正予算（第7号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,764万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を102億4,381万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

続いて、議案第159号平成26年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ178万円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億8,390万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第160号平成26年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ36万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億1,928万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第161号平成26年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,279万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億9,651万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第162号平成26年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ320万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億1,937万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第163号平成26年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額を4億5,308万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第164号平成26年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ64万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,127万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、教育次長から説明を申し上げます。

議案第165号平成26年度津和野町病院事業会計補正予算(第2号)についてでございますが、収益的収入及び収益的支出をそれぞれ28万7,000円追加し、収益的収入予算総額予算総額7億2,878万7,000円、収益的支出予算総額7億2,484万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(沖田 守君) 総務財政課長。

○総務財政課長(福田 浩文君) それでは、議案第158号を御説明いたします。

まず、5ページをごらんください。

第2表債務負担行為補正の追加でございます。

旧津和野藩多胡家表門番所保存修理事業の実施に伴うもので、今年度を含めまして2カ年間の事業となっております。期間を平成27年度、限度額を1,302万円とするものでございます。

1枚めくっていただきまして、第3表地方債補正の変更でございます。総額で3,380万円の増額補正をしております。

詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明いたします。なお、このたびの補正におきまして、人件費関連費目につきましては、特別職及び一般職の給与条例等の改正や、年度中に変更が生じた諸手当、共済組合追加費用の確定によりますもの等を計上しております。

また、お手元のほうに、補正予算の概要資料、先ほどの給与条例の資料の1枚はぐっていただきまして、2ページ目からでございますが、用意しておりますので、あわせて御参照いただければというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、22ページをごらんください。

総務費の財産管理費でございます。積立金といたしまして、ふるさと納税の増に伴いますふるさと津和野基金への積み立てとして310万円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、生活バス対策費でございます。もう一枚めくっていただきまして、委託料といたしまして、26ページでございますが、新規に購入いたしました町営バス2台に対しての、イメージアップキャラクター「つわみん」のラッピング委託料72万9,000円を計上しております。

備品購入費といたしまして、町営バス購入の入札減に伴いまして、171万5,000円を減額しております。

道の駅管理費の負担金補助及び交付金でございますが、地域の元気臨時交付金基金を財源といたしまして、なごみの里の温浴ターミナル施設の照明器具取りかえ工事等に対します修繕工事負担金573万4,000円を計上しております。

それでは、36ページをごらんください。

民生費でございます。民生費の社会福祉総務費でございます。委託料といたしまして、マイナンバー法の施行に伴います社会保障・税番号システムの整備委託料493万6,000円を計上しております。

負担金補助及び交付金といたしまして、臨時福祉給付金の支払い見込み額の増に伴いまして、212万5,000円を増額しております。

繰出金といたしまして、後期高齢者医療療養給付費負担金の確定等に伴いまして、後期高齢者医療特別会計繰出金2,992万7,000円を減額しております。

続きまして、48ページをごらんください。

衛生費の保健衛生総務費でございます。繰出金としまして、排水管移設工事等の増に伴いまして、簡易水道事業特別会計繰出金624万6,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、給水施設整備費でございます。負担金補助及び交付金としまして、水道未普及地域への給水事業費助成金100万円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、52ページ、じんかい処理費でございます。負担金補助及び交付金といたしまして、益田広域事務組合の前年度決算繰越金の増等に伴いまして、衛生費負担金202万3,000円を減額しております。

それでは、56ページをお開きください。

農林水産業費の農業振興費でございます。報酬といたしまして、1枚めくっていただきまして、58ページでございますが、地域おこし協力隊員数の減によりまして、委員報酬223万4,000円を減額しております。

委託料といたしまして、当初、計上しておりましたフロンティア日原へ対しての減額分と、新規分といたしまして、キャス事業に伴いまして、ジェイエイ日原山菜加工場への地域おこし協力隊事業委託料を合わせまして、105万5,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、農業担い手支援センター費でございます。負担金補助及び交付金といたしまして、町の会計を通らない国庫事業への変更等に伴いまして、新規就業者支援資金100万円を減額しております。

また、農業研修生への増に伴いまして、新規農林業就業者支援事業費補助金を121万4,000円、増額しております。

また、国の新規農林業就業者事業へのエントリー等に伴いまして、新規就農総合支援事業費補助金を375万円、減額をしております。

1枚めくっていただきまして、62ページ、林業振興費でございます。報酬といたしまして、年度初めからの採用を予定しておりました、地域おこし協力隊員を中途採用としたことに伴いまして、委員報酬208万8,000円を減額しております。

需用費といたしまして、協力隊員の作業装具、用具等の消耗品費といたしまして、147万2,000円を増額しております。

それでは、66ページをごらんください。

商工費の商工振興費でございます。負担金補助及び交付金といたしまして、実績見込みの増に伴いまして、個別商業包括的支援補助金60万円を増額しております。

観光費の委託料といたしまして、1枚めくっていただきまして、68ページでございますが、SL代行バス委託料の確定に伴いまして、SL運行対策委託料155万4,000円を減額しております。

また、下左鐙の千八尋の滝周辺の観光施設樹木等伐採業務委託料として、65万円を計上しております。

駐車場管理費の工事請負費といたしまして、地域の元気臨時交付金基金を財源としまして、津和野駅前駐車場システムの改修工事896万4,000円を計上しております。

それでは、74ページをごらんください。

土木費の住宅管理費でございます。需用費といたしまして、町営住宅の給湯機器等の修繕料107万3,000円を増額しております。

また、工事請負費といたしまして、青原団地ストック改善事業費981万7,000円を増額しております。

それでは、78ページをごらんください。

消防費の災害対策費でございます。工事請負費といたしまして、町の指定避難所14カ所へのケーブルテレビ設備工事52万6,000円を計上しております。

続きまして、82ページをごらんください。

教育費の教育諸費でございます。委託料といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴います、本町の例規整備支援業務委託料54万円を計上しております。

工事請負費といたしまして、青原小学校校舎改築工事の工期変更の見込みによりまして、ソーラーパネル設置工事を次年度へ繰り延べすることによりまして、2,750万円を減額しております。

補償、補填及び賠償金といたしまして、青原小学校校舎改築工事に伴います電柱移転補償金141万9,000円を計上しております。

それでは、90ページをごらんください。

民俗資料館費でございます。工事請負費といたしまして、養老館前の掘割の太鼓橋かけかえ工事150万円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、天文台関連施設費でございます。需用費といたしまして、大型望遠鏡のギヤボックス等の修繕料95万5,000円を増額しております。

次に、一番下の埋蔵文化財発掘調査事業費でございますが、1枚めくっていただきまして、94ページ、公有財産購入費といたしまして、教育委員会の埋蔵文化財資料室、旧の三松園でございますが、その用地購入費1,546万4,000円を計上しております。

それでは、98ページをごらんください。

災害復旧費の過年度農地農業施設災害復旧費でございます。委託料といたしまして、精算に伴います名賀地区流木処理業務委託料478万5,000円を増額しております。

工事請負費といたしまして、災害査定時に土砂等の堆積によりまして、把握できなかった農地の災害復旧工事費2,441万5,000円、同じく農業施設の工事費1,710万1,000円を増額しております。

また、査定後の現地精査によりまして、新たな農地の災害復旧工事費1,105万3,000円を増額しまして、合わせて5,256万9,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、公債費でございます。元金につきましては、平成15年度許可分の臨時財政対策債が10年経過いたしまして、その利率の見直しによりまして、長期債元金38万8,000円を増額しております。

利子につきましては、平成25年度許可分の借入額の確定に伴います減によりまして、長期債利子560万円の減額をしております。

1枚めくっていただきまして、諸支出金の国庫支出金還付金でございます。過年度分生活保護費国庫負担金に係る返還金1,231万2,000円を計上しております。

また、過年度分障害者自立支援給付費国庫負担金に係る返還金112万7,000円、同じく、県負担金に係る返還金102万9,000円を計上しております。

それでは、歳入の主なものを御説明いたしますので、12ページにお戻りください。

まず、地方交付税でございます。普通交付税を9,300万円、増額をしております。

次に、使用料及び手数料でございます。教育使用料でございますが、入館者数の減少に伴いまして、森鷗外記念館使用料につきましては440万円、旧堀氏庭園使用料につきましては133万円のそれぞれ減額をしております。

次に、国庫支出金でございます。民生費国庫補助金でございますが、支払い見込み額の増に伴いまして、臨時福祉給付金給付事業費補助金212万5,000円を増額しております。

続きまして、県支出金でございます。1枚めくっていただきまして、14ページでございます。総務費県補助金でございますが、青原小学校校舎ソーラーパネル設置工事の次年度繰り延べに伴いまして、再生可能エネルギー等導入推進基金事業費補助金2,750万円を減額しております。

次に、民生費県補助金でございますが、県への交付見込み額の申請によりまして、第3子以降保育料軽減事業補助金113万2,000円を計上しております。

また、マイナンバー法の施行に伴います社会保障・税番号制度システム整備費補助金333万2,000円を計上しております。

次に、農林水産業費県補助金でございます。国の新規農林業就業者事業へのエントリ一等に伴いまして、新規就農総合支援事業費補助金375万円を減額しております。

次に、寄附金でございます。総務費寄附金でございますが、寄附をされた方の増によりまして、ふるさと納税310万円を増額しております。

次に、繰入金でございます。町会計を通らない国庫事業への変更等に伴いまして、農林水産業費の関係でございますが、産業後継者育成基金繰入金 116 万円を減額しております。

また、道の駅等の観光施設に対する修繕工事の負担金をこのたび、地域の元気臨時交付金基金繰入金に組み替えたことに伴いまして、津和野町観光振興基金繰入金、これは入湯税を財源とした基金でございますが、170 万円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、16 ページでございます。

諸収入でございますが、民生費受託事業収入でございます。広域入所児童数の減に伴いまして、広域入所保育料 124 万 4,000 円の減額をしております。

最後に、町債でございます。

まず、総務費の過疎対策事業債でございますが、町営バス購入の入札減に伴いまして、コミュニティ交通整備事業 170 万円を減額しております。

農林業債の過疎対策事業債でございますが、農業研修生の増に伴いまして、過疎地域自立促進特別事業 140 万円を増額しております。

土木債の公営住宅建設事業債でございますが、青原団地ストック改善事業費の増額に伴いまして、公営住宅建設事業 990 万円を増額しております。

教育債の緊急防災・減災事業債でございますが、青原小学校校舎改築工事の電柱移転補償に伴いまして、緊急防災・減災事業 140 万円を増額しております。

それから、民生費の一般単独事業債でございますが、青原児童クラブ建設事業の財源を地域の元気臨時交付金基金繰入金から一般単独事業債に組み替えたことに伴いまして、合併特例 2,200 万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 議案第 159 号を御説明いたします。

歳出より説明いたしますので、10 ページをごらんください。

総務費の一般管理費 30 万 4,000 円につきましては、一般職の給与条例改正等に伴うものでございます。

2枚めくっていただきまして、14 ページの諸支出金の保険税還付加算金 10 万円につきましては、さかのぼり損失等によりますものでございます。

それから、償還金 23 万 8,000 円につきましては、県調整交付金の平成 25 年度分が過大交付であったため、発生したものでございます。

続きまして、歳入に移ります。8 ページをごらんください。

療養給付費交付金 147 万 6,000 円につきましては、平成 25 年度分が確定し、追加交付されたことによるものでございます。

一般会計繰入金 30 万 4,000 円につきましては、先ほど歳出で説明しました、一般管理費の増に伴うものでございます。

続きまして、議案第160号を御説明いたします。

歳出より説明いたしますので、10ページをごらんください。

総務費の一般管理費につきましては、一般職の給与条例改正等に伴うものでございます。

1枚めくっていただきまして、12ページの保険給付費の負担金補助及び交付金の居宅介護サービス給付費の888万円の減、めくっていただきまして、14ページの介護予防サービス給付費の850万円の増、並びに、介護予防福祉用具購入費38万円の増につきましては、それぞれの実績見込みによる増減でございます。

16ページをごらんください。

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の32万2,000円につきましては、職員の給与条例改正によるものでございます。

続いて、歳入に移ります。8ページをごらんください。

一般会計繰入金36万5,000円につきましては、先ほど説明しました一般管理費並びに包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の増額に伴うものでございます。

以上です。

続きまして、議案第161号を御説明いたします。

歳出より説明いたしますので、10ページをごらんください。

広域連合納付金の1,279万6,000円の減につきましては、平成26年度の保険基盤安定負担金、並びに療養給付費負担金の確定によるものでございます。

続きまして、歳入に移ります。8ページをごらんください。

一般会計繰入金2,992万7,000円の減につきましては、先ほども御説明しました、平成26年度の保険基盤安定負担金、並びに療養給付費負担金の確定、並びに平成25年度の療養給付費負担金の還付の確定によるものでございます。

雑入の1,713万円につきましては、平成25年度の療養給付費負担金の還付を雑入で受けたものでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（竹内 誠君） それでは、議案第162号を御説明いたします。

10ページの歳出をごらんください。

水道管理費の職員人件費につきましては、給与改定等に伴うものでございます。

工事請負費につきましては、部栄地区における県道津和野田万川線改良工事に伴う配水管移設工事の工事区間延長等によりまして、253万3,000円の増額、そして、新たに須川地区において、県道須川谷日原線改良工事に伴う配水管移設工事によるもので、186万3,000円を計上しております。

また、池村地区において、町道添谷線道路改良工事に伴う配水管移設工事は、道路改良工事の取りやめによるもので、270万円を減額しております。

償還金利子及び割引料につきましては、宅内の漏水修理を終えたもので、過年度分の水道料金の還付金18万7,000円を増額しております。

公債費につきましては、平成25年度決算に基づきまして、消費税確定申告による納付額としまして70万円を計上しております。

戻りまして、8ページの歳入をごらんください。

一般会計繰入金につきましては、先ほど歳出で御説明いたしました水道管理費に充当するために、624万6,000円を計上しております。

雑入につきましては、消費税額の確定によりまして、還付金の30万円を減額しております。

県道津和野田万川線改良工事に伴う配水管移設補償費につきましては、補償対象工事区間の延長減によるもので、70万7,000円を減額しております。

県道添谷線道路改良工事に伴う配水管移設補償費につきましては、道路改良工事のとりやめによるもので、203万2,000円を減額しております。

続きまして、議案第163号を御説明いたします。

補正予算につきましては、歳出のみの組み替えによるものでございます。

6ページの歳出をごらんください。

業務費の職員人件費につきましては、給与改定等に伴うものでございます。

環境費の需用費につきましては、修繕料としまして、日原地区下水道のマンホールポンプ故障による修繕のために、23万2,000円を増額しております。

委託料につきましては、いずれも入札減によるものですが、施設管理業務委託のうち、中継ポンプ点検清掃業務委託料を20万2,000円減額、そして、管路台帳システム更新委託料を28万円、減額しております。

処理場費の需用費につきましては、光熱水費としまして、津和野地区下水道処理場の電気料を10万5,000円、増額しております。

委託料につきましては、日原地区下水処理場周辺整備委託料としまして6万円を減額しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） それでは、続きまして、議案第164号平成26年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第1号）について、御説明を申し上げます。

資料をまず、片面印刷をしております、大変見にくくて申しわけありませんが、10ページ、11ページの歳出をごらんください。

小藤育英基金、これの積立金でございますが、減額7万2,000円、これは返還金の猶予の申し入れによりまして7万2,000円の減額をしております。

それから、津和野町育成奨学基金の奨学金積立金でございますが、一括の繰り上げ償還2名分の90万円の増と返還の猶予を3名分、18万7,000円の減、合わせまして71万3,000円の増になっております。

戻っていただきまして、8ページ、9ページの歳入でございます。

貸付金元利収入で、先ほどの歳出の合計額として64万1,000円増という形で上程をしております。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 議案第165号を御説明いたします。

3ページの収益的収入及び支出をごらんください。

収益的支出の病院事業費用の給与費28万7,000円の増額は、給与改定に伴うものであります。

歳入の収益的収入をごらんいただきたいと思います。

医業外収益の負担金交付金の28万7,000円の増額は、職員給与費等の一般会計からの繰入金であります。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

なお、本日まで受理した要望書等は、既に配付のとおりであります。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでございました。

午前10時15分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 26 年 第 10 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 2 日)

平成 26 年 12 月 15 日 (月曜日)

議事日程 (第 2 号)

平成 26 年 12 月 15 日 午前 9 時 00 分開

議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員 (12 名)

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 宏文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	本田 史子君	参事	大庭 郁夫君
総務財政課長	福田 浩文君	税務住民課長	楠 勇雄君
つわの暮らし推進課長	内藤 雅義君
農林課長	久保 睦夫君	環境生活課長	竹内 誠君
健康福祉課長	齋藤 等君	医療対策課長	下森 定君
建設課長	田村津与志君	教育次長	世良 清美君
会計管理者	山本 典伸君			

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。師走の衆議院解散総選挙もきのうで投票が終わりました。第3次安倍内閣の発足も間もなくであろうと、こういう状況下にあります。

我が津和野町議会も、この12月定例会、きょうから一般質問に入るわけですが、慎重審議を賜りますようお願いを申し上げて、これから第2日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番、三浦英治君、10番、京村まゆみ君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

一般質問の通告がありますので、本日より一般質問に入ります。

順次発言を許します。発言順序1、7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） おはようございます。通告に従い質問をさせていただきます。

教育委員会委員の任命について。

御存じのように教育委員会は、1948年、教育をあらゆる不当な支配から守り育てるという、教育の自主性を保障する住民自治の組織としてスタートしました。それは、

戦前、日本が戦争へと突き進んだのは、戦前の教育のあり方にもあったという強い反省からつくられたものです。そのため教育委員会制度の発足当初は、住民の選挙によって住民の代表として教育委員が選ばれていました。教育委員会が教育の最高意思決定機関であり、教育行政を行う教育委員会事務局を指揮監督するものでした。

しかし、1956年、教育委員の公選制は廃止になり、首長が議会の同意を得て任命する現行の教育委員会制度が導入されました。現在では、教育委員が住民側に立った活動が薄く、審議が形骸化しているという国民の批判を招いています。

来年4月に新しい教育委員会制度が始まります。ここにおいても、教育委員会制度発足当時の三つの根本方針である中央集権でなく、地方分権、民意の反映、一般行政からの独立、これは変わっていないとされています。しかし、現行では、首長が任命することになっています。

現行では、教育長は教育委員の互選により決められていますが、新教育委員会制度では、首長が任命することになっています。しかも、新教育長は、教育委員会の代表者である教育委員長の職とともに、事務の統括者である教育長を一本化し、さらに強力な権限を持ったポストとなります。

首長の教育に関する考え方が色濃く反映される可能性があり、住民自治が守られるか、懸念されています。

このような改革のもとで、この津和野町でも教育委員会が住民の悩みや要求を吸い上げて活動する、住民自治の機関としてのその機能を十分に発揮することができるのでしょうか。

次に、教育委員会を構成する教育委員は、どのような基準のもとに選ばれ、任命されたのでしょうか、質問します。お願いします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日から一般質問ということでございまして、どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、7番、寺戸昌子議員の御質問にお答えをさせていただきます。

教育委員会制度に関する御質問でございますけれども、私に対しての御質問と受けとめておりますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

御承知のように、平成27年4月1日より教育委員会制度が改正されます。

今回の主な改正点の中では、教育委員長の職をなくし、教育長がその職務を受け持つことで名実ともに教育行政のトップとして総理することとなる点や、その教育長を首長が議会の同意を得て直接任命すること、また、教育長のみ3年の任期となることなどの改正が行われております。

また、首長は、首長と教育委員会により構成される「総合教育会議」を設け、教育の振興に関する施策の大綱を策定するなどの改正がなされます。

この改正により、教育委員会に対する首長の関与が大きくなり、教育委員会制度の根幹であるレイマンコントロールや教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保について、懸念される方もおられるようですが、教育委員会は引き続き合議制の独立した執行機関に変わりありません。

一方で、今までも教育委員の選任や予算編成、条例案の提出などの首長の権限により、首長の考えを無視して教育委員会だけで独自に事業執行を行うことはできないことから、実質的には議員御指摘のような点についても、大きな懸念にはならないと考えております。

次に、教育委員の選任基準ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条第1項に「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命する。」とあり、さらに同条第4項には、「委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならない。」と規定をされております。

委員の選任に当たっては、この法律に基づくとともに、地域間のバランスや御本人の教育委員としての意欲等も加味して任命をしております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 今後も、レイマンコントロールや政治的中立、継続性・安定性の確保がなされることをお聞きいたしました。

特に、レイマンコントロールである民意の反映について、これからかなり努力していただきたいと思います。

7月に文部科学省から出された通知に、「教育に対する深い関心や熱意が求められると、教育委員の任命について教育に対する深い関心や熱意がある方を求めるていかなくは」ということが書かれてありましたが、本町においてもそれを重視されていると思います。

今回、新しい教育委員を任命されるに当たって、教育に深い関心を持ち、教育委員を希望されている方がおられたとお聞きしました。その方は、教育委員の任命されるときの候補には挙がらなかったのでしょうか、お聞きします。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 委員さんの言われる方の情報が、私たちのほうには十分に伝わっておりませんが、現在、今回、委員として任命をしていただいた方については、もちろん、教育に関心もありますし、個人的にもすぐれた方だろうというふうに思っております。

そういった情報自体が我々のほうに十分入っておりませんし、希望しておられた方ということも伺っておりませんので、そこがどういったところで議員さんのほうへ伝わっておるのが、結局、理解ができないところがございます。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） その熱意のある方は、個人的に教育委員になりたいとすごく希望されていたと聞いています。その意思表示もされたと聞いています。ですので、その辺が伝わっていなかったのは、とても残念なことだと思います。

今後、自分は教育委員になりたいという強い熱意を持たれた方が出た場合は、その候補に挙げられるということと理解してよろしいのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 人事案件のことでもありますので、相当慎重にお話をしているかなきゃならないというふうに思っております。

教育委員会としての先ほどの見解がありました。それはそれで事実であります。

実は、私のほうには、ある方から教育委員会に立候補したいと、教育委員として、そういうお手紙をいただいたという事実は確かにございます。

ただ、この教育委員の人選に当たりましては、最終的には私が議会に上程をする責任があるわけですが、いわゆる、教育委員会制度の先ほどから議員がいろいろこの御指摘をいただいている、そういう制度のやはり意義・精神、それはやっぱり私自身が一番尊重をして守っていかなければならない、そのことを非常に強く自覚しておりますので、やはり教育委員の人選に当たっても、まずは、教育委員さんのほうでどういう方がふさわしいのかということに当たってほしいということで、一回投げかけをしております。ある程度の教育委員の委員会のほうで人選が決まりましたら、私のほうにも報告をいただいて、私もその方でいだろうということになって初めて、この議会に上程をさせていただく、そういう過程を通らしていただいているということでもあります。

今回、お手紙もいただいたという話をいたしました。もうそのときには、ある程度教育委員会の中での人選がもう終わったという報告も受けていたと、こういう方ということをお願いとったということでもありまして、そうした中で、私自身その方も、今回上程されて新しく教育委員になられた方ではありますが、非常に素晴らしい方だというふうな思いもありましたので、今回そのお手紙をいただいた方についての検討までには至っていないと、そういうような経過であるわけでもあります。

当然、御承知のとおりであります。新しい教育委員につきましても、私の名のもとで議会のほうに上程をさせていただきまして、たしか、このたびは満場一致であったかと思えますけれども、議会のほうの御承認もいただいて、そういう正規の手続も経て新しく任命させていただいた。そういう状況であります。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） そういう過程があったという、こう、何ていっていいのかな、一般の町民は教育委員さんがどのように選ばれるかとかいうのは、余り知られていない、これもやっぱり教育委員会が民意を吸い上げてくる努力がまだ足りないんじゃないかなという気がします。

今後、立候補したいというか、教育委員になりたいという意思を持たれる方がおられたら、町長にというのではなく、教育委員さんにその意思を表明するというのが妥当というお話だったのでしょうか、今の町長のお話は。

町長、済みません、これから先の教育委員のことについて、教育委員をしたいと思われる方が出たとき、熱意を持たれた方が出たときは、どのような行動をとったらよいのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） その辺は特に明確なルールというのは、ないというふうに思っております。教育委員会のどなたでもいいのかもしれませんが、当然私に直接というようなことでもそれは構わないかというふうに思っております。

ただ、今回は余りにもタイミングが遅過ぎましたので、もう既に候補も挙がって、その候補の内諾も得ている段階の中で、また別の方に、そのことがよほど問題があれば別ですけども、また変更するというのは、今までお願いしておいたそういう候補の方に非常にやはり失礼な話にもなりかねないという、非常に人事案件というものは慎重にやらなければならないということも御理解をいただきたいというふうに思っております。

ただ、申し上げておきたいのは、ただやる気だけでは、なかなかそれで、じゃあすぐ教育委員としてお願いができるかどうかというのは、また、いろんなこの考えを持って臨まなければならないというふうに思っております。

先ほども述べましたように、いろんな年齢や性別や職業あるいは保護者の立場の方ですとか、そうした幅広いところからより公平に、その教育委員の選任をしていかなければならないということでもありますから、その方が大変すばらしい方であっても、いろんな立場の方を教育委員になっていただくという観点からお断りするとか、なかなかそこまでに至らないという可能性としては残されているかもしれませんので、その点については御了解をいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 私も今回、新しく教育委員になられた方、すばらしい方と思います。女性の立場からいろいろと教育に関することをいろいろ考えていただきたいし、保護者の側からの意見も出していただける方だと思います。

ちょっと話がずれるのですが、その新しい教育委員さんを選ばれるときには、個人の人格を尊重されて選ばれたと思います。ですが、先日議会で新しい委員さんの紹介をしていただくときに、説明の中に一つだけ気になる点がありました。

「誰々の奥さんです」という説明をされたのが非常に私は残念でした。「その方の御主人は、これをしておられる」と説明をされるのはいいのですが、細かい点かと言われるかもしれませんが、女性としてその方を、個人を尊重されて選ばれたのですから、誰々の奥さんという表現は控えていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

原発の避難計画受け入れについて。

島根原発は、全国で唯一県庁所在地に立地しています。住民の避難などが必要になる半径30キロ圏内に約40万人が生活し、10キロ圏内には、県庁、市役所、オフサイトセンター、病院などの都市機能が集中しています。

先日、中国電力の主催する研修会に参加してきました。その中で、島根原発に万が一の事態が起きたとき、津和野町では2,000人の避難者を受け入れることになっている話がありました。

島根県では、2012年11月、島根原発の事故を想定した「島根県広域避難計画」を公表しました。避難計画では、島根原発から30キロ圏内の松江、出雲、安来、雲南、4市の住民約39万6,000人の避難先となる4県70市町村とその避難ルートが示され、避難先は公民館などの地区ごとに明示されています。

津和野町も松江市乃木に住む1万6,000人のうち、2,000人の避難先に指定されています。その2,000人のうち、災害時の要援護者は90人とされています。

原発事故は、いつ起こるかわかりません。近年、大災害もふえています。備えは必要不可欠です。2,000人の避難者があるとなれば、全町民規模の手助けが必要になると思われます。津和野町の島根県広域避難計画による避難者の受け入れ計画はできているのでしょうか。計画はどのようなものなのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、原発避難計画受け入れについての御質問についてお答えをさせていただきます。

島根県では、島根原子力発電所において、原子力災害が発生または発生するおそれがある場合、発電所からおおむね半径30キロメートル圏内の四つの市の住民を、県内自治体及び広島県、岡山県、鳥取県へ「広域避難させる原子力災害に備えた島根県広域避難計画」を平成24年11月に策定いたしました。

当計画におきまして、津和野町では、松江市乃木地区の一部の住民約2,000人を受け入れることとしております。その際の避難所は、日原体育館及び津和野体育館を指定しております。また、おおむね90人と想定される社会福祉施設入所者及び在宅要援護者につきましては、広域福祉避難所として、日原山村開発センター及び津和野町民センターを指定しております。

避難に当たっては、初動段階での避難所開設、住民の食料及び生活必需品等の調達、長期間にわたった場合の避難所での自主的運営ルール設定等への対応など多くの問題が考えられますが、現時点では、県や松江市との詳細な協議が整っていないため、本町における具体的な避難所の受け入れ計画までは定めておりません。

今後、県及び松江市と協議を重ね、町としての体制整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） インターネットで調べたときには、第1次の避難場所が、なごみの里とシルクウェイにちはらになっていました。

ところが、今お聞きすると、日原体育館や津和野体育館または社会福祉施設、山村開発センターや町民センターということになっていますので、その違いがちゃんと県のほうに伝わっているかどうか不安な点が一つと、これ、受け入れは可能だと町長は考えておられますでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 先ほどの議員の御質問の両道の駅の件でございますが、まず、乃木地区の2,000人の住民の方が本町に避難する場合のルートでございますが、松江市が準備されますバス等でおいでになる方もいらっしゃいます。それから、公共の交通機関、JRになろうかと思いますが、JR、それから自家用車等でおいでになる方もいらっしゃるかと思います。そのうち自家用車なりバスでおいでになる方につきましては、ひとまず本町の道の駅シルクウェイにちはらとなごみの里のほうにおいでいただきまして、そこで松江市のほうからおいでいただいた職員、それから本町職員で手分けをしながら、先ほど言いました日原体育館、津和野体育館のほうに避難を誘導するという格好になっております。

ですから、松江のほうでまず集まっていただく場所から、バスなり個人が車で両道の駅においでいただいて、そこから日原体育館、津和野体育館、それから福祉避難所のほうに随時誘導していくという格好で計画のほう立てております。

それから、2,000人の規模の住民の方がおいでいただくという格好になります。

先般、実は11月の段階で計画が公表されてから約2年近くたつんですけれども、初めて島根県と松江市の担当の方が、県内でございますが、県内の避難先の市町村のほうにずっと回られまして協議のほう行っております。

本町のほうも11月の6日の日においでになりまして、1時間程度という格好でございましたが、県、松江市の原子力対策の関係の方と話をしております。その中でもいろいろ本町のほうからも疑問点なりというところも言わせていただいたんですけれども、2,000人規模が当然一気においでになりますと、先ほど避難所のキャパの問題もございまして、実際、本町がどういったことをすればよろしいかというところから、実は話をしたところでございます。

なかなか県、松江市、本町もでございますが、この計画は立ったところではございますが、具体的な詳細にわたる計画ということも実際立っておりませんので、そこら辺も今後詰めながらやってまいりたいという、結論的にはそういう話になったところでございます。

2,000人というところで本町はお受けしておりますので、仮にそういったことが原子力事故が起これば、もちろん議員がおっしゃいましたように、住民の方のお力もかりながら、最大限の努力をしてみたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） いろいろ御苦勞はされているとは思いますが、なかなかこれは難しい問題だと町民としては思います。

町民のほうでこのような情報、2,000人の方が来られるということを知っておられる方も少ないですし、かなり準備をしておかないと、せつかく避難された方に大変な思いをさせるという気がします。

我が津和野町は、子供から高齢者を含めて8,000人です。その中に、自由に体を動かせる方だけが2,000人来られたとしても、とても大変な状態になると思います。

そういう避難計画がしっかり整っていない島根原発、島根県の東の端にありますので、西に住む私たちはちょっと疎いところがあるかもしれませんが、とても密接な関係があるということを感じます。なので、私は島根原発は再稼働するべきではないと考えます。今ここで私の考えだけということでは申しわけないんですが、再稼働は絶対するべきではないと考えています。

次の質問に移ります。青原小学校校舎完成の延期についてです。

6月議会の答弁で2月末完成とお聞きしていました。しかし、今回また延期になりました。たび重なる青原小学校の校舎完成延期は、津和野町民だけではなく、近隣の住民の強い関心事となっています。9号線を通られる方は、どうなっているのだろうかという声も聞かれます。

来年2月末の完成予定から5月末完成予定に延期になったとわかったのは、11月5日とのことですが、それ以前に延期になることをつかめなかったのでしょうか。突然の報告で保護者は戸惑っていました。変更の場合、その都度保護者に報告するべきではないでしょうか。

6年生は、新校舎で勉強することなく卒業、在校生は、山村開発センターでの生活が半年も延長になります。間借りは合計で2年間にもなります。これは小学校の生活の3分の1の期間に当たります。山村開発センターでの屋内で唯一の広い場所は大ホールですが、選挙や行事のたびに使えなくなっています。選挙になると2週間は使えないとお聞きしました。新校舎完成延期で子供たちや職員への負担はますます重くなります。今以上の負担軽減の策を講じられるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

現在の時点で「来年9月に新校舎で確実に勉強ができるのか」の保護者の問いに、「確実にできると言い切れない現状だ」と回答がありました。仮校舎を建てずに山村開発センターへの間借りをと決断したことは、本当に仕方がなかったことだと思われませんか。

延期になれば、経費の増額が考えられますが、工事費の増額分は、工事請負業者が負担するのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、青原小学校校舎完成延期について御質問にお答えさせていただきます。

8月12日に行われました工程会議におきまして、旧校舎建設時の基礎コンクリートくいをオーガケーシングによる引き抜き作業を行う際、地中の玉石に阻まれると同時に杭自体にも劣化が見られ、通常の引き抜き作業ができず、掘削撤去に変更して桂状改良にかかりました。そのコンクリート杭の掘削撤去中に、さらに予想外の旧校舎建設時の松杭が発見されました。杭撤去の際に、地中の玉石が地盤改良の施工障害になること、松杭がどこの範囲にあるかが不明であり、基礎工事中に新たに発見されると工事に大きな影響を与えることなどから、杭撤去にあわせて基礎部分全体の土の入れかえを行う必要が生じ、地盤改良の準備工事に予想外の期間を要しました。

9月12日の工程会議時点では、当初工程より3週間のおくれであるとの報告を受けたところであります。その際には、あくまでも2月末完成を目指し、工期短縮に向けた取り組みを監理業務受注社と工事受注社にお願いをしております。

それ以降におきまして、当初工程のおくれにより、予定されていた型枠工等の作業員の確保が困難となったため、工法変更を行うなど作業員の不足に少しでも対応するとともに、工期短縮に向けた取り組みを行ってまいりましたが、11月5日に行われました工程会議におきまして、現場作業員の不足や全国的な公共工事等による資材納期のおくれにより、これ以上の工期短縮は困難であるとの報告を受け、5月末を完成予定とする工程表の提案がございました。11月13日に町長、副町長、総務財政課長と協議を行いまして、現状では、工期延期はやむを得ないと判断をしたところでございます。11月27日に青原小学校保護者会を開催していただき、工事の進捗状況と今後の工事の方向性について御説明申し上げ、工期延期につきまして御理解をいただいたところでございます。

保護者説明会におきましては、保護者の皆様から工事関係の情報不足についての御意見をいただきました。工期工程が見えてこない状況で情報をお知らせすることが、かえって、皆様に御迷惑をおかけすることになると考えておりましたことをお伝えし、今後は、工程会議の内容を保護者会長に報告するとともに、状況に変更があった場合は、その都度、御連絡することをお伝えしたところであります。

日原山村開発センターの仮校舎での生活も2年間に及ぶこととなります。子供たちや青原小学校の教職員への精神的・肉体的な負担も大きいと考えられます。大集会室の使用につきましては、選挙等で使用が制限されていますが、学校施設として優先して使用できるように関係担当課と協議し、理解を得たいと考えております。また、学校生活を送りやすいように、今後も環境整備に努めてまいりたいと考えております。

仮設校舎の建設断念につきましては、これまでも御説明しておりますとおり当時の状況下においてはやむを得ない判断であったと考えております。

工期延期に伴う契約額の増額が発生するとすれば、津和野町公共工事請負契約約款に基づき対応したいと考えておりますが、現在のところどのようなものがあるのか想定しておりません。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 保護者会で保護者の方々は、工期の延長になることについては、何とか納得されたように私はお見受けしました。しかし、情報を流していただけなかったことに対する不信感がたくさんあったのではないかと思います。何人もの保護者の方がそのことを話されました。

混乱を招くので流せなかったと言われていましたが、情報が流れないほうが混乱します。教育委員会と保護者や地域の信頼関係が崩れてしまいます。

これからは、先ほど言われたように情報を流されるとのことですが、もう少し具体的にその内容を示していただけないでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 内容というのがあれですけど、ルートとしましては、保護者会長さんに「ここまでいっています」というようなことですか、課題が生じたら「こういう状況です」ということをお伝えして、会長さんから保護者のほうなりということで、情報を伝えるということをお約束しておりますし、また、地域の方にも書面などで公民館などを経由して情報をお伝えするというような形をとることにしております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） よろしくお願ひします。

私も地域の一員として、青原小学校の前で車をとめて中をのぞいて見たくなるほど気になっています。近くの高齢者の方には、青原小学校が少しずつ完成していく様子を見るのがとても楽しみだという方もいらっしゃいますので、ぜひ流してください。

それから、12月5日の地域説明会の中での質問でもあったのですが、今回のこのような延期を子供たちはどのように受けとめているのかという質問がありましたが、そこは、子供たちはどのように受けとめているかは、教育委員会のほうでは情報は受け止めていますでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 説明会の場には、子供たちは来ないものですから、その後、学校の教職員の説明をさせていただいたときに、特に「6年生の様子はどうか」ということをお伺いして教えていただいた分を申し上げますと、「やはり見た目に基礎の工事ってなかなか建物が建っていくような状態でなかったもので、これじゃあできないかなというような思いを子供たちは持っていたようです」ということのお話を伺いまして、今回の件は、保護者さんから「子供には親から言います」ということでしたけれども、学校のほうで子供たちの様子、わからない中で山村開発センターで授業を受けている日々が、完成時期がはっきりしたときに子供たちの様子に変化があれば、その辺は一緒に対応していきたいと思ひますし、先生方にも、これまでも大変よくやっただいてくださっているのひ、それをさらにお願ひして、またいろんな変化に

は一緒に対応していきますので、これからもよろしくお願ひしたいということをお願ひをして、先生方には御説明の機会を持たせていただきました。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 今後も子供たちへの配慮をしっかりとっていただきたいと思ひます。

また、説明会のときにあつたのですが、青原小学校の校庭が秋ごろから使えなくなつてゐる、今の工事をしている青原小学校の校庭ですが、「道路が車が走つたことによつて混ぜくりかえされたりして、びちよびちよのまんまでボールを蹴つたりして、遊ぶ場所がない」ということを保護者の方が言われてました。日ごろ学校があるときでも、日原小学校で昼休みにちょっと時間をいただいて遊んだりということはできるんですが、本当に自分の自分たちの学校の庭だという気持ちで遊べるのは青原小学校の校庭なので、そのところを休みの日だけでも使えるように整備してほしいという話がありましたが、そちらのほうは要望に応えられるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 状況については、説明会でお聞きして若干検討を加えてはみました。

ただ、御提案があつたように「溝を掘つてそこへ水が流れるようにしたらどうか」という御提案もあつたんですけど、「それをやるとかえつて水たまりがひどくなるんじゃないか」というような専門家というか、現場の方の御意見等もありまして、どうしたら水のはけがうまいことできるかということをもまだ検討中のございまして、具体的な案がまだ出てないのが現実のございます。

また、工法的にこうしたら簡単にできるよということが見つかりましたら、そういった手も打ちたいと思ひますけれども、今のところまだそういった状況のございます。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 努力はされているということなので期待をしたいと思います、小学校の時期は本当に体を動かすことでストレスを発散したり、脳のほうも発達しますので、思ひ切り体が動かせる場所をつくつてあげていただきたいと思ひます。

保護者の方が説明会のときに言われましたが、小学校の先生は雪の中を中庭、開発センターの大ホールが使えない、中庭しか子供たちが遊ぶ場所がないというときに、雪の中をタオルとかモップを使つて中庭をきれいにして、少しでもほんの少しの時間でも子供たちにボール遊びとかさせてあげたいという気持ちで動かされていたそうです。それを見た子供たちが「先生ありがとうね」つて先生に言ったそうです。

この大変な子供たちの状況の中で、子供たちの心は伸びていますが、先生たちの努力も大変だと思ひます。ぜひぜひ校庭が使えるようにしていただきたいと思ひます。

一番子供たちに接しているのは、先生方ですので、先生からの学校の情報や子供たちの様子の情報をしっかり吸い上げていただいて、来年の2学期、「よかったね」って言うことが言える開発センターでの時間を過ごさせてあげていただきたいと思います。

では、次に津和野高校の寮について質問します。

津和野高校の生徒をふやす対策のうち、寮の改修は重要な位置を占めると思います。寮の改修が行われると聞いていますが、どの程度進んでいるのでしょうか。

また、ホームページが充実し、津和野高校の評判がよいと聞きますが、その様子をお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野高校の寮についての御質問に対してお答えをさせていただきます。

津和野高校の寮の改修については、島根県において対応されたものでございます。現在、寮の部屋は16部屋あり、2部屋を残して改装済みとなっており、残る2部屋も今年度内に改装予定と報告を受けております。

寮の改装の内容については、舎室では、机、椅子、デスクスタンド照明、天井照明、ベッド畳の取りかえ、床のビニールシート張りかえ、机の上とベッド下の収納スペース新設となっております。

このほか、脱衣所において、換気扇の取りかえ、防水工事、壁の防カビ塗装をしており、今年度内には、風呂場のタイル張りの浴槽をFRPに取りかえる予定とのことであります。

高校のホームページにつきましては、町が委嘱する支援員1名を高校に常駐させており、高校と協力しホームページの改善に取り組んでおります。ホームページ作成においては、中学生の気持ちをつかめるような色使い、キャラクターなどを駆使し画面を構成しており、頻繁に更新し、新鮮さを保つことをコンセプトに取り組んでおります。

今年度内には、さらに魅力的なホームページにリニューアルする予定であります。

ホームページの効果につきましては、全国募集型生徒について高校が調査した結果、「ホームページが出願に当たっての情報源になった」と回答した生徒は、平成25年度入学生3人中1人、平成26年度入学生6人中4人となっており、着実に効果が出てきているとの報告を受けております。

また、頻繁に更新することにより、島根県教育委員会からも評価をいただいております。

ホームページの充実が、津和野高校の情報発信に効果をもたらす大きな手段であると認識をしており、これからも高校との連携の中、さらなる情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 先ほどの答えの中に風呂場のタイル張りの浴槽をFRPに取りかえると言われましたが、このFRPとは何のことなのでしょう。済ません、知識がないもので説明をお願いします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） FRPという材質の、今のプラスチック製のそういったタイルという四角いタイルから、今ユニットバス等がございますが、そういったFRPという同じようなプラスチック製のものと理解しております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 今までタイル張りだったものがプラスチック製のもの
に変わったということですのでよろしいですか。はい。ありがとうございます。

新しいきれいな部屋に住みたいっていうのはやっぱり高校生も同じですので、期待
しています。

ホームページのほうですが、かなり若者が見やすいホームページだということを知
っています。なので、短期的な取り組みにならないようお願いしたいと思います。

よそのホームページでは、全然更新が、ある時点ではかなり更新があったんですが、
突然更新がなくなってずっとそのままなホームページとかもたくさんありますので、
せっかく好評いただいているので、短期的な取り組みにならないよう期待します。

大丈夫でしょうか、その辺は。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 情報の発信については、町長答弁いたしま
したように、支援員1名をホームページ等の作成というような役割を持たせて常駐を
させております。そういった中で継続的に、あるいは更新も月いち等あるいは週い
ちの頻度の中で更新も行いながら、注意する点で言いますと、やはり動画とか、中
学生にも保護者さんにもわかりやすいような情報の発信ということで、今現在努めて
いるところでございます。

議員御指摘のところの部分につきましては、きっちりそういった情報発信については、
継続的に取り組みが行えるように努めていくということでございます。

先ほどのFRPの部分につきましては、強化プラスチックということでもございました。
そういうことで、御回答させていただきます。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） この津和野町で高校生が育っていくというのは、すご
く大きなことだと思いますので、これからも継続してよろしくをお願いします。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、7番、寺戸昌子君の質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） ここで、10時まで休憩といたします。

午前9時48分休憩

午前10時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。発言順序2、5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） おはようございます。5番、草田吉丸でございます。よろしく願いをいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

1点目でございますが、地方創生対策についてお伺いをいたします。本年11月「まち・ひと・しごと創生法案」など地方創生関連の2法案が成立をいたしました。昨日、総選挙が行われたわけでございますが、この選挙の後、この法案について具体的な政策が示されると考えております。

少子高齢化に伴う人口減少にどう対応し、乗り越えていくのか、各自治体の生き残りをかけた総合戦略づくりが待ったなしで求められているところであります。この地方創生に向けて、津和野町としてどのような体制で、またどのような総合戦略を策定していくお考えかをまずお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、5番、草田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

地方創生対策に関する御質問でございます。

「まち・ひと・しごと創生法」につきましては、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みやすい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的として、平成26年11月21日に成立し、同月28日公布されたところでございます。

まち・ひと・しごと創生とは、「国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の育成」、「地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保」、「地域における魅力ある多様な就業の機会の創出」を一体的に推進するもので、先般11月下旬に島根県により開催された、まち・ひと・しごと創生に関する市町村担当課長説明会において、国は年内に総合戦略を策定する予定であり、市町村については、国と県の総合戦略を勘案して地方版総合戦略を策定してほしい旨の説明を受けたところでございます。

津和野町においては、昭和50年の国勢調査による人口は1万3,957人、その内訳といたしまして、14歳以下19%、15から64歳65%、65歳以上16%でありましたが、平成25年10月1日の島根県推計人口によると7,898人、その内訳

といたしまして、14歳以下8%、15歳から64歳47%、65歳以上44%と少子高齢化が著しく進行しており、人口の将来的な見通しを踏まえた上で、具体的な戦略を検討することは喫緊の課題であると認識をしております。

今後につきましては、12月25日に開催される県知事と町村長による人口問題に関する意見交換会及び平成27年1月以降開催予定の県内市町村担当課長によるワーキング会議等を踏まえた上で、国及び島根県の総合戦略を勘案しながら、協議する体制や課題の洗い出し、目標値の設定等を検討し、総合戦略の策定に努めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） この地方創生対策でございますが、言われておりますように、東京一極集中を是正していくこと、また人口減少に対するその対策、また地方経済活性化のみつつがこの今地方創生対策の大きな柱ではないかというふうに思っております。これを進めるに当たっては、いろいろと各自治体によって狙いは異なっているというふうに思っているわけでございますが、それぞれの自治体の特徴ある取り組みを考えていく、そういう必要が今迫られているように思っております。

石破地方創生大臣の言葉の中にも、「活力ある日本社会を実現するための5カ年計画を示す総合戦略の取りまとめに全力を尽くす」と。そして「地方創生は地方みずからが考え、責任を持って取り組むことが重要である」と、「そのためには地域の特性を踏まえた地方版の人口ビジョンと総合戦略の策定を願う」と。また「国としても、それに対して情報支援、人的支援、財政支援により全力で支援する」という言葉があるわけでございます。

特にこの5年間、計画を5年計画は示されるというふうに思いますが、国のその5年間の計画に沿って、県あるいはまた市町村もみずからの町をどうしていくか、そういった総合戦略を今からつくっていくということになるわけでございますが、まだこれからの取り組みになってくるわけで、そんなにまだ、これからの動きとは思いますが、できるだけ早め早めにこれらの対応をしていくということが、私は重要であるというふうに考えております。

そこで、一つ最初に、これらの地方創生対策で、特に津和野町として重点的に取り組んでいきたい事項、これについて少しお聞きをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 特に重点的という御質問でありますけれども、どれも大事でもありまして、今回の「まち・ひと・しごと創生法」の背景については、地方の人口減少問題があるということでもありますから、本町もこの定住対策というのをこれまでもやってまいりましたけれども、これまではなかなかまずは財政再建が大きな重要課題でありましたので、そこを優先してやってまいりました。おかげをもって、実質公債費比率等もようやく健全化の中に下がってきたという、こういうタイミングを受

けて、大変おくれればせながらではありますけれども、さまざまな住宅の施策でありますとか、あるいは仕事をつくっていく、そういうものも林業や農業、さらには企業誘致というのも含めた中で、現在強力に進めてきていると。そういうタイミングにもあるというところでもありますから、今回またこうした国の動きも踏まえた中で、より強力的にやっていきたいというふうに考えているところでもあります。

ただ、そうは申しまして、やはり人がここの町に住んでいく、いただくためには、まずは今現在ここに住んでおられる方々、こうした方々がやはり津和野で暮らしていくためのいわゆるその幸せを感じていただく幸せ感、そうしたものをどういうふう to 実現をしていくかということ、これがやはり大事であろうかと思っております。そこに住んでおられる方がやはり幸せを感じていただくその姿こそが、またよそから人を受け入れていく魅力づくりにもつながっていくんだらうという形であります。

ただ、こういうふう to 言うことは簡単であります、なかなかじゃあそれをどう実現をしていくかということは、財政がよくなっているとはいえども、またいよいよ28年度から交付税のいわゆる算定がえがなくなり始めて、段階的に、そしてさらにその5年後には、合併のいわゆるあめが全くいただけなくなるという非常に厳しい状況にもなります。

来年度の新年度予算の編成がいよいよ始まりますけれども、非常に来年度からは、もう、既に1億円程度の歳入減を見込んで組んでかなきゃならんというような実情でありますから、そうしたことも勘案しながら、財政も安定的に運営をしながらも、こういう定住対策へ打っていかねばならないという現実もある。非常にその難しいバランス感覚をしながら求めていかねばならないわけではありますが、そうした中でもありますので、やはり一番人もそうでもあります、お金というものも効率的にどう配分していくかという問題が重要になってまいります。

ですから、国は当初から小さな拠点づくりというようなことも言っておりますが、町内の各集落、地域にそれぞれ拠点をつくっていくということでは、それは福祉施設や教育施設からいろんなものからつくっていくかなきゃならんということで、とても現実的な話ではない。国も思い切った財政支援をするとは言いながらも、国自体が財政改革を求められている時代でありますから、恐らくそうしたところでは限界があるだらうということも我々はやはり厳しく受けとめながら進めていく必要があるだらうと思っております。

そうした中で、我々がどういうふう to 動いていこうかということでもありますけれども、現在、国のこの総合戦略の策定の動きは先ほどの回答でも申し上げたとおりであります。平成27年度中に地方のほうにも総合戦略の策定を求められるということになっておりますが、その前の段階で、まず県が10月ぐらいにその総合戦略を策定をするという計画であるということも伺っております。町も総合戦略をつくりますけれども、ある程度県との整合性というものも当然必要になってくるわけでもありますから、また県の策定

されたものを踏まえて、町が最終的に27年度中に総合戦略をつくっていくということになるかというふうにも思っておるところであります。

ただ、そのスケジュールを待っておりましたら、我々としては一刻も早く取りかかっていきたい、そういう思いもございます。そうした中で、年明け早々から、まずは、ちょっと具体的にはまだいろいろ変更があるかもしれませんが、一回町内の地図の中に、現在ある福祉施設、教育施設、いろんな関連する施設、そうしたものを施設を落としていく、そしてそれぞれの地域ごとに、例えばその高齢者の世代、あるいは青壮年の世代、子育て世代、子供さんの世代、そうしたところにそれぞれの世代でのそれぞれの地域の課題はどういうものが今あるのか、どういうところを困っておられるのか、不便に感じてもらえるのか、そういうものをまず課題を浮き彫りにしていきたいというふうにも考えております。

そうした方々の課題を、いわゆる先ほどに申し上げた限られた財政や人の資源、そうしたものを効率的に配分していくため、前提にそうした課題を解決していくためには、町内の地図の中のどの地域にどの施設をつくるのがいいのか、教育施設であったり福祉施設であったり、そうしたものを考えていこう。そしてそれぞれの集落からそこへ移動していくためにはどういうまた交通体系をとっていけばいいのか、そういうものを一度、やっぱり我々この庁議の執行部のメンバーが、いろんな分野を全て一回共有をしていく必要があるということで、そういう地図を落として解決をしていく、そして共通認識に立っていく作業というのを進めていきたいと、来年1月早々から。そういうような検討を始めているわけで、それは執行部だけでなく、それぞれの担当部署の職員が、いろんな詳しいことは承知しているわけでありますから、その課題の浮き彫りから始めていこうと。

そして新年度予算においては、これは議会で御承認をいただければということになりますが、やはり我々だけでなく、少しコンサルさんの力もかりたいという思いは持っております。新年度予算にコンサルの予算計上をさせていただいて、コンサルにも力をかりながら、我々が今いろいろやろうとしていることを具体的な図面として、まさにこれが総合戦略につながるものだというふうに思っておりますが、取り組んでいきたいという感じで現在計画をしておるところであります。そして最終的には、そういうものを定めながら県が10月に策定をする、そしてそれを踏まえた上で、津和野町版の総合戦略を27年度中につくっていこうと、そういうところを進めているというような状況でございます。

その中に、先ほどから申し上げた、仕事をどうつくっていくのか、あるいは福祉施設はどの地域にどういうものがあって、そして地域包括ケアをどういうふうに進めていくのかとか、それから教育機関においても、どういうものが必要で、そしてそこに移動していくためには、全ての地域につくることはできませんので、よりスムーズに子供さんからお年寄りがその施設を利用していくためには、どういうものが必要なのかというこ

ともより目に見える形で定めていきたい、そういうようなところで現在考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 今、下森町長のほうから今後のスケジュール等について、少しお話をいただいたわけですが、私もこの地方創生で行政的にはいろんな範囲があって広いわけですが、全てがこれに当てはまるというふうには思っておりますが、特に言われておりましたように、新しい産業をつくって雇用の場を確保する、こういったところが今最も重要な課題ではないかというふうに考えるところでございます。

少子高齢化の中で、少子化と同時に今高齢者人口そのものも減少してきております。絶対数が減少してきているということですが、このことが特に地方においては、医療、介護、福祉、そういった高齢者を支える産業が今多いわけですが、そのことを考えますと、将来的にこういった職場も減少傾向になるというふうに思っているところでございます。

これらのことを考えますと、やはり何としても新しい雇用の場を確保していくということが、非常に重要であると思っているところでございます。

財政的な面についても少し説明があったわけですが、これの創生対策について国がどのような支援対策を出してくるか、これはこれからのことだとは思いますが、やはり国にはぜひ市町村が自由に使える交付金、そういったものの創設をぜひ要望していただきたい、そういうふうに思っているところでございます。補助金的な性格で、使い方がやっぱりもう固定されると、そういったもんでなしに、自由な裁量で使える、そういった財政要望というものをぜひお願いをしたいというふうに思っているところでございます。

今後のことについて少し町長のほうからございましたが、確かにこれから庁議等でそういった話を出していかれるということですが、私もやはりこれは町を挙げての取り組みでなければならないというふうに思っております。行政においても、最終的には庁議で決定ということにはなるかと思いますが、若い職員の方にもいろんな考えを持っておられる職員がおられると思います。そういった意見もしっかり取り入れていただきたいと思っております。

それとまた、今津和野町には、「地域おこし協力隊」ということで、たくさんの方が来ておられます。そしてまたファウンディングベース事業ということで、これからもたくさんの方が来ておられるわけですが、先日、ファウンディングベースの皆さんとの意見交換会の中で、その人たちがいろんな分野において非常に活躍をされてるということをお聞きしました。やはりその人たちは、私たち津和野町に住んでいる者には気がつかないようないろんなアイデアを出しておられる、非常に私はその方たちに今後も期待したいというふうに思ったわけですが、ですから、できればそういった人た

ちも意見も取り入れて、やっぱり考えていただきたいなというふうに思っております。もちろんいろんな団体、あるいは民間、そういった人たちの意見も当然この中に取り入れていく必要があるというふうに思っております。そういった町を挙げての取り組みにさせていただきたいというふうに思っておりますが、これらについてはどうでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 議員御指摘のそのとおりだというふうに思っております、いろいろと物事進めていくやり方につきましては、できるだけ若い職員も含めた中で取り入れていくようにしていきたいというふうに思っております。先ほど若干、重複するかもしれませんが、庁議で最終的には決定をしていきたいと思っておりますが、その前段の段階でそれぞれのやはり部署、今、福祉は福祉の部門、教育は教育の部門、産業振興は商工観光課や農林・地域課の部門も、そうしたところでのいろいろな課題の浮き彫り作業というものをまずはそれぞれの部署に振っていかうという思いもございます。そうした中で、今、かかわっている若い職員も含めた中で意見が吸い上げられるかというふうにも思っております。そして最終的には、庁議の場でまたどういう方針を進まさせていくかということを決断をしていきたいという段取りをとろうというふうにも思っております。

それから、今のファウンディングベースや地域おこし協力隊のそうした意見、それもしっかり取り入れていきたいというふうに思います。町議での説明会でも、よそ者、若者、ばか者ということで、ばか者呼ばわりしてはいけないと思っておりますが、そのぐらい今来てくれている子というのは、ばかになるぐらいに非常に地域に打ち解けてくれて、いろんなその中で津和野を知って、そしてまたそれを若者なりよそ者なりのまた外部の意見という形の中で、いろんな取り組みをしてくれていて、非常に頼もしく思っているところであります。実際私も、みんな若いメンバーなので、何か事故にでもならなければいいなという、そういう心配は非常にしておりますけれども、ただ私がその過程に余りかかわりすぎると、逆に彼らの自由な発想をつぶしてしまいかねないということで、今、余り私自身も彼らのやってることに対して、深くはかかわらないように、法律に違反するようなことはあつてはいけないということの、その辺はしっかりチェックしていかなきゃならないと思っておりますが、そういうような形でのかかわり方もしているところであります、今後もそうしたところも踏まえていながら、いろんな形でいい結果が出るように結びつけていきたいというふうに思っております。

それからもう一つ、長くなつてはいけませんけれども、人、仕事のやはり問題でありまして、それも本当に重要な、これも議員御指摘のとおりだろうというふうに思っております。ただ、これもいろいろ一つ一つ具体的に我々は、やはり事業としてやっていかなきゃならないという責任もあるわけでありまして。

例えば企業誘致ということにとりましても、企業誘致という言葉を言えば簡単ですが、実際今、津和野で起ころうとしていることは、大きな企業との関係のいわゆる製造業、そうしたものはどうしてもその流通を発生してきますので、流通の現在のそういうコストを考えると、津和野町のような立地条件では、非常にそのやはり条件不利地というような形になってまいります。ですから、大きな企業誘致のための造成地をはなえたとしても、なかなかそこに企業の進出というのは難しい。やっぱり同じ島根県内でも、出雲や松江、そうしたところは大きなやはり団地を造成したらそこにやはり来る、そういう競争の中でわざわざ津和野まで来てくれるかということ非常に厳しい、そういう立地条件だというふうに思っております。

そうした中で考えられることは、山陰道がようやく動き始めて、それが萩まで伸びようとしている、そうした状況も鑑みながら、今度はじゃあ山陰道から中国道や山陽道への、いわゆる縦軸のこと、これも考えていかなきゃならんと、そのチャンスはまた出てきていると思いますので、そうした中で我々が今後どう動くかということは、また山口県の関係者、いわゆる山陽側ですね、そうしたところとのまた連携を図りながら、一つずつ準備を進めていかなきゃならない、そういう動きもしていかなきゃならないだろうとは私自身思っておりますが、ただこれはやはり道路の話で、まだまだ長い年月をかける話でもありますから、そうした取り組みは、またその次の世代のためにも今から始めていくといたしまして、現実的なところで何ができるかということを考えていく必要があるかと。

こうした中で、このたび、これは何度ももう申し上げて御承知のとおりですが、大坂のほうからIT企業が来てくださるということ、しかも町内の空き家を再生して、その空き家の活用にもつながる取り組みであるということ、こうしたことは我々にとっては本当にありがたいことであって、津和野が目指していく企業誘致の一つの見本になるものだというふうに考えているところであります。

この先進地が徳島県の神山町でありまして、そこはああした、大きな企業誘致ですぐに人材の確保には、雇用の確保はありませんけれども、10名前後のそうしたいわゆる雇用の場が生まれてきて、そういう企業が幾つも来てくださって、総体として大きな雇用の確保につながっているというようなところであります。そうした中で、津和野町もそうしたところをひとつ目指していけるんじゃないかということ、自信を与えてもらえるような今回の企業誘致の例だったというふうに思っております。

ただそうしたときに、じゃあ今度何を我々がしなきゃならないかということ、やはりそのいわゆる情報通信の施設整備が非常に重要になってくるというようなところでございます。旧日原町時代、それから旧津和野町時代、県内でもいち早く、町はそうしたICTの情報通信の整備に取りかかりました。それは非常に先進的な取り組みだったわけですが、今現在その分野っていうのは日進月歩で進んでおりますので、早く取り組んだメリットがあっても、今となつては、もうほかの自治体がまたさらに機能を持っ

た施設を整備してありますので、現在津和野町の置かれた立場っていうのは県内でもちょっとおくれぎみの状況になっております。じゃあそれをIT企業さらにまた来ていただくためには、そうした情報通信の施設整備もしていかなきゃならない、そんなことも考えている、それも今現在は詳しい検討段階入っておりますけれども、これまたやっぱり10億円を超える大きな設備投資が考えられるということで、これはやはり国のいろんな支援をいただくために、いろんな働きかけもしていかなきゃなりませんけれども、そうしたこともやはり本町の財政的な制約とのことも鑑みながら進めていく必要があるかというふうに考えておるところでございます。

ちょっとこれ以上話しますと長くなりますので申しませんが、あと農林業の問題の雇用の確保の場、そうしたこともいろいろ町として独自にこれまでも取り組んでおります。また次の質問にも出てまいり、そこで触れる機会があるかもしれませんが、それは町独自の今、取り組みだというふうにも思っております、そうしたことを今後さらに進めていきながら、この仕事の場の確保ということへしっかり努力していきたい、そんな思いでございます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 雇用の場の確保、非常に重要なものでございます。少し今、下森町長言われましたように、ソフト事業の関係の企業誘致という明るいこともあるわけでございますので、地域に合ったそういったものをこれからもどんどんどんどんやっぱり取り込んでいって、そういった雇用の場の確保に努めていってほしいというふうに思っているところでございます。いずれにいたしましても、地方創生対策については、町を挙げて取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

日本創生会議において、消滅可能都市が896自治体あって、そのうちの1万を切る市町村は53自治体で、津和野町もそれに入っているわけでございますが、この自治体はこのままでは消滅可能性が高いと言わざるを得ないというふうに言われております。このままではというところは、やはり何とか対応すれば生き残れるということでもあるというふうに思っております。過去というのは変えられませんが、未来は変えられる、やっぱりそのような気持ちで総力を挙げて、この地方再生に向けて取り組んでいただきたい、そういうことをまずお願いをいたしまして、最初の質問についてはこれで置きたいと思っております。

続きまして、2番目の質問でございますが、林業振興についてでございます。林業に課せられた課題は多く、国土保全に係る防災や水質保全また保健休養機能など公共的使命に加え、原発の代替エネルギーとしての森林資源の活用など幅広い分野にまたがっています。

昭和40年代の植林地は伐期を迎えています。「伐って、使って、植えて、育てる」これらの循環を行い、健全な森を次世代に伝えていくことも重要であります。

林野率90%の津和野町にとって山を生かすことは、地場産業の育成や雇用対策として、最も取り組むべき重要課題であると考えます。

伐期を迎えました針葉樹の活用、間伐材の活用、未利用材の活用、また林道、作業道、作業路の現状と将来計画、人材育成など、林業の総合対策について伺います。

○議長（沖田 守君） 続いて。

○議員（5番 草田 吉丸君） 済みません。今後の林業対策を行う上で土地の境界の明確化は、事業推進上、大変重要なことであると考えます。現在、進められています地籍調査の進捗状況と将来計画について、あわせてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、林業振興についての御質問に対してお答えをさせていただきます。

町面積の約9割を占める森林をどのように活用するかということは、林業振興にとって重要な課題であると同時に、雇用の場の確保につながると考えております。

御指摘のとおり、森林が持つ公益的な機能には、木材生産だけでなく、水源涵養、土砂流出防止や山地崩壊防止、炭素固定、保健休養など数多くの機能があります。また、再生可能エネルギーとしての燃料利用や、公共温浴施設や家庭用ボイラーなどでの熱利用としても利用拡大がなされつつあります。

島根県では、戦後の拡大造林期の森林が伐期を迎えつつあることから、全国に先駆けて「伐って、使って、植えて、育てる」という循環型の林業を掲げ、林業振興を図ろうとされております。

ここでの伐期とは、植栽後、約50年程度の短期間で施業することではありますが、伐採後の再造林が可能であり、循環型の林業が維持されることが見込めない限り、全てを伐採する施業をすべきではないと考えております。こうした中で、島根県林業公社の分収造林では、契約年数を80年間に延ばす長伐期施業の取り組みを行っており、町行分収造林においても同様の考えから長伐期施業への転換を進めております。

高津川流域は、全国と比較すると遅くまで炭焼きを行っていたため、拡大造林の取り組みが約10年程度おくれており、杉・ヒノキの人口林率は約30%と低く、残りの多くは広葉樹であるという特徴があります。

広葉樹については、かつてのように20から30年程度で伐採することが少なくなり、近年、ナラ枯れという森林病虫害の被害が広がりました。また木質バイオマスを活用した発電所が、来年4月から江津市と松江市で稼働を開始することから、広葉樹については定期的に伐採し、天然更新により世代交代を促すことが必要であると考えておりますが、保安林の1カ所当たりの伐採面積上限である20ヘクタールを超える伐採については豪雨災害のリスクが高まることから、できる限り小面積での伐採にとどめることが重要であります。

また森林資源を有効活用するためには、路網整備を進める必要があります。かつての林道は生活道を兼ねていることから、谷側はブロック積み、山側はコンクリート吹きつけが施され、木材搬出のための搬出作業路の開設が困難なものとなっておりますが、近年、国において林業専用道の開設事業が新設されたことから、森林組合や林業事業体との連携を図りながら、広範囲な森林を取りまとめて林業専用道を開設し、その中に森林作業道や搬出作業路をつくることにより、林内路網密度を高めることが必要であると考えております。

そして、広大な森林を整備するには、林業に携わる人材育成が必要不可欠であることから、今年度3名の地域おこし協力隊を採用して、研修を重ねることによって自伐型林業の指導者となっていただくよう計画をしております。国も自伐型林業を推進すべく補助制度を創設しており、国の補助金を活用しながら自伐型林業推進を目指していきたいと考えております。

自伐型林業を行う上で所得向上を図るためには、林地残材の有効利用が必要になることから、木質バイオマスガス化発電について調査検討を進めておりますが、技術の確立や財源確保のめど等がクリアできた段階で、導入に向けた計画を立てたいと考えております。

次に、地籍調査の進捗状況ですが、平成26年3月末現在における町全体の進捗率は、法務局登記完了済みが14.3%、また現地調査実施済みが18.3%、山村境界基本調査や山林境界保全事業等含めると24.1%となります。地区別に見ますと地籍調査が完了したところが、商人、溪村、柳村、中山、長福、豊稼の6地区、調査中が相撲ヶ原、富田口、内美、笹山の4地区、今後5年以内に調査開始が富田ハ、瀧谷の2地区となります。現在、平成30年度以降10年間の実施計画を見直す作業を実施しておりますので、何地区かは追加されるものと考えております。

現在、地籍調査については4班体制で調査を外注しておりますが、この進捗速度でまいりますと、完成まで約50年かかる計算となりますので、森林施業を実施する地区については、山林境界保全事業等を導入し、山林境界を明確化する必要があると考えており、地籍調査係と林業係の連絡調整を行い、対応したいと考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 山村地域の再生につきましては、やはりこの森林資源を有効活用し、林業を活性化することは、これしかあり得ないというぐらい、私は今、大事なものであるというふうに考えております。

これらの林業振興を進める上において、まず、需要と供給の関係が私は大事であるというふうに思っております。特に需要の場をつくること、そしてそれに対する供給の体制の整備をしていくこと、これを合わせて行っていく必要があるというふうに考えております。

まず、供給体制のほうでございますが、特に近年は木材価格の低迷ということで、林業に関する関心はだんだんと弱まっている状況でございます。しかしそうはいっても、林業に関心を持ってもらうためのいろんな行動も起こっていることも事実であります。

津和野町で今取り組んでおられます「山の宝でもう一杯！」の取り組みも、これも新たに林業に関心を持つ人をふやしていく、そういったもので、非常に大いに私は貢献をしている事業の一つだというふうにも考えておるところでございます。

そして、この林業振興していく上に、現場で、まず大事なことは、現場への行き来、また搬出のための作業路の開設が最も重要なものであるというふうに思っております。そのための技術者の育成、こういったことも大事でございます。これらについて、大分、林道も公益的なものから、以前は林構林道事業ということで、いろんな林道もつくってきておりますが、そういった基幹的な林道とかは、当然、必要でございますが、それらはここに書いてありますように――回答にもありますように、非常に林道規定とかそういったものに沿った林道でありまして、構造物をたくさんつくったり、山を大きく掘削したりという道路でございます。これからは、もっとそういった環境にやさしい道づくり、そういったものが必要になってくるように思っております。

少し、このことについて1点だけお聞きしたいんですが、林道専用道路を開設をするということでございますが、これらについて、今どういった補助事業があるかということでございますが、林内の作業道等につきましてはいろいろと森林計画を立てた中で、そういった中で補助金制度もあるかと思っておりますが、これから、やはりもう少し林道の密を高めていくこと、これをやっぱり、林業振興を進めていく上では非常に大事であるというふうに思っておりますが、この辺をどういう形で作業路網密度を高めていく計画がおありかどうか、その辺を少しお聞きをしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 林業の専用道につきましては昨年の事業の中で、加速化の補助メニューを使つての専用道を当初予算に組み込んだところではあったんですが、災害が発生した関係で事業着手を断念したという経過があります。

現在のところ、この事業このメニューでやれば林業専用道ができるというのは明確な補助メニューはないんですが、今後は国等に積極的に働きかけて、専用道に着手したいと思っております。

そうしまして、現在、町内の土木事業者さん、それとか、今森林関係の専門の会社も立ち上がりまして、作業道の専門的な研修を受けに行かれておりますので、議員がおっしゃいます環境にやさしい作業道、2.5から3メートル幅の作業道が開設できるようなそういった技術者もどんどんふえていくような形で、町のほうとしましても支援していきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） ぜひ、林道密度を高めるということについても、積極的な取り組みをお願いをしたいというふうに思っております。

あと、需要というほうになりますけども、回答の中にもありましたが、木質バイオマスとの関係の検討も進められているということですが、ぜひ、こういったところも地域の実情に合ったような規模のそういったものを取り入れていく、そして高津川流域全体でやっぱり広く、広域的にやっぱり考えていくということも必要であろうというふうに思っておりますが、非常に簡単でようございますが、今少しバイオマスについての検討状況、簡単でようございますので、一つお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 議員がおっしゃいますように、大型ではなくてほんとにこの流域の中で、調達できる材で動くような木質バイオマスのガス化発電に特化して、今、調査・検討しておるわけですが、もう少しで国内メーカーも実証的なことを発表できる段階になってきたと考えておりますので、例えば、津和野町で1,000キロワットレベルの木質バイオマス発電所がくれたとすれば、今度は吉賀町に1基、益田市に1基から2基というような形で、箇所をふやすことによって木の有効利用ができるようなモデル的な形を取り組んでいければなというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） ぜひ、地域にあったそういったいろんな先進地もあると思いますけども、海外の先進地のいろんな研究もされてるというふうに思いますが、私も大規模で、例えば発電施設、その発電施設を維持するために木をどんどん伐採していくというようなこと、そういうことにつながってはならないというふうに思っておりますので、そういったことも十分検討されて、先進的な取り組み等を進めていただきたいというふうに思っているところでございます。

関連して1点だけでございますが、まちづくり推進住宅、これの中で、つわの暮らしの推進住宅、この中で、県産材を使うということで補正予算等も少し増額があったというふうに思っておりますが、これについて、県産材をどれぐらいの使用を契約条件の中で出されていたのか、そしてそれらの県産材を使用したそういった確認といものはどういうふうにされるのか、その辺を少しお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員の御質問でございます。

つわの暮らし推進住宅ということで、要求水準のところ、県産材7割だったかと思いますが、それであと、高津川流域の材を5割という形の中で、要求水準書には記載をさせていただいております。

特別目的会社からの公募プロポーザル方式ということで、そういった項目についても審査をさせていただいておまして、そういった要求水準に当てているというようなところの御説明をいただいたところです。

今、つわの暮らし推進住宅については、左鐙に1棟、青原3棟ということでございますが、基本的に今、基礎のところを施工中でございます。プレカットのほうにそういった注文については、先般、特別目的会社の役員の方とお話をさせていただいたところ、今、発注済みということで聞いております。

議員、御質問の確認の部分でございますが、今後についてはそういったプレカットの注文状況等、私どものところで工程会議等を通じて、そういった部分については確認をさせていただくというような形になろうかと思いますが、そういった形で今考えているということでございます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 県産材あるいは高津川流域材、こういったものをやっぱり積極的に使っていくということ、これもぜひ、林業振興上、私は必要なことだというふうに考えます。ぜひ、やっぱり確認、完成してからでは遅いですから、ぜひ使う段階できちっと、そういうことが契約書で書いてある以上は、ひとつしっかりした確認をして、そういった流域材がきちんと使われるということをぜひ、していただきたいというふうに考えるところでございます。

それからあれでございますが、最後に地籍調査の関係でございますが、今、非常に進捗率のことも書いてありましたけども、全国的な進捗率につきましては、私が調べた中では今51%ぐらいというふうに聞いておまして、島根県内は49%の進捗率ということを知っております。その中で、特に県内のほうを見てみますと、益田、津和野、吉賀、こういったところ、非常にまだ進捗率が低いわけでございます。今、津和野町が24%ということでございますが、県内でいいますとまだまだ低いというふうに思います。特に川本町あたりはもう100%であるとか、美郷町98%、飯南町89%というような進捗率の市町村もあります。これは始める時期が遅かったにもよるわけでございますが、この地籍調査というのは、やはり私は、もうここにも50年かかるというような回答もございましたが、やはり、いろんな公共事業をしていく上にも、またいろんな土地取り引きのトラブルの発生、そして災害復旧が起きたときにそれらが用地問題でおくれてくるとか、そしてまた公共用地におきまして、まだまだ道路が登記をされていないような地区もあるわけでございますので、こういったことを考えますと、一年でも早くこの地籍調査を進めていくべきではないかというふうに考えております。

今、国土調査法の改正等によって、森林組合のほうに作業委託ができるというふうなことになるので、森林組合のほうでも取り組んでおられるわけでございますが、こういったことについて、もう少し早く地籍調査が完成するような取り組みをぜひ、私はする必要があるというふうに思っておるところでございますので、ぜひこの点について取り組んでいただきたいと思いますが、これについて簡単でようございますので御回答をお願いします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 今、議員のほうから御質問がありましたが、まず最初に現地調査を含めまして、津和野町の実施の率であります、町長が先ほど申しましたように18.3%というのが地籍調査の状況でございます。

あと、杭を山村境界の関係で打設をしております、地ペースで測量とかも含めると24.1%というふうな状況でございます。

今後、地籍調査を早く進めるというふうなことでございます。今、森林組合のほうにお願いはしておりますが、森林組合も益田、吉賀、津和野いうふうなことで受託をされておまして、本業のほうの売上額と地籍調査事業の受託額、それが逆転するというのもなかなか森林組合としてはならないと。やはり、林家の福祉向上というのが、基本的には森林組合の目的でございます、このあたりのところが難しいところでございます、森林組合のほうともまた協議をさせていただきながら、その辺がなるべく多くの外注ができるような形をどうすればいいのか、今後、協議をさせていただきながら対応させていただいたらと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 建設課長話したとおりでありますけれども、端的に言ってもっと人を町で雇用して、直接的に事業をふやしていけば、もっと早く上がるんだと思いますけれども、なかなかやはり、町も先ほどから申し上げているように厳しい財政状況の中で、そこまでの余裕が生まれてない。やはり、国の補助金に頼らざるを得ないという状況でありますので、いかに国のいわゆる補助金のほうを拡充していただくかということ働きかけというものも、大変重要な問題だというふうに思っております。こうした中で、ただ単にお願いということだけでもいけないと思いますので、いわゆる地方創生に絡む動きあるいは、そうしたその中の地方の林業振興への動き、そうしたものを絡めながら、いろんな面で声を出していくということが大事じゃないかなという思いでも、私自身は町長としてそう思っているということでもあります。

例えば、一つ林業関係で事例を申しますと、毎年、林野庁との意見交換会というのを1月にやっております。津和野町からは3年前ぐらいから実はこういう要望を出していったわけでございますが、当時、林野庁というのは、林業の施業の大規模化・集約化、そこに非常に目を向けておって、そこへの補助制度というのは拡充されてたんですが、なかなか我々が目指してる自伐型林業といったような小規模グループに対する助成制度というのは、非常に弱かったというところがありまして、そこを何とかしていかないと地方もよくなるという話を意見交換会、三、四年前から町として私の口から出してきたわけでございます。ただ、なかなかしかしそれが、当初は聞く耳を持っていないとまではいいませんが、そういう補助制度の事業化につながらなかったということがあったわけであります、そうした中で「山の宝プロジェクト」というのを始めてまいりました。この効果というのは、その事業の直接的な効果もありますけれども、実は、ほかの間接的な効果も私認めているところでありまして、県内の自治体が、町の津

和野が始めたこのプロジェクト事業をいろいろやり始めてくださいます、いわゆるその小規模グループでの林家を育てようという機運が、県全体に広がっていったところでもあります。そういう中で、林野庁との意見交換会を毎年積み重ねる中で、非常に県全体としての意見のような形に広がりが出てまいりました。そういう中で現在は、林野庁が小規模グループへの補助制度というのをつくってくれているというところまでつながってきているというところでもあります。

決して津和野だけが頑張ったからそういう意味ということで申し上げるわけではなくて、いろんな方々の御意見があってそういうふうになったわけでありませぬけれども、そういう面で、いろんなもう少し工夫をして、やはり国に声を出していけば、国もその地方の実情を理解した上での、そうした制度の創設というものにもつながる一つの1例でもあろうかと思ひまして、そういう観点から、今後、地方創生を絡めた中で、あるいは林業振興と絡めた中で、こうした地籍調査へのどういったらいいですかね、国からのいわゆるまたさらなる支援、そうしたものにつながるように、そういう面での検討もしていきたいと考えているところでもあります。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） ほんとに津和野町の動きもあった中でそういった新しい補助制度もできてきているということですが、ぜひ町の財政のこともございませぬけれども、国の働きかけもしていただいて、これについては一日も早く地籍調査を進めていく、そういう方向に努力をいただきたいというふうに思っております。

林業振興を行っていく上で、やはり大切なことは、森林は生産の場であると同時に、やはり公益的機能を有しております。人間や動物が生きていく上でなくてはならない、大切な国民的財産であるということをおぼわすはならないと思っております。

生産活動によるもうけのみを追求して、大切な森を失ってはなりません。これらのことをしっかりと考えた上での林業振興が大切であると思ひます。

森は「宝の山」と言われております。地方再生のためにも、林業振興なくしてはあり得ないといえるような最重要課題であると思ひます。幸いにも津和野町では、「山の宝でもう一杯！」やバイオマスエネルギーの研究など、先進的な取り組みをしておられます。日本一の清流、高津川を有し、林業振興を進めるには最もふさわしい地域であると思ひます。高津川流域の各市町村ともしっかりと連携・協力し、全国的に誇れるような林業振興を願うものでございませぬ。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、5番、草田吉丸君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、11時10分まで10分間休憩といたします。

午前11時00分休憩

午前 11 時 10 分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序 3、6 番、丁泰仁君。

○議員（6 番 丁 泰仁君） 皆様、おはようございます。6 番、丁泰仁でございます。本日は 4 項目の質問を用意しております。よろしくお願いいたします。

それでは早速でございますが、通告に従いまして第 1 項目めの質問から入らせていただきます。

第 3 セクターによる一般乗用タクシー事業の実施スケジュール案につきましてでございます。去る 10 月 21 日の全員協議会におきまして、第 3 セクターによる一般乗用タクシー事業の、上下分離方式の展開案並びに実施スケジュール案を提示されましたが、本日はそのうち実施スケジュール案の進捗状況をお伺いいたします。

特に、11 月中旬における運行希望事業者の募集状況はいかがだったのか、またこのことに関する説明会の開催は行われたか。

2、12 月上旬の運行事業者の審査決定及び現第一交通タクシー所有の不動産、すなわち土地・建物購入に関する協議、売買契約の進捗状況はいかがか。

3 番目、営業許可証受領後の営業時間の変更は可能か。このことの趣旨は、計画案では採算収支を考慮して、夜 10 時までの運行営業になる可能性があることにつきましては、飲食店を中心に深夜 12 時までの営業店が多々あり、10 時以降の運行を強く求めていることから、万が一、運行時間 10 時までの申請で許可を得た場合、その後の運行時間の変更が可能かと、こういう趣旨でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6 番、丁議員の御質問にお答えをさせていただきます。

第 3 セクターによる一般乗用タクシー事業の実施スケジュール案についての御質問でございます。

運行事業者の募集につきましては、平成 26 年 12 月 17 日を期限に 11 月 26 日から開始をしております。現時点では応募書類の提出のあった事業者はありませんが、4 社からお問い合わせいただいております、複数の事業者からの応募を見込んでおります。

運行事業者の選定につきましては、12 月 19 日に株式会社津和野の取締役を中心とした審査委員会を開催し選定することとしており、公募型プロポーザル方式により、提案金額や事業内容等を総合的に評価し、優れた提案を行った事業者を賃貸契約の相手先として採用することとしております。

また、経営許可後の営業時間の変更につきましては、経営許可申請の際に営業時間の定めはありませんので、変更は可能となっております。

なお、通告に関連してその他御質問いただいておりますので、これにつきましては、担当課長から補足でお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 先ほど議員の御質問にありました3項目、御説明させていただきたいと思います。

まず、公募に当たりまして説明会の開催ということでございます。株式会社津和野のほうでホームページで公表をさせていただいたところの部分、それから町内企業のタクシー事業者の方には、公募に係るチラシを配布をさせていただいて、検討いただきたいという旨の通知をさせていただいたと、これは株式会社津和野のほうからさせていただいております。それから、私どもが島根、広島、山口の旅客自動車協会あるいはタクシー協会を回らせていただきまして、トータル454社のところに、タクシー事業者でございますが、協会を通じましてこのチラシを配布させていただき、公募の旨を連絡周知させていただいたということでございまして、業者の皆さん等集めて説明会は行っていないということでございます。

それから、土地・建物の購入についてでございます。先般の全員協議会のところで、スケジュール的な御質問も議員のほうからいただいたところでございます。先週の金曜日の日に、この土地に係る鑑定評価、平米当たりの単価と建物に係る金額ということで、鑑定士のほうから提出をいただいたということでございます。この土地の鑑定評価額あるいは建物の鑑定評価額ということで、この部分について株式会社津和野のほうのすべての取締役さん、社長、支配人含めて御説明をさせていただき、この価格をもって先週の土曜日に、第一交通が所有しておりますので、第一交通の北九州本社のほうに訪れて、この金額については御呈示をさせていただいたということでございます。今週の水曜日を公募の期限にしておりますが、水曜日のところで第一交通本社のほうからこの価格についての回答があるということで、御説明をして帰ったということでございます。

なお、土地については、平米当たり単価については土地鑑定士のほうから金額の提示を受けておりますが、まだ境界立会が済んでおりません。これについては、立会の方が土地所有者の方で、県外におられる方もおられますので、ここについては、平米の部分ではまだ実測ができておりませんので、金額的には単価のところ、平米が、今、公募面積でお話をさせていただいておりますが、実測面積に直して、土地については、鑑定評価の結果の金額を乗じたもので購入するというような形のところを、第一さんのほうには御説明して帰ったということでございます。

それから、経営許可の関係でございます。町長答弁がありましたように、運輸支局のほうにも議員の御質問については問い合わせをさせていただきました。これについては、許可申請の際にはこの営業時間等の記載をする必要ありませんので、変更は可能ということでございます。

私どもあくまでもこの10時というところの部分については、売上等の部分をもとに算定基礎として台数あるいは人員ということで、机上のところ、コンサルから出された数字を

もとに今回公募の部分として提出をしております。あくまでも最低条件ということでございます。

今後、応募に当たっては事業計画等を各企業さんから出していただきまして、この事業計画には営業時間等も記載をしていただくことになっております。提案金額と提案内容による公募プロポーザル方式ということで、水曜日に応募のあった業者さんを19日の金曜日に株式会社津和野のほうで公募プロポーザルの審査会を行うことにしておりますが、そういったところで営業の時間等の考え方については、各企業さんから御説明を聞くというような形で考えております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 今、答弁をいただきました。2、3ちょっと追加に質問をいたします。

12月17日が期限ですので、ただいまのところは応募者がお問い合わせそのほかで4件ぐらいあるんだとこういうことではございますが、どうもこの時点で懸念材料を申し上げるのはどうかと思いますが、私職業柄、商売をするに当たりましては、何か計画をするときに、第1案つまり初めの計画です、それから、もしその計画がだめな場合は第2案、それからその第2案がだめなら第3案と、2段、3段に構えて計画を練る、そういう癖といいますか習癖が我々持っていますので、ちょっとここにつきまして、応募者はあるんだと、しかし、12月19日に株式会社津和野取締役中心に審査委員会をやりまして適格かどうかという審査をすると、そういう趣旨だったと思うんですが、その時点でまず1点、応募者がなかった場合はどうするかという懸念と、それから応募者があっても、この時点で審査会合をやって、当町の思惑どおりにそういう審査に的確になる業者が本当にあらわれるかどうかと、その中で、その二つの懸念から考えまして、そういうところの配慮というんですか、考えは持っておられるのかと、そういうことと、それからそういうところからの懸念から、こういうこと私ちょっと考えているのです。

これは町民の中からでも、ちょっと質問があったんですが、株式会社津和野は資産を保有、第3セクターであります。なぜ運行事業者の資格を取ってそこが直接に、要するに運転手を雇用して営業をしなかったのかと。そういうパターンならば運転手は幾らでもいる、だから自分たちで運転手は集めて運転手会社というようなものを形成して（株）津和野から委託を受けて運営すれば非常にスムーズにいくんだと、こういう話がありました。ところが今の段階では、そういう人たちは運行事業者の資格を取るのに非常にややこしい書類とかそういうものを出さなきゃいけない、そういうことはなかなかできないんだと、普通のものは。だからそういう点で、なぜ（株）津和野がそれをできなかったのかと、それから、できなかったのか、それとも将来にわたってその資格を取ることができるかという、こういうことを聞いておりましたので、ちょっとそこら辺の答えを。

要するに、もし応募者がいないあるいは提供者がいない場合は、最悪の場合は、(株)津和野が資格を取って運行事業者になればいいではないかと、そういう意味から、取れないのかと、そういうことでございます。いかがでしょうか。

○議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君) まず、なかった場合、2段階目、3段階目ということで、どういうことを考えていたかということでございます。今、町長が答弁したように、応募については、もう社長の段階まで、いろいろ会社のほうでは今、決済取っている最中というようなこととお聞きをしています。そういった意味からすると、応募が全くないというのは、現時点では考えられないということでございます。今回公募プロポーザルということで、価格点を30点、提案内容を70点ということで、先般のPFIでも、つわの暮らし推進住宅でも行った方法でございますが、こういった事業計画を、それぞれ審査員のほうで何%の達成ができているかということで点数をつけると、提案内容についてはそういう考え方でおります。今回取締役会のところで、今70点の70%、これ以上をとったところが結果的にはこの上下分離方式ということで、運行事業をやっていただける方ということで決めようということにしております。

価格面につきましては、これなかなかタクシー事業というところが、非常に今回も津和野第一交通さんが撤退されるに当たっては、最初の段階は、ほかにこういったことをやられるところはございませんかということで、島根県のタクシー業者、益田、あるいはほかの支部内ということでまずはお声かけをさせていただいて、やれるところがおられればそういったところでやっていただくというような形の中で、最初はお話をさせていただきました。そういったところの部分が、最初からそういった第一さんが撤退された後、引き継いでやろうかということにつきましては、名乗りを上げてこられる会社おられなかったということで、今現在のような形をとっているということでいいますと、この価格面については、普段であれば予定価格等を定めて、今回は使用料としてお支払いしていただくということになりますので、ある金額一定以上のものを提案していただく、そこが入り口ということになりますが、今回の場合はその入り口の金額については定めずに、一番高いところが100点満点の30点ということで、その額が下がることによって割合的に減じていくというような点数のつけ方をしているということで、1社の場合には、先ほど言いましたように、提案内容の70点の70%、各取締役等の審査員の方がつけていただいた平均点、そこの点で判断をしていこうということで考えております。

あと、株式会社津和野がまずそういった業務を担わなかったのかというところの御質問でございます。まず、私どもも、町営バスというようなところは業務委託をやったり、あるいは指定管理者制度というようなところで、公的に絡むような仕組みとこの今までも検討してきたということでございます。

この形につきましては、業務委託は道路運送法上の、法律上の規定によって業務委託はできないということになっております。したがって、町営バス等の、町がバスをお貸しして、その中で運行経費も町から今、業務委託を受けている会社のほうにお支払しているわけですが、そういった業務委託というのは、タクシー事業については運行できないというところを運輸支局のほうから御回答いただいたという点が1点。

それから、町営施設として指定管理者制度を用いるということも考えたわけなんです、これも島根県の市町村課のほうから、この点については、タクシー事業については妥当ではないということで御回答を得たということでございます。

最後に、株式会社というそういう民間の事業者が責任持ってこのタクシー事業を展開するということだと思いますと、議員の御質問にあった、株式会社津和野が主体的にそういったタクシー事業を行なうというのは妥当な考え方でございます。ここで運輸支局あるいは市町村課、町ということで、3社でいろんな検討をしてきた中で、1社にそういった第3セクターがやること自体をそういったことで決めていいのかという、こういう部分については、あくまでも民間企業の取り組みということで、やはり公募をかけてその中でタクシー事業をやっていただくのが筋ではないかというような御意見もいただいた中で、1社特定の株式会社津和野を特定してタクシー事業をやっていただくことについては、これについては今回やめようということで、前段として公募はさせていただいたということでございます。

したがって、先に御説明しましたが、70点の70%とれなかった、適格者がおられなかった、そういった部分については、公募をかけたそういった事実がございますので、それで適格者がおられなかった場合は、最終的には株式会社津和野がタクシー運行事業者として行うケースもあるということでございます。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 今の答弁を聞きまして、まずは12月17日に応募者がいること、それから12月19日に審査委員会にちゃんとかかりまして、的確なそういう事業者が見つかることを希望しまして、この質問は置きます。

それでは、2項目めの質問に入ります。6次産業化を実践し、観光土産品として農漁業生産物ほかの宣伝広告を拡充すべき必要があるんだと、こういうことにつきましてでございます。

今日、米の余剰が30万トン前後あり、米の概算価格は大きく下落し米生産者に将来の生活への不安をかき立てています。当町としましても、この問題を解決すべく過去から現在にわたりますまで、米の需要拡大にさまざまな施策を施してきたと思います。そこで最初に、平成24年6月に当時補助金の交付まで打ち出して、鳴り物入りで実施されました米消費拡大対策モデル事業の一つであります「米パン焼き器」いわゆる「G o p a n」購入施策についてでございますが、ここにその当時の資料がございますので、ちょっと読み上げてみます。

農林速報です。平成24年5月23日、町民の皆様へ、津和野町米消費拡大対策モデル事業の実施につきまして、今年度、米の消費拡大を図るため米穀を使用してパンをつくる「米パン焼き器」の購入者に対して、下記により予算の範囲内で補助金を交付いたします。概要は、補助内容、「米パン焼き器」購入経費1台当たり購入費の2分の1の額、上限2万円の補助、そして1,000円以下は切り捨てとする。1世帯1台までと。平成24年度予算、50台分100万円。補助対象者、町内に住所を有する者で次の要件を全て満たすもの。町税等の滞納がないもの、町内の指定販売店から「米パン焼き器」を購入するもの、必ず自分で使用すること。

以上概要でございますが、当時この施策に対しまして、町民の関心は非常に興味津々たるものがありました。町民がささやいておりました会話を例えば申し上げますならば、米消費拡大と言いながらも、津和野産米限定されてなくどこの米の消費拡大か、「米パン焼き器」の導入でどれくらいの米消費拡大が図れるものか、「米パン焼き器」は何台売れるものだろうか、といったような具合でございます。そういうことで、まずは施策の成果はいかがだったかお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（沖田 守君） 丁君、次の項目、C、引き続きやってください。

○議員（6番 丁 泰仁君） また、6次産業化の中で2次産業に当たる加工製品の製造促進化に果たすCASの役割はいかなものかと。

それから3番目に、観光案内看板にも当町のお土産品の種類を表示する必要があると思いますがいかがと、これにつきましては、るる説明が要りますので、あとつけ加えたいと思いますがよろしゅうございますか。

○議長（沖田 守君） それ、質問は一応投げかけてください。今のことで結構です。

○議員（6番 丁 泰仁君） はい、済みません。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6次産業化を実践し、観光お土産品としての農漁業生産物の宣伝、広告の拡充の必要性についてというこの御質問についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の米消費拡大事業に関してでございますが、「米パン焼き器」購入に対する助成制度は、平成23年度及び24年度の2カ年において、米消費拡大対策事業として実施をいたしました。平成23年度は144件、24年度は50件の交付実績となっております。

事業実施後にアンケート調査を実施しており、その結果としまして、購入直後の使用頻度については、週のうち1から2回が最も多い回答になっております。購入後の使用頻度についても、購入直後と変わらないという回答が半数を占めておりますので、米の消費拡大については一定の成果はあったものと考えております。

当事業による支援は、実際に米が食される場である家庭での消費に着目した支援施策でございます。原料の使用による直接的な消費拡大はもちろんですが、調理を通じて地

場産の米や稲作について、家庭内でも関心を高めていただくきっかけづくりも狙った施策でありました。この取り組みにより、米のみならず地場農作物への関心が高まることで、農業全体の活性化にも結びつくものと考えております。

続いて、C A S に関しての御質問でございます。

津和野町では道の駅シルクウェイにちはらの施設を改装し、C A S 冷凍システムの導入を決めております。運営は有限会社ジェイエイにちはら山菜加工場が担うことになっておりますが、町内外の地域特産を扱う方々にもC A S 冷凍技術を活用していただき、特産品に付加価値をつけて販売できるシステムを構築したいと考えております。

ただし、C A S の冷凍技術を使うことにより、メリットを最大限生かさなくてはなりませんので、C A S 冷凍に関心がある方々が集う「C A S L a B o」という研究会を立ち上げて、特産物の加工技術や商品化に向けた勉強をすることにしており、現在、町内外から約30名が参加をされております。

具体的には、ワサビ、クリ、アユ、イノシシ肉といった素材そのものをC A S にかけることはもちろん、この素材を使った加工品、例えば、クリ御飯やアユ御飯、焼きアユなどをC A S 冷凍することにより、解凍後すぐに食べられる状態に加工して販売することも考えております。また、この秋も観光協会と商工会が共催をし、クリをテーマにした観光客誘致キャンペーンを展開してはりましたが、クリは消費期間が短く、開催期間が3日間と短期間で終了いたしました。このクリを3週間パシャル冷凍した後、むきグリにしてC A S 冷凍することで、鮮度や品質が落ちない状態で長期保存することにより、お菓子などの加工材料として年中利用が可能となります。

こうした新商品開発や販路開拓については、「地域おこし協力隊制度」を利用した専門員を着任させ、ジェイエイにちはら山菜加工場とともに取り組んでもらうこととしております。県内では海士町がC A S システムを導入して取り組んでいる事例もあり、先進地に教えていただくことや、ともにタイアップして販路拡大につなげていけるよう、一体となった取り組みを構築したいと考えております。

続いて、案内看板についての御質問でございます。

本町におきましては、平成24年3月の「津和野町観光計画策定」とあわせ「津和野町サイン整備計画」を策定したところであります。

この計画は、観光を初め国内外から本町を訪れる方々に対してはもちろんですが、その方々と接する町民の方が、津和野の魅力を伝えていただくことができるようなサインとなるよう、昨年度よりサイン計画に基づいて順次整備を進めているところであります。

観光案内看板へのお土産品の表示についての御提案ですが、総合案内看板への表示となりますと、数あるお土産品の中から選択することが難しく、また全てを載せるとなると見づらい看板になってしまう恐れが生じ、それが町の景観にとって逆にマイナスイメージを与える可能性についても懸念されます。

現在、観光協会においては、お土産店等を紹介したチラシと、各店で作成されたリーフレットでの御案内をしている状況ですので、今後PR方法も含め協議検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ただいま、質問を3点申し上げましたが、それにつきまして1点ごとにるる少しずつ質問をさせていただきます。

まず、「米パン焼き器」の件でございますが、この趣旨は、機器、「米パン焼き器」を導入することによりまして米消費の拡大を図ると、こういう施策だったと思います。そこで、ただいまの答弁によりまして、機器は平成23年度は144、24年度は50件、つまり194件という販売実績を上げたということなんです。そうしますと、この機器を入れまして米の消費はここで一定の成果はあったと考えておりますというような答弁ございましたが、具体的に消費がどれぐらい、何トンとか、これを機器を入れる前の消費から機器を入れた後の消費です、具体的な数値がまず示されますか、そういうところ、と申しますのは、やはり補助金を使って一応こういう施策を打った限りにおきましては、この米消費拡大を目的とするのが主な計画案でありますならば、その具体的な数値も当然把握していると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 町長の答弁でもありますように、23年度と24年度に取り組んだ事業であります。これにつきましてはアンケート調査をそれぞれしてございまして、その結果を見ますと、米の使用料につきましては、今までよりふえたと答えてる方が23年度では22%、変わらないという方が50%、減ったという方が28%との答えがありまして、24年度にはふえたという方が9%、変わらないという方が59%、減ったという方が32%というような数値になっております。米全体につきましては、米消費量がだんだん減ってきておる現状がありますので、この米のパン焼き器を使っても全体的にふえたという数字があまり出ておりませんし、それから消費量がどうなったかという具体的な数値につきましては、調査のほうはされてないようでありまして、この辺はつかんでいないという現状であります。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 米の消費量の具体的な数値はつかんでいないと。しかし、この企画の主役は米の消費拡大ということですので、普通ならばですね、この計画を実施する前にはこれぐらい今年度は消費されていたと、しかし、この機器を入れましてそれ以降結果を調べてそしてこれぐらい伸びたと、そういう結果報告をするのが補助金をかけて企画を練った成果といいますか、それが披露するのが当たり前ではないでしょうか。まあ、してないというのですから、これ以上追及いたしましても無駄なことですので、今後はそういう点にも気を使って、補助金を使った施策につきましては具体的な数値を必ず述べるようお願いいたします。次にまいります。

さて、今現在、観光の形が地域資源をお互いに共有するグリーンツーリズムを経て、ニューツーリズム、着地型観光、すなわち田舎の豊かな自然、街並みと調和した景観、暮らし、四季、農作業などが都市商業地にはない価値として新たに認識されはじめ、このことを深く認識し、地方から自分たちの資源を生かしてプランし、考え、それを発信し、アピールする観光の形へと進化をしています。この観光の形こそが、今後の当町の観光施策の方向性を位置づける新たな指針の一つになるものだと思います。

こういう状況下にありまして、当町観光施策の中でも特に町内で生産されます観光土産品の販売促進を考えるに当たりまして、当町としましては、現在国が推進しています農業の六次産業化、これは第一次農林漁業、第二次加工製造業、第三次販売サービス産業をひっくめて新たな総合産業として六次産業という意味ですが、すなわち農商工連携施策につきまして、積極的に推進するべきだと思います。

そこで、当町の現在の各産業の現状を見ますと、第一次産業の農漁業の素材出荷体制は既に整備されており、二次産業の加工製造業の工程につきましても、幸いにこのことを後押しすべくCASの冷凍機器の導入が決まり、当町としましては、他市町村に先んじて強力な武器を手に入れた、そういう感じがあります。この機器は、食品の細胞膜、細胞壁を壊さず細胞組織を生かすとともに食感を生かし、アミノ酸うまみ成分、食感、風味等を解凍しても再現できる、より優れた能力を有していると言われていています。このCAS冷凍機器の導入により、加工製品の製造促進が一層望まれると思います。さらに、農生産物、川魚などの観光土産品の加工保存の拡充にいかにか起用できるか、機能の能力が試される機会でもありますが、先ほどこのことにつきましては答弁をいただきましたので、二次産業の体制も十分に整いつつあると思います。

次に、第三次産業の販売サービス部門について述べるならば、当町の基幹産業が観光産業であり、観光地自体が三次産業そのものであることを考えれば、既に体制は整っていると思います。現在、ニューツーリズム、着地型観光の普及により、各観光地におきまして、農漁業生産物が観光土産品の上位にトレンドされてきています。新鮮、ヘルシー、経済的に安価、自動車を利用しての観光には運搬にも何ら支障なく、当節最適の観光土産品です。

ぜひ、当町も六次産業化を実践させ、このブームを利用しまして、米はもちろん、ほかの農漁業生産物とともに観光土産品として積極的に観光客に推進することにより、米あるいは農生産物の消費拡大を促進させ、また、若者農業従事者を中心に、お土産品としての他農生産物の開発にも意欲を湧き立たせるのではないのでしょうか。また、当町観光地としましては、お土産品の範疇が広がり、観光客誘致にも大きく起用できると思います。いわゆる、当町における農商工連携策の完成につながることでと思います。以上のことから、ぜひ六次産業を実践してほしいと、こういうことでございます。

最後に、先ほども答弁ありましたが、町を散策してみますと、観光客からこの町の名産品、お土産品は何ですかとよく聞かれるんです。そう言われてみれば町内観光案内板

を見ますと、あまり当町の名産品、特産品、例えば地酒、鮎、ワサビ、里芋、源氏巻などの一般に言われている当町の名産品の記載がないように思えたんです。そこで、今後のサイン計画等により、新しく案内看板が設置されていく過程におきまして、ぜひお土産品の種類も表示すべきだと、そういう趣旨での質問でございますが、先ほどの答弁をいただきましたので、ぜひ、観光客が散策しながら目につくところにですね、広告チラシの配布をするのではなくて、何らかの形でやはり看板が妥当だと思うんですが、そういうところをできる限りのところで実践してほしい、そういう気持ちでございます。この質問はこれにいたしまして、次に、3項目めの質問に入らせていただきます。

F o u n d i n g — B a s e の学生たちとの意見交換会につきまして、感じたことを少し述べさせていただきます。

去る11月27日に行われましたF o u n d i n g — B a s e 意見交換会におきまして、教育、観光、農業分野に配属されました学生たちの各分野における活動の成果を初めて知らされました。例えば、観光分野における活動はゲーム体験型観光、視察受け入れ型観光など、新しいアイデアで企画を練っていました。農業分野では、いわゆるマルシェを中心に活動を展開していました。また、教育分野におきましては、津和野高校英語塾HAN—KOHにつきまして、詳細に教育内容にまで説明を受けました。それぞれが精力的に活動に取り組んでいる姿にまことに感銘を受け、当町に活気を与える源にもなればよいなど、そういうふうに思いました。

しかしながら、残念にも町民の間では彼らの存在感、ましてや活動の実態はあまり知られてなく、私も、実はその日初めて実態を知ったというのが正直な話です。さらに今、村おこし協力隊という総務省雇用政策事業が並行して行われていますので、事業内容を知らないとなますます複雑化し、活動の実態を見極めることが非常に難しい状況だと思います。ここら辺をもう少し行政のほうとしまして、整理しまして、町民のほうに彼らの活動の実態を知らせる方法を考えてほしいなど、そういうふうに思います。

それはさておきまして、本日は特に説明を受けました津和野高校HAN—KOHの塾教育方針及び現在までのその成果につきまして、将来展望を交えて話をしてみたいと思います。

まずは、来年度の入学者対象のオープンキャンパス情報交換会の盛況から、来年度新入生が80名を突破する可能性があるとのこと、非常に喜ばしい情報だと思います。このことに関しましては、私は6月の定例会で海士飯南両高校の教育に対する財政投資の（ ）を明示し、その成果を強調しました。来年度入学者に関する喜ばしい情報は、今年度、当町も思い切って1,231万円の公営塾費用を投資した成果でもあると言えます。すなわち、費用対効果でいうところの成果を勝ち得ることができた、言うなれば生きたお金の使い道になったと実感するものであります。この成果を踏まえまして、意見交換会の中で、基礎学力を身につけるには中学生から始める必要があるということで、

中学生にまで塾を広げてほしいという希望が出たのでありますが、来年度予算に費用捻出を図り、このことを実行に移すべきだと思いますが、お考えはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、F o u n d i n g—B a s e の学生たちとの意見交換会についての御質問に対してのお答えをさせていただきます。

町営英語塾HAN—KOHでは、人材育成を目標に高校と連携し、取り組みを行っております。町といたしましては、次代を担う人材を育成することが町の活性化につながることを考えており、塾の対象を中学生まで拡充することについては、その必要性を認めているところであります。

現在、町、津和野高校、島根県立津和野高等学校講演会、同窓会により構成しております津和野高校魅力化推進プロジェクトチームにおいて、中学生までを対象とした際の塾開設場所や運営体制などの課題等について検討しております。

なお、生徒数の増加でございます、大変F o u n d i n g—B a s e 頑張ってくれてる、これは事実であります、やはり、まず大前提は、津和野高校の学校関係者の大変な御努力があつて現在生徒増に結びついている、我々はその応援をさせていただいているということはケーブルテレビでも映っておりますので、申し添えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ぜひ、近年中の実現を望むものでございます。次にまいります。

山陰自動車道と観光立町である当町の立ち位置につきまして、質問をお伺いいたします。

去る11月15日、萩市におきまして山陰自動車道益田萩間整備促進決起大会が開かれました。熱気に満ちた大会の雰囲気には圧倒されましたものですが、山口県出身の衆参国會議員、山口・島根両県県會議員ら、萩市長、益田市長、当町町長ほか、層々たる御来賓が臨席し、まことに活気のある臨場感で、この方々の御挨拶を伺っていると、あすにでも山陰自動車道が一気に完成しそうに思われました。しかしながら、現状のプランによれば、この自動車道の完成により、萩市、益田市は直接的に流通、工場の誘致等で地域の活性化が望めますが、当町は間接的に何らかの恩恵をこうむるにすぎません。

しかし、この自動車道に津和野インターを作れば事情は随分違ってきます。この自動車道を使い、直接にヒト・モノ・カネの流動化、つまりは観光客誘因、観光関連物流、そのほかの促進、津和野インターから町内中心部への沿線地域に活性化をもたらし、結果的に生ずる経済的恩恵ははかり知れないものがあります。いわゆる地方創生の具体的なモデルそのものになることだと思います。

今、幸いに畑迫地区に格上げの道路拡幅工事が進み、同じく格上げの木部田万川線の立派な道路は、まさに高速インターに接続するにふさわしい整備道路と思われま

町を取り巻く中国高速道路からの誘因道路、すなわち柿木津和野停車場線の中座バイパス、なごみの里への到達に伴う東の玄関道路の完成と相まって、山陰高速自動車道、津和野インターからの誘因道路を経ての西の玄関道路の完成を、当町の将来発展の転機を期すうえに欠かせない道路網完成として、一日千秋の思いで待つものであります。

ぜひ当町としましては、国、県に早期に働きかけて、この津和野インターの実現に精力を注ぐことを提言するものであります。当町のお考えはいかがか、また、柿木津和野停車場線のなごみの里へ続く中座バイパスの完成はいつごろか、お伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、山陰自動車道と観光立町としての当町の立ち位置についてとの御質問について、お答えをさせていただきます。

山陰自動車道は鳥取市を起点に松江市、益田市、萩市、長門市を通過して下関までつながる高規格道路で、総延長は380キロメートル、供用開始延長が約166キロメートルでございます。益田市以西においては、未だ着手の見通しが立っておりません。現在、須子、萩間については優先区間の絞り込み調査が実施され、今後の手続きとしては、計画段階評価、新規採択時評価となります。優先区間の絞り込み調査は、道路の課題等を把握し、特に課題が大きく緊急性の高い区間について、優先的に整備を行うことを決定する手続きです。

昨年11月11日、ことし6月2日に中国地方小委員会が開催され、優先区間の絞り込みの観点、地域の意見聴取の手法、内容等が議論され、益田市、阿武町、萩市の住民や企業等を対象に地域が抱える道路交通の問題点や、改修すべき課題について調査が予定されております。

国は公共事業に対する国民の理解を得るために、公共事業の効率性と審議過程の透明性を確保する対応として、経済性を考慮したルート選定や直接住民や関係企業、団体の考えを聞き、施設位置や内容を決定する手法をとっております。

こうした状況下において、御質問の津和野インターチェンジの実現についてでございますが、今後も国の動向を踏まえながら、その必要性について検討してまいりたいと考えております。

次に、県道柿木停車場線中座バイパスの完成についてでございますが、津和野土木事業所より、平成29年度末をめどに計画をしていると説明を受けております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ただいま私が質問しましたことは、5番議員さんの質問の中で町長がお答えになりました山陰道、それから山陽道、それをつなぐ縦軸という話を少しされましたが、まさにその縦軸のところに近くなっているんじゃないかと思うんですが、この津和野インターチェンジが実現することによりまして、そこから縦軸をずっと、今言いましたように東の玄関道路、西の玄関道路と接続できるのでは

ないかとそういうふうに思いますので、ぜひとも津和野インターチェンジの実現を望むものでございます。以上をもちまして、質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、6番、丁泰仁君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、午後1時まで休会といたします。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序4、3番、米澤宕文君。

○議員（3番 米澤 宕文君） 3番、米澤宕文でございます。通告に従い質問をいたします。

まず、観光立町津和野の景観整備について2点質問をいたします。

一つ目に、殿町の鯉の泳ぐ掘り割りのショウブ棚の整備についてであります。

殿町の掘り割りは、観光津和野のパフレットの表紙にもなっており、津和野を代表する観光地であり、津和野の顔でもあります。

11月20日現在、津和野観光のメインの通りであります殿町の鯉が泳ぐ掘り割りのショウブが植えてあります棚に、土流出防止の灰色のあぜ波、これは田んぼのあぜなんかにあぜのようなかわりに使うものでありますが、約20カ所が設置してあります。中には、棚の土面から20センチほど飛び出ているのも数カ所あります。そして、棚が崩壊しているところもあります。

棚内のショウブの株も時期が終わり半分枯れたままでありましたが、12月2日に刈り取ってあるのを確認しております。

観光津和野の70万人のほとんどの人が訪れる観光の中心場所がこのような状況は、観光立町津和野の姿ではないと思っております。

今後、棚の崩壊は即修理また、土流出防止のあぜ波は黒色を使用すると、そして土面まで打ち込むべきと思います。そして、ショウブは枯れ始めたときには株を切るなど計画的な整備をするべきと思いますが、いかがでありますでしょうか。

二つ目に、殿町お祭り広場の鷺舞像の清掃であります。

ここは、津和野大橋のすぐたもとにあります。ここもまた津和野観光のメインの場所でもあります。掘り割りを通ってほとんどの観光客がここを訪れております。

津和野の鷺舞は、天皇陛下の御前で、これは皇太子時代を含めてであります。過去4回披露されたと聞いております。津和野町が全国に誇る国指定重要無形民俗文化財「鷺舞」の鷺舞像は、平成6年11月に殿町のお祭り広場に建立され、20年が経過しております。

20年間の水あかやちりなどで青銅色ではなく、3分の2は黒鷲となっております。観光立町津和野のイメージアップのためにも、水あか落としは即実施が必要と思いますが、いかがでありますでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、3番、米澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

観光立町津和野の景観整備についてでございます。

まず、最初のショウブ棚の整備でございますが、秋の観光シーズンも終盤となったきょうまで、菖ショウブが、議員御指摘のとおり枯れた状況のままにあったことは、管理する立場としても残念に思っております。

一方、ショウブますにつきましては、本年度の歴史的風致維持向上事業で、観光シーズン終了後、整備を予定をしていたため、そのままの状態にありましたが、観光客の方々への配慮に欠けていたことに関しては、反省すべきところであると思っております。

なお、このショウブますの整備につきましては、現在実施設計を進めており、来年1月中には工事を発注し、年度内に完成をさせる予定としております。

次に、鷺舞像の清掃についてでございますが、鷺舞像は平成6年の「高津川水系津和野川ふるさとの川整備事業」の完成に合わせ、「であいのゾーン広場」に町が設置したものでありますが、この20年間クモの巣やほこりを年に数回取り払う程度の清掃状況にありました。

町といたしましても、清掃員2名を配し、トイレや水路の清掃を始め、河川沿いや国道沿い、駐車場、城山等、観光施設周辺の草刈りも行っているところではありますが、年々箇所数がふえてきている現状もあり、この鷺舞像を含め管理が十分に行き届かないのも事実であります。

これらの管理も今後の課題の一つではありますが、本件につきましては、改善に向けてどのような対応ができるのか、検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 答弁をいただきましたが、12月2日のショウブの刈り取り時期は、秋の観光シーズン最盛期はほぼ終わりの時期であり、遅過ぎると思っております。既に何十万人という観光客を見た後であります。

小京都津和野の宣伝チラシ、先ほども言いましたけれども、この掘り割りが一番表に載っております。修理やショウブの刈り取りなど、早目早目の対応が必要です。予算措置のこともありますが、これぐらいの緊急的な予算がつけられないような津和野町ではないと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（大庭 郁夫君） 議員申されますように、管理につきましては、私も担当課といたしましておわびを申し上げます。

このショウブでございますけども、花が終わった時点で刈り取るのが本来でございます。昨年まではそのようにしていたとこなんですけれども、ことしの場合はいいまいか、最後植えかえるということもありまして、緑のうちはそのまんまに少し置いときましようということで、置いていたのが現実でございまして、それ以降、確かに枯れるものでございますので、その時期が遅かったということで、これは言いわけじみて大変申しわけないんですが、そういったことで少し時期が遅くなったということで、私たちもその辺を指示をしてなかったことも事実でもございますし、担当する職員もそういうところが、なれの中でやってきたということもあろうかと思えます。予算とか何とかの問題ではないと思えます。

職員担当がそれぞれおりますので、今の畦畔といいますか、その関係も、土がだんだん下が抜けて水が通るたびにどんどん欠けていきまして、今度やりかえる場合においても、きちっと底があるものといいますか、その辺も対策を講じなければならぬかと思えますが、今の状態では水が通るたびに土が流れてだんだん下がっていくような状態になっているようでございます。

そういったところを今後改善に向けて、改善をする計画を持って、解消したいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 予算措置につきましては、ショウブの刈り取りだけでなく、ショウブ棚の整備もという思いでありましたが、ちょっと抜かっておりました。こういうことも先延ばしすることなく、ぜひ実施をしていただきたいと思っております。

前回の全員協議会におきまして、同僚議員が夜間照明を指摘されていましたが、木も草も夜は眠らないと成長が悪くなります。これはいろんな文献でもそうっております。ショウブの成長のためにも、夜間の照明時間を今後考慮していただきたいと思っております。

次の殿町お祭り広場に移ります。

平成25年に国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定された区域内であり、また同年に国の認定を受けました「歴史的風致維持向上計画」では、城下町のたたずまい、津和野らしさを失わないよう景観を保全し、整備し、下降傾向にある観光の起爆剤にしたいとあります。

鎌倉の大仏様も1年に2回は、消防ポンプではありますが、洗っておられます。それほど手間と経費がかかる作業とは思えませんが、清掃員2名にこだわらず、他の機関に委託して実施することは不可能でありましょうか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（大庭 郁夫君） この回答、町長、先ほど申し上げましたように、この鷺舞像だけに限らずでございすけれども、いろんな施設の管理が行き届いてない部分があ

るかと思えます。そういった意味では、申し上げましたように、今後そういったどんどんふえていく、いろんな施設なりをどのように管理していくかというのは当然考えてこななければいけないかと思えます。特にこの鷺舞像、今、ああいう状態で色も黒くなってますので、ちょっと簡単に落ちるかなというのが、実際、私たちも思っております。

そういった部分については、まずは、そういった専門といいますか、そういった御意見も伺いながらというふうには考えておりますけれども、委託する方向というのまでどういう形にするかということ、ほかの施設も含めて検討しなければならないというふうには考えておりますので、この事態を、今、委託するかどうかというのは、ちょっと判断に迷うところでございますけれども、検討はさせていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 最近では、洗剤もかなり発達しております。いつかのテレビを見たときにも、重曹水の薄めたのでかなり効果があるというような実験もされておりました。いろんなもので試してみても、それほど手間がかかるとは思えませんが、ちょっと実験でもされてみたらと思えます。

それから、殿町の掘り割りとお祭り広場の鷺舞像のこの2カ所は、多くの観光客が写真を撮る場所でもあります。帰られて、写真を見て、掘り割りの鯉と一緒にふわり合いな灰色のあぜ波や、ほとんど黒い鷺舞像を見られてがっかりするのではないかと思います。

何回でも津和野へ行きたいと思われるような、津和野らしい風情のある景観の整備が常に必要ではないでしょうか。70万人の観光客へのおもてなしのためにも、観光立町津和野の観光振興のためにも、必要と考えます。ぜひとも早目の措置をお願いしたいと思っております。

次の造り酒屋に伝統の「杉玉」復活をとということですが、このことは一般質問で取り上げるほどのことではないかもしれませんが、津和野町の町並み景観アップのため、あえて質問をいたします。

津和野町の大きな地場産業の一つであります酒屋のますますの発展と、歴史的風致維持向上の町並み環境アップのためにも、ぜひ実施していただきたいと思っております。町内の造り酒屋3軒の軒先に杉玉復活を呼びかけてはいかがでしょうかということでもあります。

酒屋のシンボルであります杉玉は、杉の葉を集めてボール状にしたもので「酒林」とも呼ばれています。

緑の杉玉は、新酒ができたことを知らせるものであり、やがて秋口に枯れたところに、枯れて茶色に変化したときが、新酒が熟成し飲みごろを迎えたときと言われております。緑の杉玉は、津和野町の由緒ある造り酒屋の建物に映え、新酒ができたことを知らせ、

また茶色に変化した杉玉は、新酒が熟成したことを看板で表示することで、お酒類の販売にも大きな効果を生み出すと思っております。

今、テレビ放映されておりますNHKの朝のドラマ「マッサン」の親元の亀山酒造の軒先にきれいな茶色の杉玉が時々出ております。

津和野町の町並みでは、古い茶褐色か黒色に近い杉玉を観光客が写真を撮っているのをよく見かけております。

造り酒屋の伝統であります杉玉の復活を、売り上げアップと観光振興の一端のためにも要請してはいかがでしょうか。

平成25年12月に津和野町は「地酒で乾杯を推進する条例」を制定しており、津和野町の大きな地場産業の造り酒屋の復活を望んでの条例制定であります。

以上、質問します。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、杉玉に関しての御質問について、造り酒屋に伝統の杉玉復活をと、御質問についてお答えをさせていただきます。

平成23年3月に策定をいたしました「津和野町歴史文化基本構想・保存活用計画」に基づき、伝統ある町並みの保存整備を進めている当町にあって、議員御提案の造り酒屋における杉玉復活は望むところではありますが、関係者にお聞きをしてみましたところ、現在、杉玉をつくる職人がいないとのことで、毎年更新されていないのが現状のようでございます。

我々行政の立場といたしましても、特産品である地酒をさらに魅力あるものとしていくため、造り酒屋の方々や観光協会などと連携をして、イベント開催の支援を検討したり、個別商業包括的支援事業の活用なども御提案をしてみたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 試しに杉玉をつくってみました。これは、私が造り酒屋の主人に聞いたところ、やはり同じように、つくる職人がいないということでありました。

初めてのことであり、三、四回失敗をしましたけれども、軽トラックいっぱいぐらいの杉枝が必要でありました。まあ失敗を含めたので3日ぐらいかかりましたが、2日ぐらいでは今度はできるのではないかなと、1人でですよ、思います。

津和野町の3軒の造り酒屋はもちろんのこと、浜田市、益田市、山口市の合計8軒の造り酒屋の軒先を見てきました。8軒のうち1軒は杉玉がありませんでした。残り7軒の杉玉は直径60センチのがあり、また小さい40センチのがありさまざまでしたが、どれも茶褐色で古く、最近つくったようなものは見えませんでした。

津和野の造り酒屋3軒以外はほとんど人通りもなく、寂しいものでありましたが、津和野は違います。多くの観光客がにぎわい、また見て写真を撮り、杉玉を掲げがいがあります。

緑の杉玉を掲げることで、歴史的風致維持向上計画の町並み景観アップを図り、また注目を浴び、販売を伸ばしていただき、津和野町に出すものもいっぱい出していただきたいと思っております。

ぜひとも、この杉玉の復活を推進していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（大庭 郁夫君） 先ほど町長が回答で申し上げましたように、非常に津和野の町並みといいますか、酒屋さんにはそういうなんがあると、生き生きとしているというか、活気があっていいなと私たちも思いますけれども、行政が直接どうこう言うことはなかなかできないかと思ひますし、このたびこうやって議員さんが御提案いただいたことで、また酒屋さんもそういう思いを持ってくれると非常にありがたいなということでございます。

2日でできるという、当時は杜氏さんがこういうのはつくられたというふうにも聞いていますけども、今、杜氏さんは皆それぞれの社長さんなり、専務さんが杜氏でございますけども、そういう気持ちに新たになっていただくことを、私たちはお願いしたいということでございます。

行政的には、先ほど申し上げましたような形で、せつかく酒屋が小さい町に3軒あるわけでございますので、そういったのも、もう少し宣伝していくような形、そういった中で人もおいでになったりする中で、酒屋さんの気持ちもそういう方面に向いてくれるといいなというふうには思ひます。

行政とすれば、先ほど申し上げましたような形で宣伝をしていきたいというふうを考えております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 答弁をいただきましたように、最近では杜氏さんがつくる暇がないと、またつくる人がおらないということを聞いております。また、それもほかの機関にお願いすることも一手ではないかと思ひております。

3番目のふるさと納税にキャス冷凍機器活用で大幅増加対策を質問をいたします。

キャス冷凍機器活用で、ふるさと納税の大幅増加を目指してはいかがでありましようか。

津和野町は来年3月にキャス冷凍機器が完成予定であります。御存じとは思ひますけれども、キャス冷凍は、解凍しても食感、味、香りが冷凍の生のままで味わうことができるすぐれものであります。津和野牛、イノシシ肉、アユ、ツガニ等の生ものは保存しておけば、1年間を通じて納税お礼特産品の出荷が可能となります。もちろん、野菜なども同様であります。

一方、他市などのお礼特産品は、冷蔵や普通の冷凍発送が主でありまして、保存期間が短く、また食感に問題があると、ふるさと納税の雑誌にも書いてあります。

キャス冷凍は、冷凍でいつでも発送でき、いつでも解凍して旬の味を楽しめます。このキャス冷凍は津和野町の大きな強みとなります。事実、浜田市において聞いたところ、アワビなどの生の生鮮品は数の確保と、いつとれるかわからないので対応ができないということがありました。このキャスがあれば、とれたときに確保ができるし、いつでも出荷できると思います。

全国のお礼特産品の還元率は50%、75%の物もありさまざまですが、75%はちょっとオーバーにしましても、50%か60%にして納税アップで、地元の農林、水産、商業などなどの各産業が活性化すれば地域の活性化につながります。

来年3月のキャス冷凍機の完成を機会に、早急に対策をとるべきと思いますが、いかがでありましょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、ふるさと納税に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

本町におけるふるさと納税の納税額は、平成24年度は390万5,000円、平成25年度は798万6,000円となっており、平成26年度は平成25年度並みの納税額を見込んでおります。

現在、本町のふるさと納税の制度では、1万円以上の納税をいただいた方に対し、送料込みで5,000円相当の地域特産品をお届けしております。お届けする地域特産品は22種類で、希望の多いものは、メロン（46.5%）、蜂蜜（11.3%）、源氏巻・ようかんの詰め合わせ（8.2%）となっております。ふるさと納税増収対策としては、他の自治体に見られるように、納税額に応じたポイントにより地域特産品を選択する仕組みを取り入れ、魅力的な地域特産品等の提供に努めていくことも必要であると認識しております。

また、議員御指摘のように、キャス冷凍を用いることにより、特産品の多品目化が図られ、ふるさと納税の増収につながると期待をしております。今後につきましては、農林課、商工観光課、その他関係する各課と連携を図り、特産品のメニューづくりと還元率の見直しについて検討してまいりたいと考えております。

同時に、本来のふるさと納税制度の目的に鑑み、ふるさとを応援する寄附者のお気持ちをさらに促進するような仕組みづくりを進めていくことが肝要であるかと考えております。例えば、まちづくり委員会におけるまちづくり事業の財源としていただけるような、寄附者と町内各地域を結ぶ仕組みづくりなど、そうした観点からのふるさと納税の活用策を今後も検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 津和野町のふるさと納税は、本年度12月現在で、380件の748万円と聞いております。お礼特産品の還元は1万円以上からで、10万円以上でも5,000円相当で終わりであります。これでは、毎年800万円前後

で終わると思います。その一部であります310万円が、12月の一般会計補正予算の収入で上げておられます。

ちょっと浜田市の話になりますけれども、近くの浜田市では、財政課、財政係職員2名、嘱託・臨時3名、計5名で対応されておられます。浜田市のふるさと納税額は、昨年度は1億5,000万円です。全国で9位でしたが、本年度は12月3日現在で、実に4億2,700万円です。お歳暮のシーズンの12月いっぱいでは5億円は突破する見込みです。

平成25年度のふるさと納税額全国1位は、鳥取県の5億5,800万円ですが、浜田市は26年度12月現在で5億円を突破の見込みです。恐らく26年度はほんの近くの浜田市が全国1位になると予測もできます。

浜田市のお礼特産品の還元は、1万円ごとに1ポイント5,000円相当、品目は96品目と豊富です。浜田市の12月末までのふるさと納税額を5億円として、50%お礼還元としましても、12月で2億5,000万円が町の財源になると思われま。比較してみますと、津和野町は310万円と全く桁違いです。納税お礼の2億5,000万円は地元の特産品お礼品であり、地域の地域おこしと各産業の活性化に2億5,000万円というものが使われるわけです。すばらしい効果だと思っております。

今のは浜田市の説明であります。ここから質問に入ります。

津和野町のふるさと納税のお礼特産品は、現在22品目です。浜田の96品目と比べると、またこれも桁違いです。

キャス冷凍の生アユ、焼きアユ、牛肉、イノシシ肉、ツガニなどはもちろんのこと、ほかに幅を広げまして、観光地津和野の宿泊券または神楽面、陶芸家もおられます、陶芸品、竹細工もきれいなのがつくってあります、そしていろいろな木工製品、また変わったところでは稲成神社の鳥居の寄贈、赤の鳥居、朱の鳥居、安野美術館のグッズ、鷲原八幡宮流鏝馬神事の当りのとお弁当つき特別席などを公募で大幅にふやし、さらに納税額の還元率を50%または60%にしまして、納税大幅増を図り、地元特産品出荷で地元や地域おこし、また各産業の発展を図ることはできないでしょうか。

ここで浜田市の公募については、公募した企業または商店に発送から特産品の品ぞろえと全部任せて、職員の負担を軽減しております。さらに、仮に、仮にですよ、津和野町に1億円のふるさと納税があったとしますと、町の財源5,000万円を還元品としてできれば、5,000万円分の地域おこし、特産品、いろいろなものにもすごい効果があります。

それで、1億円以上ぐらいになりますと、このような雑誌が3冊ぐらい出ております。結構、皆さん見ております。興味がある人は、ものすごい頼んでおるそうです。そうすれば、5,000万円分の地域の経済効果といますか、地域のやる気が起きると思えます。

浜田市は、隣の邑南町と食の協定で特産品をふやしております。海を持たない津和野町は、益田市と海産物の提携協定を結び、お礼特産品の数をふやすべきと思いますが、いかがでしょうか。これが二つ目ですね、今。

三つ目としまして、浜田市がふるさと納税で大成功をしております。津和野地域の活性化と地場産業の発展のためにも、見習うところは見習うべきであると思います。

現に、県内では津和野町が最初であったと思います「山の宝でもう一杯！」これが今、県内の各自治体で取り上げられて実施しておられます。

ぜひとも、浜田方式を全部とは言いませんけれども、もっとアレンジして、魅力あるふるさと納税の仕組みを考えていただき、多くのふるさと納税者を募ってはいかがでありますでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） ふるさと納税、浜田市の例を挙げていろいろと参考になる御指摘もいただいたところでございます。

もともとこのふるさと納税始まりまして非常に人気を博する自治体と、まあ大半はそんなにこう見向きもされない自治体ということで分かれておったと思うんですが、それが、最近はどうもアベノミクスの影響もあって、まず株主関係の株主優待というのが非常に全国で注目されるようになって、それと同時に、このふるさと納税も何かお得な制度があるというのが全国的に認知をされるようになって、今、御紹介いただいた雑誌ができたり、あるいはインターネットでの紹介が広まったりということで、余計にいわゆる認知度の高い自治体との格差っていうのが、まさに広がるような状況でございまして、本当に浜田市さん、当然自治体の御努力もあって、素晴らしい取り組みをされているというふうにも思います。

市長とも、このことはいつもお会いしたら、「ふるさと納税、すごいですね」という話を久保田市長さんには、私自身からもお話をしたりして、「どういうやり方ですか」ということも聞いたりもしているという状況です。

それから飯南町さんあたりも、あそこは、特産品が牛肉が非常に何か人気なんだそうございまして、あそこも数千万ぐらいふるさと納税が、これちょっと調べたわけではないんですが、山碓町長さんからそういう話も聞いたことがあるということでもあります。

で、そうしたことを考えたときに、決してその還元率の高さだけが人気の秘密じゃあないというふうにも思っております。やはり、いかにいいものを品ぞろえをしていくかということ、これがやはり大事であろうかというふうにも思っております。

そうした中で、津和野町の場合は、まだまだその辺の特産品の種類も少ないというところでありまして、その品ぞろえのほうを用意をしていくということも当然していかなくやならないと思います。先ほど丁議員に、もそうした関連のいわゆる特産品の関係でのお土産のことで、取り上げておられました。

私はもうちょっと厳しくこの現状を受けとめておりまして、一次一体1次産業、2次産業それからそうしたところ、体制整備ができてはきつつはあるんでしょうけれども、まだまだ私はそこがしっかりしていかないと、いろいろ反省点かなり多いと、当町の場合は、いう状況だというふうに思っております。

例えば、今、クリを津和野産地でありますけれども、そのクリの加工品を取り組みをしようということで、農林課と商工観光課と連携をして観光協会とも連携をしながら、いろいろやってるわけでありますけれども、現在、クリは、そのものは津和野ですばらしい品質のものが生産されるけれども、一旦町外に出てしまって、そこで加工されていくと、そしてまた、時には逆輸入をしてみると。そういうような状況でもありまして、その辺も、もうしっかり厳しく受けとめて解決をしていかないと、津和野町の本当にこの全国のいわゆるふるさと納税との競争に勝ち得るようないいものが、まだまだ種類をふやしていかなくやならない。

誤解がないように申し上げときますけれども、今もそれぞれの業者さんが、大変御努力をされて、いいものもつくっておられる。これは確かに前提としてあります。これは誤解がないように申し上げときますけれども、それ以外にも、もっともっと品ぞろえをふやしていく、そういう取り組みは、やはりやっていかなければならないなというところでございます。

で、そういう中で益田市との特産品との協定という御提言もありました。確かに海の物というのは、非常に魅力でありまして、以前一度お話したことがあるかとは思いますが、東京の大きな大手スーパーが、「萩・津和野フェア」をやってくださいました。そのときに津和野のいいもの、萩からもたくさんいいものを持ち寄って、そしてそのスーパーの目の肥えたバイヤーさんが、どれを取り上げてそのイベントに使うかというのを事前に見られた。そうすると、萩の特産品が圧倒的に取り上げられてしまった。それは、やはりいわゆる魚という物の大きな魅力もあったんだろうというふうにも思っております。

そういう意味では、米澤議員の御指摘というのも一理あるのかもしれませんが。ただこれはやはり、益田の特産品を使うということになりますと、それだけほかの町内業者のものとのライバル関係も出てくるということも考えられますので、そこでそうしたこと、町の事業の中に益田市の特産品を並べて、町民の御理解が得られるかどうかということ、これは、やはり慎重に検討した上で進めていかなければならない問題ではないだろうか、というふうに考えているところであります。

で、そのほかにも私自身も、何とかこのふるさと納税を活用していきたいという思いがあるので、例えば、きょうは米澤議員からの数多くの御指摘いただきました。そのほかにも、私、やはりSLというのが、非常に魅力的なんじゃないかなと思います。

で、SLを動態保存していくということが、非常にこれからの大きな財政負担を伴うかもしれない、本町の課題になるかもしれない問題だと思っております、そうしたこと

を見越した中で、SLを動態保存していくためのふるさと納税を、うまく組み合わせていくことができないだろうかとか、いろいろ検討していくことはたくさんあると思うので、これからもそういうところは頑張っていきたいと思っています。

ただ、そういう中で、やはり一番ネックになるのが職員体制の問題でもあります。浜田市さんも2名の正職員もつけておられるという話でありましたが、我々もやはりそれをやればやるほど、その実務を担う者が必要になってくるわけでありましたが、現状、なかなか、今、災害が起こりまして、担当しておりますつわの暮らし推進課からはもう2名もそこから引き抜いて災害復旧推進室に、今、配置しているという状況であります。

で、つわの暮らし推進課は、もう人口問題からいろんな宅地問題から、今やっていかなきゃならない本当に逼迫した状況でもありますから。そういう現状もありますが、災害等落ちつくに従って徐々にではなりますけれども、体制もまた戻ってまいりますので、そういう中でふるさと納税のほうも、きょうの議員の御指摘、御質問をしっかりと受けとめまして、町も額が上がっていくようにしっかり努力していきたい、そんな思いであります。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宏文君） 町の職員体制もいろいろ大変とは思いますが、このふるさと納税をふやすことによって、例えば嘱託・臨時で対応できるかもしれません。

それから、還元率をアップしないと恐らくこのまま伸びないと思います。そして、還元率をアップしても、例えば、益田市のものを何種類か入れたにしても、ふるさと納税がふえることによって町に入るお金も大きくなります。そのようなことも考慮していただきまして、ぜひとも広域圏内であります益田市の海産物も取り入れるべきと思っています。

何回も言うようですが、ふるさと納税がふえればふえるほど、町も助かりますし、地域の産業また地域おこし、地域のやる気、そしていろんなことが忙しくなれば、U・Iターンの定住にもつながるのではないかと思っています。

ということで、お願いをいたしまして質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、3番、米澤宏文君の質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） ここで、午後2時まで休憩いたします。

午後1時44分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序5、11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） それでは、通告に従いまして今期4件の質問をさせていただきます。

まず最初に、地域福祉社会の実現についてということで質問をいたします。

高齢者の方が住みなれた地域で、家族や隣近所との温かいきずなを保ちながら自立した生活を送れるような社会の実現が、今日、強く求められております。特に、高齢化する中であって、独居高齢者や認知症高齢者に重点を置いた介護、医療、福祉、住宅施策などが市町村にとって大きな課題だと考えます。

本年6月に成立した地域医療介護総合確保推進法では、在宅医療や在宅介護ということで、在宅を中心とした施策の充実と重点化が、地方のそれぞれの自治体に求められております。

国が進めようとしている在宅医療、在宅介護について、本町としてどのように受けとめ、今後どのような対応策を考えておられるのか、お聞きします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、11番、板垣議員の御質問にお答えをさせていただきます。「地域社会福祉の実現に向けて」と題しての御質問でございます。

国では、全国的に高齢化が進む中、2025年における高齢者の増加の状況を見据えて、社会保障税一体改革大綱を打ち出され、本年6月に医療介護総合確保推進法が設立いたしました。そこには、増大する社会保障費の抑制に向けて医療費適正化を図るため、在院日数の短縮への対策や、疾病構造の多様化に対する各病院の役割分化や、病床機能の強化とともに、これまで以上の連携体制を構築することが盛り込まれております。さらに、在宅医療の充実と重点化や効率化を図り、地域包括ケアシステムの構築を着実に実現させることの必要性や、将来のあるべき医療と介護の実現に向けた策を講じることが求められております。

内閣府が行った高齢者の健康に関する調査では、世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加することや、国民の60%以上が療養の場に自宅を望んでいるとの結果が出ております。

国は、全国一律に、在宅医療、介護の推進を図ることを進めておりますが、中山間地域の当町においては、医療従事者の不足や介護サービスの偏在といった状況下では、極めて厳しい対応となります。本年11月末の高齢化率は44.2%と高く、全国の15年先の率を超えている現状であり、ますますその勢いがとまらない傾向となっております。

また、高齢者の方々は、できる限り住みなれた地域で必要な医療、介護のサービスを受けながら安心して暮らしたいと望まれている一方で、病気や介護が必要となった際に、入院できない、介護施設にも入居できないかもしれないという不安をお持ちの方々が少なくないとも伺っております。

在宅医療の推進につきましては、少子高齢化が進む中、2025年における高齢者の増加の状況を見据えて、社会保障税一体改革大綱や医療介護総合確保推進法を受け、持続可能な社会保障制度を目指して進められようとしておりますが、当町におきましては、医療従事者の不足や介護サービスの偏在といった状況もあり、都会地と同じように推進することは厳しい状況であると考えます。その一方で、当町におきましても、介護給付費や医療費など社会保障費は年々増加し、財政運営に与える影響も懸念される状況となっております。

今後においては、住みなれた地域で医療、介護のサービスが受けられるような仕組みづくり、つまり地域包括ケアシステムの構築が重要であります。具体的には、在宅中心の診療体制の確立、24時間対応の定期巡回、臨時対応サービス等の創設による在宅サービスの強化など介護サービスの充実、健康寿命を延ばすための介護予防に向けた取り組み、見守りや配食、買い物といった生活支援サービスの推進、サービス付き高齢者住宅など高齢者の住まいの整備等が必要であり、本町といたしましても、こうした取り組みを進め、誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現を図りたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） このテーマについての質問を過去の議会の中でひもといてみますと、ことしの3月にも同僚議員が今回の医療介護総合確保推進法が成立した場合の対応についてということで質問もしており、そうしてまた私も、本年9月の一般質問でもこれと同質の質問をさせていただいたところでございますが、先ほどの町長の回答をお聞きしますと、現状の認識を長く述べられて、これからやろうとする「具体的には」ということで、1から5までの項目についてこれから何とか実現を図ってまいりたいというようなことで、希望的観測だけが述べられておりますが、具体的にひとつお聞きしますが、今日の在宅中心の診療体制がどういう状況なのか、そして24時間対応の定期巡回が今どうあって、これからどのような随時対応ができるという、そういうもう少し具体性に富んだ回答がいただければ。従来のやっている施策そのまま、何か、並べたというふうに伺えますが、5番目のサービス付き高齢者住宅等についても、その整備の必要性は感じておられるようですが、なぜなのかということをお聞きしたいと思っておりますが、当面ちょっと、その1から5までの、より、先ほどの答弁よりも踏み込んだ考え方等があれば、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず1点目の、在宅中心の診療体制の確立という点におきましては、津和野共存病院がこの9月に在宅支援病院としての届け出を行い、10月より地域包括ケア病床を導入しました。

この地域包括ケア病床というのは、在宅復帰率80%以上、いわゆる在宅中心の医療であります。当然、ドクターの医師の不足でありますけど、これは今、訪問診療とされ

ている方が連絡をとったら、医師もしくは看護師が何らかの対応をするという状況であります。

それと、24時間の定期巡回ということは、訪問看護の強化であります。医療法人橘井堂のほうも、今、この訪問診療に力を入れていくという状況の中でスタッフを確保していき、今より在宅中心の訪問診療をしていくという状況であります。

3点目の健康寿命でありますけど、やはり病気になる前に健診等を重点的に行くと。当然、特定健診率もアップを行いながら、健診の予防強化をしていく。そこには今、地域支援事業の中で1事業2事業やっておりますが、その辺の部分も組み合わせで予防の強化を行っていくという点であります。

見守り、配食、これは現在、生活支援サービスの中で、町自体も26年度いろんな事業を行っております。緊急通報サービス等、今、27年度からのこの介護計画におきまして、その辺を町内部で生活支援においてもっと強化すべきであるという点において、今検討中でございます。

最後になります、サービスの高齢者住宅、これは、昨年と本年におきまして地域医療協議会において、今おられる、いわゆる介護を受けてない65歳から74歳の間の人がやはり転出をしていくという状況の数値が出ております。5年間で約120人ぐらいが何らかの形で転出をされています。その中で、地域医療協議会としまして、先ほど町長の答弁にもありましたように、津和野町ですっと住み続けるという状況を、やはりこれを重点に置かなくてはいけないのではないかとという点で、特養の待機、これが約130人おりますけど、その状況の中で、特養あるいは短期入所の一時的な施設として高齢者サービス付き住宅等が必要であるということを考えております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 我々、文教においては、9月以降、この問題について少し時間をかけて調査等行った中ではありますが、最終日には委員長報告もなされるかと思いますが、そこに少し私の質問の中にもそれを加えて……。

やっぱり今、担当課長は、現状の中で必要性とでき得る限りの努力はされるということでしたが、私の調査の中では、やはり高齢化率が44.2%という回答でした。さらに、75歳以上の独居の世帯が456世帯、そして80歳の高齢者の世帯、御夫婦の世帯が114世帯、合計すると570世帯。これを単純に、9月末の町の3,632世帯全世帯の中で、この割合が実に15.6%。6軒に1軒が独居なり高齢者世帯ということで、この人たちの毎日、あすの日が非常に気にかかるところでございます。

また、要介護認定の皆様は834名というふうに見ておりますが、この認定者の数については極端にふえるということではありませんが、微増ということがうかがえますと思います。

先ほど課長は、過去5カ年の津和野町から転出された方の数字を申されましたが、これは私が3月議会で質問した中にもありました。津和野町の高齢者の動態調査結果についてということで、平成20年から25年までに5カ年で、いわゆる65歳以上の転出者が114名あったと。その114名のうちに、いわゆる要支援なり要介護の認定を受けた方もおられますけども、受けてない方、それもさらに75歳未満の方が57名もおられたということも、その3月議会でお答えがあったと思うんですが、この方々は何か自分で生活はできるけども、いま一つあすの生活に不安があるということで、結果的に都会に住む子供たちのところへやむなく引き取られていると、そういうようなものが想像できるところでございます。

そういった方に対して、これからの平成27年から市町村にその主体性が移ろうとしている、今回の地域医療介護総合確保推進法の中での市町村に求められている課題だと思うんですが、そこでさらに今の実態として、配食のことについても少し。調査の中では、現在、その配食弁当は高齢者の方が最高週2回受けられるサービスと聞いておりますが、この配食弁当がもともと地元の業者の中で進められていたが、結果として今年の11月にサービスが提供できなくなったということでやめておられますが、これらを考えてみますと、今、松江のほうから朝早く本町に届けられて、これをまた配食弁当を配られる方が家のほうへ配られるということで、大分時間がかかっておるなと思って、このような配食サービスが果たして町内でできないのだろうか、そんな検討はするべきではないかと私は思いますが、来年度の予算にもかかわるところでございまして、その辺について、もっと関係課と協調しながら考えてみる必要があるんじゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

それから、買い物や通院といった、そういった交通手段についても、ちょうどきょうも一般質問でもありましたが、タクシーの事業がいろんな諸般のもろもろの事情で、町が責任を持ってそれを続けていこう、そして4月からは新たな運行事業者にその仕事をしてもらおうということになっておりますが、現状でもなかなか厳しいタクシー事業ですから、そういう事業の中で採算的なものも大変努力しなければならないのが想像ができますが、そういう交通手段に対して、実は町がかかわる交通手段としてやはり福祉サービスを付加するということはお話等ありましたが、たまたま近隣の山口市、まあ、徳佐も山口市ですし鹿野も山口市ですが、この山口市では、要支援、要介護認定を受けている方への福祉サービスとしてお出かけサポートタクシーというような料金の助成制度を設けておられて、これを、そういう認定を受けた方にチケットとして配られているようでございますが、こういうことがタクシーの事業を運行事業者に対して、直接財政支援するというよりも福祉的な付加サービスが求められるということは、つわの暮らし推進課長も答弁で言うておられました。この辺もやっぱり、来年4月からスタートするんなら今の段階からやはり地域支援として地域包括ケアとして考えるべきではないかと考えます。

さらに、サービス付きの高齢者住宅ということでございますが、その必要性、認めておられますが、それではどうしたらそういうものが建設できるのかということで、まだ問題も多々あるかと思いますが、現実ある施設の関係者の方からのお話ですと、現在、シルバーリーフには50床の、特別養護老人ホームにあります。その中にもショートステイが50床の上に8床あるわけですが、この8床の年間の稼働率というか利用率を見ますと、やっぱり冬場は、ショートステイは短期で最高1カ月しか使われませんが、冬場は少し、その1カ月よりももっと長い3カ月、いわゆる介護老人施設のせせらぎ等への施設の移行、まあ、移るといようなことも中に実例としてあるようですが、そんなものもいろいろ考えていきますと、介護の人材、そして施設、そして利用云々等で、やはりもう少し、病院でもない特別養護老人ホームでもない、そういうところの中間施設が、いわゆるサービス付きの高齢者住宅ではないかなというふうに思っておりますが、この辺について、今定住対策を町は強力に進めておられますが、住んでおられる方がやむなく去られるという現象を食いとめるためにも、このサービス付き高齢者住宅は、27年、もう一日も早く建設に対して検討を加えるべきだと思いますが、その辺についての御見解をいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 最初に質問のありました配食サービスについてでございますけれども、これにつきましては、これまで地元の業者で配食サービス等を行っておりましたが、業者の都合等ありまして、地元の業者で対応できないということで、松江市にあります生協のほうでお願いしておる状況でございます。

量的なもの等、本来であれば地元の業者さんにやっていただきたいんですが、それに対応できる業者がないということでやっております。一時的に生協のほうに変わられた段階で、松江のほうから食事を運ばれるということで、多少冷えたり、そういったこともありまして、レンジでやっていただきたいというような説明等もしてございまして、一時的にちょっと注文量も一時は下がったんですが、今は順調に伸びてございまして対応させていただいております。

業者の方にも、サービスのアップに努めていただけるように、できたら地元のほう、益田地域のほうへそういった御飯を炊くところをつくるなどで、いろんな方法もあるんじゃないかというような要望等もしてございまして、地元の業者ではないですけども、いろいろとそういったサービスのアップに努めていただくようお願いはしておりますので、本来であれば地元の業者ではやりたいんですけど、今の状況の中では松江のほうの業者へお願いしているという状況でございます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 高齢者福祉に関してのいろいろ議員からの御提案等もいただいているということでありまして、それぞれ本当に大事なことでありますので、できるだけ実行に移していきたいという思いなんですけど、まずやはり、何度も申し上げて

いるように、財政的な制約もかかってくる中でのことですので、よりヒト・モノ・カネ、これを効率的に配分していけるように、そして相乗効果が上がるようにやっていかなきゃならないと思っています。

そうした中ではやはり、各課が縦割りではいけませんので。例えば、先ほどのタクシーのお話もそうであります。課を横断しての取り組みというものも必要になってまいりますし、各課が事業を組み立てる上で、いろんな福祉や教育のそうした実情も理解もした上で、また組み立てていく必要があるということでもあります。

ですから、草田議員の御質問にお答えしたように、現在、町は基本的には総合振興計画がございますので、それに基づいてやるというのが大原則であります。いろんな課題を抱えている中で、いま一度、町の絵を描こうということでもあります。その絵の中に、このサービス付き高齢者住宅がどういう位置づけでどこの地域につくっていく必要があるのか、そうしたことをまたしっかり検討していきたいというのが現状の段階であります。

本来なら、平成27年10月に国勢調査がありますので、一刻も早く、我々この津和野町人口減少対策ということは取りつかなきゃならない、それは重々承知してありますけれども、国の総合戦略、それから県が10月につくる、それとも整合性を求めていかなきゃなりませんので、27年の国勢調査には、なかなか間に合うような形での事業の展開というのは非常に厳しいスケジュールであります。そこにこう標準を当てて焦ることなく、よりさらに5年後の国勢調査、それに向けてしっかり着実に取り組んでいきたいというような思いであります。

津和野の場合は、本当に、財政ばかりを言いわけにはできませんが、本当に厳しい財政状況で、それを何とか今クリアしてこようとしているこのタイミングですので、ここで焦ってやるよりも、きちっとそういう計画をつくり、また実行に移していきたい、そういうふうにも考えているところであります。

そうした中で、このサービス付き高齢者住宅、そうしたものや、あるいはいろんなこの福祉にまつわる計画も入れていきたい、反映させていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長、補足はないですか。

○医療対策課長（下森 定君） はい。ありません。

○議長（沖田 守君） いい。

11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） この件に関しては、来年度できるところが、タクシーなんかについての福祉の関係、検討を加えていただければと思っております。

この件については、以上で終わります。

続いて、入札工事案件の遅延についてということで、まあ、昨年10月31日の臨時議会において、青原小学校の校舎解体工事請負契約が随意契約として提案されました。

この耐震工事が解体工事に変わってしまった、その過去の歴史をひもといてみますと、誰の責任かということも、私なりに、責任の所在も難しいではないかということでございまして、そのさらに次の、過去のことをさかのぼるよりも、次のことを考えるということで、子供たちに一日も早く新しい校舎で卒業式を迎え、さらに皆さんが帰ってくださることを望んで、とにかく解体工事については随意契約ということで、早く工事を終わらせて新しい校舎の改築に取りかかりたいということで御提案がありましたが、この随意契約については、私、苦渋の選択をしたというか、いろんな、私の関係する方からもいろんなこともあったんですが、いろんなことをしんしゃくして、結果的に賛成した一人でございます。

そのような中で、今回その2月いっぱいのが工事が延びるということが、先般の8日の全協でもありましたが、これに対して私は非常に、約束というものはいかなものかなということで納得しがたいところがあります。

それから、あと、つわの暮らし推進住宅の建設についても、土地の造成云々から建築に係る今日までの進捗状況を遠目に見てみますと、果たして3月の云々までに建設ができるのであろうか、入居が可能なのであろうかと、そんなところが大変危惧されまして、とにかく役場というか行政というか、そういうものはやっぱり、約束というか、そういうものに対して非常に厳しく対応していかなければいけないのではないかなということで、町長の所見を伺います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、入札工事案件の遅延についての御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、青原小学校の関係であります。青原小学校校舎改築工事の工事延期につきましては、7番議員さんにお答えをしたとおりであり、現場作業員の不足や全国的な公共工事等の影響による資材納期のおくれ等、不測の事態が生じ、5月末を完成予定とする工期延期はやむを得ないと判断をしたところであります。

おかげをもちまして旧校舎の解体工事の請負契約が締結でき、工事に着手いたしましたが、この解体工事中にも想定外の湧水や旧校舎の設計書にない基礎ぐいが見つかるなど、予想できない事態が発生をいたしました。そのような中ではありますが、予定どおり昨年度末には解体工事が終了したところでございます。

一方で、新校舎の設計を進める中で、湧水や軟弱な土質を避けるため、できるだけ国道側に寄せ、敷地面積の都合上3階建てにするなどの設計変更を行いながらも、7月23日には青原小学校校舎改築工事の契約についての議案を可決いただき、2月末には校舎については完成することができると喜んだところでありますが、今回、予測できないこととはいえ、このような事態になったことはまことに遺憾であり、申しわけなく思っているところでございます。

ただ、御質問をいただいた旧校舎の解体工事と新しい校舎の建築工事は、基本的には別の工事であり、今回の工事延期につきましては異なるものと考えております。

今回起こった、松ぐいの発見や資材の確保の困難といった不測の事態は、建築工事の時期が変わっても避けられなかったものであり、仮に解体工事を競争入札とした場合には、随意契約を行った場合よりもさらに工期がおくれる状況には変わりありません。

このたび、新学期の開始に間に合わない事態となったことはまことに申しわけなく思っておりますが、当時にも御説明を申し上げたとおり、一刻も早い完成を目指したスケジュールにおいて随意契約を選択したものであり、その契約承認がなかったならば、現状において、2学期も新しい校舎に入る見込みが立たない事態に陥ったであろうと想定をされますことを、何とぞ御理解をいただきたいと考えております。

続いて、つわの暮らし推進住宅の建設についてでございます。

つわの暮らし推進住宅整備事業につきましては、平成26年10月21日に「津和野町つわの暮らし推進住宅整備事業契約の締結について」の議決をいただき、平成27年3月20日までを契約期間として工事に着手いたしました。その後、11月19日に入居者を決定し、入居者の希望を取り入れた実施設計に取りかかり、現在、住宅の全体配置が決定したことにより、地盤調査が終了したところでございます。

左鐙地域の住宅の建設スケジュールにつきましては、年内に棟上げを実施し、3月20日に完成を予定をしております。

当住宅については、2家族9人の入居が決定をしており、そのうち、来年度左鐙小学校に転校または入学する児童が3人おられます。

児童数等については、既に教育委員会や小学校に情報提供をしており、来年度の体制について対応していただいているところでございます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 町長、大変、まことに遺憾であったというふうにおっしゃられたわけですから、これ以上、これこのようなことは許さないとかそういうことはなかなか私としては発言を控えたいと思いますが、この前、少し違う勉強会とか、ある場所で「無謬性」という言葉を聞きました。

「無謬性」というのは、私は63になりますけど、聞いたことがありません。会話の中で出た「無謬性」という言葉は、どういう言葉かな、何か聞き違えたかなと私は思いましたが、あえて「無謬性っちゃ何ですか」ということでその方に聞いたことはありませんでしたが、後で調べてみますと、そういう言葉があることがわかりました。

「無謬性」というのは、いわゆる字では、よく使われる「びゅう」というのは「誤謬」という熟語の中に使われる「謬」ですけれども、「謬」というのは、間違い、誤り、そういうときに使われる漢字のようですが、その「無謬性」というのは、間違いがない、そういう性質のものだようですが。

この話の中にはどういうことがテーマであったかといいますと、行政、特に官僚、この方々は自分が今立場にあってその行政をやっているわけですから、それに対して時々それを継続してやっておられるわけですから、今、一担当者があのときはどうであったのか、あのときはどうも間違いであったとか、少し違っていたのではないかということは、時の官僚は言わないと。それはなぜか。それは、行政が継続しているから、過去のやってきたことを否定することになる、だから今の一担当者としては、あれは間違いであったとかというようなことは言わないで、あのときは、そのときは時どきの状況の中で、正しい判断のもとでやってきたんだと。そういうふうに、社会の変化に事を、何と申しますか、それにかけて自分たちが本当にどうであったかなという部分が少し問われる、そのような雰囲気のあるときに「無謬性」という、そういうことを言っておられるようでしたが。

やはり町長は官僚ではありませんので、先ほど「遺憾の意」ということを表明されましたので、町長が言われればそれで全てではございますが、やはり我々議会は、議決ということですから、町長が提案されたことに対して「よろしく頼むよ」ということで議決するわけですから、大変重たいものがあります。

私もこの5月の洗礼を受けてここに今立たせていただいておりますが、私のその判断がどうであったか、今もって、やはり、もし2月末までに校舎なりがしっかり建つということになれば、それはそれで私も非常に立場としていいわけですが、そういう思いがあるということをし添えて、この入札案件については終わりたいと思います。

続いての質問に入ります。「旧堀氏庭園の一体的な管理運営について」ということでございます。

最近、畑迫の診療所の改修工事の足場が取り払われて、外観が見えるようになってきました。その後、活用プランについてどのような検討がなされ、そして内部の構造等について変更があったのか、今日の工事の進捗とさらに完成後を視野に入れた一体的な管理運営についてどのような方針か、お聞きいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、旧堀氏庭園の一体的な管理運営についての御質問にお答えいたします。

名勝旧堀氏庭園の畑迫病院につきましては、全国的にも珍しい病院建築であり、本来の外観を残しながら整備を進めているところでございます。現在、外観の工事が完了したことから、仮設の覆い屋を撤去したところですが、内装工事や電気設備工事、外構工事などで、完成は平成28年度前半を予定しているところでございます。

畑迫病院は、文化財として、旧堀氏庭園の母屋や楽山荘庭園と一体となった活用が求められているため、平成25年度に地域代表や観光協会、伝統文化の推進団体の皆さんの意見を聴取して、「旧堀氏庭園活用計画書」をまとめております。

畑迫病院につきましては、学習ゾーン（堀家の鉱山や病院に関する資料の展示室）、地域活性化ゾーン（工房・ギャラリー）、活用検討ゾーン（農家レストラン・喫茶・研修施設等）の3つの機能（ゾーン）が検討されております。建物は病室（2人部屋程度）が大半であるため、もとのままに修復すると多様な活用ができなくなることから、特に活用検討ゾーンにおきましては、各部屋の壁を取って広く利用できるようにし、厨房空間やトイレ（身障者用を含む）、シャワー室などを整備する計画です。

町としては、旧堀氏庭園全体の施設を十分に生かすために、今後も地元の方々の積極的な協力を期待をしているところでございます。今年度、地元畑迫公民館やふるさと畑迫におかれましては、旧堀氏庭園活用計画書に基づいて、堀家に関する学習会の開催やボランティアガイドの実施、秋のライトアップに合わせてのイベントの開催、大田市の熊谷家住宅への視察、施設の清掃などを積極的に行っているところでございます。

また、観光協会においては、旧堀氏庭園を活用した新たな観光商品の開発や、地元農家から食材の提供を受けた食事プランの設定、有限会社堀庭園と連携した和楽茶屋での喫茶の開設など、ことしの秋のシーズンは多くのお客様に新たな魅力を提供できたと思っております。

現在、地元の方々を中心として、旧堀氏庭園全体の活用を積極的に図ることを目的とした活動組織の設立も検討されているようですので、平成27年度においては、準備委員会仮称でございますが、準備委員会を設置して支援を行うとともに、さらに魅力ある施設づくりのための具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） ちょっと確認ですけど、今の内装工事、外構工事含めて、完成は平成28年度前半ということは28年の5月か6月かということになるんですが、もともとは27年の7月末が改修の契約じゃなかったかなと私は思いますが、またこれも少し、外構工事までではなかったかと思いますが、少しずれがありますが、この辺については当初から、そういう外構工事までは含めてなくて7月末の完成予定ということであったのかどうか、その辺、少し確認をしてみたいと思います。

それから、内部については、そのような3つのゾーンということで検討がされておるようでして、期待するところでございますが、今の旧堀氏庭園の現在のやり方は、入館者とかそこそこの戸障子のあけ閉めなんかを管理していただくのは、管理委託ということで、ある方をお願いをして管理していただいている。それから、樹木の管理等にかかわる部分については、かかわる部分で委託をして、庭師さんの力をかりてやっておられて、その総額が319万円ばかりの管理委託費が出ているかと思いますが、これからやはり診療所が完成した暁に、これを一体的に運営していく上では、そういう、まあ、庭師ができるところは素人にはできませんけども、毎日の庭の掃き掃除とか落ち葉をかいたりそういう仕事もやはり一体的な管理運営が望ましいのではないかなと思うところでございます。

というのも、実は、大田の熊谷住宅をこの前、私も一人として参加したんですけども、熊谷住宅には、家の女たちということで女性の方がほとんどでしたけども、毎日ほとんど掃除をしておられますし、もともと、オープンするまでに、自分たちがこの館を維持管理するとするならばちゅうことで、物の配置からレイアウトから、そんなところもその人たちが主体的になってやっている。だから、熊谷住宅を大切にちゅうか、愛するというですか、お客様に対して説明が行き届くわけです。そういうことをやはり、これからの文化財をうまく活用した町の観光については、やっぱり受ける側、その方々が自分の物だというふうな位置づけでないと、業務としてこれをやればいいんでしょという、そういう委託契約では非常にもったいない話ではないかなと思っておって、今回、準備委員会というのが設置されるというか、しようというような動きもあるようですが、この辺については、非常になかなか、経営ということに将来つながるわけですが、ことしの12月議会にも140万円ばかりの減額補正が出ておりましたね、入館者の。ことしはものすごく美しい紅葉だったんですけども、なぜ減額されるのかなと思って現場で聞いてみますと、観光バスの運転手さん1人当たりの運転の距離が600キロから何ぼか減ったんです。ですから、乗務員が2人おらないと観光ツアーが組めない。そうすると、おのずとツアーに対する料金が高くなっているから、なかなかその魅力とその料金がマッチしないがゆえに、堀庭園に来られる大型バスが非常に少なくなっているということもありますので、そんなところで、これから入館者をふやす方法、そして、一体的な経営、非常に誰がやっても難しい、その中で私は、それでも地元の人が掃除もしたり、おもてなしをしていこうじゃないかということが動きとしてありますので、ぜひ27年度の準備期間においては、しっかりいろんな角度でトライ、チャレンジができるような、そんな少し余裕のある予算付けをして、自立できる方向で積極的な支援をお願い、お願いするというのもおかしいですが、するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 畑迫の地に施設がありますので、その地元の方々の協力なくしては、全く、活用したり、観光客をお迎えすることについても難しいなと思っておったんですけども、すごく畑迫の方々が熱心に動いてくださりまして、病院が建て上がっていくときの途中で見学会をさせていただいたときも、かなりの人数の方が来ていただきましたり、勉強会をさせていただきますと、本当に皆さん、お時間、昼、夜やったりするのですが、皆さん都合つけて来てくださったりと、その場にある施設はその人たちの協力がないと絶対守っていけないというところを痛感しておりますし、また感謝を申し上げたいと思っております。

これまでも、活用の計画を立てるときにも地元の方々の御意見を頂戴しながらやりましたし、観光に結びつけたり、自分たちで活用したいと思う面については、予算付けをさせていただいたりもしておりますし、これからも地元の皆さんと一緒に、行政だけでなく地元だけでもなくという形で、一緒に活用を進めていきたいと思っておりますし、

平成27年度に準備委員会を予定をしておりますけれども、そこでも十分に地元の御意見を聞きながら進めていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 一緒になって、ぜひ27年度も、本当、財政的には大変厳しいものがあるかと思いますが、やはり私が思うには、各いろんな町内の文化施設等々がありますが、やっぱりその掃除を、掃除ちゅうてもそこそこの掃除は業者に頼まなければできない仕事もあるかと思うんですが、やっぱり自分の館を、そこそこ努力は認めますけども、館の中で出来る掃除はやっぱり我が事なりでやらないと、いらっしやいませという気持ちが出ないと思いますんで、その辺を、一体になって頑張っていたきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 板垣君、完成時期はいいですか、質問。

○議員（11番 板垣 敬司君） は。

○議長（沖田 守君） 完成時期の答弁は……。

○議員（11番 板垣 敬司君） 完成時期はちょっと聞かんにゃあいけんかったね。
（笑声）

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 議員の言われるとおり、完成時期が若干延びております。これは、最終的に庭というか周囲の整備も含めてということもありますし、国の補助の枠というより、県の補助の枠ですけれども、そのところで、国のほうは補助金がある程度つくんですが、県も予算の措置がありまして、その枠のところでも県予算として、これだけしか出せないという範囲が毎年出ております。その関係で、工事が全体的に組めないというのが現状としてありまして、ことしもほかのところを、もう事業をやめて諦めざるを得ないというような事業も生じてきております。そういった関係で、若干期間を延ばさざるを得ないというのが現状でございます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） それではもう一回、その時期と予算の関係について確認なんですけども、27年度において、外構なり新たな周辺整備をするために、国の認めをいただいて県も予算をつけていただいて、町も新たに27年度にそういう予算が組まれるということですか。そういうこともあるということですか。ただ時間が延びたというだけですか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 予算的な部分については、おおむねの総体な予算は変わっていませんけれども、期間的に、要は27年度でしまいになる予定だった事業のボリュームがつかれない、予算的に間に合わないということなので、その分を翌年度に延ばさざるを得なかったというところでございます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） それでは最後に、合併記念事業についてお伺いをいたします。来年の9月25日がちょうど本町の合併10周年記念になろうかと思いますが、この際、記念事業としてどのような検討をなされているのか、お伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、合併記念事業についての御質問に対してお答えをさせていただきます。

合併記念事業に関する取り組みにつきましては、10月下旬に役場内部で「合併10周年記念事業検討委員会」を立ち上げたところでございます。今後、この委員会を中心に、事業計画の検討、企画運営、周年行事の調整等を行ってまいりたいと考えております。

今後の予定といたしましては、年内のところで、委員会で記念事業の骨子を策定し、庁議での検討結果を踏まえて来年度予算へ反映してまいりたいと考えております。

なお、合併10周年記念式典の開催日につきましては、合併日であります9月25日で県等の関係機関と調整をしているところでございます。今後、式典を初めとした各種事業の詳細が決定次第、住民の方々へ周知をしてまいりたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） きょうは何かひとつの提案でもあるかと思ったんですけども、まだ今これからということですが、やっぱり我々のイメージとしては、自然とか、みんなが集うとか、そういうことを一念頭にどうしても置きますけども、2分の1成人式というようなことを全国ではやっておられるようですけど、ちょうど10周年、成人式は二十で成人式を迎えられるようですが、10歳、5年生か4年生かはわかりませんが、10歳、4年生、まあ5年生になられた、そういう方を対象に、やっばこう集って、毎年毎年、それをひとつの、来年最初の会をして、2分の1成人式を毎年とり行くと、そういうこともちょっとした席で話があったんですが、御検討いただいたらと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、11番、板垣敬司君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、3時15分まで休憩いたします。

午後2時55分休憩

午後3時15分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序6番、2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 議席番号2番、川田剛でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1つ目でございますが、入札についての質問をさせていただきます。

町の入札において、町内に業者があるにもかかわらず、町外業者が受注を受けることに対し、町民の方々から、たまに、多く、強いお叱りを受けることがございます。

この入札については、去る9月議会でも質問させていただきましたが、確認でございます。その際は、私は地域要件について質問をさせていただきました。

地域要件というのは、その地域、この津和野町で言えば、町内の業者の育成、そして、それに係る津和野町育成と、その企業内にある人材の育成も含めて、それを国が求めているわけでございますが、基本的には一般競争入札を行ってほしいと、そして、指名競争入札というのは、こういった場合に行うようにということでありましたが、津和野町においては、基本的には指名競争入札において運用基準を準用したのが津和野町建設工事等入札参加者等選定要綱の中に、この中で中小建設業の育成、地域の産業振興及び雇用の促進に資するため、地元業者で施工が可能であれば、その地元業者を使うようにと、そこで指名競争入札を行って、地域の地域要件を見出して、その運用方針を定めていることに準用しているというような答弁であったと思います。

そこで、このたびも引き続きまして、この入札について質問するわけですが、まず、この町内の業者があることで雇用が維持されていると思います。企業誘致や創業支援も大事であります。既存の企業の維持も重要と考えます。

そこで、津和野町としての支援策について、第一にお伺いをいたします。

2番目に、一例としてですが、津和野町の入札において1億円以上の落札額においては、どれほどの額が津和野町外に流出をしているのか、把握されていればお答えいただきたいと思い、質問をさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、2番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

入札についての御質問でございます。

まず1点目でございますが、町内事業者の皆様が町内の経済や雇用環境を支えていただいていることは言うまでもないことであり、したがって、町といたしましても町施工の工事や備品等の発注におきましては、工期や事業内容の関係、予算の制約などで、町内での調達難しい等の例外的な場合を除いては、基本的に、まずは町内事業者で対応できるものは優先をして発注してきていると考えております。

同時に、本町の重要課題であります定住施策の観点からも、企業誘致や創業支援とともに、町内事業者への支援策をこれまでにもさまざまに進めてきているところでございます。

町内既存企業への支援策といたしましては、産業振興条例に基づきます新たな投資額が2,100万円以上の場合の税の優遇措置や、さまざまな経営主体に柔軟に機動性を持って支援を行う町独自の制度である個別商業包括支援事業、町内での消費拡大を念頭に置いた「津和野ほかほか商品券」の継続した発行など実施してきており、数多くの事業者の方々に活用いただいております。

また、融資借入れに際しては、信用保証料補給と利子補給を行っており、特に利子補給については、零細事業者の小口の借入れ件数が多い日本政策金融公庫の貸し付けも昨年度から補給対象とし、制度の拡充を図っております。ちなみに、同公庫からの融資を利子補給対象としている市町村は、県下19市町村のうち、津和野町を含め5市町です。

今後も産業振興審議会等関係機関、団体の意見もいただきながら、きめ細やかな支援を行ってまいりたいと考えております。

続いて、2つ目の御質問でございますが、議員御質問の趣旨につきましては、発注案件のうち町外業者の受注した落札額1億円以上の発注状況に関する御質問と判断をさせていただきます。平成25、26年度の結果についてお答えをさせていただきます。

平成25年度発注分につきましては、合計3件、受注額合計5億7,160万円、うち町外業者の受注した案件は1件、2億3,580万円であり、1億円以上の入札における町外業者の受注額の割合は41.3%でございました。

平成26年度発注分につきましては、12月10日現在で、合計6件、受注額合計12億5,240万円、うち町外業者の受注した案件は1件、1億2,080万円であり、1億円以上の入札における町外業者の受注額の割合は9.6%となります。

町外業者の受注した案件について詳しく御説明いたしますと、平成25年度分の1件につきましては、一般競争入札により実施した建築工事でありましたが、町内業者の申請がなかったため、必然的に町外業者の受注となりました。

また、平成26年度分の1件につきましては、災害復旧工事であり、町内業者を優先して指名競争入札を実施いたしましたが、入札不調となったため、再入札により町外業者が落札された案件でございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） まず、確認させていただきたいのですが、今、御答弁いただきました25年度3件、26年度6件の、この工事につきまして、公共工事の中で土木なのか建築なのかをお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） お答えいたします。

まず、25年度でございますが、3件のうち2件につきましては建築、1件につきましては災害復旧工事、土木でございます、災害復旧でございます。

26年度でございますが、6件のうちの4件につきましては土木工事、災害復旧工事でございます。1件につきましては建築工事、1件につきましては簡易水道の施設整備の関係の工事でございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） この、まず最初に申し上げたいのが、この1億円以上の落札額の入札について聞いているわけなんですけど、実を申しますと、これは受注した元請ではなくてこの全体の、25年度であれば5億7,160万円、26年度であれば12億5,240万円、このうちの幾らが町外に行ってるのかという内容だったんですけども。

と、申しますのは、この質問に先立ちまして、私、先日、情報開示請求である1件の工事について情報開示請求を求めまして、その中ではその下請業者の名簿と受注金額を求めたわけですが、開示された内容は業者名だけでありました。

金額をここで聞いても、情報開示請求で回答できなかった内容ですので、外にどれぐらい出たかというのは答えられないかもしれませんが、この受注した会社が外部の企業であれば、基本的にはそれは外部に行ったものだというふうに認識できます。

ただ、やはり町内業者が落札した入札においては、やはり、町内の下請業者に仕事を持ってもらいたい、これは前回の一般質問でも私が述べた内容と同じでありますけれども、そのうち、この、例えば12億5,240万円のうち、どれぐらいの額が町外に流出しているのかというのが、やはり町民の皆さんから御叱責を受ける第一の理由だと思うんです。

それを把握しているのであれば、金額、詳細には求めませんが、どれぐらいの割合か御存じであればお答えをいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、金額、割合という格好で回答させていただきます。

まず、25年度でございますが、先ほど申し上げました3件のうちの建築工事でございます。これにつきましては、町内業者が落札者でございますが、下請業者はございませんでした。

それから、もう1件、町外業者が落札いたしました建築工事でございますが、これにつきましては、下請業者が落札額の0.3%を町内の下請業者のほうに出しております。

残りにつきましては、一部、町外の下請業者のほうに出しておるところでございます。基本的には元請が町外業者でございますので。

それから、災害に関しましては、町内業者が落札しておりますが、そのうちの24%を町外の業者のほうに下請という格好で出しております。

それから、26年度でございますけれども、まず、災害関連でございます。災害で…

…。失礼しました、先ほど、災害、4事業と申しましたが、3事業でございます。間違いでございました、訂正いたします。

災害が3事業と建築事業が1工事、それから下水道の管の敷設工事が1件、それから先ほど言いました簡易水道の敷設工事が1件でございます。訂正をいたします。

災害の3件につきましては、2件につきましては、町内業者が落札しておりまして、下請等はございません。1件につきましては、先ほども町長、答弁もありましたように、再入札で町外業者が落札しておりまして、町外業者から町外業者のほうへ下請という格好で1件届け出がございました。

それから、先ほどの下水道につきましては、町内業者が落札しておりますが、そのうちの18%につきましては、町外業者のほうに下請に出しております。

それから、建築工事につきましては、割合といたしまして23%を町外業者のほうに下請に出しております。

最後に、簡易水道の施設整備でございますが、これ、施設整備工事という関係柄、町内のほうにそれをやる力量のある業者がございませんので、高い割合でございますが、67%ばかりを下請という格好で町外業者のほうに出しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 今のその割合をもとにですね、これだけ出てるからめだという話ではなくて、やはり業者のほうもできる仕事、できない仕事、状況によって受けられる、受けられないということはあると思うんですけども、やはり受けられる状況の中で受けることができないというのは、やはり町内業者の方にとっては残念な思いもあるでしょうし、一方で、行政が、というばかりではなく、やはり企業努力というのも確実に必要になってまいりますし、下請を請けられるだけの努力もしなければならない大前提ではありますけれども、やはり町外業者が落札した際に、なるべく町内の下請を使ってほしいというふうをお願いするのは、やはり津和野町としても協力はできるのではないかなと思っております。

この話は、今回は入札ということであえて言わせてもらっておりますけれども、先日、創業の商工会のほうでございましたチャレンジコンペなどもございまして、この津和野町に企業誘致初め、多くの方々が津和野に興味を持っていただいて、さまざまな分野で可能性を広げていくことも大事ではありますが、一方で、町内の企業の多くはこれまで企業を維持され、それは雇用を維持され、そして定住を促されてきたわけでありませぬ。

この津和野町におられる企業の方々、また、一般の方々から、やはり「長年住んでいられるにもかかわらず、Iターン者・Uターン者には補助がある、我々には何もない」と、

これはもう感覚だと思います。先ほど答弁にもございましたように、全く何もしてないわけではなく、融資利子の補給ですとか、創業支援ですとか、定住対策、津和野町がやっていることは確かにあるわけなんですけど、実感として、既存のこれまで住み続けてこられた方々、これまで営業されてこられた企業にとっては、やはり外部から来た人のほうが優遇を受けているんじゃないかというような感想を受けております。

そこで、法人に対しましても、これまでもさまざまな支援策やってこられたと思いますが、創業支援ですとか、定住の維持支援、雇用の維持対策といったものも、今後、盛り込んでいかなければならないと思いますが、所見をお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 回答をどなたに求めますか。

○議員（2番 川田 剛君） 答えられる方に。

○議長（沖田 守君） はい。

○議員（2番 川田 剛君） 答えられる方に。

○議長（沖田 守君） はい。執行部答えられる方。（発言する者あり）町長。

○町長（下森 博之君） 御質問はその、今、きょう、1回目御質問に回答させていただいて、それにプラスしてどういうことをするかという御主旨でございましょうか。

○議員（2番 川田 剛君） はい。

○町長（下森 博之君） はい。

まあ、いろんなことをやっていかなきゃならんとは思っておりますけれども、基本的にはやはり、財政、これは何でも財政ということになりますけれども、財政の制約の中で、また、何ができるのかということ。これはまあ、我々だけが考えても、またいいアイデアは出ませんので、商工会あるいは観光協会の方々、そうした方々としっかりまた連携をしながら、新しい事業についても、それが本当に効果が得られるものということであれば、取り組みをしてやっていきたいと思っております。

きょう御紹介したいろんな事業についても、これも今まで、もう、当然、商工会等と連携を図ってやってきたというところでもあります。

で、また、限られた財政でもあります。来年度以降、先ほどどなたかの議員にお話も、草田議員のときにお答えをしたかと思っておりますけれども、いよいよ来年度の新年度予算編成は1億の減が歳入で見込まれる中での、どこを削るかという、本当に厳しい予算編成を迫られているというのが今の現況であります。

そして、28年度からは、いよいよ合併の特例の算定替がなくなっていく、そして5年後には、それが全くゼロ、ということで、その歳入の減の影響、まあ、今は申しませんけれども、またこれが数億円近い減、それはどこかを削らないと、今のところから、という状況でありまして、そうした中で、どういうふうに財政のやりくりをしていくかということ、これは大きな問題になってくるなというのが現時点での我々の考えでありますので、一つ一つの、大変、議員さん、きょうもいろんな御提案をいただいておりますので、それは本当に大変、一つ一つを見ればそれは非常に大切なことだというのはよく

わかるわけではありますが、我々はやはり全体として、まさに財政破綻を起こすことは絶対にできないというのを大前提に考えていかなきゃなりませんので、まあ、その辺のバランスというものを考えながら、今後も検討してやっていきたいと思っておるところであります。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） もちろん、やはりその、予算も青空天井じゃありませんので、これもやってくれ、あれもやってくれということではありませんが。

財政破綻の前に、やはり個人企業の中には後継ぎも帰ってこられていない、まずは自分のところが商売をもうやらないという覚悟も決めてらっしゃる方もいらっしゃいます。できれば、その息子さんや娘さんがいらっしゃるのであれば、後を継ぐ意思がある方があればですね、津和野町に帰ってきて仕事がしたい、その環境を整えてあげる補助はできるのではないかと思いますので、ぜひとも検討していただきたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

第6期の老人保健福祉介護事業計画についての質問であります。

まず、この介護福祉計画の第6期計画の進捗状況についてお伺いをいたします。

そして、2つ目に、介護保険が適用される「予防給付」が、29年度末までに新しい総合事業に移管することになりますが、町独自のサービスを提供するためにもニーズ調査や受け入れ態勢の整備等が重要で、ニーズに合わせたサービスが提供できるのであれば、早い段階で移行することが望ましいと私は思っております。

そこで、第6期計画において新しい総合事業は掲載されていくのか、お伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、介護福祉計画に関しての御質問についてお答えをさせていただきます。

第6期の老人保健福祉・介護事業計画につきましては、本年4月から9月にかけて、65歳以上の方で要介護認定を受けていない方、要介護認定「要支援1～要介護3」を受けている方を対象にした日常生活圏域ニーズ調査を初め、町内の各介護保険事業所への聞き取り調査、民生児童委員に対する行政連携調査等を実施しております。

現在、これらのデータをもとに、医療・介護連携部会、認知症施策部会、生活支援部会、介護予防部会の4部会で計画策定に向け、検討協議を重ねているところでございます。

今後の予定につきましては、庁内関係課で構成する老人保健福祉・介護計画の検討委員会、町内の医療・介護事業所関係者等で構成する保健・福祉及び医療対策審議会等を重ね、3月末の計画認定に向け進めていく予定であります。

今回の介護保険制度改正による総合事業への移行につきましては、全ての市町村において平成29年4月までの実施が求められております。

厚生労働省からも、県の担当部局に対し、「できる限り早期から新しい総合事業に、積極的に取り組んでいただくことが、制度改正の趣旨にかなうものである。一方、指針などにより提示される総合事業の詳細も踏まえ、多様な主体による多様なサービスの充実などの受け皿の整備や、地域の特性を生かした取り組み等のため、一定の期間をかけて準備をし、総合事業を開始していただくことも選択肢である」との連絡文書も出ております。

町といたしましては、日常生活圏域ニーズ調査等で得たデータをもとに、新たに必要とするサービスや、NPO、ボランティア等の受け皿づくりにも考慮しながら、平成29年4月の実施を目標に進めてまいりたいと考えておりますので、第6期事業計画は、「訪問型サービス」「通所型サービス」「その他の生活支援サービス」等の記載表現となる予定であります。

なお、県内の他市町村の状況であります。本町と同じく、平成29年の移行実施を考えているとのことあります。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） この2つ目の質問の答弁の中で、「できる限り早期から新しい総合事業に、積極的に取り組んでいただく」というふうに答弁をいただいたわけなんですけれども、最終的には県内全体として平成29年の移行を考えているという答弁でありましたが、この、もともとの趣旨としては、やはりこの制度改正には多様な主体、多様なサービスの充実など受け皿が充実することによって、町独自の、自治体独自のサービスが展開できるというものだと僕は思っております。

一方で、まだ国がどういったものになっていくかというのを余り示してはいないというのは、私も常任委員会の中で聞いたわけなんですけれども。

ただ、この要支援1、2の受け皿となる場所ですね、新しい総合事業として移っていく要支援1、2の方々の受け皿となる方々の状況というのを把握されているのかどうか、ここをお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 新しい総合事業の御質問の関係ですが、これまで介護予防給付並びに介護予防事業で実施しておりました事業をですね、新たな総合事業として、各市町村の特徴を生かした事業に変わっていくわけでございます。

これまでの訪問介護それから通所介護につきましては、予防給付の中で対応されておりましたが、今後は、地域支援事業として独自に入ってきます。この、今先ほど言いましたヘルパーとかデイサービスにつきましては、まあ、29年4月をめどに計画しておりますけれども、これについては、今のままの状況で移行してまいる状況でございます。

なお、先ほど言いました介護予防事業であります、今まで包括のほうで取り組まれておりました2次予防であり、1次予防、こういった事業につきましては、今度は、総合事業の中に含まれてきまして、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、訪問型のサー

ビスであるとか、通所型サービス等に表現、名前は変わってくるわけですが、それに合わせて、まあ、先ほど訪問型サービス、通所型サービスといいますと、これまで包括のほうで取り組んでおりました2次予防、リハビリ体操であるとか、お口の健康教室、それから閉じこもり・うつ予防支援とか、栄養相談、キラキラ体操等、元気アップ等、さまざまな事業取り組んでおりますけども、これが町の独自の事業として、今後検討が必要であるということです。

それから、生活支援サービスでございますけれども、これにつきましては、これまで町のほうで独自にさまざまな委託なり、いろんなことで取り組んでおりますけども、社協さんのほうに出しております、ふれあいの場とかさんさんサービス、それから同じく社協さんのほうにお願いしております配食サービスだとか、民生委員さんをお願いしております安否確認、それからあの、今後取り組んでいきますけども、外出支援、まあ、タクシー事業、それから移動販売、食材の配達等、さまざまな町独自の事業等があります。

こういったものを新たな総合事業として、それじゃあ、どれをどういうふうな体制でやっていくか、そういったものを今後、検討していくということで、27年4月の段階では、そういったものをどういった形でやっていくかというのがまだ確実に審議されておられませんので、これにつきましては29年4月をめどに、今後の、町独自の地域支援事業として検討してまいりたいということでございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） ちょっと、質問の仕方が悪かったようなんですが、既存のそのサービスですね、訪問型介護や通所型、それがサービスに変わっていくと。それで変化はないのはわかるんですけども、例えば現時点で要支援を受けてない方々が地域支援事業に入ってるしゃいます、健康な方ですね。そこにも要支援1、要支援2の方が行くかもしれないという状況になっているんです。

そこで健康保険課として、第6期計画を策定して4月までにつくらないといけない中で、その受け皿となる団体には、要支援1の方、要支援2の方が行きますよ、という可能性は秘めているわけですね。その受け皿体制ですね。

旧来の制度では、現行の制度ですね、現行の制度では、要支援1・2と支援が要りますよという方々が一般の方と同じになるんです。要支援1の方が、この訪問型サービス、変わらないサービスであればいいんですが、一般の方と同じところに行くというのは、これは受け皿として、やはり不安はあると思うんですけども、そういった調査をされたかどうかという質問なんですけれども。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） すいません、そういった、先ほど町長の答弁にもありましたが、日常生活圏ニーズ調査につきましては行っておりますけども、今、議員、

御指摘の調査についてはしておりませんので、今後、どういうふうにしていくかの検討が必要であると思います。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 先ほどの答弁の中で、この4月までには、これを検討していくということなんですけども、29年というのは第6期計画中に当たると思うんですね。

ということは、第6期計画の中にある程度含みを持たず格好で記載をしなければ、計画にないものを実施するということになると、それは難しいということになってくると思うのですが、この、今答弁ありました「訪問型サービス」「通所型サービス」「その他の生活支援サービス」等の記載で、これで間に合うのか。

例えば、国がこういう指針を示しました、というのが後々になって出てきたときに、「津和野町の第6期計画には、それは載っていませんでしたよ」ということになった場合、29年度から始めようと思ってもできない。

そこで30年度から、第7期の中でやっていくということになってくるんじゃないかなと思うんですが、この記載表現になる予定でありますという答弁だったんですけども、それでカバーができていくのかというのが不安でしたのでお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 先ほど、議員、御指摘がありました「訪問型サービス」「通所型サービス」「その他の生活支援サービス」という表現になるという町長の答弁にしておりますけども、これにつきましては特に、県等から、こういった形でないといけないという指導はありません。

まあ、今言いました訪問型サービスにおいても、住民主体となる支援が必要なサービス、それから短期集中型の予防サービス、それから移動支援型のサービス等々、いろんな分野でのサービスがあるわけですけども、そういった細かい内容を、今の段階ではお示しできないので、まあ、大きな枠組みで事業計画として挙げておくということで、その、今の3つのサービス自体が事業計画の中にないとですね、その、新たにということになると計画を変更しなくてはいけませんけれども、こういった、これから計画になるか、ちょっとまだ決定しておりませんのでわかりませんが、そういった細かい内容が出てきたときに、変更が必要であれば事業計画を変更して実施するという、まあ、その3年なら3年の中で、計画変更は認められてないわけではありませんので変更していくという形になると思いますけども、一応、今の段階では大まかなサービスとしか記載できないということでもあります。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 今12月の15日でありまして、4月の1日まで、もうわずかなわけです。そういった中で、29年までに移行すればいいということではあります、介護計画は今年度中には策定しないといけないと。

そういった中で、現在その、要支援1、2の受け皿について、まだ調査ができていないという部分については、もう少し早い段階からすべきではなかったのかなというように思っております。

昨年には、大体な、こういうふうになりますよ、というような話は出てきていたわけですので、早い段階からやっていただければなと言うのが、まあ、今言っても後の祭りということですので、今後、4月、今年度末までに計画が策定できることを強く望みまして、次の質問に入らせていただきます。

林業における保障体制についてお伺いをいたします。

津和野町において、この自伐型林業を推進していく中で、個人やボランティア、地域おこし協力隊等が伐採などを行う際、万が一の場合に備えた保障体制を構築していく必要があると考えます。そこで、自伐型林業における保障体制の構築について、所見をお伺いします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、林業における保障体制について、お答えをさせていただきます。

町では、森林資源の活用を進め、林業振興を図るために、平成23年度から「山の宝でもう一杯！」プロジェクトを構築し、自伐型林業に取り組んでおります。

このプロジェクトでは、参加者がけがをしらない技術を習得するため、チェンソーの目立てや丸太切り、伐木、造材、集材などの各種研修会を開催しております。

そして、研修会では、県内や国内の最前線で活躍をされており、第一人者と呼ばれる講師を招き、「何よりも安全が第一」という合い言葉を掲げて開催をしております。

しかし、どんなに優秀な講師に教えていただいたとしても、事故が発生しないという保証はありませんので、研修会の開催期間中の参加者に対しては、森づくりフォーラムが取りまとめている「グリーンボランティア保険」に、町として加入し、事故への対応を行っております。

研修会以外のところでボランティア活動に参加する場合は、活動の呼びかけ団体が何らかの保険に加入する必要があると考えます。

そして、プロジェクトの参加者が日常的な活動を行う場合は、それぞれ個人が必要に応じて、任意保険に加入するようお知らせをしております。

また、今年度から、地域おこし協力隊を募集し、3名の隊員を採用することになりました。この隊員たちは非常勤の特別職公務員という立場であり、現在、町において非常勤職員公務災害補償保険に加入しております。

この保険では、療養補償、休業補償等が講じられており、けがの場合の医療費は全額補償され、勤務することができない期間中の給与の補償を受けることができます。また、後遺症が残った場合には、症状固定後に医師の診断書を提出し、認められたなら障害補償年金を受給することができます。万一、死亡の場合には、職員個々の年齢や、配偶者

の有無、扶養親族の人数などに応じて、細かな計算が行われた後に補償費が支給されることになっております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） この質問については、自伐型林業ということでありまして、これは、さっき私の質問の中に個人やボランティアという言葉は入れておりますが、もちろん当初は、この津和野町の自伐型林業の事業によって来た方に研修などを受けてもらい、現在、既存で頑張ってもらっておる方もいらっしゃいますが、後々には、この津和野町に定住をしていただいて、自伐型の林業を行っていただきたいというのが、この事業の趣旨だと思っております。

そこで、この私の質問の趣旨というのは、最終的に、この津和野で定住し、林業をやっていくんだといったときに、林業事業体であれば、これは林業事業体の責任においてどういった補償があるかというのをやっていくと思っております。

で、この今行政であれば、非常勤職員公務災害補償保険というのがあるようだけれども、個人の場合というのは、やはり自分で木を切って出してけがをした場合、かわりに誰かができるかというそれはできない。

農業であれば奥さんがやるとかっていうのはあると思うんですが、基本的に夫婦揃って林業をというのには余りないような気がいたしております。まあ、もしかすると、できるかもしれないんですが、その収入主体である林業でけがをした場合、収入の補償という部分において一般の方がこの林業に携わった際に、そこは注意を促さないといけないと思っております。

一つのけがで一生分の収入を失ってしまう、もしかすると死んでしまうかもしれないという危険が伴っておりますので、まあ、自伐型林業の研修において災害対策を幾ら整えたとはいえ、万が一の備えは必要になってくると思っております。

今後、津和野町が率先してこの自伐型林業を進めていく中で、この保障体制、これは個人の保険でやってくださいというのは、余りにも、ちょっとひどいんじゃないかなというふうに思いますので、津和野町としてこういった補償があるんだということは、一覽もしくは網羅しておいて示すのがベストではないかと思うのですが、その答弁をお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 農林省が出しております「林業における雇用管理の現状」という資料を見ますと、林業における労働災害発生率というのが28.6%とすごい高いものになっておまして、その関連で保険のほうを見ますと、個人経営、まあ、自伐型林家で、個人でされる場合には特別加入制度というものがございまして、この制度を見ますと、年間の所得計算の1000分の52という高い金額の保険料を払わなければならない。

例えば農業のほうで、農業に従事される方が掛けるのは1000分の9でありますから、1000分の9と1000分の52ではかなりの差が出てくるということになりまして、この辺が、本当に自伐林家の方々が保険を掛ける方向になるのかどうかというのは大変危惧するところであります。

今農業者の方々いらっしゃる中で、この0.9の加入ですら5%しか加入されていないと聞いておりますので、林業になりますと、もっと低いのではないかとということが想定されます。

ただ、そればかり言うておりますと、28.6%のリスクを持ちながら、その林業というのを携わるときに、保険なしでは大変不安な業種になってしまいますので、その辺は今後、この辺の中身をもう少し勉強しながら支援体制ができるかどうか検討してみたいと思います。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） まさに危険な業務でありますので、呼んで、あとは個人の責任ですというのも、やはりかわいそうですので、そこはきちんと整備をして、加入の促進も含めて行っていただきたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

スポーツ行政についてであります。

青少年期のスポーツは、心身の発達に重要で、特にゴールデンエイジやプレゴールデンエイジと呼ばれる小学校3年生から中学校1年生までは、運動能力の基礎が形成され、神経系の発達が完成に近づく年代であります。

津和野町や周辺地域では、学校行事やクラブ行事、各体育団体主催行事など、さまざまなスポーツ行事が実施され、そういった行事の間にも、地域において地域の行事が実施されております。そういった行事が重複することにより、スポーツ行事に参加できないというケースがあるようでございます。

年間でスポーツ行事が実施できる日というのは、土曜や日曜日、祝日といった日で限られておまして、全てを調整するという事は難しいのは重々承知しておりますが、周辺地域のスポーツ行事日程なども含めて、できる限り、青少年が参加しやすい日程調整と関係者への周知を心がけていただきたいと考えますが、その所見をお伺いをいたします。

次に、平成23年度に制定された「スポーツ基本法」において、地方自治体による地方スポーツ推進計画の策定について掲げられておりますが、津和野町はスポーツ推進計画の策定を行っておりません。

スポーツは心身の発達のみならず、運動能力や体力の向上、生活習慣病の予防にも期待が持たれております。また、スポーツは「する」だけでなく、「観る」ことや「支える」ことなどで、かかわり方が多様化しておまして、さまざまなスポーツがある中で、町民一人一人が目的に応じてスポーツと親しめる生涯スポーツ環境を整備することが

重要ではないかと思えます。そこでスポーツ推進計画の策定について所見をお伺いします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、スポーツ行政についての御質問にお答えいたします。

運動をつかさどる脳の神経系は、6歳までに約90%の発達が見られ、12歳から13歳では、ほぼ100%完成すると言われており、幼少期からいろいろな運動に親しみ、引き続いて小学校での運動がより重要となってくると考えます。このように、青少年期のスポーツの重要性は議員の言われるとおりであると考えます。

教育委員会では、今年度から、幼児期の体力向上にも取り組んでおり、遊びを通して基礎的な運動能力の向上や運動の楽しさを感じて、小学校でもよりスポーツに親しめるよう、事業を進めております。

スポーツ行事の日程につきましては、体育協会や各連盟等の関係者と話し合いながら決めており、特に、ことしは町駅伝を一本化するのに伴い、町内の小中学校や前回出場チームにも開催日程についてアンケートを行っております。

益鹿管内でのスポーツ行事の調整につきましては、年度当初に年間の主な行事についてのスケジュールは入手可能と思えますので、今後、各市町間で情報交換を行っていきたいと考えますが、実際には、年度途中で日程の変更も行われており、スケジュールどおりには行っていない場合もあるようですので、全ての行事との調整はなかなか難しいと考えます。

また、スポーツ行事につきましてはその適期があり、どうしても時期が重なることが多くなると思えますが、青少年に限らず町民が参加しやすい日程調整につきましては、今後も心がけていきたいと考えます。

2点目のスポーツ推進計画についてでございますが、スポーツの推進につきましては、教育ビジョンでの方向性をもとに進めてはいるものの、より具体的な計画として、スポーツ推進計画を策定しなければならないと考えておりました。

しかし、昨年度から、駅伝大会の一本化等、今ある体育事業の整理調整や、新たに進めている幼児期の体力向上事業を優先させたため、策定には至りませんでした。

具体的な策定までのスケジュールは現在検討中ですが、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、来年度はスポーツ推進計画策定委員会、仮称でございますが、その策定委員会を立ち上げ、策定に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） まず、これは一例としてではありますけれども、このたび、第1回の津和野町駅伝競走大会、初めて行われたわけなんです、沿道には旧

津和野・旧日原問わず、多くのボランティアの方々が走路員として携わっていただきまして円滑な運営ができたと思います。

それで、この、いい大会ではあったと思うんですが、一方で、今回、参加されなかった地域のチームもあったようでございます。

せっかくのこの第1回大会、予想以上に多くの方々が参加したとは思いますが、町内から、やはり本来、日原駅伝には出ていた方々が、この津和野町駅伝に関しては出れなかった。出なかったというよりも、出れなかったということだと思えるんですが、やはりこの、せっかく統合したわけですから、できれば津和野地区・西原地区問わず、全町を挙げて参加すべきだったのではないかなというふうに考えております。

その点につきまして、大会後、なぜそういうふうになったかというのがわかっておりましたら、お答えいただきたいんですが。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 第1回目の日程調整でしたので、すごく、関係方面に一番、もう予定が入っているのであれば、例えば、スポ少が入っていれば、そこは外したほうがいいだろうということで、何パターンも日にちのパターンをつくったんです。で、その時点で、ありとあらゆる方が参加できそうにもない状況もある程度ありまして、であれば、より多くの方が、これまで出てくださった方も含めて、その中でより多くの方が、チームが参加できる日程を今回は選ばさせていただきました。

で、どうしても、やはり季節柄、駅伝の準備やらいろんなものに出かけたりする場合もございまして、選手お一人お一人までは、なかなか御要望にはお応えできないんですが、チームとして、まあ、なるべく早目に日程を提示し、本当に、本年度、第1回で、ものすごく参加をいただきましたので、そこがピークではなくって、2回目以降もより多くの方々に参加できるように日程を決めたり、あと広報をしたりということを改善点として行っていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） それでは、私の一般質問終わります。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会をいたします。

なお、傍聴いただきました、既に退席ではありますがメディアの方を除いて、きょうは傍聴席にも御出席をいただきましたことを御礼を申し上げて、以上で、散会をいたしたいと思います。御苦勞でございました。

午後4時02分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 26 年 第 10 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 3 日)

平成 26 年 12 月 16 日 (火曜日)

議事日程 (第 3 号)

平成 26 年 12 月 16 日 午前 9 時 00 分開

議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（12名）

1番	後山 幸次君	2番	川田 剛君
3番	米澤 宥文君	4番	岡田 克也君
5番	草田 吉丸君	6番	丁 泰仁君
7番	寺戸 昌子君	8番	御手洗 剛君
9番	三浦 英治君	10番	京村まゆみ君
11番	板垣 敬司君	12番	沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	本田 史子君	参事	大庭 郁夫君
総務財政課長	福田 浩文君	税務住民課長	楠 勇雄君
つわの暮らし推進課長			内藤 雅義君
農林課長	久保 睦夫君	環境生活課長	竹内 誠君
健康福祉課長	齋藤 等君	医療対策課長	下森 定君
建設課長	田村津与志君	教育次長	世良 清美君
会計管理者	山本 典伸君		

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きお出かけをいただきありがとうございます。うございます。

これから3日目の会議を始めます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、11番、板垣敬司君、1番、後山幸次君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

昨日に引き続いて、順次発言を許します。

発言順序7、10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） おはようございます。それでは、通告に従いまして、今回4項目について質問をさせていただきたいと思っております。

まず、第1項目として、第6期老人保健福祉・介護事業計画について質問いたします。

介護保険制度の安定的運営を図るとともに、介護保険給付を円滑に実施すること、また高齢者が地域の中で安心して生き生きと暮らせることを目的とした第6期老人保健福祉・介護事業計画について伺います。

昨日も同僚議員からこの項目については質問がありましたので、重複する部分もあるかと思いますが、お答えをお願いしたいと思います。

まず1つ目として、計画策定の進捗状況について。

2つ目は、介護保険料改定の実施時期はいつであるか。

3つ目、介護予防給付から外れ、新たに地域支援事業に位置づけられる要支援1、2の対象者の方々へのサービス内容の変更について。

4つ目として、介護予防事業の運営主体は、地域包括支援センターまた生活支援事業などで、社会福祉協議会への委託など複数のメニューがありますが、対象者の個人データを一元化するというようなことは可能であるのでしょうか。

以上、4項目4点についてお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、10番、京村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

第6期老人保健福祉・介護事業計画についてでございます。

まず、1番目の御質問、第6期の老人保健福祉・介護事業計画策定の進捗状況につきましては、2番議員にお答えをしたとおりでございます。

続いて、2番目の介護保険料の改定につきましては、新たな保険料により、平成27年4月1日から実施をされます。なお、この改定額は、第6期の計画期間中の3年間の保険料となります。

3つ目の御質問であります。新しい総合事業は、介護予防訪問介護等を移行し、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と第1号被保険者に対して体操教室等の介護予防を行う「一般介護予防事業」からなります。

「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを制度（総合事業）の対象となります。この事業は「訪問型サービス」「通所型サービス」「その他の生活支援サービス」などから構成されております。つきましては、総合事業開始時点で既にサービスを利用されているケースで、サービスの利用継続が必要とケアマネジメントにおいて認められるケースについては、介護予防訪問介護や通所介護相当のサービス利用に配慮ができるよう、事業開始までに事業所と協議をしながら調整を行ってまいります。

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業により多様なサービスを提供できる体制を整備できればと考えております。

4つ目の御質問でありますけれども、現在実施している介護予防事業は、基本チェックリストを活用した二次予防事業と第1号被保険者を対象とした一次予防事業を医療対策課内の地域包括支援センターで直営及び委託型で実施をしております。また、介護予防にもつながる地域住民グループ支援事業（お達者サロン）は、高齢者福祉対策として健康福祉課で委託型として行っております。評価指標といたしましては、二次予防事業及び一次予防事業ともに事業の具体的な活動量や活動実績で行うアウトプット指標を主にしており、事業を実施することで得られる成果で行うアウトカム指標は、新規認定申請者数や要介護認定率を活用しております。

今後は、新しい総合事業の実施に当たり、事業の見直しを図るとともに、総合事業としての評価指標を設定をしていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） まず、1点目ですけれども、保険料についてですが、改定時期は4月ということですが、現在基準額、年間保険料6万3,300円の基準額を中心に、所得に応じた負担になるように9段階の保険料に分かれて徴収されている保険料ですが、この保険料の基準額が上がるのか下がるのか、まず、そのところ1点、それと、その要支援1、2の方々について、ケアマネジメントの方が認められるケースについては、今までどおりのサービス利用ができるようにしたいということですが、1、2については、介護保険給付から今度は外れるというような説明を、今回文教民生常任委員会のほうで調査をしている中で、そういう認識を私は今持っておるんですけども、その認識が違っているのか正しいのかどうかをちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 介護保険料につきましの御質問でございます。

介護保険料につきましては、現在、議員御指摘のように、24年から26年度につきましては、6万3,300円の基準額をもって、段階ごとに設定をしております。これにつきましては、基本的、今度の6期の計画につきましては、これまでの介護の状況、

それから今後利用します介護サービス等の状況等も判断に入れ、決定していくわけですが、算定に当たっては保険給付費の見込み額、それから予防事業等の費用額、事業料等によって決めていくわけですが、まだ正式には国の算定の計算式等を使って算定をしておりますけども、これからのサービス利用料の金額ですとか、さまざまな金額が国のほうからまだ示されていない状況でございますので、はっきり数値は申し上げられませんけども、基本的には、金額的には上がる予定でございます。

それから、これまで要支援1、2で対応しておりましたヘルプ事業とかデイサービスですが、これが外れるかということでございます、議員御指摘のとおりでございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） ということは、要支援1、2の方が引き続きサービスを受ける場合に、保険給付から外れるということは、自己負担がまた発生することなのか、介護保険料は上がるけどもサービスが下がるというふうになるというのは、ちょっとどうかなと思うところなんですけど、もう1回そこを確認させてください。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） このたびの制度改正は、先ほど言いましたように、訪問介護と通所介護が、介護保険のいわゆる給付から外れるという状況であります。それは、今後要支援1、2という認定の部分は今までと変わりませんが、そこを保険給付のサービスから外すということになります。

先ほど町長の答弁にもありましたように、今、通所介護、訪問介護を使っている人は、事業所と話し合っ、今後も地域支援事業の中でその事業は実施していくと、当然、この要支援1、2の通所介護、訪問介護を受けられとる方は、ケアプランをつくって、介護支援専門員がそこではサービスが必要と位置づけておりますので、その状況の中で、町としては今までどおり、今、受けられている方は当然その部分はやっていきます。そして、今後要支援1、2でない人も、今後はホームヘルプ、あるいは通所介護も今後は地域支援事業の中で利用できるということでもありますので、その辺は地域支援事業の、今、国が考えている3%という枠が上積みされると思います。その状況の中で、地域支援事業をこのたび通所訪問を入れた形の中でのその他の生活支援サービスも含めて、今後市町村として第6期計画の中で実施をしていきたいということでもあります。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 少し安心しましたが、今策定中である第6期計画にその辺のことが、サービスについてと給付費とのバランスというかを考えていただいて計画を策定していただきたいなと思っております。

そして、データの一元化ということを私は聞いているんですけども、例えば、社協さんに委託されている生活支援事業ですか、さんさんサービスとか、ふれあいの場事業、また、別に包括のほうのキラキラ体操とか、そういうさまざまなものに参加率が低いと

か、いろんなことも今回聞きましたが、参加率云々もですけども、その参加したことによって、参加することが多い人と全くそういうものに出ない人の介護度の進行状態というか、要支援1が、そのままずっといろんなものに出ている人は要支援1のままで結構抑えてるよとか、何か見える化されることによって、その参加率なども上がっていくのではないかなと思います。

そして、やはりその計画を立てていくためにも、事業の効果、必ずしも具体的な効果が見えるものかどうかもちよっとわかりませんが、そういうことが、例えば、電子カルテとかいう方法があったり、何かカード的なものでそういうものがチェックしていかれるとか、そんなことができないのかなということを漠然と思うわけですけども、その辺のことについてどうお考えかをお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず、今、地域包括支援センターが行っております介護予防事業、いわゆる1次事業と2次事業があります。2次事業におきましては、基本チェックリストにおいて、この方が要介護認定者になる可能性があるということで、口腔事業とかそういう状況の事業を行っております。そうして、キラキラ体操、そういう運動機能、これは、第1次の被保険者、65歳以上を対象としております。それと、先ほど町長の答弁にもありましたように、さんさんサービス等の高齢者サロン、これは市町村独自の生活支援サービスであります。

議員さんが質問されました、そこでその効果が出ているかということになると、これは個人個人によって全て違います。例えば、幾らそこのさんさんサービスに出て参加をしても、個人個人生活習慣病の対策をやっているとかそういう状況でありますので、その時点での分析は、当然これ難しい状況になっております。

そのような状況の中で、やはり一元化ということは現在できておりません。2次予防においては、そういう状況の中で、そういう事業をやった方は、当然に要介護認定者になる可能性もおくれているという状況は言えると思いますけど、今のお達者サロン等の事業が電子カルテ等で一元化できるかといえば、それは個人個人によって違いますので、今のところできないという状況であります。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 大変難しいことではあると思います。ただ、予算をつけて今までやってるから同じことをやるっていうことではなく、何かやはり、そういう個々の分析を少しでも進め、介護予防事業の事業評価なんか必要になってくるんじゃないかなと、特にそれがやっぱり第6期計画に反映されていくといいなというのが私の思いでありますので、その辺、大変難しいことではありましようが、何かそういう方策ができないものか、ちょっと努力をしていただけないかなと思います。次の質問に移りたいと思います。

2つ目の項目として、子ども・子育て支援新制度についてお伺いいたします。

27年度から施行される新制度に伴い、町としての保育事業計画の策定などが津和野町子ども・子育て支援推進会議で論議されておりますが、その具体的内容について伺います。

1つ目として、新制度を受けて、来年度からの町内の保育園体制はどういうふうになるのでしょうか。

2つ目は、27年度から保育料金、徴収方法や保育時間設定に変更があるのでしょうか。

3つ目として、それらのことについて、保護者への説明はいつやられるのでしょうか。

以上、3点について伺います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、子ども・子育て支援新制度についてお答えをさせていただきます。

現在、町内には7カ所の保育所がありますが、そのうち県が認可する定員20人以上の認可保育所が5カ所、県の認可を受けていない認可外保育所が2カ所となっております。

来年度からの子ども・子育て新制度の本格施行に伴い、町が認可することができる定員19人以下の地域型保育事業が新設されることとなっており、現在の認可外保育所2カ所を含めた町内3カ所の保育所を「地域型保育所」として町で認可する予定となっております。

その他の4カ所の保育所につきましては、現在の県の認可による認可保育所のまま設置される予定となっております。

保育料金につきましては、現在、当年度の所得税額により保育料の階層区分をしておりますが、今回の制度改正により、27年度からは当年度の市町村民税額により階層区分をするように算定方法が変更となります。

町といたしましては、保護者の負担額が現行と同程度となるように保育料表を設定する予定としております。

保育料の徴収方法であります。公立の認可保育所・地域型保育所及び私立の認可保育所につきましては、現行と同様に町が保育料の徴収を行うこととなっておりますが、私立の地域型保育所につきましては、現在の認可外保育所と同様に、その施設・事業者が徴収を行うこととなっております。

保育時間の設定につきましては、保護者の就労状況等により、保育が必要でない子供について幼稚園程度の預かりができる「教育標準時間認定」、現在の保育所と同様に最大11時間の通常保育を受けられる「保育標準時間認定」、最大8時間の通常保育を受けられる「保育短時間認定」の3つの保育時間認定が新設されることとなり、保護者の皆さんには、それぞれ認定された保育時間に合わせて保育所を利用していただくこととなります。

なお、各認定において利用できる通常保育の時間帯については、それぞれの施設によって設定することとなっておりますが、町内保育所については、基本的に統一するよう検討・協議を行っているところであります。

保護者への説明につきましては、来年度の新規入園及び継続入園の申請をしていただく期間に合わせ、平成27年1月中旬に各保育園等で保護者説明会を開催できるように現在調整を行っているところであります。

なお、保護者説明会では、新制度の概要とそれに伴う町の保育制度の変更点等について説明を行う予定としております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 何点かお伺いしたいと思いますが、まず、定員19人以下の地域型保育事業のほうへ移行される保育園についてですが、その保育園とメリットについて、それから、この子ども・子育て支援推進会議で論議される中で、当然今後の園児、幼児の推移ですか、乳幼児の推移により、需要と供給のバランスやサービス内容などが論議されてると思います。しかし、私はいつも一番感じているのが、保育内容や質についての論議が本当なら優先されるべきじゃないかなと思ってます。で、その辺について、保育内容の質について、また、教育ビジョンに基づいての論議などはその会議の中であるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 1つ目の質問の地域型保育所でございます。

6人以上19人以下の園でございますけども、これにつきましては、現在推進会議のほうで出ておる内容が、木部保育園、直地児童館、うしのしっぽの3園を予定しております。

これにつきましてはのメリット等ですが、特に保護者について等にはメリットはないんですけども、これまで町のほうとして、保育園の統廃合等も提示しておりましたし、普通のそのほかの保育園、今までの町の認可の保育園でありますと、交付税対応ということで、なかなかどの園に幾ら金が入っているかというのがつかめない状況の中で、今挙げました3園につきましては、園児の推移も10人程度、10人以下という現状の中で、今後の対応等も考えたときに、地域型にしておけば、負担金ということである程度園にどれだけの金が下りてきたかというのがつかめるというような状況の中で、こちらのほうに地域型として認定をすることにしております。

特に、先ほど言いましたように、人数が少ないという、19人以上には今のところなかなか難しいであろうという予想の中で設定をしております。

それから、推移のみでなく、園の児童に対する内容、保育内容ということでもあります。これにつきましては、これまで次世代の育成支援ということで、子ども・子育て支援事業計画とは別に、次世代育成支援対策後期の計画を審議しております。これにつきましては、児童の、いろいろと教育であるとか支援であるとか、そういったことについて、

本来であれば別の中で協議していくものでございますが、やっぱり子育て支援には子供の教育等も必要ということで、次世代の計画、支援についても審議して、安心して出産できる環境づくりであるとか、いろんな内容についてを審議している状況でございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 今の地域型についてですけれども、木部保育園は今までも町立保育園、直地ももちろん町立保育園ですけれども、直地の場合は認可外保育園だったですね。もう1つ、今出ましたうしのしっぽというのは、私がかかわっている保育園ですけれども、この認可外保育園が地域型になることによって、国から交付税等児童措置費が下りてくるというメリットがあると私は認識しております。

木部、直地については、ずっと統合云々の問題が出ておりました。私は、地域で子育てできる状況が残されるということは大変喜ばしいことで、国のこういう制度の改正に合わせて、うまくそれに乗って運営ができるのならば、それはそれでとてもよいことだと思うのですが、ただ、この保育園統合について、保育士不足ということが理由として上げられておりました。今回の地域型小規模保育の保育士の基準は、現行の保育士基準にプラス1人とかいう基準だと思います。で、そうなるとさらに保育士が不足、必要になっていくというようなところがあると思うんですけども、その辺は私の認識が違うのかどうなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 地域型におきましては、これまでも町長等が全協等でいろいろと御説明しておりますけれども、ABC型の種類がありまして、A型でいきますと、これは全て職員でなくてはなりませんけれども、ランクを変えることによって、職員以外、町が認める研修を受けたものについて保育士として認めるというようなこともうたわれておりますので、この辺につきましては職員の不足対応等としてこの中で、それではどこから——最初から職員体制でできるのであれば問題ないんですけども、そういった保育士不足のことを考えるのであれば、Bのランクを下げた対応とか、Cに下げるとかいろいろと対応はあると思いますんで、今後はその辺の保育士不足のことも考えながら最終決定にさしていただいたらと考えております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 私は以前、保育園の民営化をするべきだという一般質問をしたことがあります。今でも保育園の、私は質を上げるとかそういうことのためにも、民間委託をするということは必要なことではないかと思っておりますが、その点について、今の直地、木部を地域型にするということを含めた全体の保育園についてどういう計画を持っておられるかを町長にお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 結論から申しますと、木部保育園それから直地児童館につきましては、民営化という形の中で、現在どうことができるのかというのを検討しているというのが現段階であります。

この要因としましては、まずは保育の質を上げるということを一番に考えなければならぬのかもしれませんが、現状のこれまでの経過の踏まえてきた中で、保育士不足の中でこの統廃合を計画させていただいたわけですが、地域やあるいは保護者の皆様方から非常に強い反対を受けたということを踏まえた中で、ただ、我々はそうすると保育士をふやさなければ継続ができないけれども、この保育士をふやすということは、それは何度も申し上げてきておりますように、正職員でのふやすということ、これは定員管理計画やいろんな財政的なこと、そんなこともいろいろ勘案をした中でなかなか難しい状況でございます。

じゃあそうした中で、この2園を存続していくためにどういう方法がとれるのかということでありまして、それはやはり民営化をすることで、そこにこの保育士等を募集をし、確保していくことで、これは町の人件費がふえるのではなくて、委託費としてふえていくという形になりますので、そうした形であれば一つ解決策がとれるのではないだろうかということが第1点と、それから、やはり2つの園を残すということになりますと、これはやはり施設の更新ということを考えていかなければなりません。これは将来的な話になりますが、そうした中で現行を、この現在のこの保育の制度でいきますと、町立のままであれば、これはもう一切国からの補助がございませんので、町の財源で全ての保育園というか、残した保育園も含めて更新をしていかなきゃならないと、非常に財政的な負担が重い。これが民営化することによりまして、施設の更新につきましても、国からの一定の補助が受けられると、そういう活用ができますので、町の財政負担が非常に少なくなると、そういったこと、そうしたことを踏まえた中で、やはりこれは民営で残していくしかないという、そういう結論に至りまして、現在その社会福祉法人、そうしたものがつくれないのかどうかというようなこと、それを具体的な検討で進めているというところであります。

このことにつきましては、ある程度固まりましたら、1月のところで全員協議会をお願いしたいと思っております。そのことを議会のほうにも説明をさせていただこうという思いでございました。そして、議会がある程度の御了解をいただければ、今度は地域のほうにまた出向いて、そうした計画を御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

地域にしてみれば、公立のほうがという意見も出るかもしれませんが、今のよう到我々としてはこういう状況の中で残していくためには、やはり民営化しかないというような思いを説明させていただいて、御理解をいただこうというような思いであります。

そのことで、地域のそれぞれの保育園がサービスが低下をすることは全くないというふうにも思っておりますので、そうしたことはしっかり御理解をいただけるように努めてやってまいりたいと考えております。

そうした中で、今後もいろいろとこの民営化を取り入れていくということでもありました。それぞれの地域に保育園ができていくということは、そのサービスとしては非常にいいことなのかもしれませんが、やはりこの地域型保育に認められても、保育所がたくさんできてしまうと、それはそれで国からの補助はあっても、どう言いましょう、町の財源がやはりふえるのは間違いがない、出ていく支出のほうがですね。ということもありますので、余りその民営でふえていくということは、財政負担は非常に重たくなる一方だということでもありますので、そうしたことも踏まえながら、今後どういう形で町内の公立と民営の保育を共存さしていくのかということもまだまだもう少し検討を深めていかなければならないという、そういう段階だということでもあります。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） ありがとうございます。まだ話が、1月に全員協議会にも出てくるかもしれないという段階まで進んでいるということなら、今さら言ってもだめかなと思うんですけども、私は民営化といっても、木部、直地のような、なかなか経営的には、民間が経営するとなると大変厳しいであろうというような小さな保育園こそ町が運営をして、ある程度、経済的というか、経営ができるような大きな保育園のほうこそを民間に委託すれば、委託を受ける側もいるのではないかというような考えを持っておりましたが、1月の時点で全協に提案があるというような方向だということですので、それをまた待ってみたいと思います。

では、今の介護福祉計画についても、この子ども・子育て支援会議で話されている市町村計画についてもですが、計画というものによって町の策定された計画によって住民の生活は左右されていきます。そういう責任が計画策定にあるということをお真摯に思って、住民の意を取り込んで計画を策定していただきたいなと思います。

それでは、次の質問に移ります。

3つ目の質問ですが、空き家対策と定住支援ということで質問いたします。

空家対策特別措置法が衆議院解散直前に国会で成立しました。津和野町においても、空き家の除去、除却または有効活用は重要な課題であります。町の取り組みを伺います。

一つ目、つわの暮らし推進員による空き家調査の進捗状況について。

二つ目、危険な空き家の除却及び空き家改修の支援について。

三つ目として、移住者の窓口、継続的な相談役は誰が担うのかということをお伺いします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、空き家対策と定住支援についてお答えをさせていただきます。

まず、つわの暮らし推進委員による空き家調査の進捗状況であります。空き家調査につきましては、第1次調査としたしまして、自治会長への聞き取りや調査票の作成など情報の収集と整理を、第2次調査といたしまして、外観等の現地調査による利用可否のランク分けを、第3次調査といたしまして、所有者の意向調査と内部調査の依頼及び利用不可物件の危険度判定を、第4次調査といたしまして、利用可能物件については、内部調査及び空き家バンク制度への登録を、利用不可物件については、老朽危険家屋対策を検討する手順を進めることとしております。

今年度におきましては、当初計画より事務的なおくれが出ておりますが、木部及び畑迫地域については「地域づくり団体等による空家対策モデルづくり事業」により「わくわくつわの共同組合」が、その他の地域については、つわの暮らし相談員と集落支援員が順次第1次調査を実施し、平成27年度から第2次調査、第3次調査及び第4次調査を実施する予定でございます。

続いて、危険な空き家の除却及び空き家改修の支援についてであります。適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用を目的として、空き家対策等に関する特別措置法が平成26年11月19日に成立いたしました。

本町においても、老朽・危険家屋の増加が進んだ場合、住民の安心・安全な生活を守る上で、その対策は検討すべき課題と認識しており、今年度から来年度にかけて空き家の実態調査を実施することとしており、利活用の促進と老朽・危険家屋の対策の両面から調査をいたします。そして、情報収集や外観調査などによりデータベース化を行い、内部調査を踏まえ、津和野町空き家情報バンク事業における利活用を推進し、あわせて空き家条例の検討を行い、老朽・危険家屋の対策を講じてまいりたいと考えております。

3つ目の、移住者の窓口、継続的な相談役は誰が担うかということですが、U・Iターン者の相談窓口や継続的な支援につきましては、本年5月よりつわの暮らし相談員を設置をしたところでございます。

つわの暮らし相談員につきましては、空き家バンク登録事務や入居希望者の相談対応、定住フェア等における移住相談、つわの暮らし推進住宅の情報発信や入居希望者等の相談対応等を行っているところでございますが、今後も関係部署と連携しながら情報の提供や相談対応をしながら、移住後のフォローアップなどのサポートを行ってまいります。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 重点施策の定住と住宅は切っても切れない大切な関係だと思います。話を聞かせていただいている中で、現時点でどの程度把握されているのか、現時点でどの程度の進捗具合なのかもまだお答えしていただいておりますが、事務的なおくれが出ているということに対して、わざわざ職員、地域おこし

じゃなくて、定住相談員じゃなくて、何でしたっけ、つわの暮らし推進員ですか、そういう職員を配置しているにもかかわらず、何か余りにも動きが見えないんですけども、その点の進捗具合をお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員の御質問につきましては、つわの暮らし相談員が空き家対策についてどうかかわっているかというところだろうと思います。

9月議会でも、この空き家等の調査等については議員の皆さんから御質問をいただき、10月1日からこういった調査の第1調査を始めるといような御回答もさしていただいたということでございます。

現在、空き家の調査につきましては、マニュアルを作成をいたしまして、どういった方法でこの空き家の調査を行うかというところについては、先ほど町長答弁したように、内部的に手順等については決定をしている状況でございます。

具体的に今後をどうしていくかというところにつきましては、今までのところではつわの暮らし相談員あるいは、集落支援員につきましては、まちづくり委員会の地域提案型助成事業補助金、そういった部分に係る3年間ということで、いろんなまちづくり委員会との意見交換会、12地域で行ってきたということで、そういった部分での対応、あるいはつわの暮らし推進住宅ということで、それぞれ県外からもいろんな問い合わせをいただいておりますので、そういった部分の対応を今までしてきたと、あわせて空き家バンクの登録の相談等も行ってきたということでございまして、10月からの空き家の調査のかかわりというところの具体的なところが見えないということでございましたが、自治会長さん等に対する通知等がまだ行われておりません。今現在、木部、畑迫で行うわくわくつわの共同組合の関係の空き家の調査、それと町として行う空き家の調査ということで、その辺の一体化を図るための連絡調整を行ってきたということでございます。

今後につきましては、今年度12地域のまちづくり委員会ありますが、4地域のまちづくり委員会のそれぞれの自治会長さんのほうに向けて、こういった空き家の調査を行うということで通知を行いまして、それらのところを、中心的な役割を担うのがつわの暮らし相談員2名と集落支援員2名ということで、計4名のところで段階的に進めていくということで、今、計画をしているところでございます。

なお、今週の金曜日に未来づくり協働会議が開催される予定にしております。その場でもこの空き家の調査については、マニュアル等の提示をさしていただきまして、各自治会長さんに向けて御協力をいただけるように今から進めていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 1件の空き家を持ち主と交渉して、空き家バンクに登録する、またその家を人が入居できる状態に回復させるっていうことの大変さを私はわかっているつもりですが、その前の段階のまだ調査が全く進んでいないということにとっても残念な気持ちを抱きます。

個人とか、例えば、私たちはNPO法人でそういうことをやりましたが、そういうものがやる場合には、個人情報やなかなかとれないとかそういうことがありますけれども、行政がやるんだから、行政は把握できる部分があるわけだと思います。なのに進まないというのが、人をつけても進まないっていうことは、その人を動かす人が必要なのかなということ、結局主体的に動いてもらえるような職員が、命令系統というか、そういうものがちゃんとしているのかなということころをちょっと疑問に思います。もちろん、つわの暮らし推進課から2人災害のほうに行かれたりして、本当に担当の職員の方とても一生懸命やっておられるし、手いっぱいやっておられることもわかるんですが、これは本当に早く進めないといけないことですので、本気で取り組んでいただきたいと思えます。

また、定住された方々に対する窓口についてもですが、今のところ、今のつわの暮らし相談員さんを入れておられるということですが、これも非常勤という形で常に相談を受けられるような人が本当はいるべきじゃないかなと私は思っています。それは移住してこられている方々からもそういう声をたくさん聞きますので、その辺は今から検討をしていただきたいなと思えます。

それでは、次の質問に移ります。

4つ目の質問です。学校再編計画について質問いたします。

今まで何回も何回も質問をしてきたこの学校再編計画についてであります。児童数16人以下の学校を廃校にするという平成21年3月策定の学校再編計画です。計画策定時より大きく変わった社会情勢ですが、計画は一体いつまで効力があるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、学校再編計画の御質問についてお答えいたします。

御承知のとおり、津和野町学校再編実施計画は平成21年3月に策定され、児童・生徒数が16人以下の学校においては、隣接する小中学校に、準備が整い次第早急に統合するという方針が出されております。

本計画では、「過度な小規模化」による弊害を避ける必要があることをうたっております。当然のことながら、どのような値をもって「過度な小規模化」と判断するのか客観的な判断は難しく、その判断は時代や地域により異なるということも計画書に記載されております。そのため、本町におきましては、教育のさらなる質の向上のために、これまで実施してきた学校教育の経験などから判断しまして、また、複式学級編成基準を

参考にして、16人が本町の学校再編の基準として適切な人数であると判断いたしました。

計画を策定後、5年以上が経過しておりますが、例えば、授業でのグループ活動や同級生との人間関係の形成、体育でのチーム競技など、学校での集団活動の必要性を考えますと、再編基準を変更する理由に該当するような大きな変化はないものと考えており、現在のところ基準の見直し等を検討する予定はございません。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 11月の全員協議会の中で、学校再編の計画の左鏡小学校についての経過について、教育委員会から説明をいただきました。その中で、配られた資料の中に1つひっかかる場所がありました。

小学校の再編について、統合時期は児童数の関係から遅くとも平成23年度までに実施すると明記されております。で、そのことについて、23年、24、25、今、ことし26年ということで、既にそれだけの年数がたっているわけですけれども、それでも有効だということですね。もう一度お伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 地域の方々の理解を得ながら再編計画を進めるということでございますので、その辺の説明の過程であるということでございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 何かわからないお答えですけれども、先ほどの教育長の答弁の中で、授業でのグループ活動や同級生との人間関係の形成、学校での集団活動の必要性があるという、それはいつも必要ではないとは言っていないし、本当にそれは必要だと思って私たちも活動、子供たちのことを思いながらさまざまなことを考えてやっておりますが、先日、地域の説明会で前教育委員長大内委員長が言われたのも、今の教育長とほとんど同じような内容ですけれども、一対一での学校教育は学校教育での体をなしていないんだという、学び合いができなければ学校教育ではないということをおっしゃいました。私も一対一ではない、一対二のほうがいいし、三のほうがいいかもしれない、それは思います。

ただ、第2期島根教育ビジョン21というものを県が策定しています。これは1期目が終わって今は2期目ということですが、その中で離島・中山間地域において、地域の教育資源や複式学級の特色を生かした教育の充実を図りますとうたわれております。僻地の教育の充実ということは、やはり、僻地複式教育の充実ということにつながっています。一対一の事業形態は学校教育として体をなさないということを発言されましたが、それならば、少ない人数なりの学び合いの形を形づくることを考えてくださるのが教育委員会の役目じゃないのかと私は思います。

2人ずつの複式学級の現行でありながら、単式の事業を今、子供たちは受けています。学び合えるチャンスがあるのに学び合えるチャンスを逃しているということになりま

す。2人以上いないとだめだから統合しないといけないんだ、それしかないんだっていうふうに言われますが、今は単式では1人ですけども複式なら2人ずつのクラス編成になってます。それを生かした教育方法というものは考えていただけないのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 全て複式学級ですので、その中で学年ごとのそれぞれの授業の進めさしていただいているのが現状だと感じております。

教科によりましては、全校合同に、体育の部分的なものは全校合同で行ったり、音楽も全校で行ったりとする部分もなきにしもあらずなんですけれども、基本的にはお子さんの発達に合わせて学んでいく内容というのは決められておりますので、その成長に応じて学校教育を進めていく必要がまずあると思っております。その中でいろんなお子さんの組み合わせ、そこにまた地域の方が入っていただいたりという工夫の余地はございますけれども、その学校としてとらなければいけない方式までも変える必要はないと考えております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 複式学級はわたりで2学年を勉強しますよね、それを今年度変えられましたよね、そのことを言っとるわけですけども。

結局、少ないなりの学び合いの機会を保障し、それを生かすような方策を考えていただきたいということを言っているわけです。ずっと言い続けてきてもなかなか理解をしていただけない中で、違う形で地域も声を上げる必要があるのではないかということも言っております。

ぜひ、津和野町にとって、本当にこの学校再編計画を今進めることがいいことなのか、有益なのかどうか、子供たちにとって本当にそのほうがいいのか、私は教育的見地からと言われることがとても悔しい思いをしております。教育的見地から、地域と学校と家庭が3つのバランスが取れ合うところに学校は残すべきだと思っておりますので、その辺を熟議していただいた上でさまざまなことを進めていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、京村まゆみ君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで10時10分まで休憩といたします。

午前9時57分休憩

午前10時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序8、4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 議席番号4番、岡田克也でございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず一点目でございますが、総合評価制度の導入についてであります。

建設、建築等においては、下請けも町内経済振興に寄与する地元業者をどれだけ利用しているかや、工事の質などを総合的に評価し、また、運送運輸業者においては、違反や事故の有無、安全運行に影響する職員の雇用形態、住民への対応など総合評価制度を導入して、入札価格と事業者評価を総合して入札を行う総合評価制度を導入すべきだと考えます。

また、事業者の企画なども評価するプロポーザル方式を導入して、事業開始後の企画の達成状況も評価対象として、次の入札時における評価とする制度を導入して事業効果を高めるべきと考えますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

総合評価制度等の導入についてでございます。議員、御質問の総合評価落札方式につきましては、平成17年に制定された公共工事の品質確保に関する法律の中で、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容により確保されなければならないとされており、島根県から各市町村に対し、毎年1件以上の総合評価落札方式による入札執行の要請があるところでございます。

総合評価方式は、技術的工夫の余地があり優れた施工上の工夫を含む技術提案を求める工事において実施するものであり、特別簡易型・簡易型・標準型・高度型の4つに分類されます。

また、落札者は、評価値が最も高い提案者に決定することとなりますが、この評価値は発注者の設定した評価項目を点数化し、選定した技術評価点を入札価格で除したものとなります。評価項目は技術提案、施工実績、配置技術者の資格あるいはボランティア活動の災害協定、企業における消防団への加入の地域貢献度などがあります。

県内各市町村の総合評価方式の活用状況につきまして、昨年度、国が実施した調査結果によりますと、本格導入している市町村は、19市町村のうち4市町であり大半が試行導入または未実施となっております。

本町においても過去に実施した経緯がありますが、総合評価方式は、発注者、入札者ともに同方式を用いない入札と比べ、提出資料の作成などで時間を要し、災害復旧工事件数が多い年度においては、早急な事業完了を図る必要があることから、取り入れておりません。

また、評価項目設定において、技術提案に関する項目は専門的知識を要し、町独自で判断をしがたいことから、学識経験者などの有識者から構成者された島根県の総合評価審査委員会へ資料を提出し、指導・助言を行っていただくこととなります。

このようなことから、多くの災害が発生した平成25年度は、総合評価方式を取り入れておらず、引き続き本年も入札者への時間的・事務的負担を要することから実施しておりません。

ただし、先ほど述べましたとおり、国・県からの要請に基づき、総合評価方式を実施すべきであることは十分に認識しており、議員御指摘のように最大の事業効果を求めることは、要請として当然のことであること、それぞれの工事案件を照査し、必要と思われるものについては、今後、総合評価方式の導入を検討してまいりたいと考えております。

また、プロポーザル方式については、今までも実施しているところではありますが、コンサルタント業務も含め、専門的な提案により、より一層の事業効果を図りうる場合においては、さらに導入を検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） ただいま答弁がありました。建設業等においては、やはり激甚災害による災害復旧が終わってからとは思っております。

しかしながら、建築などにおいては、例えば下請け業者でも、畳や内装、建具やサッシ、左官の必要な壁などや電気工事や家具、そして水道工事など、町内でできる下請け工事がたくさんあります。そういうものをいかに利用して町内の経済の活性化を図っているかということも、これも先ほど答弁にありました地域貢献度とも考えられると思われれますが、評価ポイントとしても加算していても良いのではないかと思います。所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 先ほど町長答弁にもございましたように、昨年の災害を受けまして土木工事につきましては、総合評価落札方式の入札者・発注者とも、提出資料等が時間かかるということでございます。建築業者につきましても、町内建築業者、土木と建築を持っておられる業者の方が多くございまして、どうしても建築の業者の方も土木の事業のほうに取られているような現状がございまして、どうしても災害がひと段落した後でないと、なかなか総合評価制度の本格的な導入というところは厳しいのではないかとこのように考えております。答弁にもございましたように、災害がひと段落したところで、この総合評価方式導入につきましては、本町の評価基準等定めまして、導入をしてまいりたいというふうな考えでございます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 課長が申し上げたとおりでもあるわけですが、このたび、今年、品格法が改正になっております、この背景というのは東日本大震災後、その復旧を請け負うのは、やっぱりその地元の建設土木業者なんだということ、だけど長年の公共工事の減少で、実際災害が起きてみると担い手がいないということでありまして、そこをなんとかやはり通常から解決をしていかないと、災害が起きたときに

大変なことになると、まさに津和野もそういう現状におかれているわけで、ですから、これまでは入札をすれば価格が全てであって、低ければ低いほどいいという考え方があったけれども、そういうことはやはりもう考え直していこうと、ある程度やはり設定価格の近いところ100%で決まったとしても、それはそれで適正の価格であるわけでありますから、そうした中で、品質も確保していくほうに重点が置かれていって、そしてそこにその担い手の確保にもつなげていこうというのが、今回の改正のポイントでもあるわけであります。

そうした中でありますから、町内の下請けの工事についても、町内の業者さんにできるだけいくように配慮していかなくてはならないということでもありますから、我々も入札のときに、できるだけ下請けは町内業者を使ってほしいということも、そのときに元請会社さんをお願いをしてくれているわけでありますが、それ以上はもう業者さんに任せなければならないし、業者さんも入札価格が下がれば下がるほど、それだけやはり下請け業者さんも安いところを探さなければならないということで、なかなか、全てが現実が上手くいってないというような状況でもあるかと思っております。

そうした中でありますので、総合評価方式も一つの、これは方法だとは思っております。

ただいろいろ、今までは価格がひとつ、客観的に判断できる基準でありましたから、落ちられた業者さんからもある意味しょうがない、取れなかった業者だから。ただ、この総合評価方式を導入していけば、おそらく取れなかった業者さんは、ほんとにどこまで公平性があるのかとか、いろいろ問われることもあろうかと思っておりますので、そうしたところもいろいろしっかり詰めていきながら、導入していかなければならないというふうに思ってますし、またその考え方に基づいたときにいろんな入札の方式はあるかと思っております。

プロポーザル方式もそうであるかと思っておりますけども、ただ、今うちが実際やっているというのは、このたび住宅建設をPFI方式を用いました。このPFI方式を導入することで、その審査の評価点の中に町内の業者さんがグループにどれだけ関わっておられるか、それは下請けも含めてでありまして、そこがやはり町内業者さんが多ければ多いほど、この我々の審査評価点というのは上がる仕組みの中で、このたびPFI方式でやったというところでもありまして、今後についてもまたPFI方式をさらに、今回は試験的な取り組みでもありましたが、いろんな特に建築工事については、できるだけ導入もしていきたいという思いもありますので、そうしたことが軌道に乗っていけば、今日議員からも御指摘いただいていることの一つの解決にもつながっていくのではないかと、そのように考えているところであります。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） ただいま町長の答弁がありましたので、業者のいろいろな町内に対する心配りやそういうものも、やはり参考にしていかなければならないと思っております。

先ほど言いました、最初の質問の中で、特に運輸、運送業者の選定に当たって、前回入札金額のみで選定されましたが、今回タクシーの業者をプロポーザル方式で選定するというので、これはやはり安全性だとか職員の雇用形態、どのような企業がタクシー事業に関して意識を持っているかということ、総合的に評価するというので、非常にいいと思っております。それに対して町内の運送屋や、運輸という、人命を運んだり人命にかかわる車の運転にかかわる事柄は、やはり先ほども申し上げましたが、事故の有無や雇用形態、社会保険の加入の有無や安全運行に対する取り組み、そして考え方、そのようなものを総合評価して次回はやるべきだと思っておりますが、その点について考え方をお尋ねします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 本町で行っております町営バスの事業については、今現在、業務委託ということで、先ほど議員のほうから御質問ありましたように、価格入札によって決定をしているというのが現状でございます。

タクシー事業につきましては、今回、公募プロポーザルということで進めていこうということで、株式会社津和野のほうでそういった形でも話し合いについては終わるとるわけですが、議員御指摘のように、命を運ぶことというようところでタクシー事業も町営バスの運行についても同じことということで、私たちも認識をしているところでございます。

今後について、この業務委託についての業者決定に至るプロセスのところ、どういふふうにするかということまでは、まだ検討はしておりませんが、やはりタクシー事業と同じような形で、その公募プロポーザルの中で、職員体制や安全運行の関係のマニュアル、そういった部分のその会社の考え方、そういった部分をお聞きすることは、非常に重要ではないかというふうにも考えておりますので、その点については今後の検討課題ということで、今、思っているところでございます。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） それでは、二つ目の質問に移らさせていただきます。

公民館の使用料についてであります。公民館の使用料は、町内と町外が混合して利用する場合で相違がありますが、公民館の担当者によっても相違があるように思われる実例を見受けるわけであります。公民館使用簿に利用者内訳とともに、利用者の町内・町外の利用者数内訳の記入の必須や、講師は町外でも参加者が町民ならば町民料金とすることなど、利用者によって負担が変わらないように徹底すべきと考えますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、公民館の使用料についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘の使用料は、津和野町立公民館の設置及び管理に関する条例の規定により、原則、町内に事業所等を有する個人及び団体等の営利や利益を目的としていない使用の場合は、徴収しておりません。また、これらのことは各公民館職員に周知し、申請書が提出された時点で、公民館で判断がしかねる場合には、教育委員会へ連絡を取り、最終的な判断を行うようにしております。

また、使用料とは別に実費の弁償として冷暖房料の徴収を行っております。これにつきましては、町主催事業を除き原則徴収することとなっております。

合併後、規定に合わせて公民館長主事会議でも数度の統一化を図りながら、今日に至っており、館によって基準は異なることはないと考えておりますが、いまだにそのような差があるとすれば、具体的なケース例を設定して示すなどの工夫を行い、再度統一化を行いたいと考えます。

また、公民館使用簿につきましては、津和野町立公民館の設置及び管理に関する規則の様式が規定されておりますので、基本的には統一の様式であるはずですが、現在でも各館の実情に合わせて旧来の様式を使用している状況があるようですので、統一した様式で記入をしていただくように、公民館長主事会議等で協議をしたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） この質問をいたしましたのは、幾つか住民の方々から御指摘があったことではあります。

私も先日、津和野の町民センターを私ごとと言いますか、私のかかわっているその団体の中でお借りしたときに、町外の方も交じっておられましたので、町内と町外と混在でありますということで、半額免除という形で請求をしていただきお支払いをしました。

聞いてみますと、公民館によっても同じ公民館によっても、また、他の公民館によっても、明らかに町外の方がおられるのに免除というそういう例もあった、もしくは講師が町外であったので、その人を知っている人もあったので、町外が混じっているじゃないかということで、半額免除となったと、いろんな形が聞かれるわけであります。やはり、同じ公民館を使うということでありますので、それは、差があってはですね、住民が不信というもの感じていくこととなります。先ほど申しましたように、町内何人、町外何人と記入をすれば、それを偽って書けば公文書偽造にもなりますので、きちっと申請者が書いて出すということでやっていくという、それが間違いのない公民館の使用ということにつながるのではないかと思います、その点についてお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 議員さんの言われるとおりだと、私のほうも思っております。

基本的に合併後、なかなかその目合わせがうまくいかない部分も当初ございまして、目合わせを何度も何度も繰り返して今、現在に至っております。

使用の基準としては、統一をされておるものというふうに理解はしておりますので、あとはケースバイケースそれぞれのケースの実情で、例えば、この場合なら無料、この場合なら半額免除、そういったケースを今から何ぽか作成をして、さらに目合わせが行き届くように配慮していきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） それでは、続きまして3番目の質問に移らせていただきます。

商店街の振興についてであります。

J R山口線が全線普及し、また、山口線にD 5 1機関車が走るという、町民にとっては非常にうれしいニュースをお聞きしたことであります。これは西日本で初となるということで、非常に注目度もあり、特に津和野地域にとっての観光振興に大きく寄与すると思っております。非常に期待しておるうれしい出来事であります。

それに対して、日原地区の日原の商店街でありますけども、今年度は高津川のアユの記録的な不漁ということもあり、釣り客等の宿泊も少なく、そして、アユの料理などを出す料理店の利用というものも、やはり例年に比べまして少なかったように思われることであります。日原商店街が今回のアユの不漁ということもあり、また、さまざまな意味で非常に苦戦を強いられておると思えます。

その上、日原地区の商店街に入るところに設置してありますアーケードも色落ちをし、そして記載されている事項も、既に生産していない絹というものが記載されてあり、外から来られた観光客の方が、絹はどこで作ってるんですか、売ってるんですか、というそういうことも聞かれるという、そういう話も聞いております。

その中で、同じ町内ででも日原商店街に対する振興策というものが、やはり甚だ遅れているようにも感じておることでもあります。

5年連続で清流日本一になった高津川というものを前面に出しながら、アーケードの更新や充実、導入するC A S冷凍システムの活用による飲食店の充実、高津川の水辺の遊場の整備、高津川の生き物観察ができる水槽の設置などを行って、観光客やさまざまな夏に多く訪れられる、高津川に釣りやそして水辺の遊びで訪れる方々にアピールしていけるような、また楽しんでいただけるような、そういうまちづくりというものをし、疲弊する日原地域の商店街の活性化を図るべきだと考えますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、商店街の振興についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、日原商店街を中心とした日原地区の商業を取り巻く環境は、津和野地区にも増して厳しい状況にあると認識をしております。

町といたしましても、施政方針でもお示しをしたとおり、現在、日原地区のにぎわい創出を図るため、まちなか再生総合事業での空き家再生等による中核施設の整備、さらには他事業を活用しての周辺エリアを含めた施設整備を具体的に検討しているところでもあります。

この検討に際しましては、今年1月から日原地区の有志の方々が集まり、中心街の活性化に向けて何か行動できないかと話し合いを続けていただいています。その上で、6月17日、一般公募したメンバーも含め、正式に津和野町まちなか再生推進協議会、日原提言部会を立ち上げ、官民が一緒になって日原地区に必要な機能の検討を進めながら、活用候補物件の公募を行い、その中で有力な物件については所有者との調整も行いつつ、基本計画案を議論している段階でございます。

アイデアを検討する上では、観光地である津和野地区とは異なり、平日も地域の皆さんを中心に気軽に活用でき、管理運営が継続できる機能を重視しております。その上で、清流日本一の高津川や優れた食材を使った食文化などを生かしたイベント開催など、周辺エリアと連携させたにぎわいの場を創出し、地区外からの人的・経済的流入を目指す複合的な機能を持たせることを目標としております。

今後、基本計画案がまとまり、所有者との合意ができれば、町に対して、津和野町まちなか再生推進協議会経由で提言部会の意見が提出されることとなりますので、事業の実施に向け進めてまいりたいと考えております。

また、基本計画策定には、J A日原支所と豊田石材前のアーケードの更新や高津川産品のC A Sシステムの活用といった視点をも考慮し、日原地区中心街の活性化を目指したいと考えております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） ただいま答弁で、アーケードの更新やC A Sシステムの活用という、この高津川というものを非常に活用した政策も前面に打ち出しながらやっていかれるということですので、期待をしております。やはり同じ町内です。あります津和野地域、日原地域が同じように商店街が盛り上がってくるための施策を、町のほうも最重要として取り組みながらやっていただくことを祈念いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問でございますが、無料低額診療事業についてであります。この事業については、低所得であっても生活保護を受給せずに自立して生活していくために、精一杯頑張っている人も多くおられます。

しかし、傷病をきっかけとして、病院の医療費が支払われずにやむなく生活保護を受給する方もあります。それらの方々に対して、病院の医療費を減免する制度として無料低額診療事業があります。設置基準もあるので、適用できるかはわかりませんが、低所

得であっても必要な医療が受けられる当制度の活用について、津和野町でどのように考えておられるか所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、無料低額診療事業についてお答えをさせていただきます。

無料低額診療事業とは、低所得者やホームレス、DV被害者、人身取引被害者など生計困難な方を対象として診療費の自己負担分を無料あるいは減額する制度で、社会福祉法第2条3項9号で規定されております。

実施主体は病院・診療所で都道府県の認可が必要であり、延べ患者総数のうち、無料・減額の人が10%以上あるなど一定の条件を満たすことが条件であります。認可された施設では、固定資産税や法人税が免除になります。この制度の適用は生活が改善するまでの一時的な措置であり、無料診療の場合は、健康保険加入または生活保護開始までの原則1カ月、最大3カ月を基準に適用しております。

医療機関は医療上、生活上の相談に応ずるために、医療ソーシャルワーカーを置くこととなっております。また、生計困難者を対象として定期的に無料の健康相談、健康教育等を行うなどの幾つかの条件が義務づけられております。

さらには、無料定額診療で免除・減免された患者の医療費は、事業を行っている医療機関の持ち出しとなります。患者が健康保険に加入していれば、持ち出しするのは患者負担分だけでよいこととなりますが、無保険の場合は、医療費の全額を医療機関がカバーすることとなります。また、医療費だけではなく生活援助・介護が必要な方に対して、常時相当数の介護者を確保し、そのために必要な費用を負担することになっております。診療報酬の削減で厳しい経営を迫られている現状において、経営的な観点や人材確保の面においても容易なことではないと考えております。

経済的理由で困窮している方々の医療費は、本来、医療機関よりも国や行政が支援をすべきものでもあり、今後は、社会保障の網の目からあふれて医療を受けられずに手遅れとならないように、新たなセーフティーネットを構築する必要性を認めている次第でございます。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） ただいま答弁がありましたけども、この無料低額診療事業について低所得者が必要な医療を受診することができるための方策について、医療対策課と橘井堂で協議されたのか、お尋ねします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 指定管理者である医療法人橘井堂と、このことについて協議をいたしました。

まず、法人としての考えであります。現行のいわゆる医療ソーシャルワーカーこの要員確保をして、さらに先ほど町長の答弁にもありましたように、一定程度の規定があ

ります、いわゆる低所得者の減額の人が10%以上という状況でありますので、このことに対して該当をしないのではないかという結論をいただいております。

現実的に、先ほど答弁にもありましたように、やはり医療保険、医療機関だけで解決はできないという状況で、例えばこの低額診療を実施した場合、病院の一部負担金は減額または免除ができますけれども、院外の調剤、このことにおいてはこの事業に該当しておりません。

また、例えば津和野共存病院で該当をしても、そこでオペが必要となると、益田日赤等の転院等がありますけど、そこではやはりこの事業を病院自体が実施をしてなければ、またその方に負担がかかるということで、やはり実施するにしても、県内の病院機関の意見交換も必要であるという御意見もいただいております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） ただいま、橘井堂との話し合いの内容についてお聞きしましたけども、基本的には、この健康保険というのは国民健康保険と社会保険とありまして、国民健康保険のほうは町で行っているのでさまざまな対策も考えられると思いますが、その点はどうなのか、また、低所得者の自己負担軽減の措置が可能なのかどうなのか、そういうことについてまずお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 国民健康保険法の中に、生活困窮者の一部負担の減額、あるいは減免というのが第44条にうたわれております。

当町におきましても、この健康保険法規則の中で、一部負担金の全額免除または減額をするということを規則の中でうたっております。

ただ、先ほど言いましたように、国民健康保険の方だったらその部分が当然、減額あるいは免除できるんですけど、社会保険の場合を考えると、やはりその部分も統一していかなければいけないということがありますので、これはやっぱり一時的な措置でその方が病院での支払い等ができないということを考えると、やはり全体的な今後の生活も考えていく上で、行政としても福祉担当等と相談をしながらやっていかなければいけないと考えております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 今、社会的にも非常に問題というか課題になりつつある件としまして、母子家庭の貧困ということが多く報じられております。そういう母子家庭になられた方などが、どうしても収入が低くてそして自分が病気になったときにでも必要な医療が受けられない、そして津和野町の場合は、小・中学生の医療費が無料でありますので、小・中学生に関してはそういう診療控えということはないかと思いますが、高校生やそして当人そういう方々の低所得者の方々に対するそういう医療費の負担金の補助制度なども検討していくべきで、津和野町独自として検討して、

小・中学生の医療費無料とともに今後の検討をしていくべきではないかと考えますが、その点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 議員御指摘でありましたように、中学校までの医療費の助成等をしておりますが、高校等につきましては現在、今、考えておりませんので、はい。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 高校生は考えておられないということでもありますけれども、やはり貧困家庭であっても必要な医療が受けられるということは、町としての使命としてやっていくべきだと思いますので、今後十分に庁議等で検討されまして、また考えていただきますように申し上げまして、次の質問に移らさせていただきたいと思います。

それでは、最後の質問であります。

津和野高校の志願者増加対策と中学生の学力向上対策についてであります。

今年度は津和野高校の入学者が大幅に増加をし、公営塾の実施や町内外、町内・内外、そして県外へのアピールなど津和野高校の教職員の御努力、またファウンディングベースに来ておられます公営塾の講師の方とも先日お話ししましたが、非常に視点がよく優秀であるということを実感をさしていただいたことであります。その方々の御努力により、今年度の津和野高校の入学者が増となったことを思うわけであります。

また、先日お聞きしておりますと、来年度は定員を埋めるほどの受験者数が見込めるのではないかとということもお聞きをしましたことであります。

定員割れで入学志願者が全て入れるというような状況ではなく、頑張って勉強してそして入試に通らなければならないという、そのことが受験する中学生にもいい学力の効果も生み、そして緊張感にもなるように思われますし、現在、中学生なども聞いておりましたら、津和野高校にも頑張って勉強しないとなかなか入れなくなるよという、そんなことを中学生の生徒からも聞くことであります。

町内の中学生に、そういう意味でいい意味の緊張感を生んでおり、現在の津和野高校の公営塾の状況と受験者の増加対策と現状について、お尋ねいたします。

また、高校に入る前段階の中学生の学力向上対策は非常に重要であり、津和野藩が小藩でありながら、明治政府に優秀な人材をたくさん送り込むことができたのも、藩校養老館があり、学力向上に尽くしたからであると思います。

町の重要施策として、町内の中学生の学力対策も講じていくべきと考えますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野高校の志願者対策と中学生の学力向上対策について、お答えをさせていただきます。

まず、津和野高校の志願者対策についてであります。町営英語塾HAN-KOHは、講師2名と自習を支援するスタッフ3名の計5名で運営をしており、津和野高校生の約半数である85名の生徒が利用しております。塾では、入試即応クラス・高3基礎クラス・高2クラス・高2クラスの中学復習・高1クラス・中学英単語・コミュニケーション英語・時事ニュース講座の8講座を開設し、生徒のニーズに応えることができるよう取り組みを行っております。

また、高校との連携を強化するために、不定期ではありますが、塾講師と高校教員による会議を持ち、津和野高校生への支援について協議をしております。

受験者の増加対策といたしましては、人的支援として津和野高校魅力化コーディネーターを2名、情報発信の業務を担う支援員を1名、高校に配置しております。

コーディネーターと支援員は、高校と連携し、近隣の中学生及び全国募集でのPRを行っております。

また、近隣の中学生及び保護者からは町営塾に注目をいただいております。町営塾が高校のPRとして効果をもたらしていると受け止めております。

津和野高校が毎年開催しておりますオープンスクールにおいても、教員と協力し、内容を刷新し、中学生の関心をつかめるよう工夫をしております。

オープンスクールについては、昨年度災害のため10月のみの実施となったことから114名の参加となりましたが、今年度は7月実施124名、10月実施68名となっており、津和野高校への関心が高まっている状況にあると考えております。

今後も高校、後援会、同窓会などと連携し、さらなる高校の魅力化、生徒募集に努めてまいります。

なお、藩校養老館は現在、歴史的風致維持向上計画に基づいて、改修の計画を立てているところでございますが、これまでの町営英語塾HAN-KOHの取り組みや、今後の中学生等への連携方針を踏まえ、活用方法につきましては、津和野町内の小学生から高校生までの子供たちのため、学力向上を中心とした津和野ならではの教育が実践される場となることに主眼を置き、検討を進めているところでございます。

以下の回答につきましては、教育長からさせていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、町内の中学生の学力向上対策について、お答えいたします。

議員御指摘のように、町内中学生の学力の定着につきましては、大きな課題であると考えており、教育ビジョンおきましても確かな学力を育む取り組みを記載しております。

学力向上への取り組みとしましては、津和野町学力向上プロジェクトとして、これまでの間、教育用ICT機器の整備を図り、学習環境の整備を行ってまいりました。

また、東京大学が発信する新しい学びプロジェクト（協調学習）への参加、中学生を対象に津和野高校で行われておりました土曜日補講塾、夏休みに実施しておりますサマースクールなどの取り組みを行ってまいりました。

その結果、島根県が毎年行っております学力調査での中学生の成績は、平成24年度では町平均が県平均を上回っていた教科が14教科中1教科でありましたが、平成25年度では14教科中6教科、平成26年度では12教科中9教科となり、着実に取り組みの成果が出てきたものと考えられます。また、国が実施しております全国学力学習状況調査におきましても、同様の傾向が見られます。

しかしながら、この結果が一過性のもものではあってはならないため、両学力調査の結果を効果的に活用し、生徒の状況を把握する中で、学力の定着を図るために、今後の指導にどのように反映していくかにつきまして、派遣指導主事の指導のもと検討・分析を行っております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 私の家庭を考えましても、長女も次女も津和野高校で学ばせていただいて、ほんとにいい、先生が親身になって授業を教えていただくということをいつも申しておりました。しかしながら都会の大学に行ったときに、やはり周りの生徒たちを見ると、今までの学習をしてきたそのことと比べたときに、非常に津和野町内の子供はのんびりしているというような、そういうことを子供の実感としても感じ、また中学校の先生からも、町内の子供たちが非常にのんびりしているというそういうこともお聞きすることでもあります。

先ほど答弁にありました、高校の公営塾の中でも中学英単語という、そういう科目があるというのは、やはりそういうところをもう一度復習していかなければならないというそういうことでもあろうかと思っております。

町内の学力を向上するには、津和野高校に入って公営塾を始める、それだけではやはり不十分であろうと思います。スタート時点がどこにあるかによって、例えば走るところでも、どこから走るかによって全然走っていくその距離が違ってきます。そういう意味でも、小・中学生のその学習サポートということも、町内としては大きな課題となると思うわけであります。

今から予算編成がされると思いますが、来年度に向けてこの小・中学生の学力サポートを考えておられるか、その点について具体的にお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 先ほども学力調査の結果を申し上げましたけれども、やはり中学校でもかなり伸びてくると、今度はよりやる気のある生徒さんをより伸ばそうという体制が学校の中でも生まれてまいりまして、いろんなコンテストに参加したりということが出始めました。

小学校でも、同じようにいろいろチャレンジするようなことも、意欲のあるお子さんをいろいろ伸ばしたいというようなことが学校の中で行われております。そういうことをここ何年かで大分できるようになってきまして、プラス塾の面で、学校以外の時間になりますけれども、そういう面をさらに伸ばすという体制が整うということはとてもいいことかなと思っております、担当課とも中学校に向けては連携をしたいなということで今、検討・調整を進めているところでございます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 町営英語塾HAN-KOHの今、高校生それから中学生まで拡大するというところの具体的な取り組みでございます。

今現在、中学生に対するアンケートということで、二次調査を今年の年末から来年の1月初めにかけて行おうということで、先般も英語塾の講師等とお話をさしてもらいましたが、やはり学力向上のためにどれぐらいの、一週間にどのぐらいのこういった塾を開催するのが妥当かというところでいうと、一週間やはり最低でも2回行くと、そうすると日原中学校と津和野中学校とあって、会場をどこにするかというところ、それから、人員体制として今の人員だけでは不足しておりますので、最低1名の増員はしなきゃいかんということで、そういったところの予算立てを今からどうするかというところで考えているということと、あとはですね、交通手段、今は同窓会館のほうでHAN-KOHの部分については行っておりますが、津和野中学校のお子さんや日原中学校のお子さん、会場によっては交通手段の確保というところも必要になろうかと思えます。そういったところで、現状的にはニーズ調査を踏まえた中で、そういった課題解決に向けて予算措置を今後どうするかというところで、今検討をしているさなかということでございます。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 今予算措置に向けて検討しているということでありますので、大いに期待しておりますので、やはりこの津和野町というものが教育のまちとして全国に名をとどろかしていくということも、一つの町としての振興につながると思っておりますので、精一杯御尽力いただきますことを祈念いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で4番、岡田克也君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、11時10分まで休憩といたします。

午前10時56分休憩

午前11時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序9、8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 8番、御手洗剛でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、1点目でございます。平成20年産米の生産目標数量配分後の対応についてでございます。

私は、9月定例会におきまして、一般質問で、26年産米の下落が生産農家に大きな衝撃を与えるとともに、農業経営に対する影響がいかに大きいものであるか、次年度からの再生産を危惧されている農家が多い現状を踏まえ、今後における当町の水田農業の推進方向について質問をいたしました。

また、9月30日開催の定例会においては、諸般の状況を踏まえ、国に対し、米需給調整対策等に関する意見書を提出することについて、議員の皆様の御理解と御支援のもと、全会一致をもって議会決定をいただき、感謝申し上げます。

その後、国においても、各縣市町村議会や農業関係団体の要請行動等を受け、各種対策を講じようとする動きが見えてまいりました。新たな対策が一時的なものではなく、水稻生産農家の農業経営安定に資するものとなるよう願っております。

それでは、本定例会におきましても、水稻生産農家の現状を踏まえ、米関連質問をいたします。

まず、1点でございます。11月28日、農林水産省は、平成27年産の主食用米の生産数量目標を、過剰生産や需要減の状況に鑑み、前年産より14万トン少ない751万トンにすることに決め、都道府県へ配分するとともに、27年6月末の民間在庫量は230万トンになる見込みを示しました。

また、従来目標設定にあわせ、需給安定に向け、産地に超過達成を促す自主的取組参考値を739万トンと設定をいたしました。これを達成すれば、過去の平均的な在庫水準にまで減らせるものとしております。

これは、米の需給均衡を促す施策と受けとめられ、都道府県が目標よりも米の生産量を減らした場合に、優遇策として産地交付金を10アール当たり5,000円追加配分するとしております。飼料米を初め、非主食用米にどこまで転換できるかが焦点となっているものであります。

このような施策に、当町として、どのように臨むかについてお伺いをいたします。

2番目に、非主食用米の中心は、飼料米や飼料稲と考えられますが、生産拡大が大幅に予測される中での具体的な取り組みとして、各集落の水田転作推進委員の方々へ、次年度における主食用米の生産面積や飼料用米等の作付希望調査が実施されたと聞いております。どのような結果であったかについてお伺いをいたします。

3番目に、担い手のセーフティネットワーク（安全網）として、収入減少影響緩和対策、ナラシがありますが、水稻生産を主体とする認定農業者への、加入促進がより一層必要と考えますが、このことについてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、8番、御手洗議員の御質問にお答えをさせていただきます。

平成23年度米生産目標数量配分後の対応についてでございます。国が示した都道府県別の平成27年産米生産数量目標の合計は、昨年より14万トン少ない751万トンとなっており、面積換算では3万ヘクタール少ない142万ヘクタールとなっております。このうち島根県に配分された目標面積は、1万7,680ヘクタールであり、昨年と比べると、510ヘクタール少ない配分となっております。

今月中旬には、県から市町村に対する配分が示される予定になっておりますが、これまでの推移から考えると、10から15ヘクタールの配分減少が見込まれます。

また、御指摘のとおり、平成27年産米については、生産数量目標と並んで新たに自主的取組参考値として、全国で739万トンという数値が示されました。これは、生産量をここまで抑えると、平成28年6月末の民間在庫が過去の平均水準に近づくと予想される数値であり、需給バランスの調整に向けた参考値であります。

また、平成30年産米から、いわゆる減反政策の廃止が示されておりますので、生産者等が中心となって、需要に応じた生産を行う手法を進めていくに当たり、生産者が作付規模を判断するための一つの材料として、新たに示されたものでもあります。平成28年産の配分段階では、さらなる工夫が講じられるとも言われております。

御質問の米の生産量に関連した産地交付金の追加配分についてであります。先ほど申しました自主的取組参考値との関係性はありません。考え方としては、都道府県単位で生産数量目標値を下回る取り組みがなされた場合に、県に対して産地交付金を追加配分するというものであり、個々の農家が主食米の作付を抑えることで、自身が交付を受けられる仕組みにはなっておりません。

また、現在は、農水省と財務省との予算折衝中の段階ですので、この追加配分の制度はまだ決定しておりません。このことについては、今月中旬の会議において、情報提供されることになっておりますので、それを受けて、対応に向けた協議を始めたいと考えております。

米価が下落した状況にありますので、来年産については、主食米の作付は減少し、新規需要米の作付が増加することが予想されます。飼料用米の普及拡大に向けた取り組みとして、JAが受入品種の拡大を検討しているところですが、そうした新たに設定される品種への支援等として、この追加配分される交付金が活用できないか検討したいと考えております。

二つ目の御質問についてであります。26年産については、主食用米の作付意向面積の調査を行いました。平成27年産については、新規需要米の作付意向も同時に調査をしているところでございます。現段階では、調査締切日を迎えておりませんので、集計数値をお示しすることはできませんが、予想としては、先ほど申し上げましたとおり、主食米の減少、新規需要米の増加になると考えております。

集約後、今月中旬に示される本配分の数値と照合し、必要な手続を行うこととしております。具体的には、主食米の作付が大きく減少する場合は、本町に対する配分を他の自治体へ吐き出しする処理を行います。飼料用米が大きく増加する場合は、カントリーエレベーターの受け入れがスムーズに進むよう、J Aと協力して、作付品種の調整を行います。飼料用稲が大きく増加する場合についても、関係者で協議しながら、作付品種の調整、現場の確認を行いたいと考えております。

三つ目の御質問であります。現在、津和野町における農事組合法人11組織は、全てナラシ対策に加入しており、それ以外の認定農業者登録数は31件でございますが、そのうち水稻に関係している経営体は22件で、ナラシ対策に加入しているのは7件でございます。また、現在のところ、新規就農者で対象となる経営体はありません。

経営体ごとに水稻栽培の規模に大きく差がありますので、これまでの加入率は低い状況にありますが、来年度から改正されるナラシ対策の概要を再度説明をしながら、制度の理解と加入促進を図りたいと考えております。

また、これまでナラシ対策に関する事務処理をJ Aに担っていただいております。手続の中には、販売数量の確認作業が生じますので、実際に集荷・販売に携わるJ Aに引き続き担っていただきたいと考えますが、制度の周知や加入促進については、協力をして進めていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 御回答いただきました。まだ、追加配分等につきましては、最終的な決定を見ていないという段階ではあろうかというふうに思っております。

この中で、新しい自主的取組参考値として、需給バランスをとるために、主食用米の減少を目指すための措置が新たにとられようとしてるわけでございます。その自主的取り組みをしたときに、県に対して産地交付金が支給されるというような制度のように聞いておるところであります。これはどういったことで活用される交付金であるか、お聞きになっておれば、それについてお話をいただいたらと思っております。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 先ほどの町長の答弁の中にもございますが、この制度については、まだ予算化もされておられませんし、どのような形になるかというのは、今後の協議によるものであります。町長答弁の中では、飼料用米の普及拡大に向けた取り組みとして、J Aが受入品種の拡大を検討しているところですが、そうした新たに設定される品種への支援策として、この追加配分が使われるのではないかと予想の段階ですが、そういったことを検討されておるようであります。

それから、配分面積であります。昨日の新聞報道に出ておりました、総務省の平成27年度分の配分面積は389ヘクタールと示されました。これは、平成26年度は400ヘクタールでしたので、約11ヘクタールの減少ということになります。

ただ、津和野町の場合は、災害の関係もありまして、実質には396ヘクタールの実績しか今年度はございませんでした。その辺からしますと、7ヘクタールの差ではありますが、災害復旧工事も進んでおりまして、去年は植えつけができなかったところが、平成26年度は作付できなかったところが、平成27年度からは作付できる面積も加わってきますが、町長の答弁にもありましたように、主食米による収益の下落、これは米価下落によるものですが、そういったことから作付面積が減ってくる可能性が非常に高いというところでもあります。ということもつけ加えまして、答弁とさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） こうした取り組みを行う、まあ、需給バランスをとるために、実際には、農業者がそれを担ってなせるところであろうかというふうに思うところでございます。それが、そのために交付されようとしている産地交付金が県に入り、農業者に届かないというふうなことに關しては、若干の異議といたしますか、そういった思いをしておるところでございます。

J Aグループでは、平成26年産の飼料用米の生産実績は18万トンというふうに聞いております。それを平成27年産においては、生産目標を60万トンに増産するというふうなことでの取り組みを決定をしております。

先ほど農林課長より、27年産米の生産数量目標が県より示されたとお聞きいたしました。主食用米の需給調整で米価を高め、農業所得を確保するために、各集落における米の需給調整に向けての転作対応論議を今まで以上に深めることが必要であろうというふうに感じるところでございます。そのためにも毎年行われております津和野町農業再生協議会、これを次年度では、次年度対応としては、できる限り早い段階で開催をされることが必要と感じますが、この点についてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 現在、平成27年度の作付希望面積を調査しているところではありますが、まだ集計のほうは終わっておりません。今年度末から来年の1月にかけて集計されるものと思いますが、その集計値をもちまして、再生協のほうには御相談させていただこうと思っておりますので、早目の開催のほうを目指して、会のほうを開催したいと思っております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 大変、この農政の変化で、農業者はいつもその対応に苦慮する場面を迎えておるような状況がございます。大変な、時の政権によっていろいろと変わるというふうな格好では、なかなか農業者として安心して農業生産ができづらいという状況もあるわけでございます。

J A西いわみでも、先ほど来から各地で水田農業研修会等が開催をされております。このような主食用米の状況を踏まえて、飼料用米の生産拡大に向けての説明をしておるところでございます。

平成26年産では、西いわみ管内では、飼料用米は生産面積が72ヘクタールでございました。これを27年産では、110ヘクタールにするという目標を掲げております。

また、先ほどの回答でもございましたように、従来、専用品種として飼料用米には、「みほひかり」という品種を採用してきました。今後においては、この「みほひかり」に加えて、「きぬむすめ」でも対応できるというふうなことで、その準備を進めております。

これはまさに、国から支給される産地交付金で、農家の所得安定を図ろうとするものでもございます。先ほど申し上げましたことは、そういった観点から申し上げたものでございまして、でき得れば、今後どのようなようになっていくかはわからないにしても、そういった産地交付金が農業者へも届くような施策であってほしいなというふうに思うところでございます。

そうした観点から申し上げましても、この転作への対応、飼料用米等の新規需要米の対応を行政、JA、そして生産農家が一体となつての取り組みで展開されるように願いたいと思っております。

また、担い手のセーフティネットの関係でございます。米価下落が一番影響するのは、水稻生産を主体とした農業法人や認定農業者でございます。11の農業法人は、そのことも認識をしながら、全法人、この対策には加入済みでございしますが、認定農業者はまだまだ加入が足りない実態があるわけでございます。当町の基幹産業である水稻生産農家において、今後も担い手として位置づけられるこの認定農業者に、いま一度加入促進をすることが、収入減少を歯どめをする絶対要件でもあろうかというふうに思っております。JAと連携し、加入促進を一層されますようお願いを申し上げます。

それでは、2番目の質問に移らさせていただきます。豪雨災害からの復旧工事の状況についてでございます。

昨年7月28日、当町を襲った集中豪雨災害から1年4カ月が経過をしたところでございます。激甚災害指定のもと、行政はもとより、土木建設事業者の懸命な努力により、災害復旧の本格工事が進められております。

しかし、現場では、技術有資格者や作業員の不足、重機・車両の不足、資材納入のおくれ等に天候不順も重なり、なかなか計画どおりには工事が進まないという話が聞こえてまいります。

当町の豪雨災害以来、全国各地で大規模な自然災害が多発しております。当町での復旧工事箇所は、道路、河川、農地、山林等、多岐に及んでいる状況から、平成30年3月末の工期内完了が果たして可能であるか、心配なところでもございます。現在までの工事の進捗状況についてお伺いいたします。

2番目に、災害対象の調査漏れ箇所も存在する中で、砂防ダム等の設置対応が必要との要望もございます。早急な工事着工は無理といたしましても、現地調査の実施が求められるところでございます。このことについてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、豪雨災害からの復旧工事の状況についてお答えをさせていただきます。

工事の進捗状況についての御質問でございますので、工事の契約状況、竣工状況についてお答えをいたしますが、工事契約額ベースでは、工事費全体額が積算できないため、基礎額を査定ベース450件、21億7,600万円とさせていただきます。

11月末現在で、工事の契約状況は317件、15億3,000万円であり、契約率は70%となっております。このうち平成25年度予算については、全て契約済みでございます。

竣工状況は、契約工事全てが完了分として58件(13%)、1億4,200万円(7%)でございます。部分竣工を含めると、92件(20%)、2億5,700万円(12%)となります。

災害復旧工事については、事業期間が3年、繰り越しを含めても4年でございますので、平成28年度中、つまり、平成29年3月までには完成させなければなりません。

ただし、名賀川河川災害助成事業に係る町管理の橋梁、頭首工、堤外水路等の災害復旧工事については、県が受託し事業を代行いたしますので、平成30年3月末日までの工期となるものもでございます。

いずれにいたしましても、建設業者の工事の進捗状況を把握、調整しながら、何とか期限内に工事が完成するように最大限の努力をしたいと考えております。

二つ目の御質問であります。このたびの災害では、甚大な被害が発生し、懸命な調査にもかかわらず、調査漏れ箇所が存在しております。砂防や治山事業については、県の所管事業であり、現在は土石流災害を受けた箇所について、緊急的に保安施設（堰堤等）を整備する緊急事業により対応をしております。

災害後、調査を行ったにもかかわらず、事業の採択要件に当てはまらない箇所、調査漏れの箇所等については、今後は通常事業での対応となります。

土石流等の危険性があり、保安施設が必要とされる自治会にあつては、建設課宛てに要望をいただければ、県に現地確認・調査の要請を行います。後日、県と町担当職員が現地を調査し、受益戸数や緊急度を確認した後、事業の採択要件に合えば、県整備計画に掲載、事業対応することになります。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 工事全体の工期は、平成30年3月末であるということですが、災害復旧工事については、事業期間が3年、繰り越しを含めても

4年で、平成29年3月末までに完成であるとの御回答でございました。すなわちこの期間が、当町における激甚災害の認定期間であると理解してよろしいのでしょうか。

また、工事基礎額21億7,600万円のうち、11月末における契約額が15億3,000万円で契約率が70%、竣工額は2億5,700万円で竣工率12%の回答でございました。このような状況を踏まえて、現時点における工事の進捗状況を当町としてどのように見ておられるかについて質問をいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） まず最初に、激甚災害の復旧期間3年というふうなことでございますが、激甚災害でなくても、通常の災害は3年ということでございます。今回、国の災害復旧の補助金をいただいて対応する事業については、激甚どころでなく、3年ということでございます。

ただし、災害関連の事業について、名賀川の助成事業については、1年多く4年というふうなことでございまして、これについては4年ということございまして、通常3年というのは、普通の災害でも3年ということでございます。

それから、現在の進捗率ですが、町長が答弁いたしましたように、事業費ベースで12件、件数で言うと20件というふうなことでございます。で、なかなか工事が進まないというふうなところもございますが、その原因としては、水稻の作付時期に、被災をされた農家の方には説明をして、工事が入りたいというふうなお話もしたんですが、その周辺部の農家の方の説明が抜けておったというふうなこともございまして、仮設道を入れようとした場合に、もう既に米をつくっておられるようなところもございまして、農地に関する災害についてなかなか取りかかれないと、収穫が終わらないとできないというふうな状況もございます。

それにあわせて、やはり大きいところで言えば、議員さん御指摘の人材なり資源もございまして、それと県が発注する工事、災害の、この関係もかなりのものもございまして、津和野町だけでも約80億円ぐらいございまして、総体では90から100億円、町の災害を入れてもございまして、このあたりのところで、かなり大変なところがございまして。

で、現在の進捗率はどうかということでございますが、実際のところ、今年度の3月までに完成をする工事については、当面予算を承認いただきましたが、その工事については何とか対応できるのではなかろうかというふうにご考えておるところでございますが、今後の雪の状況によって、また工事の進捗状況が変わってまいりますので、建設課としては、雪がなるべく降らずに作業が進んでほしいなあというふうなことでございます。今、現場管理の職員がそれぞれの現場を確認をしながら、何とか3月までには、予算分については対応できるのではないかとというふうなめどを持っておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 課長からの御答弁で、予算化したものについては、土木建設業者の理解の中で、どうにか今年度についての対応はできるのではなかろうかというお話をいただきました。安心をしておるところでございます。

課長からもありましたように、今回の災害復旧においては、集落や流域単位での復旧を図るために、島根県では初めてとなる合併入札の手法で、公共土木施設、農地・農業施設、林道施設を一括発注する方法での対応となりました。その結果、土木建設事業者は、大変な事業量を抱えております。工期内完了を目指し、この冬場を迎えた今日、夜遅くまで作業をされている状況が見られております。

工期内で工事が本格している現在、言う段階ではないかというふうに思っておりますが、あえて、仮に天候等の悪条件によって、工期内に完了できない状況が発生した場合、激甚災害対応であっても補助金返還等の措置がとられるのかについてお尋ねを申し上げます。

ただ、契約によつての業者対応でございますので、工期内完了を目指すのは当然のことであろうかというふうに思っておるところでございますが、天候等の状況がどのようにあるかというのは想定できない部分でもございます。このことについて、お尋ねを申し上げます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 濟いません。先ほどの答弁の中で、予算の関係ですが、予算年度が平成25年度の予算というふうに御理解をいただいて、26年度分については1年繰り越すというふうな形でございますので、補足をさせていただきます。

それから、今の御質問でございます。建設課としても、業者の受け額というのが、通常の年度の受注額の倍以上受けている会社もございます。ほとんどがもう倍近いところでございまして、本当に受け手のほうが大変な状態になっております。町内の業者のみならず、吉賀町も含めて同じような状況になっておるところでございます。

このあたりのところで、建設課として今、各業者というか、のほうの状況も把握しながら、実際のところ、完了するのかしないのかということを確認はしておるところでございます。その状況いかんによっては、変更契約等も実施をしながら、補助金の手続等で対応できれば、そのような形もとりたいというふうなことで今、検討を進めておるところでもございます。まだ、20日までに一応、業者の方に回答してくださいというふうなお願いをしておりますので、今の段階でどうこうお話することにはなりません。そういうふうな一つには考えをしております。

それから次に、雪が降った場合の状況でございますが、降るのであれば、ある程度雪が降ってほしいというのが正直なところでございます。そのことによって、豪雪によって工事ができないというふうな公の理由になってまいりますので、そういう理由がございまして、逆に繰り越し1年が、事故繰り越しということでもう1年延ばす可能性も出てまいります。

実際のところ、それができるかどうかというのが微妙な世界で、実際のところ、国、県においては1月末を基準にして、その辺の対応を決めてまいります。このあたりのところまででどうかなという、まあ、よっぽど降れば、国のほうもその辺のところは考えていただけるであろうというふうに思っております、降るのであれば降ってほしい、降らなければ本当に降らないでおってほしいというのが、正直な気持ちでございます。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） なかなか、事業量からいって大変な状況も想定できるというふうな感じで見ておるものでございます。現場の事務所に行ってみますと、大変遅くまでその責任者の方もいろんな対応をされておる状況もでございます。ほんとに一生懸命やっただいておるなというふうな思いもし、また、地区の、それを見ておられる地区住民の方も、ある面、あそこまで本気でやっただいておるんなら、しばらくは静観しておこうかなというふうな話も聞こえてくるようなことでもございます。できる限り進捗状況を進めると、より前へ持っていくという活動は当然されるというふうに感じておりますので、一層の御努力をお願いしたいなと感じるところであります。

現在、畑迫地区に設置してございます災害復旧対策室でございます。これは、今後どのようにしていかれるものか、今後のあり方、また、設置期間等ございましたら、お尋ねをしたいところでございます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 今の状況を申し上げますと、26年度予算までで発注としては9割以上が発注されます。残り27年度予算については、10%未満の工事ではございます。ただし、27年度についても、26年度の工事が大半残っておりますので、この関係で対応し、現場管理もしてかないといけませんし、当然、工事を進めるについて、変更も出てまいります。

それから、査定は受けましたが、土砂がそこに堆積をして、その施設なりが壊れたのが確認できない場合、そういうものは査定を受けておりませんので、補正のたびに今、町単の関係でその復旧工事費を計上させていただいておるんですが、そういう状況も出てまいります。

それから、設計書どおりにまいりますので、当然、変更もしてかないといけないというふうな状況も起きてまいりますので、当面27年度については、今の体制で対応しないと、とても回っていかないというふうな状況でございます。28年度になりますと、事業量が格段に落ちてくるというふうなこともございますので、このあたりになりましたら、人事担当課ほか御相談をしながら、方向を決めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 御説明をいただきました。これまた大変な御努力をいただきながらの対策室でございます。今後もよろしくお願いを申し上げたいというふうに思っております。

それから、農地等の小災害の関係でございます。奥部においても、かなり進んだところも現実ございますが、この小災害は大変数が多いというふうに思っております。今後、その工事の対応について、どのように考えておられるか、進めていくか、これについてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 小災の関係でございますが、今の状況の中で、建設業者の持っておられる工事を考えたときに、小災の関係を今発注するというのは、逆に、工事の進捗をおくらせることにもなりかねないというものもございます。ただし、そうは言っても、その現場を外れると、もう一度そこに戻り、施工するということがなかなか難しいということであれば、せざるを得ないというふうなこともございまして、一つには、業者のほうに無理を言って対応していただく場合と、逆に、来年度以降に施工していただく場合と、そのあたりのところは状況を見ながら対応させていただくというふうなことでございまして、たまたま早くできる箇所もございますし、逆に、できない場所もあるというふうなことで、農家のほうからはお叱りは受けておるんですが、実際のところ、工事の進捗状況を見ながら、対応できるところについてはお願いをし、そうでないところは、27年度以降で対応せざるを得ないのかなあというふうに考えておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） やむを得ない対応になろうかというふうにも感じるところでございます。しかし、町道等においても、日々住民の方が通られるものがございますので、早い復旧を願う声も多々あるわけでございます。現地を掌握しながら、優先順位をつけながら、対応いただくようお願いを申し上げたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、土木建設事業者におかれましては、事業遂行について万全を期し、それも安全第一を最優先に取り組みることが必要でございます。事故等が発生し、二次災害となるようなことになっては、大変なものでもございますので、この点、御留意をいただいて、事業遂行に当たられますようお願いを申し上げて、質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上、8番、御手洗剛君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、午後1時まで休憩といたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序は10、1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） 12月議会の最後の質問者になりましたが、御答弁のほどをよろしく願いをいたします。

それでは、通告をしておきました件を逐次質問させていただきます。

まず、1点目であります。

子育て世帯に対する特別奨励金についてお尋ねをいたします。

津和野町も合併後9年間が過ぎたわけでありまして。人口も1,774人減少し、現在8,030人の状況であるわけですが、国の調査では、東京在住者の40%が地方の移住に関心があり、田園回帰の時代を迎えようとしている、このように言われております。

移住後の雇用の不安が41.6%を占める、このような状況にもあるわけですが、国も、地方創生、東京一極集中の是正に向け、人口減少対策として2015年度から向こう5年間の総合戦略を策定すると、このような発表もされております。

人口減少によりまして、県内の市町村の約8割強が近い将来消滅の危惧があると、このような試算も公表されておるわけでありまして、津和野町におかれましても、若者たちの人口増加の定住促進対策として、住宅整備事業で今年度も5棟建設をされるわけですが、また、地方創生事業として、地域おこし協力隊を各課に配置されて、この青年たちが任期後地方に定住していただく、このような制度であるわけでありまして、そう簡単に定住は望めないのが現状であります。

少子化対策も大変難しい問題であるわけでありまして、町長には、今、津和野町在住で子育てに頑張っている若い夫婦の姿に目を向けていただきたい、このように思っております。津和野町に子育て世帯臨時特別給付金の制度があるわけでありまして、対象児童1人当たり1万円ですか、第2子以降は保育料の軽減で、第2子が2分の1、第3子以降は全額支給の施策はされておるわけでありまして、現在、若い夫婦が津和野に住み、津和野町に就職をし、自己資金で家を建て、5人も6人も多くの子供を育てている若い夫婦がたくさんおられるわけでありまして。

これら何ら建築資金の財政的支援策もありませんが、今回そういった給付制度は生かされておるわけでありまして、私が申しますのは、子育てに対する特別奨励金制度を制定され、子供さんが5人以上世帯には100万から300万円、7人以上の世帯には300万から500万、このような制度を設けていただきたい。

この金額は私が申し上げただけで、本当に実現をしていただくのなら、どうせ検討委員会でも立ち上げられると思いますが、こういうことを提案をしますが、町長、どのようにお考えか。子供は町の宝であります。そういったことで、町長の御所見をお伺いをしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、1番、後山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

子育て世帯特例奨励金についてでございます。

議員御指摘のように、本町における少子高齢化の進行は極めて深刻な状態であり、定住促進を重点課題として進めている本町として、取り組むべき喫緊の課題と認識をしております。

こうした中で、国の制度としての児童手当による第3子以降の子供に対する加算措置に加え、町といたしましては、多くの子供さんをお持ちの方への支援策として、平成22年10月より中学生以下の医療費を無料とするこども等医療費助成の実施、今年度からは国の保育料軽減措置を拡充し、18歳以下の子供から数えて第3子以降の保育料の無料化等の町独自の予算、子育て支援策を実施しているところでございます。

また、本町では、一時的な支援策ではありますが、個別世帯等への給付措置として、津和野町若者定住促進奨励金制度による第3子以降への奨励金によって、多くのお子様を抱える方への支援も行っているところでもございます。

多くのお子様を抱えて生活しておられる方の養育費が増大することは認識しておりますが、町といたしましては、議員御指摘のような個別世帯等への給付的な支援ではなく、全ての子育て中の方により広く効果の及ぶ支援を図ってまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 町長、御答弁いただきましたが、個人的な若者だけでなく、幅広くというお答えでありましたが、何かそういった制度を設けてですね、広く施行していただきたいように思っております。

それでは、松枯れ対策についてお尋ねをいたします。

津和野町は700年の歴史と文化の町であります。山陰の小京都、このような観光宣伝されている津和野町であります。この重点地区であります津和野公民館を中心に、松枯れが蔓延しているわけでありましたが、特に代官丁通りの松はもう仮死状態でありませぬ。

また、民俗資料館の裏、中央公民館、共存病院の前、社会福祉協議会等、十数本に被害木があるわけでございますが、庁舎内また公民館内には、記念の植樹された木もあるわけでございますが、今までこの松枯れに誰も発見できなかったのか、それとも既に樹医に相談されて薬剤散布とか、栄養剤点滴、伐採等については検討されておられたのか、その点と、一般町民から相当の連絡が入っておったと思われませんが、それをどのように対応をされておるのか、伺いたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、松枯れ対策の御質問にお答えいたします。

御承知のこととは思いますが、松枯れ病の代表的なものとしては、マツノマダラカミキリが媒介するマツノザイセンチュウにより「松くい虫」、カビの仲間が原因の「葉ふるい病」、「赤班葉枯れ病」、「褐班葉枯れ病」、「すす葉枯れ病」、「葉さび病」などがございます。どれも似通った症状で、菌の鑑定を行わないと正確な判定はできませんが、病気についてはいずれも衰弱した松類に対して発症するため、樹勢回復と適期消毒の実施が必要となります。

病気については、症状が長期化した場合は枯れる場合もございますが、通常1年で一気に枯れることはありません。

議員の御指摘に基づきまして、津和野町民センターの周囲に植栽されてあるクロ松等の状況を確認したところ、主に「赤班葉枯れ病」、あるいは、近年島根県内で、国内で初めて発生が確認された「褐班葉枯れ病」——これは発生時期の特定ができず、症状のみでは赤班葉枯れ病と酷似しているため、現段階では不明であり、ここでは一般的な赤班葉枯れ病と仮定させていただきます——それと「葉ふるい病」が要因と思われる病気にかかった松があり、今回その本数を確認いたしました。

その結果、「赤班葉枯れ病」、「葉ふるい病」等が主要因と思われるクロ松が6本、アカ松が2本、桜などの周囲の樹木が大きくなり、日陰になったために衰弱した状態のクロ松が4本ございました。

そのほかにも、病気とまでは言えなくても衰弱ぎみのクロ松やアカ松もあり、全体的に庭園整備後年月が経過し、踏み固め等で土壌がかたくなったことや、雑木等他の樹木の根の侵食や日照不足等で多くの松が衰弱傾向にあると思われまます。

町民センターでは、本年度は施肥や薬剤散布を行い、樹勢回復に努めており、少しずつ樹勢の回復が見られる状況です。

本格的な土壌改良を行えば、さらに樹勢回復が期待されますが、多額の費用がかかるため、当面、本年度実施したような施肥や適期の薬剤散布を行い、様子を見ていきたいと考えております。

なお、日照不足により衰弱しているクロ松につきましては、陰になる原因の遊歩道沿いの桜を伐採するしかありませんが、桜は町民センターのものではないため、現状では難しいと考えております。

また、養老館裏の遊歩道に植栽されているクロ松と対岸の三五舎薬局前のクロ松は、松くい虫により既に枯れております。養老館裏のクロ松につきましては、建設課で処分予定であり、対岸のクロ松につきましては、建設課を通じ、県津和野土木事業所に処分を依頼しており、地元自治会長にも近々処分する旨の連絡があったと伺っております。

近年は松くい虫の被害が少なくなりつつあるように感じておりましたが、本年は気象条件が影響したのか松くい虫による枯損木が目立っており、現在残っている貴重な松につきまして、今後も引き続いた防除等の対応が必要と考えております。

なお、教育委員会で管理している文化財関係では、鷺原公園や嘉楽園の敷地内の松は、松くい虫の予防対策として、定期的な樹幹注入を行っております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） ありがとうございますでしたが、教育長さんの御答弁の中に、クロ松については、陰になる原因の遊歩道沿いの桜が原因しておるというふうに申されましたが、「この桜は町民センターのものではないため伐採は難しい」という答弁でありましたが、実際にこの本当に桜がその要因で松枯れを起こしたのか、これは樹医さんかなんかにお尋ねして答弁書を書かれたんかどうかはわかりませんが、これが本当に大事なその松でありますので、できれば桜を部分的にどっか枝を落とすなり、そういうふうな対策も考えられると思うんですが、今後について、現場を見られて対応していただきたい、このようにお願いをしておきます。

次に、まちなか再生総合事業についてお尋ねをいたします。

本事業は、国の社会資本整備事業交付金と町の過疎債で町家ステイ戒丁という事業をやったわけでございますが、これも完成までいろいろ紆余曲折があったわけでございますが、現在オープンできるような状態になっておるわけでありまして、そこでお尋ねをしますが、本設計に付随された図面に裏側の物置棟、面積36.835平米が記載をされておりますが、これは外部周りはまだ未着工であります。が、これは当初計画からこの物置小屋はその計画に入らなかったのか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 1番。町家ステイの分であるんですが、「新規に」という、もう1項目……。

○議員（1番 後山 幸次君） はい。（「最後の、新規に1棟町家ステイの計画中的」と呼ぶ者あり）うんうん、済みません。はいはい。

最後に、「新規に1棟」の抜かしておりましたが、町家ステイが計画中であると思っておりますが、これの経緯についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、まちなか再生総合事業について、お答えをさせていただきます。

町家ステイ戒丁については、簡易宿所とするための建築及び電気設備の一部改修を10月末で終え、その後、消防及び保健所関連の検査を受けて、指定管理者である津和野町観光協会が、11月末より営業を開始したところでございます。

議員御質問の母屋からは、中庭を挟んで対面奥部に位置する物置棟については、当初より限られた事業予算等を考慮して、運営に直接影響のない部分については、できる限り費用を抑えて改修を行うこととしておりましたので、内部の状況等も踏まえ、中庭に面する前面についての景観に配慮した改修と、物置棟裏側から侵入を防ぐ保安的な改修のみを行いました。

その後、周辺住民の皆さんから、物置棟の裏側の美観についても配慮を望むとの声をお聞きし、このたび予算の都合もつきましたので、修繕工事として11月9日に発注をしたところでございます。

また、上新丁に位置する新規の町家ステイ第2号物件1棟につきましては、ことし5月13日の津和野町まちなか再生推進協議会において、町家ステイとして活用できるか否かを検討いただき、候補とすることの決定をいただきました。

その後の予定では、8月までには基本計画を策定し、9月から実施設計に入る予定でしたが、1号物件の町家ステイ戎丁の用途について保健所等からの指摘があり、この調整結果を受けて方向性を定める必要があると判断をいたしまして、実施設計は一時中断をしたところでございます。

現在は活用の方向性も定まり、1号物件の営業も開始されましたので、実施設計の入札に向けて事務作業を進めているところでございます。

なお、この経過については、本日開催の同推進協議会において報告することとしております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 御答弁の中で、「この物置棟は運営に直接影響のない部分なので、費用を抑えて改修を行った」このような御答弁であります。裏側に回ってみれば、本当、粗壁に古トタンが打ってあるようなこのような状況であります。

このような改修計画が今までに私らは経験したことがありません。まして、その間は民間の通路であります。もっと、改修されるのであれば、そこまで配慮してされるべきであろうというふうに思っておりますが、「今回町民の声があったので、予算を都合つけて修繕工事を発注した」このような答弁であります。このような、本当に雑な工事を私は本当今まで経験したことがありません。

もっと真剣に取り組んで町家の改修はしていただきたい、このように思っておりますが、この修繕の費用はどのぐらい追加でかかったのか、それについてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（大庭 郁夫君） 御指摘いただきました物置につきましては、少しそういう面では確かに、議員さん申されますように配慮の足らなかった部分はあったかと思っております。

そういった中で、ことしの9月に補正予算を組ませていただきまして、先ほど申し上げました建築並び電気設備、排煙設備等の予算をいただきましたけれども、それがあつた程度残額が出ましたので、その残予算を充てさせていただきました。

そういったことで、このたび、その裏側の改修費として64万3,000円の経費をもって、今発注をかけたところでございまして、現在着工しているところでございます。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 町民からの声があったから、こういうふうに追加で改修された、そのようなことでは、私は、何のために設計士がついていろいろな方が、協議会もあるんですから、もっと真剣に取り組んでいただきたい、今後のこともありますんで、課長さんにはよろしく願いをしていきたいと思います。

では次に、4番目に、歴史的風致維持向上事業についてお尋ねをいたします。

これは、こないだ全協でも説明があったわけですが、休憩施設等の整備事業として、旧のSL館の敷地、建物を買収、解体、撤去、整地と、このようにされて来年度の駅前周辺整備計画につなげていきたいということでありました。それについて、お尋ねをいたします。

2番目に、水路の修景改良であります、これは殿町の水路のショウブ用のますの設置計画であります、ショウブ用の補植苗の生産地にこれにもいろいろお願いをしてきておるわけですが、その方にはどのように対応されておるのかお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、歴史的風致維持向上事業についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目でございますが、旧SL館の敷地、建物につきましては、既にお買収し、所有権移転登記まで完了しております、今月11日に解体・撤去工事の設計監理業務の入札を行ったところでございます。今後設計ができ上がった段階で工事の発注を行い、3月下旬には整地まで完了したいと考えております。

なお、今後の整備計画につきましては、周辺地域の方々やJR西日本との協議をした上で、津和野町歴史的風致維持向上協議会へ図ってまいりたいと考えております。

2番目の水路修景改良工事につきましては、既存のショウブます及びライトアップ設備を撤去し、新たな設備に整備する計画でございますが、前段と同じく今月11日に設計監理業務の入札を行ったところであります。特にライトアップは、ショウブへの影響がありますので、かねてよりショウブの管理を御指導いただいております方の御意見も伺いながら進めてまいりたいと考えております。

今後設計ができ上がった段階で工事の発注を行い、3月下旬には完了したいと考えております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 町長さんに御答弁をいただきましたが、休憩施設の件、水路修景の件、これは両事業とも3月までには完成したいと考えているというふうな御答弁でございましたが、考えているんじゃない、年度内には完成させますと、このような強い意思で御答弁をいただきましたかったんですが、そのようなお気持ちはあらうと思いますんで、再質問をしません、完成に向けて努力していただくようお願いをしておきます。

次に、つわの暮らし推進住宅であります、これは青原、左鐙地区の入居者募集状況と、競争率と選考基準についてお尋ねをいたします。

2番目に、左鐙住宅の基礎高を災害水位まで盛り土するとの計画でありましたが、盛り土の高さ、盛り土の量、これもまた工期内に完成するのか、ほかに問題点はないか、お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、つわの暮らし推進住宅についてお答えをさせていただきます。

つわの暮らし推進住宅の入居者の募集につきましては、平成26年10月1日から募集要項等の情報発信を行い、10月22日から11月10日を申し込み受け付け期間として募集をしたところでございます。

青原地域の住宅につきましては、建設戸数3戸に対しまして、応募件数は町内7件、益田市6件、兵庫県1件の合計14件、左鐙地域の住宅につきましては、建設戸数2戸に対しまして、益田市1件、兵庫県1件、東京都1件の合計3件の応募がありました。つわの暮らし推進住宅に応募することにより、津和野町に定住の意思を示していただいたことに対しまして、衷心より感謝をしているところでございます。

入居者の選考につきましては、建設地域のまちづくり委員会の代表と副町長及び担当課長で構成する「つわの暮らし推進住宅入居者審査委員会」を設置し、書類及び面接による審査により入居者を決定をさせていただきました。

審査につきましては、入居を希望する理由や津和野町でどんな生活を送りたいか、自治会等の地域活動への参加などについて、入居を希望する皆様に対し面接をさせていただき、入居者を決定させていただいたところでございます。

続いて、左鐙地域の住宅建設用地周辺につきましては、津和野町防災ハザードマップの浸水想定区域等には該当しておりません。左鐙地域の防災ハザードマップにおける浸水想定区域等は、島根県河川課が高津川河川の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨であるおおむね30年に1回程度起こる大雨、例えば平成11年度豪雨のようなものでありますが、こうしたものが降ったことにより、高津川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を、災害資料・ヒアリング等をもとに作成し、浸水実績図をもとに作成をしております。

なお、左鐙地域の住宅建設地の地盤高につきましては、造成前は121.71メートルでありましたが、進入路の勾配の関係上1.09メートルを盛り土をし、122.8メートルを確保しております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 青原地区の建設住宅の予定地のことでお伺いしたいと思いますが、青原の小学校も軟弱な地盤で、いろいろな問題が起きてきょうまでと

るわけでありますが、この住宅建設用地の地盤調査、これについてボーリング調査かどのような調査をされておられるのか、調査内容についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 地盤調査という御質問でございます。

つわの暮らし推進住宅につきましては、入居者が決定してから間取り等を決めてということで、お風呂場の位置とか台所の位置とかトイレの位置、そういったものが決まった後に、11月の末に地盤調査をさせていただいております。

左鐙、青原、両地区ともサウンディング試験ということで実施を行いまして、業者からの報告によりますと、どちらも合格ということでこのまま工事については進めていくということになっております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 慎重の上にも慎重に、基礎のことでありますので、また盛り土の上にするんでありますから、先でいろいろ問題が起きないように、建てられる前にできるだけの検査は、試験はしておいていただきたい、このように思っております。

それでは、最後になりますが、青原小学校の建設工事についてお尋ねをいたします。

新校舎完成の延期が新聞等でも報道されたわけでございますが、11月の27日に行われました保護者会での説明会についてお尋ねをいたします。

2番目に、当初の工程計画と変更工程計画について撤去ぐいのまた形状と大規模な地盤改良の構造、これらについて全協で少しは聞いておりましたが、それと同時に工程回復の対策についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、青原小学校建設工事についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の保護者説明会でございますが、保護者説明会の内容につきましては、7番議員さんにも一部お答えしておりますが、当日は保護者の方が13名参加され、町側からは教育長、教育次長、次長補佐及び設計士の4名で説明をさせていただきました。

保護者の皆様方からの主なものとしては、工事の進捗状況についての情報提供についてのことや、6年生が新校舎で卒業を迎えられなくなることに對しての対応、仮校舎での学校生活が長くなることへの配慮、教職員への配慮などの御意見、御要望をいただきました。

一方では、校庭の排水対策やフェンス工事、新校舎についての期待もあり、この際しっかりと禍根の残らないような学校施設としてほしいとの意見や、状況についての御理解の御意見もいただきました。

2点目の校庭やくいの関係でございますが、撤去くいの形状につきましては、コンクリートくいが直径25センチ、長さ3から4メートルくい36本及び松ぐいが直径20センチ、長さ3から4メートルぐいが4本を撤去しております。

地盤改良の工法につきましては、機械攪拌式深層混合処理工法による地盤改良でございます。この工法は、スラリー状のセメント系固化材を地盤に注入しながら、攪拌装置を用いて、地盤を約1メートル程度混合攪拌し、固化材の化学反応により所用の強度を持つ改良体を築造するものでございます。

工程回復の対策につきましては、型枠工事について、合板型枠使用の予定をラス型枠に変更して、型枠作業員の不足に対応しており、また、これにより型枠材を撤去する時間が省かれます。

また、今後の工程では、屋外階段を鉄筋コンクリート製から鉄骨製に変更して、階段部分の養生期間を短縮するとともに、作業員の省力化を図るなどの工法の見直しを行い、工事のおくれを最小限にとどめるよう努めております。

また、現場では、今後も慢性的な作業員不足が予想されますが、常にその確保に努めております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 御答弁の中で、「何番議員にお答えをしたので」というふうには申されておりますが、何番議員は何番議員で質問しとる。私は私として質問をしておるわけでありますので、なぜこのようなことを申し上げる。町民の方が、この議会放送を見られた場合、前日の質問者の答弁、これはわからないわけでありませう。そういった意味においても、これからのいろいろ議員の質問にも重複するような場合があると思っておりますので、このようなことのないように配慮の上、せめて抜粋してでも答弁をしていただきたい、このように思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

それでは、2問目の質問に入りますが、この青原小学校ほど物議を醸した工事は本当異常であります。耐震補強改修工事から端を発して、校舎解体工事については一般競争入札したのでは業者の決定まで時間がかかり、随意契約をしないと新校舎の完成が3カ月から4カ月おくれ、14年度に完成は困難であると、このようなことで完成は15年度5月に、これになるというふうなことであったわけでございます。

そのため、随意契約に踏み切られたわけで、議会にこのことが提出をされました。議会においては、反対が7、賛成8で可決をしたわけでありましたが、25年の10月の31日にこれは可決しておりますが、これから3月までには既に解体工事は完成しておるわけでございます。さらにそれから4カ月が過ぎた7月23日に、校舎改築工事の入札が行われ、それから約3カ月が過ぎております。

そして、11月5日の工程会議で、5月完成予定の工程表が提出されたようでありますが、執行部としてはやむを得ないというふうに判断をされているわけでありましたが、

そして11月27日に保護者会を開催をされ、工期延期についての理解をいただいた、このようなことではありますが、議決機関である議会での説明は一般質問締め切り後の12月8日でありました。余り、議会を軽視されておるんじゃないかというふうな私は感じておりますが、解体完成後の4月より、建設工事の入札まで約4カ月間は何であったんか。年度内完成するには、随意契約しか日程の短縮はできない、このような説明で断腸の思いで賛成をされました議員に対してどのように感情持っておられるか、お伺いをしたいと思います。

また、教育長は保護者に対して、2月に完成しないことをおわびしたと、頭を下げられたと、このように報道をされておるわけですが、このおくれた原因が技能労務者の不足や資材搬入のおくれ等が挙げておられますが、当然、災害工事もあったわけですから、このようなことは予測されておったというふうに私は思っておりますが、工程回復の対策について、どのような協議をされたのか、工程表を出していただきましたが、あの工程表はただ5月まで自分らがやる計画を出されておるわけですが、これが工程回復の工程表というのは、工期内にどのように対応したらそれがもとどおりになるか、これが工程回復の工程表であります。今そのことを申し上げても仕方がありませんので、どのような工程回復について、どこまで、どのような協議をされておるのか、お伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） まず、工程回復に関することですが、議員さんの質問の中にもありましたように、このいわゆるおくれになった原因ということで、1つは大きく現場の労働者の不足、それから資材の調達がなかなかできないこと、これは大きな要因でもございますし、このこと事態は当初から想定もできておりますから、そのように行政のほうも手配を進めておったところでもございます。

しかしながら、スタート時に行われました基礎工事の中で発見された松ぐいの、要は設計図になかった松ぐいの発見によりまして、基礎工事が大きくおくれることが判明いたしました。全協の中でも申し上げましたとおり、3週間約当初の予定よりスタート時おくれたわけですが、

これが要因でその後の工程がいろいろと組みかえをしなくてはならない、発注の時期も変わってくる、内容も変わってくる、そういったことが、その要因によりまして発生をしたわけですが、労務工程も労務者のない中で一応2月末で完成ができるように当初の工程では業者のほうから出されております。

しかしながら、その3週間のおくれを取り戻すための、要は労働力を、それじゃ、その分ほどふやせるかということ、現実的には今の中では無理だということでこういったような状況になったところでございます。

この工事自体、このようにおくれましたことに対しまして、もう議員さんの皆さんにももちろんでございますが、保護者の皆さん、地域の皆さんに大きな期待を抱かしてお

る建物でございます。そういった意味で非常に、おくれることに対して遺憾の意を思っておるところでございます。申しわけなく思っておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 教育長、ありますか。

○教育長（本田 史子君） はい。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） この前の工程会議の進捗については私も十分把握しております、何とか当初の中でできる工夫をとることを工法変えたりというところも、やりとりをしながらというところで進めてまいりましたが、結果として延期をせざるを得ないということになりまして、その上で、担当させていただいてるところとしましては、保護者の方から順次ということではございましたが、その変更についての御報告をさせていただきまして、またあわせていろいろ延びることにつきまして御負担かかるお子さん、それから保護者、それから学校の先生や地域の方々へということで、直接御負担がかかる面につきまして、申しわけなく思っていることでおわびを申し上げた次第でございます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 随意契約の案件のときに賛成をされた議員さんに対してどういうふうに思っておるかという御質問であったかというふうに思っております。これについては、板垣議員さんの御質問にもお答えをさせていただいたとおりでありますけれども、当時一刻も早い完成を目指したスケジュールにおいて随意契約を、本当に通常のやり方ではないというのは重々理解しておりましたけれども、そういう理由でやむなく随意契約での提案をさせていただいたということであります。

この随意契約のものとは解体工事と、新規のこの工事、建設工事は、基本別物だと思っております、それは今も当然そのように思っております。ですから、当時この競争入札をしておりましたら、それはまたその分のスケジュールがおくれてまいりますので、今回の5月末のこの完成というのもさらにまたずらしたスケジュールを組まなかっただろうと、我々はそのように判断をしているということでもありますし、当時また、苦渋の判断の中で、随意契約であっても賛成をいただいた、そうした議員さんのまた御理解もあって、これが順調に、順調はなっておりませんが、基本的には、そこで否決をされておいたら、またさらにおくれも生じただろうというふうに我々は理解しております。そういう意味で、本当にありがたいことだったというふうにも思っているところであります。

ただ、今回この随意契約のものとは私は別物という考えの中でのお話になりますけれども、こうして新規の、いわゆる新築工事が不測の事態というふうにも思っておりますが、それでも、実際におくれが生じて、そして現実として青原小学校の子どもたちが、開発センターというところでのまたさらに学校生活を延長しなければならない、その本当に痛みというのは大変なものがあるだろうということでもあります。

そうしたまさにこういう結果になってしまった、結果責任というのは行政責任として我々は強く受けとめなきゃならないだろうというところで判断もさしていただいたところでもあります。

今回のまず、そうしたところに関連しまして、設計監理の業者さん、それから請負の業者さん、これらにつきましては、また後ほど町長室に来ていただいて、口頭でこのやはり決められた工期を守るということにより一層の、今後のことでありますが、努力をしていただきたいと強い意識を持って、努力をさしていただきたいという、口頭での注意をさしていただきたいというふうに考えております。

それから、行政責任ということをごさしまして、これにとっては非常に、それ以上にやっぱり我々が重く受けとめなきゃならないというふうに感じたところでもございませぬ。そうした中で、教育次長につきましては、担当者の上司ということで、担当の部局ということで、私のほうから嚴重注意という形。それから、教育行政の責任者でもあります教育長につきましては、報酬の10%カットを1月から3月までの3カ月間ということにさしていただきたいという思いでございませぬ。

それから、やっぱり重たい責任を負うのは私でございませぬので、そのことも強く受けとめまして、現在、通常のカットを10%しておりますけれども、それにもう10%プラスさしていただいて、上乘せをさしていただいて20%カットで1月から5月までの5カ月間を報酬のカットということを考えているということでもあります。

これにつきましては、あす議運の御理解をいただければ、追加提案という形で議案上程をさしていただきまして、そうした中で、このたびの我々との責任としての責任というものもとる形にしていきたいと、そのように考えているところでもあります。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 町長さんの責任の一端を伺ったわけでございませぬが、私からは前向きにその答弁していただいたというふうに思っておりますが、これからの質問は余りちょっと外れるかもしれませんが、議長のほうでよろしくお願いをしたいと思っております。

私が通告しておりました、4、5、6件は既に8日の全員協議会の協議事項で説明があったわけではあります、私たち議員は、津和野町議会会議規則第1号により一般質問の通告を本会議7日前までに議長に提出をするわけではあります。

本会議で論戦をするためであるわけではあります、全員協議会とは法的根拠のない会議であるわけではあります、お互いに忌憚のない意見は出せるわけではあります、内容としては記録として残らないわけではあります。私たちが町民の代弁者として行うこの一般質問ではあります、1年間たった4回しか、この定例議会しかないわけではあります。そういったことを踏まえて通告後に全員協議会を行われるのはいかがなものかというふうに私は思っております。

町長のことを言う、これは質問外であります、この5年間の執行体制を見ましたときに、町長の執行体制はまさに灯台型であるというふうに私は思っております。外部への情報発信、活動の躍進は本当周知のとおりであるわけではありますが、今の執行体制は、灯台もと暗しといえますか、全く、我々の住んでおります灯台の下は見ておられない、このような気がしてなりません。こうしたことを踏まえ、全員協議会での説明された事業が年度内に執行できるのか、26年度の新規事業の積残しは発生しないのか。また、各担当課の問題としてではなく、町議に出られる課長、きょう議場におられる課長さんたちであります、この方たちは多士済々な方です。その方を全協等にも全員出席していただいて、全体事業の把握をされ、英知を結集されて執行体制の確立を図られることが、私は津和野町の発展につながる、このように思っております。

全協のときでも、出席されてない課長さんには、いろいろそのとき出た案件はわからないわけでございますね。そういったことを踏まえて、まあ時間が大変とりにくいかもしれませんが、そういったことも踏まえて全員でこういう会議に出席していかれることが、私は町の発展につながるような感じがいたします。ただ、担当課の課長さんが出て答弁をされるだけでない、そのように思っております、これは、私の観点からの具申であります。

余り、饒舌が過ぎたかもわかりませんが、私たち議員は議会を守って、2つの使命を守ってやっておるわけでございます。具体的な施策の最終決定と、2点目は行財政運営の批判と監視、これを完全に達成できるように努力することが我々の責務であります。町長さんにももっと胸襟を開いていただき、重要課題の完全遂行を目指して頑張りたい、このように思っております、要らんことをじょうに申しましたが、町長さん、何か答えていただくことがあれば、お願いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長、ちょっと待ってください。

1番、後山議員、私のほうから、ただいま、全員協議会は執行部が招集されるがごと発言でございましたが、全員協議会は議長私が招集するわけです、そこは間違えないように。

ただ、御指摘の中にありましたように、前後でいささか全員協議会が遅かったという趣旨でありますか、これは私どもも、反省せにやなりません、ただ執行部の日程調整等もあって、日程としてあのような形になったと、こういうことでありますから、その点は御理解を頂戴したいと思います。

町長、せつかくのお言葉でありますから、町長からありましたら。町長。

○町長（下森 博之君） 後山議員御指摘のこと、本当にごもつともなことだと思っておりますし、また、議会運営委員会の委員長さんのお言葉でもあるわけでありましたので、さらに強くまた受けとめてもいるというところであります。

ただ、言いわけを申し上げるわけでもございませんけれども、私としてもやはり議会の、最終的には議決をいただかなければ、物事は進めていかれませんので、事前に全協

等でいろんなまた皆さん方との意見交換をさせていただいて、その上で上程したときには、必ず通していただくというその手続を踏むことが、一番我々にとってもありがたいことだという思いを持っておりますので、そういう意味でこれまでも、私としては基本的には、全員協議会が事前にできるだけ重要な問題についてはお示しをするという思いでやってきたというところでもあります。

ただ今回は、たまたまということにもあるわけでありましてけれども、やはりこうして子供さんたちに非常に負担をかけるというような、そういうこう重要なテーマでもあった中で、なかなかそうした中での議会への説明のタイミングと、保護者の皆様、地域の皆様への説明をするタイミングと、その辺を非常に日程をこう図っておった中で、なかなか十分なタイミング調整がとれなかったというのが事実でございます。

そうした中で、恐らく議会からお叱りをもしかしたら受ける場合もあるかもしれないというのを想定しながら、今回はまずはやはり保護者の方々のほうへ先に説明をしようということで、こうした判断をさせていただいたというところでもあります。

そうした中、全協のほうも、本当ならもう少し早い段階で開催をお願いしたいという思いもあったわけでありまして、我々もその、何度も何度もこのお願いをするということに遠慮もあったというところの状況で、たまたま議会のほうでこのたびは12月の8日に全協をというようなところの予定もあったということで、伺ったところでもありますので、それではそこにのっからさせていただこうという思いの中で、我々この8日という形にしました。

結果的には議員のお立場側から見たら、通告をした後で、それに関連する深い議論が、その後で全協がなされてまたきょうの本番を迎えるわけでありまして、非常にやりにくい面もおありになるだろうと、その、本当にお気持ちというのは、私も議員出身でありますから、よくわかるという思いでもありますので、今後につきましては、こういうことがないように、しっかり配慮して、また我々としてもお願いをしていきたいと考えているところでもあります。

それからまた、全員協議会へ、執行部のほうの全員の出席をということでもございまして、これもいろいろ考えていきたいと思っております。

ただ、全員協議会で出す各課の事項が初めてその執行部が知ることでは決してございません。月に1回必ず庁議をやっておりますので、その中では、現在は各課がそれぞれやっていること報告をする時間を、全ての課が発表するような時間も設けておりますので、そうした中でそれぞれの課がやっていることを執行部全体が把握する、そういう機会も設けていると。そういう中で全協には全ての者が出なくてもいいだろうという私の判断でもありまして、一部の関係する者だけが出ているというのがこれまでであったわけでありまして。

ただ、当然議員の皆様からもいろんな御意見をいただくわけでありまして、そうした意見というのは当然執行部全員がまた把握をするということも大切なことなのかな

というふうにも受けとめているところでもありますので、まずはきょうのこの御意見というのはいっしょに受けとめて、また今後の全協の我々の臨み方について、検討させていただきたいと考えているところであります。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 町長さんにはいろいろ御答弁いただいて、ありがとうございました。議長にも大変配慮をいただきましたが、私が申し上げたいのは、やはり全員協議会で早くこういったものは、いろいろな問題が出てそれが締め切りの後に出てくるということは何のために質問書を提出しておるか、こういうことを私は思っておるわけですが、町長言われたように課長も皆を連れてきているのはいかなるもんかというふうなことであります。私が庁議に出られる課長は多士済々であるというふうに申し上げましたが、多士済々とは優秀な人材が豊富にそろっているということでもあります。それだけの者がそろっておられるんなら全協に出られて皆で英知を結集されて、今後の行政執行に役立てていかれたほうがということで申し上げただけでございます。そういった意味で、大変饒舌が過ぎたかもわかりませんが、以上で私の一般質問は終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、1番、後山議員の一般質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

午後1時58分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 26 年 第 10 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 4 日)

平成 26 年 12 月 17 日 (水曜日)

議事日程 (第 4 号)

平成 26 年 12 月 17 日 午前 9 時 00 分開

議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 144 号議案 字の区域の廃止について
- 日程第 3 町長提出第 145 号議案 平成 25 年災第 313 号田平線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について
- 日程第 4 町長提出第 146 号議案 つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 5 町長提出第 147 号議案 母子及び寡婦福祉法の改正等に伴う関係条例の整備について
- 日程第 6 町長提出第 148 号議案 津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 町長提出第 149 号議案 津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 町長提出第 150 号議案 津和野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 9 町長提出第 151 号議案 津和野町保育の必要性の認定基準等を定める条例の制定について
- 日程第 10 町長提出第 152 号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 町長提出第 153 号議案 津和野町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について

- 日程第 12 町長提出第 154 号議案 津和野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 町長提出第 155 号議案 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 14 町長提出第 156 号議案 津和野町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 15 町長提出第 157 号議案 津和野町子ども等医療費助成条例の一部改正について
- 日程第 16 町長提出第 158 号議案 平成 26 年度津和野町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 17 町長提出第 159 号議案 平成 26 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 18 町長提出第 160 号議案 平成 26 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 19 町長提出第 161 号議案 平成 26 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 20 町長提出第 162 号議案 平成 26 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 21 町長提出第 163 号議案 平成 26 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 22 町長提出第 164 号議案 平成 26 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 23 町長提出第 165 号議案 平成 26 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 24 町長提出第 166 号議案 平成 26 年度津和野町地域食材供給施設改装工事請負契約の締結について
- 日程第 25 町長提出第 167 号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 26 町長提出第 168 号議案 教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 27 請願第 6 号 津和野町立左鐙小学校の存続を求める請願
- 日程第 28 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 29 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 30 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 31 文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 32 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 町長提出第144号議案 字の区域の廃止について
- 日程第3 町長提出第145号議案 平成25年災第313号田平線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について
- 日程第4 町長提出第146号議案 つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第5 町長提出第147号議案 母子及び寡婦福祉法の改正等に伴う関係条例の整備について
- 日程第6 町長提出第148号議案 津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第7 町長提出第149号議案 津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第8 町長提出第150号議案 津和野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第9 町長提出第151号議案 津和野町保育の必要性の認定基準等を定める条例の制定について
- 日程第10 町長提出第152号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第11 町長提出第153号議案 津和野町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について
- 日程第12 町長提出第154号議案 津和野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 町長提出第155号議案 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第14 町長提出第156号議案 津和野町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第15 町長提出第157号議案 津和野町子ども等医療費助成条例の一部改正について
- 日程第16 町長提出第158号議案 平成26年度津和野町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第17 町長提出第159号議案 平成26年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 町長提出第160号議案 平成26年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第19 町長提出第161号議案 平成26年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 町長提出第162号議案 平成26年度津和野町簡易水道事業特別会計補

正予算（第3号）

- 日程第21 町長提出第163号議案 平成26年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 町長提出第164号議案 平成26年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 町長提出第165号議案 平成26年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第24 町長提出第166号議案 平成26年度津和野町地域食材供給施設改装工事請負契約の締結について
- 日程第25 町長提出第167号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第26 町長提出第168号議案 教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第27 請願第6号 津和野町立左燈小学校の存続を求める請願
- 日程第28 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第29 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第30 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第31 文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第32 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（12名）

1番 後山 幸次君	2番 川田 剛君
3番 米澤 宥文君	4番 岡田 克也君
5番 草田 吉丸君	6番 丁 泰仁君
7番 寺戸 昌子君	8番 御手洗 剛君
9番 三浦 英治君	10番 京村まゆみ君
11番 板垣 敬司君	12番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	本田 史子君	参事	大庭 郁夫君
総務財政課長	福田 浩文君	税務住民課長	楠 勇雄君
つわの暮らし推進課長	内藤 雅義君
農林課長	久保 睦夫君	環境生活課長	竹内 誠君
健康福祉課長	齋藤 等君	医療対策課長	下森 定君
建設課長	田村津与志君	教育次長	世良 清美君
会計管理者	山本 典伸君			

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） 改めておはようございます。本格的な冬の到来のようでありまして、北日本、西日本ともに日本海側を中心に相当な雪が降っておるようであります。本町もけさはかなりの雪がありましたが、議員おそろいでお出かけをいただきましてありがとうございます。

これから4日目の会議を始めたいと思います。ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番、川田剛君、3番、米澤宥文君を指名します。

日程第2. 議案第144号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第144号字の区域の廃止について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので討論を終結します。

これより議案第144号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第144号字の区域の廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第145号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第145号平成25年災第313号田平線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 変更契約の金額は、わずかではありますが、これは主に残土量が、恐らく残土の捨て場が変わった、減額はされたんと思いますが、また、その反面、5カ所で工事がふえておるようでございます。そういった関係を相殺されてこの金額になったんと思いますが、残土量が相当減つとると思うんですが、捨て場が変わったから減額になったと思うんです。それに反面して工事量が5カ所いろいろな岩盤とか何か出たんであろうと思いますが、それが増額になって余り金額が少ないんでいかがなもんかと疑義を感じてるんですが、そこんことどうでございましょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 御質問の内容でございまして、基本的に残土の量はそれほど変わってないと聞いておりまして、距離が変わったというふうなことで近くなりましたのでこの関係で金額が下がったと、地盤の関係で推定地盤想定をしようとしたんですが、工事をした際になかなかそこでは無理でさらに深くなるというふうなことで、たまたま変更額としては5万8,320円という結果になったということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第145号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第145号平成25年災第313号田平線道路災害復旧工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

・

日程第4. 議案第146号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第146号つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 質問いたします。

まず、11条です。3枚目の11条の2項にあります2行目のところなんですけど、まず、ちょっと条文のことでお伺いします。

美郷町の条例のほうも見させていただきまして、ほぼ似たような形でというのはいいんですけども、2行目のところがまず読み上げますと、定める期間内にすることができないときは、前項の規定にかかわらず、入居の日までに同項に定める手続をしなければならないと、この文章は、美郷町の住宅の条例でも同様のことなんですけども、最初の2段目の注、真ん中にあります前項というのが、美郷町では同項になってるんですけども、まず、この前項と同項というのがどうなのかなというのがまず1点目です。

それと、考え方になるんですけども、この条例の敷金というのが入っていません。美郷町の場合で3月分の敷金をというので、これは考え方の違いだと思うんですが、まずこれの考え方をお願いします。

それと、第18条の督促及び延滞金の徴収、これも美郷町のほうでは14.8%ということになってたんですが、こちらでは、第2項のところに町税徴収の例によるということですので、この中ではうたわれていませんが、町税徴収と同じような扱いになるというこの考え方をお願いします。

それと、戻りまして第6条の2に津和野町に25年以上居住する意思があるものということで、広告といいますかパンフレットのほうでは、譲渡の旨がうたってあるんですけど、譲渡の条項というのが第26条に推進住宅の処分というのがあります。町長は推進住宅を入居者に譲渡することができるということで、これは、25年間住んだ場合にこの条文をもって処分するということなのか、それとも別の形で前項にあるように、その禁止事項に違反した場合だとか、26条のこの譲渡の意味についてお願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） おはようございます。まず、1点目でございます。

入居の手続ということで推進住宅の第2項のところでございますが、前項の規定にかかわらずというのは、第11条第1項のところにあります決定があった日以後の町長が別に定める日までにというところに、これまででできなかった場合は、期間内にすることができないとき、前項の規定にかかわらず入居の日までに同項に定める手続をしなければならないということで、前項にかけてあるということで、私どもとしては、提案をさせていただいているということでございます。

議員の質問の趣旨というところの部分が、美郷町では同項ということになっただけということなんですけども、私どもは町長が定める日までに、というところが前項の規定にかかるというところを今回条例のところで規定をさせていただいたということでございます。

この答弁でまたもし何かありましたら再度御質問いただければと思います。

それから、敷金については、当初から町営住宅という扱いではございますが、25年の中で家賃3万円月額として住んでいただくということで、これについては募集要項等にも記載をしております。本町の場合はそういったものはとらずに家賃を3万円ずつ毎月定額で納めていただくということで、この住宅については募集をしたということでございます。

それから3番目の町税の徴収についてですが、美郷町等については、確かにそういった延滞の率を定めて行っています。これは、要は、地方税法とそれから町税条例のところが改正するたびにその部分については再度また、この条例まで改正するというようなこととなりますので、本町の場合はそういった例によるということで改正された場合は、その例によってそういった徴収金については、延滞を課すというような形で考えております。

それから、第6条の譲渡の関係でございます。

美郷町の場合は、公営住宅法、公営住宅法施行令、そういった例によって公営住宅を譲渡する耐用年数の4分の1経過した場合には、そういった譲渡の規定がございます。それを他市町村では、準用さした中で無償譲渡というところの部分を条例上明記しておりますが、議員御指摘のとおり推進住宅の処分として第26条、本町の場合は、こういった形で入居者に譲渡することができるという形での条文にとどめているということでございます。これをもって25年後に無償譲渡という解釈の中で私どもは、この条文で定めているということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 第10条に「入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要とする数の入居補欠者を定めることができる」となっております。

今年度の青原なり左燈について、この補欠者の対応がされておられるのか、と思いますが、そのことについて確認します。また、定めることができるとなっておりますが、当町として補欠者は、当然今後においても設定するといいますか、決めるというふうな格好になるのかどうか、それについて確認をいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） まず、その前段のところで入居の選考及び決定というところがございます。

先般の一般質問でも議員の皆様の方から入居の基準等についてお尋ねもあったかと思っております。

今回、書面による審査とそれから面接による審査を行いまして、この審査委員会では80点満点でこの審査を行いました。合格点は40点以上という中で、決めておりました、そういったところをクリアできたところで一番高いところから順位づけをしてこの入居者を決定さしていただいたということでございます。

したがいまして、40点以上ということで判断基準とさせていただいておりますので、青原につきまして、4番目の入居希望の方、40点に達してなかったということで今回入居補欠者については決定をさしていただいております。

左鑑については、2件建築の中で3件応募がありまして、内1件が辞退ということでございました。2件中2件の希望ということでございますが、これについても審査結果によって40点以上とっているというところで入居決定は2件ともさしていただいたということでございます。

今後につきましてもこういった基準の中で、80点満点の40点以上とられたところで順位づけをつけまして、入居補欠者が出れば補欠者のところで40点以上のところで決定をさしていただくというような流れになるかというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 先ほど26条の譲渡についての質問がありました。広く読み取れるような形になっているというふうに感じておりますが、例えば入居者が何らかの事情で10年住んでいて10年で出ました。その後に入られた方がそれから後何年住んで譲渡を受けられるのかとか、そういうことについてここで広く書いてあるんだけど、やっぱり最初にある程度の約束事というか、そういうことを決めておくべきではないかなと思うんですが、その辺が規則のほうでうたってあるのかとか、そもそも規則のほうが可能できるのならば、またそちらも見せていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） このつわの暮らし推進住宅の設置に当たってこれまでこの制度面等については御説明をさせていただいております。

議員が今御質問になった10年住んだ後出られたということの部分については、後残り15年のところで譲渡していこうというところで御回答もさせていただいたかと思っております。

規則については、今現在、案としては持っているところでございますが、その辺の10年住んだ場合に残りの25年の後の期間があった場合にどうするというようなところの規定は、今のところ中に原案としては持っていないということでございます。

今回、議会のほうでこの御審議いただいて可決された折には、私どもとしては、その規則のところは、町長が定めるということになっておりますので、議員の御指摘のところ再度検討もさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第146号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第146号つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第147号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第147号母子及び寡婦福祉法の改正等に伴う関係条例の整備について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第147号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第147号母子及び寡婦福祉法の改正等に伴う関係条例の整備については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第148号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第148号津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 条例6条の中にある離島その他の地域であってという言葉があるんですが、我が町には離島がないのですが、これは必要なかなというの

が1点と、もう一つ、条例23条の家庭的保育者というのは、保育士の資格を持って
いる方をいうのではなくてという意味で捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） まず、この条例制定につきましては、国が決めた基
準に基づいて町で定めるものでございまして、町には該当しないものもこれからその
大枠がこの条例で定めてないと、この後に規則とか要綱とか、さまざまな町独自の内
容を決めてく段階で、今の3年計画なりの中で実施されるものもあり、それから今後
5年、10年後に新たに必要とされる変更として出てくる内容等踏まえて国が定めた
基準でありますので、町に該当しないものであっても、一応記載されておるとい
うことでございます。

それから、23条の家庭的保育者ということで、地域型におきましては、小規模であ
り家庭的保育とかがありますけれども、小規模保育の事業の中にA型、B型、C型とい
う種類があります。これにつきましては、町がこれからどの型を選ぶかというのは、町で
決めますけれども、3種類ある中でA型、B型につきましては、職員が足りない場合は、
町長が認める研修を受ければ、そういった保育の配置基準にかなうというような状況の
中の家庭的保育者ということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 今の説明を聞かせていただくと、家庭的保育事業の中
で0歳から2歳児までの保育をするときに1人の保育者が3人、家庭的保育者が1人
いると3人は乳幼児を見られるということになるので、家庭的保育事業において資格
を持っておられない方だけ保育に熟練されたりいろいろ知識のある方が3人の子
供を一つの場所で見るといような形が起こるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 大変済みません。家庭的保育事業の関係でございま
す。これにつきましては、先ほども言いましたけれども、津和野町では今現在、これを
27年度から実施していく予定には今のところしておりませんが、この家庭的保
育者につきましては、先ほど言いました町長が決める研修を受けるもの以外に家庭的
保育の場合は、基準がそういった保育士ということでなく補助的な人がその保育に
当たられるという基準でございまして、その家庭的保育者1人が3人以下の担当を
することができるということで、自宅で家庭的保育をされる方、小規模等でありまし
たら6人以上19人以下等のある程度の施設で実施されますが、家庭的保育であれば
1人から5人、ほんとに家庭的に個人がやられるような事業になると思うんですけれ
ども、そういった場合につきましては、保育士の資格なくても補助的な人で対応でき
るという内容でございまして。

○議長（沖田 守君） いいですか。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 濟いません、私の理解力がないのでもう一度お聞きします。

有資格者じゃない方が3人の乳幼児を一つの場所で1人で見るということが起きますか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 家庭的保育者につきましては、先ほど1番最初に説明しましたが、町長が行う研修、この研修を行うことによって保育の資格を与えられるということで、正規に保育士の免状を持ってなくてもそういった資格で保育士としてのカウントされると、それで家庭的保育事業の場合は、その町長が行う研修を得たものが0歳児から2歳児までの保育をする場合に、3人の園児に対しまして1人の保育士が必要ということでございます、今の研修を受けた。

○議長（沖田 守君） いいですね。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第148号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） よろしゅうございます。起立多数であります。したがって、議案第148号津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第149号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第149号津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第149号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第149号津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第150号

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第150号津和野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第150号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第150号津和野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第151号

○議長（沖田 守君） 日程第9、議案第151号津和野町保育の必要性の認定基準等を定める条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） この今審議されておりました148号から151号までのこの条例は、今回の子ども・子育て支援制度に係る変更のさまざまな条例だと思うんですが、この151号の3条に書いてある子供たちのその保育所の入所要件について書かれていると思います。

今回の法改正で認定こども園という制度ができたはずなんですけども、その認定こども園についての条例というものがこの中に入らないということは、津和野町としては認定こども園を設置するという予定がないということに理解していいのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 議員御指摘のように認定こども園についても新しい制度の中で認められております。

子ども・子育ての会議の中で必要性についても検討しておりましたが、ある程度の方性ですけれども、基本的には、それだけの需要というか要望が認められないということで認定こども園につきましては、一応設置はしない方向でございます。

そうしたことで、ある程度幼稚園的な内容を含むわけですけれども、そのほかの町なり私立保育園の中で、それでは家庭にはおるけどもそういった幼稚園的な勉強をさせたいというような家庭もあられると思いますので、その辺につきましては、各園において時間制限を持ちまして、幼稚園であれば四、五時間程度の園での対応しておりますので、町における各園におきましても、そういった時間設定をしながら受けていくという方向で認定こども園の形はとりませんが、各園においてそういった園児等の受け入れを行うということでございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） まず、第3条なんですけども、これは、子ども・子育て支援規則第1条のものと同等の内容になると思うんですけども、これは、基本的には、条例制定に関しては、子ども・子育て支援規則に掲載されているため条例には記載しなくてもよいというふうな通達が入ってるはずなんですけども、今回、この条例に載せた意味、なぜ書いたのか、例えば、第7号の規則で定める教育施設とありますけれども、これは、支援規則のほうの第1条ほうでは、きちんとどういう学校かというのが定めてありますので、わざわざ町の規則で定める必要はないというふうに思います。

それと、第4条の児童福祉法第24条第3項と第73条第1項なんですけども、僕のパソコンが古いのか、このどうしても第24条の第3項というのがちょっと読み上げますけれども、最初の一文が市町村は一の保育所についてっていうのが出てくるんですけども、改正されたのか、同法の73条第1項というのがきのう大分探したんですけどもないんですよ。で、ほかのところを見ると改正後というのが出てきて、結局、優先利用の基準っていうのがほかの市町村においては、例えば生活保護者があるだとか、心身に障害があるだとか、子供が障害を有しているなど優先利用の基準っていうのが明確化されているんですけども、正直申しましてどれだけ調べてもこの優先利用の基準っていうのがちょっとわかりにくかったのでどういった場合を想定してるのか、24条の第3項、73条の第1項を示していただきたいのと、それと附則の3項に津和野町保育の実施に関する条例の廃止

が掲げられてますけれども、廃止条例ではなくて、今回この附則に廃止を掲げられた理由をお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） もう1点なんですけど、保育の必要量の区分ていうのが、これがこの条例では示されてないんですけども、必要量の区分は先日の一般質問の中では答弁の中にあっただと思うんですけども、これは規則で定めるのか、それとも定めないのかということもお願いします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 済みません、今議員御指摘の質問につきまして今ここで把握しておりません。項目が多数ありますので、済みませんが休憩をいただいたらと思うんですけども。

○議長（沖田 守君） 十分な質疑に答えられないということですので、暫時休憩をとればその間にわかるね。調べて調査ができ次第ということですので暫時休憩といたします。

午前9時39分休憩

.....

午前10時16分再開

○議長（沖田 守君） 休憩を解き会議を続けます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 先ほどの質問に対する回答でございます。

まず、保育の必要性の認定基準3条の関係でございます。これにつきましては、これまでも津和野町保育の実施に関する条例と上位法の中でうたっておりました内容につきましても記載しておりますし、10号において前項にあげるもののほか前各項に類するものとして規則で定める事項に該当すること、というような文言を入れておりますので、これまでほかの3条例につきましても、国等の法で示された内容につきましても記載しております。そういったこと等踏まえまして、これにつきましては記載させていただいております。

それから、4条の2 4条第3項(同法第7 3条第1項)等の法の関係でございますが、大変申しわけありません、「同法附則第7 3条」の附則というのが抜けておりましたので御訂正をいただけたらと思います。

それから、最後の、津和野町保育の実施に関する条例の廃止、附則の中の条例の廃止でございますが、これにつきましては、条例の処理の方法として、まとめて2議案として別に廃止条例を出す方法と、関連条例でありますので附則の中で廃止をする処理として方法はありますので、今回はその方法をとらせていただいたということございまして、先ほどの寡婦の条例等の関係でも、三つの条例案を一つにまとめてやる方法等もっておりますので、全て個々で出す必要はないということでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） それでは、2番、川田君、もう一度質問してください。

○議員（2番 川田 剛君） 必要領の区分が条例に入っていない、ほかのところでは入れている中で、この必要領の区分が入っていないところを質問だったんですが。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 大変濟いませぬ。必要領の区分につきましては、他市町村の状況を全て把握しておるわけではございませぬので、どういった設定をされておるのかはわかりませぬけれども、津和野町においては、区分については条例として定めておりませぬので、今後、規則なりで必要があるものについては定めていくということであると申します。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 第4条の優先利用の基準について、今、その附則が抜けているというところだったんですが、条文は訂正で制定できるものなのかというのが1点と、それと、結局第4条の優先利用の基準とは何が書いてあるのか読みかえていただいて、例えば優先利用の基準は何なのかと聞かれた際にどういうふうに答えればいいのか、わかりやすく教えていただくとありがたいのですが。（発言する者あり）

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 濟いませぬ。訂正箇所につきましては、差しかえをさせていただきます。

それから、認定の基準の関係でございませぬが、これにつきましては、今後規則等で定めませぬけども、先ほど3条の中に入っております妊娠中の産後の間がないとかです、いろいろな項目がありますが、それにつきまして点数評価等で優先順位を決めていくものでございませぬ。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 今回のこの条例制定についてですけれども、国はこの「子ども・子育て関連法」によって、保育の許容範囲とか幅を広げるためにつくっていただいていると思います。多様な保育教育の場を認めるためにも、この条例には賛成をいたしますが、これにあわせてやっぱり認定こども園についても、町としてまた進めていくべきではないかと思っておりますので、今後認定こども園についても検討をぜひしていただきたいということをお願いいたしまして、この条例に賛成いたします。

- 議長（沖田 守君） 反対者の討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） 賛成者の討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） 討論なしと認め、これより議案第151号を採決します。本
案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
- 議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第151号津和野町
保育の必要性の認定基準等を定める条例の制定については、原案のとおり可決されま
した。

日程第10. 議案第152号

- 議長（沖田 守君） 日程第10、議案第152号津和野町職員の給与に関する条
例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第152号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方
の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
- 議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第152号津和野町
職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第153号

- 議長（沖田 守君） 日程第11、議案第153号津和野町長及び副町長の諸給与
条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。
これより、討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第153号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第153号津和野町長及び副町長の諸給与条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第154号

○議長（沖田 守君） 日程第12、議案第154号津和野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第154号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第154号津和野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第155号

○議長（沖田 守君） 日程第13、議案第155号津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第155号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第155号津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第156号

○議長（沖田 守君） 日程第14、議案第156号津和野町国民健康保険条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、議案第156号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって議案第156号津和野町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第157号

○議長（沖田 守君） 日程第15、議案第157号津和野町子ども等医療費助成条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第157号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第157号津和野町子ども等医療費助成条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第158号

○議長（沖田 守君） 日程第16、議案第158号平成26年度津和野町一般会計補正予算（第7号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） まず25ページ、総務費企画費の島根県鉄道整備連絡調整協議会負担金というのが上がっているんですが、これどういった関係のものなのか、お願いいたします。

続きまして27ページなんですけれども、町営バスラッピング業務委託料が72万9,000円、2台分で上がっておりますけれども、津和野町のラッピングといいますと「アンペルマン」をずっと採用してきたわけですが、このたび「つわみん」ということで、大変うれしく思っておりますけれども、このアンペルマンを今後どうされていくのか、今、既存のバス車両ですが、そういったもの今後張りかえることになった場合にはアンペルマンでいくのか、それともつわみんでいくのかというのを、今後のことについて伺います。

それと、その下段、町営バス待合所設置補助金、こちらが、ちょっと聞き漏らしでしたら失礼ですが、どちらの待合所だったのかお願いいたします。

続きまして、39ページなんですけれども、民生費児童福祉総務費の委託料で保育所給食システム委託料が80万円上がっているんですが、保育所給食システムというのが、済いませませんがどういったものなのかお願いいたします。

それと69ページ、商工費の駐車場管理費の駅前駐車場システムの改修が896万4,000円ということで、駅前の駐車場のシステム全体を変えるのか、それとも一部の改修ということなので、修理のような形なのかなと思うんですけれども、どういった不具合があったのかというのをお願いいたします。

それと95ページの埋蔵文化財発掘調査事業費の公有財産購入費、三松園を購入することなんですけれども、購入するということは町有財産になるわけで、これまでは借りていたということなんですか。それで、購入することによって、町として何がどう変わるのかというのを、その経緯がありましたらお願いいたします。

以上です。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） まず、25ページの島根県鉄道整備連絡調整協議会負担金でございます。これ、会長が島根県知事の溝口知事でございますが、これは県内の鉄道、山口線、山陰本線、三江線等の鉄道網がございますが、そういった基幹的公共交通機関を利用するということで、事業的にはJR西日本などの要望活動、あるいは利用促進事業そういった部分を進める協議会ということでございます。会長は県知事でございますが、副会長等については松江市長、浜田市長等が入りまして、各首長がこの役員の中に入っているということでございます。

それから、町営バスのラッピングでございます。今回、日原地域で今、運行しておりますバスを今年度購入をさしていただきました。それに対してラッピングということで、つわみんを車体の両へりと後ろの窓ガラスのところに、一部小さ目の部分で、つわみんをラッピングさしていただくということで、今回予算の提案をさしていただいとります。

議員御質問のアンペルマンとの関係でございます。今、私どもが考えているのは、せっかく津和野町のイメージアップキャラクターとしてつわみんが出てきた、採用されているということで、今後についてはまだ確かな検討というか、今、ラッピングをしているアンペルマン、その部分をどうするかというような議論はまだしておりません。おりませんが、今後随時その町営バス等も更新する中で、今後については、つわみんを採用していきたいという思いはございます。

今回、日原地域の2台でございますので、この2台について、つわみんのラッピングをさしていただくということで、今回予算の提案をさしていただいたところでございます。

それから、町営バス待合所設置補助金10万円ということでございます。これは、下横瀬自治会に対して、津和野方面のバス停ということで小床のバス停がございますが、そのバス停を待合所を設置するというで補助金申請が出まして、そういったところで、今回予算提案さしていただくということでございます。

詳細につきましては、この下横瀬自治会のほうから出とります要望、木部方面のバス停が、今、待合所として小床のところに設置をしとるんですが、なかなか利用客の方が少ないということで、それを解き払って、津和野方面のほうの小床のバス停に移築をするというような形の中で、この補助金申請、設置補助金ということで提出があったということでございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 39ページの保育所給食システム委託料でございます。これにつきましては、現在、日原・青原・木部・畑迫の各保育園で給食を出しておりますけども、その関係で、パソコンに今までそういった栄養管理のソフトシステムが入っておりますが、パソコンのほうはOSがXPであったということで、使用ができなくなるということで、その変更並びに栄養管理ソフトを新しいものに入れかえ

まして、インストール並びにそのソフトを利用する講習等も含めて業者のほうにお願いするという事で、委託料として80万ほど計上したものでございます。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（大庭 郁夫君） 69ページでございますけども、駐車場管理費の駐車場のシステムの改修ということでございます。改修と申しましても、ほとんどの機械を整備しかえるということにしておりまして、大きいところでは、駐車券の発行機、それから自動料金精算機、これの故障が年に十数回、10回から20回近く、今、出とりまして、その都度、通常の日でしたら職員が対応して、自動から手動に切りかえたりしています。ただ、土日にはALSOKのほうに今、委託しておりますけども、その出動を待ったりして、かなり機械の年数も、平成これは11年ですか、整備しておるんですけども、もう15年経過をいたしました。そういったことで、機械等の修理部品等もなくなってくるというような状況になりまして、今回、ほぼ全体的な改修ということで、一部使える部分については使いますけれども、新しいものにしていくということでございまして、今回いい財源等もございましたので、そういったことで改修するものでございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 94、95ページにあります公有財産の購入費ということでございます。旧三松園、今は埋蔵文化財資料室ということで管理をしておりますけれども、平成の22年の9月から町のほうへ譲渡を受けて、建物については町の施設ということになっております。そのときに、土地については貸借という形でお借りをしておりまして、5カ年の契約ということで、今年度末でその期間が切れることとなります。所有者の方も、若干お年を召してきたということで、この機会にぜひ買ってほしいという申し出がございまして、今回こういう形で予算を上げさせていただいたところです。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 総務費の20ページのところの旅費なんですけれども、110万円という大きな金額なんですけども、いまからあと3カ月になって、この金額は何か大きな理由があるのかなというのを教えてください。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 総務費の一般管理費の旅費の補正でございます。一般管理費の旅費につきましては、町長、副町長それから総務財政課の職員に係る旅費を計上しております。

今回お願いした主な部分で言いますと、町長、副町長に関する部分、それから総務財政課の危機管理室の職員に関する部分でございます。当初計上さしていただいたところでございますが、昨年の災害等を受けまして、やはり町長への要請行動等がかなり例年にも増してふえております。それから特に町長のほうに、昨年の災害を受けましての、各

種団体等のほうから、反省と言いますか、お話をしてほしいというようなことも受けておりました、そういった関係で、当初見込んでおりました旅費のほうがかなり厳しいという状況であります。今後、3カ月を残したところでございますけれども、従来の旅費を見越しましても足りないということで、今回お願いしたところでございます。

それから、副町長等に関しましても、文京区との連携等とがございまして、その関係で当初見込んでおりましたより文京区絡みの出張等がふえたところがございます。

危機管理室の職員に関しましても、やはり当初見込んでおりましたより、昨年度災害等受けまして、危機管理体制に関することで出張なり研修のほうはかなりふえておりました、そういった関係で、当初予算の計上が若干甘かったといえれば甘かったんですけれども、今後の12月を含めまして4カ月のところで旅費が厳しいということで、今回お願いをしたところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 99ページの工事請負費のことでちょっとお伺いいたします。

災害復旧の関係でございますが、大災害ということで査定時に土砂が埋まっていて、なかなか短い査定の期間でそういったところが把握できなかったということでございます。

その中で、農地災害復旧工事が2,441万5,000円と施設のほうが1,710万1,000円ですか、それからもう一つ査定後の精査による農地災害復旧工事ということで、1,005万3,000円ということが上げてあるわけでございますが、この農地災害復旧工事の査定後の精査によるというのはどういった内容かなということと、主に箇所数的にどれぐらいのものがあるのか、少しお聞きをしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） それでは、工事請負費について御説明をさせていただきます。

農地の関係で、今回補正2,441万6,000円ということでございます。これまでも、議会のたんに補正というふうなことをしておりますが、今回提出をしておりますのが、農地に関して57件を見込んでおまして、今、確定をしておるのが、7件は実際のところ金額的には出ておりますが、今後、それ以外については、積算をしていかないといけないという状況でございます。

それから、施設の関係でございます。1,710万円の関係でございますが、実際に今、積算をしておりますのが9件で、合計24件を今回補正でお願いするものでございます。

この内容についてでございますが、実際はその現場については査定は受けておりますが、土砂等で覆われて全然見えない状態もあるというふうなこと、特に畦畔等について見えないところがございます、実際通ってみるとずたずたに壊れておるといふふうな

ものもございまして、逆に40万未満の施設もございまして、そのあたりのところを対応するものでございます。

それから、査定漏れの箇所というのが、これが実際に査定を受けてなくて、後でお話をいただいて確認したところ、対応しないといけないということで、今回お願いしとります1,105万3,000円の内訳でございまして、件数としては8件というふうなことにしております。

大きいところでは鳥井地区の関係のところの土砂搬出及び基盤表土の関係で整調するもので、一応300万、そのほか中曽野、吹野、瀧元について土砂の流入搬出というふうなものでございます。今、確定しておりますのが、済いません、4件ありまして、瀧元についてが355万3,080円ということで、これは確定をしておりますが、それ以外については、今後積算をしていかないとけないという状況になっております。

先ほど、言い洩らしましたが、査定をして実際にその中で漏れてるところで、徳次、直地、中座、門林、和田、瀧元、邑輝、商人、名賀、吹野、高田、田平、越原、このあたり各地にさまざまあるということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 先ほど同僚議員からもありましたが、三松園のところの面積は、一応確認しておきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

それと、26ページの生活バス関連の対策費ですけれども、備品購入費、入札減が171万5,000円ということで、非常に入札、相見積もりでやられたんだと思いますけれども、この備品購入に関して、まあ安ければいいという基本的な考え方かと思えますけれども、相見積もりを出された、最終的に予定価格というようなものはないのかどうか、その辺について、過度な入札価格が安いというのもしかたがたかなということも考え、そのようなことが背景にあります。予定価格みたいなものを設けて、ある程度町内の業者を幾らか育てるといふ観点も必要ではないかなと思っておりますが、その辺についてお伺いをいたします。

それと、90ページの民俗資料館の太鼓橋の工事請負費ですけれども、150万の予算ですけど、私がこの議会に席を置くようになってから10年足らずですけども、たしか10年前ぐらいに太鼓橋の修理費が上がっておったよう気がしますが、案外もろいなと思うんですが、毎たび毎たび、直しゃあええというもんじゃあなくて、なんちゅうですかいねグラスファイバーじゃないけども少しぐらいテラスのような感じの腐らんようなやつがありますが、見かけは木のような材質に格好見て、もうちょっと、つくりゃあええちゅうもんじゃあないと私は思うんですがいかがでしょうか。その辺、今度の工事費についてはどのようなことを考えておられるかちょっとお聞きします。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） それでは、まず、三松園の土地の面積でございまして、518.3平米になります。

それから、91ページの民俗資料館の橋のことですが、議員さんの言われるとおりでございまして、何度も何度もかけかえをやったり修理をやったりということで、なかなか木の材質ですとそのたびかなりの費用が要するというところまでございまして、このたびは、もともとあそこの橋が石でつくられておったようございまして、昔で、今回の分は石でつくるという形で、ある意味永久橋というイメージで予算化をさせていただいております。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員御質問の27ページの備品購入費でございます。

町営バスの車両の購入ということで、今回、14人乗りのバスを2台見積もりを出していただいて、見積もり入札ということで、業者の方を決定させていただきました。最初の段階で、町内企業8社ということで御案内をさせていただいて、実際に5社から提出をいただいたということでございます。

一番安価な価格で決定をさせていただいたということで、予定価格等は定めておりません。最低制限価格、定めてないということでございます。

町内企業ということで、見積もりについては町内企業の方にそういったところをお願いしているということで、議員の御質問のその町内企業を、どう言いますか、適正な価格で購入していただくという趣旨のところの部分については、一応そういった町内企業優先の中でやらしていただいて、安価な価格をもって業者選定をしたというところについて、そういった考え方で業者を選定しているということでございますので、議員の御指摘のところの部分については、今後の検討のところでもしていきたいとは思いますが、ルールの形にはこういった形が一番ベストではないかということで、今回の部分についてはこういった手法をとったということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、議案第158号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第158号平成26年度津和野町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第159号

○議長（沖田 守君） 日程第17、議案第159号平成26年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんので、これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、議案第159号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第159号平成26年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第160号

○議長（沖田 守君） 日程第18、議案第160号平成26年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） ページでいうと12から15ページになるんですが、この888万円保険給付費が減額されて、それで15ページの保険給付費850万円と保険給付費の38万円が実績の見込みでという御説明ではあったんですけども、昨年度の3月補正を見ても、保険給付費に約4,000万円の補正がついてまして、そのときの僕のメモを見ますと確定して書いてあるんですが、恐らくこの8月の時点で算定が出ていると、そこでこの推移としてこの保険給付費の組みかえと言いますか、居宅介護サービスから介護予防サービスのほうに移動したということだと思んですが、そういった推移、ほかの項目にもあるんじゃないかなと、これで12月補正はこの850万円ぐらい出ているんですが、3月補正でまた何千万円単位の確定ですというのが出るというのは、悪いとは言わないんですけども、本算定が出た時点で見込みっていうのがどういうふうに出てるのかなというのが、この850万が出てき

たということは、ある程度推移されてるのではないかなと思うんですけども、健康保険課としてそういった推移はされてるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 今の12ページから15ページにかけての御質問でございますが、基本的に要介護者の、13ページのほうになりますけれど、要介護者の訪問介護、ヘルパーの関係ですが、これが大幅にサービスの利用が減っております、これについて、今、実績として888万ほど減額しております。

その介護関係の中で、予防については850万ほど上げております、増をしておりますが、要支援者の訪問であるとか短期入所等の、これは介護に比べると逆に大幅にふえております。あくまでも実績でございますので、3月ではまた伸びる、また減額というのは実績を見ないとわかりませんので、今後変更があるかどうかは、とにかく実績ということでございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 実績はわかるんですけども、本算定が出て、当初からの、当初ってというのは前年度、実績といたしますか、まだ出てない状態での予測をされると思うんですけども、本算定が8月に出てきますよね、そうすると推移が見込めると思うんですけども、その現段階では実績を出されてますが、全て実績で出すと結局3月補正でどんとおっかい予算がつくと思うんですけども、そういった推移を見て、この予算はこういうふうに移動していくなというようなことまでは見てないということではないのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 議員御質問の本算定につきましては、保険料の本算定でありまして、サービスの利用とかそういったものにつきましては、あくまでも実績ということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、議案第160号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第160号平成26年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第161号

○議長（沖田 守君） 日程第19、議案第161号平成26年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第161号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第161号平成26年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第162号

○議長（沖田 守君） 日程第20、議案第162号平成26年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、議案第162号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第162号平成26年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第163号

○議長（沖田 守君） 日程第21、議案第163号平成26年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第163号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第163号平成26年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第164号

○議長（沖田 守君） 日程第22、議案第164号平成26年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、議案第164号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第164号平成26年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第165号

○議長（沖田 守君） 日程第23、議案第165号平成26年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第165号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第165号平成26年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第24. 議案第166号

○議長（沖田 守君） 日程第24、議案第166号平成26年度津和野町地域食材供給施設改装工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、今定例会に追加でお願いをいたします案件は、契約案件1件、条例案件2件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議案第166号でございますが、平成26年度津和野町地域食材供給施設改装工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） それでは、議案第166号について説明させていただきます。

今回の工事請負契約の締結の内容でございますが、契約の目的は、平成26年度津和野町地域食材供給施設改装工事であります。契約の方法は一般競争入札、契約の金額は

1億2,204万円、契約の相手方は津和野町日原262、堀建設株式会社、代表取締役、堀大地でございます。落札率につきましては、98.19%となっております。

次に、めくっていただきまして、資料をつけております。仮契約書を添付しております。それから、この工事の箇所でございますが、シルクウェイにちはらの地域食材供給施設斜線部分の改装工事となっております。

議会の議決のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 以上で、執行部より提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 業者数は何社あったのか、済みませんですね。それと、これ工期が3月の20日で当然であります、この請け負っておられます業者が小学校の建設工事の請負者と同業者、同じ会社であります、小学校も技能労務者の不足で工事が大変おくれたというのが現実であるわけですが、この工事も技能労務者が大変必要な工事ではありますが、その点は十分工期内に完成ができるのか、その確約はとっておられるのか、それについてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 今回、応札された業者は3社ございます。ただ、残りの2社につきましては、予定価格を上回っておりましたので、はい、落札した業者のみが予定価格を下回っていたという形になっております。

それから、今回減設等を行いまして、期限については、がんばる地域交付金を使う関係で年度をまたぐことは絶対できませんので、工期のほうを遵守していただきますようお願いいたしますということをお願いした上での業者でございますので、それと、この工事の中身につきましては、機器等々の設備がかなりウエートを持っております。実際の労務につきましては、それほど大きなものではないと思っておりますので、何とか期限内に納めていただけるものと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 工期のことでございますけれども、昨日、青原小学校の工事延期のことで、設計管理業者さん、それから請負業者さん、町長室へ来ていただきまして、議会でも申し上げたとおりの口頭での注意という形をさせていただきました。それに関連して、この地域食材供給施設改装工事、同じ業者でいらっしゃいますので、請負のほうはです、こちらのほうにも私からもこの工期の重大性ということ、それも伝えておまして、必ず厳守をいただきたいということで伝え終えているということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第166号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第166号平成26年度津和野町地域食材供給施設改装工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第25. 議案第167号

○議長（沖田 守君） 日程第25、議案第167号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第167号でございますが、町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、議案第167号を御説明をいたします。

今回の一部改正につきましては、町長の給料月額を、現行は4月から3月まで10%の減額をしておりますが、それを1月から5月まで20%減額するものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、1枚めくっていただきまして、新旧対照表のほうをごらんください。改正後でございますが、本条に続きまして、ただし書きといたしまして、「ただし、町長の給料月額は、平成27年1月1日から平成27年5月31日までの間に限り、条例別表に規定する額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする」というものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年1月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 本案件に反対の意見を申し述べます。

70年に一度の大災害の復旧中で、また、他地区でも御存じのとおり、伊豆大島を最後にかなりの災害がありまして、石材労働人員の不足は島根県でも起きております、当町田地区、津和野地区で。これが、子供のことでありますけれども、延期になったということは非常に遺憾なことではあると思いますけれども、今後、もしこのような2カ月、3カ月遅延になった工事、建築が起きたときにどうするかという規定と申しますか、今後、2カ月、3カ月延びたときには必ずこういうことになるのかということも決まっていなくていい今です。かなりの誠意を示されたことと私は思います。したがって、以上の理由で反対をいたします。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。失礼、本案件に賛成者の発言を許します。はい、6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） まずもちまして、このたびの町長の御決断に対しましては、大いなる敬意を表したいと思います。

私は、先般の全員協議会におきまして、この問題をそのまま看過することにおきましては、特に青原小学校の父兄に対する工期延期に対して、真摯な謝罪、口だけではなく、そういうのをどういう形で表現すべきか、あるいは工事工期日を厳守してくるそういう受注業者に対しまして、公平性をいかに担保するかと、この問題。

そして3番目は、私ども議会は町民の代表としまして、議会に提出されます契約書の文言、数字に対しましての規範を重んじまして、承認、議決しているわけでございます。ところが、この規範がこのまま看過することによりまして揺らぐことになりましたら、今後議会に提出されます契約書、そのほかの議案に対しまして随分な疑義を持つことによりまして、その都度質問をしなければならなくなります。先ほど、この166号の議案におきましても、同僚議員からそういう格好の質問が出たことであります。

そういうことから考えまして、どういう結末をすればいいか、私は何らかの罰則なりけじめをつけるべきだと、そういうふうに全員協議会で主張いたしました。間髪入れず、本日、町長その決断をしていただき、本当にうれしく思う次第でございます。

さらに、この決断が今後の町執行部の行政執行に当たりまして、町民並びに私ども議会の信頼回復に大いに寄与するものだと確信します。そういう意味から、私はここは堂々と賛成をいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 本案件に反対者の発言を許します。4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） それでは、反対の立場で討論いたします。

このたび、町長と教育長が青原小学校の子供たちに対して、校舎の建設がおくれたということで、非常に申しわけない思いということが、今回の提案になったと思うわけであり、その点につきましては非常に私も理解をしておることでもあります。

しかしながら、設計士も青原小学校の子供たちに一日でも早く帰ってほしいということで、ぎりぎりの日程を組んでおり、今調べてますと、全国的に資材不足が顕著であり、また、地域の型枠職人なども不足しており、あの益田日赤十字病院の建設でさえ大幅なおくれを取っておるということでもあります。まして、当町は災害復旧で建設業者は平均的に2.5倍程度の業務、そして工事を請け負っております。それは一日でも早い町民の災害復旧の願いを受けてのものであります。このような形で、おくれればその責任をとることになれば、今から業者なども受注を受けるにしても、受注控えという、そういうような形で一層この復興がおくれる懸念があります。

私は、青原小学校の子供に対して町長と教育長がこうして給与の減額ということで責任を示したいという気持ちはよくわかるわけではありますが、私はそれよりもむしろ、青原小学校の子供たちがそのおくれた期間をいかに充実して過ごしていけるか、そのための施策、方策を示していく、それが子供たちに対する最大の誠意だと思っております。

そういうことから、私はこのたび町長と教育長がこうして責任を取りたいという気持ちは重々理解できますが、どこに私は町長と教育長の落ち度があったか、そういうことは全く理解できませんし、業者も災害のある中で精一杯やっておることでもあります。よって、本案件に対して反対の立場として討論をいたします。

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。ありませんか。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） このたびの工事延期は大変問題であると思っておりますけれども、その責めるべきところは町長ではないと思っております。このたび、こういった形で町長がみずからの給与削減を、条例を提案されたということで、一定の町長の気持ちというものが示されたとは私は思っておりますし、責めるべきは町長ではなく、引き受けた業者でありますし、その業者に対しても、町長みずから口頭で注意をされたという結果がございますので、このたびは町長の責任を取るほど、その重大な違反があったわけでも法律違反があったわけでもなく、さまざまな要因が重なった結果だというふうに私は感じております。

こういったことで、違反があつたことであればそれは大変なことでありますけれども、工期の延期というのが、業者のミスでもなくさまざまな環境によって起こされたということで、このたび私はこの町長の提案に対しては、尊重はいたしますが反対をさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 一般質問の中で、町長は遺憾の意ということで、この案件について一定のけじめはつけられたとも思っておりますが、その中でも私も申し上げたとおりでございますが、議会の議決は提案、執行権よりも、私は住民に対する重たいものがあるやに、私自身は感じております。

その辺で、あえて町長に対して私のほうからは、遺憾の意という表明のもとで一定のけじめということで理解はしましたけども、さらにこのように町長自身から重い判断をされ決断をされたことに対して、深甚なる敬意を表する次第であります。よって、この案件については賛成をいたしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言が。5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 私は今回のこの件につきまして、以前からいろんな教育委員会等の説明を聞いておりました。まず、この原因というのが基礎工事ということでおくれてきたということでございます。その基礎というのは、どうしてもいろんな工事の中で変更というのは起きます。最初からしっかりとした調査不足であったということもあるかもしれませんが、実際にかかってみて、基礎というのは初めてそういったものがある、そういうものであります、と私は思っております。だから、当然そういったところの変更というのは出てくるものであります。それによってある程度の私は工期延期が起こってきた、それが主な原因であろうというふうに思っております。

そしてその後、資材が入らないとかいろんな人材不足、そういったことは、ただこの工事だけで今、起こっている問題ではなく、やっぱり近隣のそういった社会状況の中で起きている問題であろうというふうに感じました。

ですから、私は今回のこの工期延期については、本当に工期を間に合わせるのが本来の契約ではございますけども、そういった社会情勢もあって、こういったおくれが出てきた、そういうふうには感じておりました。

そういったことで、それじゃ誰が責任をとるか、それについてはなかなか私も今回については難しい事項だったというふうに思っております。そういった意味で、町長がこういった決断をして、責任を取るというあらわれをされたわけでございますが、私はそういった社会的状況、基礎の状況から考えますと、今回の工期延期については、やむを得ない部分が多かったのではないかというふうに感じます。

そういったことで、今回のこの条例の提案については、反対の立場であるということを表示いたします。

以上です。

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 反対の立場から討論させていただきます。

これまで、反対、同僚議員から出ましたけども、それに補足する形になるかもしれませんが、昨年まで私も青原小学校の保護者でした。今は子供は中学校行きだして保護者ではないんですけども、不良工事が発覚してから、青原小学校PTA、保護者、余り行政のほうには多くは求めてなかったはずですが。仮設校舎にしてもそうです。

ただ、地域、いろんな方からいろんな声が出ましたけども、今回もこれが採決されたら保護者悲しむと思います。こういうことを求めているわけじゃないんです。完成までに、これまで今回の一般質問で青原小学校のことが結構出ましたけども、とにかく情報不足と、少しでも情報がほしいと、迷わないためにも情報がほしいというこの一点です。それとあとは6年生、これが校舎に入れません。これをどう対応するか、それを完成までに考えていただきたい。それとあとは教職員、その配慮。それと運動不足になる配慮、それを教育委員会にも求めております。これはずっと一貫した部分です。ただ、これが採決されるようでは本当保護者が悲しむんではないかなと思っております。

よって、反対といたします。

○議長（沖田 守君） ほかに討論はありませんか。賛成者の発言を許します。ありませんか。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 今回の青原小学校の建設に関して、町長も教育委員会の方々も大変な御苦勞をされて工期に間に合わせようと頑張られたことは、この議場でたくさんお伺いしましたが、やはり結果として約束を守れなかったことに対する責任を取っていただくという意志を町長や教育長から示していただいたので、私はここは受け止めるべきだと思って、賛成の立場で討論します。

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。失礼、反対者の発言を許します。8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 先ほど来、賛否両方の立場で発言をいただいております。

私は一般質問でも申し上げましたように、大変な災害の状況下におきまして、業者、契約先でございます業者も、日夜を問わず今日対応されておるということを実感をおるところでございます。

期間のない中で、災害もそうでございますが、制約された中での契約、また工事の施工をするというふうな状況を踏まえる中で、今後災害においても、このような期限延長というふうな格好が起きたときに、それを即、執行部の責任というところに結びつけるということはどうであろうか、そういうような思いをしながら、今日まで自分自身いろいろ考えたところでございます。

今回、こういった誠意ある提案を出されたわけでございますが、私としては反対をしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 賛成者の討論はありますか。反対者の討論ありますか。賛成者の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 反対者の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ほかに討論はないようであります。これで討論を終結します。

これより、議案第167号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。起立少数であります。したがって、議案第167号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正については、否決されました。

日程第26. 議案第168号

○議長（沖田 守君） 日程第26、議案第168号教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定について、執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第168号でございますが、教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、議案第168号を御説明をいたします。今回の条例改正につきましては、教育長の給料月額を来年1月から3月までの間10%減額するものでございます。

津和野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例に規定する額から、当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額を、平成27年1月1日から平成27年3月31日までの間に限り減額とするものでございます。

この条例につきましては、平成27年1月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんので、これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 同じことの内容になりますけれども、この小学校建築に関しては、もちろん行政責任が全くないとは言えませんが、こう示されたということで一定の理解は得られるものと思ひまして、このたびは反対をさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 本案件には賛成の立場で討論をいたします。と申しますのは、当初から小学校の建設問題につきましても、耐震工事から始まりまして、欠陥校舎であったというふうなことになるまで、そのときでもいろいろ設計士さんをお招きして議論をした経緯があります。私は、減画減築設計を提案をして、そのことについてもいろいろ議論をした経緯があります。減築設計というのは、危険校舎の悪いところだけ削ってやるというふうな工法であったわけですが、これも認めていただけないので強引にその押し切られた感があった、私は大変不満があったわけですが、そうした経緯があり、また随意契約もあのような形で、これもいろいろ今まで議論をしてみりました。

一般質問でも申し上げましたが、今回またこういった工期延期について、労務者不足とか資材の不足とかいろいろ申し上げられましたが、私はこの責任は減額ぐらいでは認められないというふうに強く思っておるわけでありまして。これだけの事業が、これだけ賛成反対いろいろ議論してきました。また、子供たちに対する影響も大なものがあるわけでありまして。

そういったことを踏まえ、町長の責任は部局が違いますけど、本来なら教育部局のこの問題であるわけですが、町長も身を切って減額をするというふうに先ほど申されましたので、何でありますか、教育長の責任はこのぐらいでは私は本当認められない、このぐらい強い意思を持っておるわけですが、今回自分の身を正して減額にしてでもというお気持ちがあるようでありまして、本案件に対しては賛成をいたします。

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） この案件については、反対の立場で討論させていただきます。

このことの性格は、契約案件というただ一点のところ、私には一抹の理解できないところがあって、今日までの経緯を見た暁に、先ほどの案件について町長の責任は問いましたけども、教育長自身については、契約案件についてはそういう責任を問うものではない、そのような性格と申してこの条例案には反対をいたします。

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 先ほど答弁をいたしましたけど、私は、今、町長と教育長の気持ちを察しますと、私も一つの会社を運営してまして、組織のトップに立つというのは、非常に、あるときには身を削って組織を守るがために自分を犠牲にし

なければいけない場面が多々あります。そのときに、何をもって表明するか、このたび、特にこの議会という法と規制、あるいはそういう類によりまして、町民を代表しまして、私どもは承認、決議する議案も多々あるわけでございます。

そういう中で、本来ならば工期を遅延いたしました受注業者が罰を受けるのが本質であると、私は何らかの罰を求めました。しかし、町長は業者にはそれは求められないと。その理由で瑕疵が云々という話もありましたけど、それは抜きにしまして、町長も、じゃあ行政処分としまして、本日、自分に何らかのやはりこのことに関しましては悔いがあったんだと思います。だから本日、この場で皆様にその何らかの責任という気持ちを吹っ切るがために、町長、教育長は身を切って決断をされたと思います。その決断の理由を我々はわかってやるべきだと思います。要するに、昔、よく武士の情けだということで腹を切らせると、そういうこともよくありましたけど、まあ今そういうことは物騒なことでできませんが、何らかの組織のトップとして、やはり責任をここで認め、そして本日を境にあすから町民議会に対する信頼の回復に邁進しようと、そういう決意が今ありありだと思います。

私は組織の、自分のあの小さな会社でございますが、そういう面で随分、そういう身を削った、あるいは決断した場面に遭遇しております。そういうところの信条から、銭金の問題ではありません。その人間の尊厳の問題になると思います。だからここは、潔く町長、教育長の決断を重んじるべきだと思います。そういうことで賛成意見でございます。

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を求めます。次に、賛成者の発言を許します。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 行政側のかんりの努力をされてることは認めますが、今、ここにこうして形として後に残すことによって、今以上の努力をしていただけないのではないかと感じます。これ以上の努力ができないぐらい努力をしていただいていると思いますが、形を残すことにより、もっと努力して工期を守るための何かをしていただけないかと思っておりますので賛成します。

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第168号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立少数であります。したがって、議案第168号教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定については、原案は否決されました。

日程第 27. 請願第 6 号

○議長（沖田 守君） 日程第 27、請願第 6 号津和野町立左鐙小学校の存続を求め
る請願についてを議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りいたします。この請願は、会議規則第 39 条の規定により、文教民生常任委員
会に付託して、閉会中の継続審査にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、請願第 6 号は、文教民
生常任委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第 28. 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第 28、総務経済常任委員会の所管事務調査報告につい
て、総務経済常任委員長の報告を求めます。委員長。

○総務経済委員長（岡田 克也君） それでは、総務経済常任委員会の所管事務調査の
報告について、平成 26 年第 7 回（9 月）定例会において、許可をいただきました所
管事務調査について、会議規則第 77 条の規定に基づき報告をいたします。

1、調査事件、津和野町の農業振興について。

2、調査目的、津和野町の農業振興について現状を調査し、議会における判断材料と
するため。

3、調査方法、机上調査。

4、審査日、平成 26 年 11 月 10 日 月曜日午後 3 時から、西いわみ農業協同組合ひ
まわり 2 階会議室。出席者、西いわみ農業協同組合組合長、橋本正嗣、営農部長、伊藤
栄、営農次長、田中聖司、榊生産組合組合長・百姓塾講師、田中幸一、農林課久保課長・
宮内課長補佐、総務経済常任委員会 6 名であります。

5、審査内容、（1）米価格下落の現状と対策について、平成 26 年度の米価格が大
幅下落となった原因として、福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染によって米
価格が高騰し、過剰作付が行われました。国の示す作付面積の 750 万トン以上つくっ
ても罰則もなく、220 万トンの過剰在庫を抱え、米の流通価格が下落したことにより、
コシヒカリ（A）30 キロの島根県概算金も、平成 24 年度が 7,100 円であったもの
が、平成 26 年度は 4,500 円に下落しました。

先進 7 カ国で、国が主食を管理しなくなったのは日本だけあります。平成 30 年度
には、米の減反政策も廃止となります。12 月には、町内 2 カ所で、農家の方々に J A
の考え方を示していくということでもあります。

本年度産米の米価下落に対する支援対策として、①水稻生産資材の購買未収金決済期
日を延期する。②稲作経営安定緊急対策資金の創設により、さらなる資金として「うる

ちJA米」を出荷した農家に対して、紙袋出荷30キロ当たり100円、カントリーへのばら出荷は1キロ当たり3.3円を支援する。

また、主食用米の減収額が前年対比15%以上見込まれる農業者で、平成26年度米価格の下落により発生した稲作経営に必要な運転資金を、島根県・JAバンク島根、JA西いわみが貸付利息の全額を負担して貸与する。取り扱い期間、平成26年11月1日より平成27年6月30日まで。

また、JA西いわみ益田普及部による試算で、平成26年度産主食米・飼料米の経営試算は、栽培面積10アール当たり、以下、表を御参照いただきたいと思います。

飼料米の「みほひかり」と主食用の「コシヒカリ」の概算があります。粗利益では、飼料米のほうは8,750円であり、主食用の「コシヒカリ」のほうは7万5,000円ですけれども、それぞれ営業外収益、交付金が「みほひかり」は9万1,165円あり、そして、対して「コシヒカリ」のほうは7,500円ということで、最終的に経常利益としましては、飼料米の「みほひかり」が3万5,450円となり、主食用の「コシヒカリ」は2,985円となっており、飼料用米への転換も米価下落の対策となるという、そういう試算が出ております。

(2) CAS冷凍システムの活用と山菜加工場の移転について、シルクウェイにちはら内に設置するCAS冷凍システムは、平成27年4月から稼動予定であり、年間冷凍量は22トンを予定しており、山菜加工場の冷凍だけで約半分程度を使用する予定である。CAS冷凍したワサビのしょうゆ漬けは、茎のしゃきしゃき感が残り、香り、辛みが抜けず、高い品質を保っていた。

システムの操業については、地域おこし協力隊制度を活用したい。

冷凍に1キロ当たり300円の利用料を徴収する。冷凍する品目として、ワサビのほかに、アユやイノシシなどの付加価値の高いものが適していると思われます。CAS冷凍による6次産業化を目指すということでもあります。

(3) 島根県内JAの統合についてであります。島根県内にある11のJAは、平成27年3月に経営統合を行います。統合後に設立される島根県農業協同組合は、組合員数約23万人の全国最大のJAとなります。預金高で六、七百億円、職員は約3,000人となります。

なお、統合により出先機関がなくなることはなく、JA西いわみ益田本店は、西いわみ地区本部となり、地区のことは変わらずに主体的にできます。

山菜や園芸は、益田地区が島根県下一であり、県下の普及の核となります。広域化と大規模化で経営効率を高め、収益を農業振興に注いでいくということでありました。

(4) 担い手支援策と百姓塾についてであります。百姓塾は、当初、津和野町内の4人の農業者が、新規就農するもっと前の段階の農業に興味を持つ人たちに、先輩農業者としての体験談や失敗談、農業農村の過ごし方を話すことから始めた会合であります。

現在、百姓塾の受講生は二十数名を数え、農業に興味を持つ人々が大きくふえていることが実感されます。百姓塾の受講生は、農業経験が全くない人や、農業経営を甘く考えている人も多く、また、農機具・農地・住宅もなく、採算ベースに乗せるだけで高いハードルがあります。しかしながら、慶應義塾大学卒業で世界を回ってきた人など、すばらしい経験を有している人も多く、今までにない発想で津和野町の農業を発展させる可能性も大いにあります。

津和野町には、他の市町村にまさる独自の新規就農制度もあり、就農フェアを行っても多くの人が集まります。就業のないところに定住はなく、百姓塾の受講生が津和野町に定住することが、現実的に最大の定住促進となると考えられます。津和野町で定住プロジェクトチームをつくり、百姓塾受講生が津和野町に定住するための住居となる空き家の改修や確保、中古農業機械の確保、農地の借用等や受け入れる地元地域の理解など、手厚いサポートが定住・就農につながると考えられます。

6、審査意見、米価格の大幅な下落は、農業経営を圧迫し、離農による過疎化の加速や耕作放棄地の著しい増加を招き、美しい津和野の田園風景を失うため、JAと連携を密にして必要な措置を講じるとともに、国や県に対して必要な要請を行うべきである。

また、JAの県下統合も農業振興に大きく寄与すると考えられるため、町とJAが一層の連携を深めて、農業振興策を講じていくべきである。

CAS冷凍システムは、農水産物に付加価値をつけることから、農業者や飲食店などの方々から大きな期待が寄せられており、町とJAや農業生産者などが連携して農水産業の活性化につなげていくべきである。

百姓塾の受講生が津和野町で新規就農・定住するために、国や県の補助金を精査して活用し、町単独の支援策も検討して、空き家の改修・確保、農業機械・農地の確保など、必要な支援を最大に行うべきである。

以上、審査意見を付しまして、報告いたします。

○議長（沖田 守君） 委員長。（発言する者あり）委員長の報告が終わりましたが、これに質問がありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。御苦労でした。

以上で、総務経済常任委員会の所管事務調査報告を終了します。

日程第29. 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第29、文教民生常任委員会の所管事務調査報告について、文教民生常任委員長の報告を求めます。3番、米澤委員長。

○文教民生常任委員長（米澤 宥文君） 文教民生常任委員会所管事務調査報告書であります。

平成26年9月第7回定例会において、許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき報告をいたします。

1、調査事件、地域包括ケアの状況及び現状の調査について。

2、調査の目的、地域包括ケアの中の介護の現状を調査し、今後の議会活動に資する。

3、第1回、平成26年10月21日火曜日午前11時30分から午後2時50分まで。出席者は、文教民生常任委員5名、沖田議長、医療対策課下森課長。場所は、委員会室であります。これについては、所管事務調査の日程等の協議をしております。

4、第2回、平成26年10月31日金曜日午前9時から12時まで。出席者、文教民生常任委員会5名、沖田議長、健康福祉課の齋藤課長、渡辺課長補佐、岸田係長の出席でございます。場所は、町民センターでございます。聞き取り調査としまして、地域包括ケアの状況を聞き取りしております。

ここでちょっとおわびを申し上げたいのですが、表につきまして、私のパソコンのデータと議会事務局のパソコンのシステムの違いから、非常に見にくくなっておりますことを、おわびを申し上げます。その都度ちょっと御説明をしていきたいと思いますが、全部は読み切れませんので、表については、ちょっと比較をしたのをさせていただきたいと思っております。

(1) 津和野町の人口の推移として、平成21年度は全体で8,919、65歳以上3,606人ということで、40%でございます、高齢化率がですね。それから、平成32年、これは推定でございます、全体で6,710人、65歳以上が3,338人。ここで大方49.7%の高齢化率、ほぼ50%になると推定されております。

津和野町の、今、2025年問題として問題になっております、高齢者が最高潮に達するというのが、今、全国で問題になっておりますけれども、津和野町においては、もう10年間進んでおりますので、このままの推移、ほとんど3,300から3,600ぐらいで推移するとされております。したがって、人口は減りますけれども、高齢化率が今後も上がると予測されております。

(2) 1号保険被保険者世帯数、これは、65歳以上の世帯数は、平成21年が2,568、平成26年も2,551で、ほぼ同等でございます。横ばいでございます。平成26年につきましては、9月末の住民基本台帳ということでございます。

(3) 1号保険被保険者数、これは、個人でございます。65歳以上、平成21年の65歳以上75歳未満が1,403人、75歳以上が2,245人、平成26年が1,389人、65歳から75歳ですね。75歳以上が2,229人ということで、ほぼ横ばいでございます。

まことに濟いませぬ、次ページにちょっとまたがっておりますので。ここも住所地特別被保険者ということで、ほぼ同等でございます。26年度については、9月末分までの2倍でございます。

(4) 要介護者認定者数、支援ですね。これについてもほとんど、平成21年と平成29年の推定もほとんど同等で横ばいをしております。

(5) 通所・介護保険施設の利用件数、これも、平成21年、26年、数字を訪問サービス、通所サービス、地域密着型サービス、施設サービスで比較しても、ほとんど同等で推移しております。

(6) 入所待機者の状況でございます。特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応共同生活介護施設の待機状況であります。

特別養護老人ホームにつきましては2カ所、シルバーリーフと星の里でございます。これは、113.41人の待機者がおります。

介護老人保健施設は1カ所で、15人が待機です、せせらぎ。

認知症対応共同生活介護施設が2カ所で、12人の待機者で、悠心彩とはるひ苑でございます。

シルバーリーフの定員は50人、うち、町内入所が42人。星の里、50人入所で町内が38人。両施設の入所で町内の人80人、町外が20人です。

29年からの入所基準は要介護3から5ですが、空き室があれば緩和的に要介護3以下でも入ると聞いております。

ここで、特別養護老人ホームの113.41というような端数が出ております。これは、3カ所、4カ所に1人で申し込みをされておれば、その分で割って、案分といいますか、その点で端数が出ているというものであります。

(7) 介護サービス事業の推移、居宅介護サービス受給者ということで、これは、訪問介護（ホームヘルパー）、訪問入浴介護、訪問介護、通所介護（デイサービス）、あとは、通所サービス、リハビリ（デイケア）と、あとはショートステイ等々でございますけれども、これにつきましても、平成21年の合計が5,467人、平成26年が5,544人ということで、どこも大体横ばいでいっております。

(8) 地域密着型サービス受給者数、これは、認知症高齢者や独居高齢者の増加を踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住みなれた地域で生活ができるよう、原則として日常生活圏内でサービス利用及び提供が行われるものであります。これにつきましても、平成21年から26年、300から400人の間で推移しております。

(9) 施設介護サービス受給者数、要介護に対し、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等日常生活の世話、機能訓練健康管理、療養上の世話を行う施設等々でございますけれども、これにつきましても平成21年は1,277人、次ページにいきまして、平成26年におきましても1,062人、老人保健施設も798人、療養型医療施設でも44人と、ほぼ横ばいとなっております。

(10) でございます。福祉用具購入・住宅改修関係でございますけれども、入浴、排せつ等に用いる特定福祉用具を購入した際に、購入費の9割相当を償還払いで支給す

ると。したがって、立てかえておいて後で払い戻しがあるということでございます。申請限度額が1年で10万円と。

次に、在宅の手すりの取り付け等の住宅改修を行った際には、住宅改修費の9割相当を償還払いで支給。申請限度額は、要介護認定者1人について20万円ということになっております。

居宅（要介護）で、表をつけておりますけれども、平成21年、給付費が398万3,169円と、平成26年におきましても、458万5,688円と、それほど大きな変動はありません。

予防に関しまして、要支援でということで、平成21年が607万6,320円、平成26年が542万540円ということで、ほぼ同じような経費でございます。

5番目としまして、第3回、平成26年11月4日火曜日午前9時から午後0時まで、文教民生常任委員会を開いております。文教民生委員出席者5名、医療対策課長下森課長。場所といたしましては、町民センター。聞き取り調査で地域包括ケアの状況を聞いております。

(1)としまして、介護予防の現状と課題、介護予防につきましては、高齢者が要介護状態となることの予防、または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を目的として、津和野町は下記の事業を中心に展開を図っております。

1)二次予防事業把握事業、早期に機能低下のある高齢者を把握し、介護予防事業に参加を勧め、機能の低下を予防することです。このことは、表にあります二次予防事業把握事業として、介護保険の認定のない65歳以上の基本チェックリスト25項目の実施をされております。2,783人に発送され、回収が77.9%ということで、2,167人ということになります。

2)二次予防事業、目的が、二次予防事業対策対象者の高齢者の中で、体の機能が弱くなり、近い将来、介護サービス利用の可能性のある方に機能を回復する事業（運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上）を提供し、要支援・要介護にならないようにするものであります。この表にありますように、通所型介護予防事業として、リハビリ体操教室、お口の健康教室。訪問型介護予防事業としまして、家庭訪問で対応と栄養改善をされております。

3)としまして、一次予防事業、主として活動的な状態の高齢者の生活機能の維持向上であります。これにつきましては、介護予防普及啓発事業としまして、キラキラ体操教室、元気アップ教室、栄養相談。これちょっと、人数が1段ずつずれておりますので、まことに見にくくて申しわけありません。この3項目に分けて、右の参加人員は載っております。

あと、地域介護予防活動支援事業、地域運動推進員事業等を開催されております。

○議員（11番 板垣 敬司君） 議長、委員長の報告、表の説明、大変詳しくてありがたいと思いますけれども、やはり、この際、最後の現状と課題というようなところを

言われたほうがよろしいのではないかとと思いますが、委員長報告としてはまずいのか
もしれませんが、いかがでございましょうか。

○議長(沖田 守君) 委員長に申し上げます。議員からあのような提案もあります。
したがって、項目で最後については資料提供されておりますので、できるだけ簡潔に
お願いをしたいと思います。

○文教民生常任委員長(米澤 宥文君) わかりました。

それでは、3)の介護予防事業の課題としまして、高齢者が住みなれた地域で安心して
暮らし続けられるよう、地域包括ケアに基づき引き続き介護予防に力を入れるときに、
事業評価等も視野に入れた活動も必要になるということでもあります。

(2)地域支援事業の課題、目標につきましては、書いてあるとおりでございます。

それと、介護保険給付実績数も表のとおりであります。

地域支援事業の課題としまして、平成26年法改正により、予防給付のうち、訪問介
護・通所介護については、市町村地域の支援事業に平成27年度から平成29年度まで
に移行し、それ以外の訪問看護・福祉用具等は、引き続き介護予防給付で継続されます。

法改正後は、これらの利用者、それ以外の対象者を新しい「介護予防・日常生活支援
総合事業」に基づき、市町村が中心となり、要支援者に効果的かつ効率的な支援可能な
体制づくりが大きな課題であり、引き続き地域支援事業を充実することが必要となる
ということで、施設別利用者数は表のとおりであります。

新しい地域支援事業の全体についても、今まで説明した中のとおりであります。

(3)地域包括支援センターの現状と課題ということで、平成21年度より主任介護
専門医、つまりケアマネジャー、社会福祉士、保健師の3職種の配置により、高齢者が
自主的、継続的に介護予防活動に参加することで、住みなれた地域で安心して生きがい
を持ちながら生き生きとした生活を送れるよう事業を展開している。

1)につきましては、地域包括支援センターの主な事業内容は、ここに記載してあり
ます。

2)につきましても、支援センターの人員、ここも先ほど言いましたように、ケアマ
ネジャー、社会福祉士、保健師の配置を書いております。

6、第4回平成26年11月13日木曜日午後1時から午後3時まで、文教民生常任
委員会を開催。出席者は文教民生受任委員会5名、場所は委員会室、地域包括ケア状況
のまとめをしております。

7としまして、第5回、平成26年11月26日水曜日午前9時から午後3時まで、
文教民生常任委員会5名、社会福祉協議会山本会長、大庭副会長、村上局長、水津部長、
斎藤部長の出席で行っております。場所は、津和野町社会福祉協議会であります。聞き
取り調査につきましては、介護事業及び町委託事業の現状と課題及び地域包括ケア状況
のまとめであります。

(1) としまして、組織をここに上げさせていただいております。総勢32名、そして登録ヘルパー、これは常時ではないですが、必要があるときに出させていただくのが23人おられます。25年度の資金収支決算もついております。

この中で(2) としまして、町受託事業、高齢者配食サービス。ちょっと「食」がまことに済みません、「色」になっていると思います。「食べる」でございます。このことは、平成25年11月まではあじさいでつくっておられました、管理栄養士等の問題で、平成25年12月からは松江市の生協でつくって松江から運んでおられます。これは後出てきますので。

(3) 福祉支援事業、緊急通報装置の貸与事業でございます。25年度は200台となっております。日原地区が82台、津和野地区が118台ということで、ここでちょっと上がっておりますのは、日原地区におきましては、益田消防直結につながると。津和野地区におきましては、津和野福祉会が緊急通報の通報を受け取っております。

(4) の介護保険事業は、以下のとおりでございます。いろいろありまして。

(5) 訪問介護事業に当たっておられる方は、このような人数であります。その次の障がい者というのも、人数はたくさんおられませんが、やっぱり利用者がおられます。

現状と課題としまして、平成25年10月に津和野居宅と日原居宅を統合し津和野居宅介護支援事業所として開設し、統合したことで、介護支援員のケアマネジャーが全町をカバーしている。

緊急通報装置の変更により、益田広域消防本部直通となったが救急キットの確認の徹底と消防署分遣所との連携も必要であると。

介護度の高い人の入所希望が高くなり、在宅支援は減少している。また、介護者の高齢化や疾患・罹患で、介護が困難な状況になっていると。

慢性的に登録ヘルパーの確保が難しい中、障害者総合支援法サービスの利用者は重度化の傾向にあり、今後十分な対応が極めて不安な状況にあると。

訪問介護員、これは一般に言うヘルパーですが、高齢化に伴う体調不良、主に腰痛や下肢への負担でこれに対する配慮や登録ヘルパーの常務勤務希望により、勤務調整に苦慮しているとあります。

文教民生委員の調査意見としまして、1、高齢者の施設やサービス利用は、今後当分の間続くと予測される。したがって、特別養護老人ホーム待機者解消のための増床や中間施設の住まい、つまりサービスつき高齢者住宅プラス渡り廊下で接続された通所介護施設を早急に建設すべきである。

2、介護従事者については、津和野町の人口が減少する中、高齢者人口が3,300人前後で今後も推移し、高齢者割合が高くなるため、公営、民営を問わず、介護従事者確保のためにも処遇改善等の検討をするべきである。

3、配食サービスについては、現在1週に2回であるが、ニーズに合わせて介護予防と健康維持、また安否確認のためにも、回数を検討すべきである。また、町内業者の利用を再検討すべきである。

4、介護保険以外のサービスについては、布団干しや出し入れ、おむつ一部補助、バス代、タクシー代補助等、津和野町独自の付加的な生活支援を計画に盛り込むべきである。

5、介護予防事業や生活支援サービス事業は、健康福祉課、医療対策課、また民間への委託など、運営主体が分かれている。予防事業の効果を検証し次期計画へ反映させるためにも、利用者個々のデータを一元化し、情報を共有できるカルテ作成に努力すべきである。

6、平成27年度の介護報酬改定により、平成29年度までに介護予防給付要支援1、2の一部サービスである訪問介護と通所介護が、新しい総合事業に移行となる。津和野町に合致した介護サービスをいち早く実施するためにも、要支援者・要介護者のニーズや地域支援事業における介護予防・生活支援サービス等を実施することとなる介護サービス提供事業者の供給能力を調査し、「第6期老人保健福祉・介護事業計画」に介護予防・生活支援サービス等のサービスを新しい事業に移行することで、ニーズに合った新しい総合事業に盛り込むべきである。

以上でございます。津和野町議会議長沖田守様。平成26年12月17日、文教民生委員会委員長米澤宥文。

以上であります。

○議長（沖田 守君） これより、委員長報告に対しての質問があれば発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、委員長、御苦勞でした。

以上で、文教民生常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

日程第30. 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（沖田 守君） 日程第30、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務経済常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によりお手元に配付いたしました所管事務調査の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第31. 文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（沖田 守君） 日程第31、文教民生常任委員会からの閉会中の継続調査についてを議題とします。

文教民生常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました所管事務調査の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第32. 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（沖田 守君） 日程第32、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、お手元に配付しました所掌事務調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。12月12日から始まりました平成26年第10回津和野町議会定例会を閉会いたします。大変、御苦勞さまでございました。

午後0時31分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員